

# 平成22年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第1号）

平成22年3月2日 火曜日

---

## 1. 議事日程第1号

平成22年3月2日 午前10時 開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第1号 平成21年度人吉市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第4 議第2号 平成21年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議第3号 平成21年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第5号）
- 日程第6 議第4号 平成21年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）
- 日程第7 議第5号 平成21年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議第6号 平成21年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議第7号 平成21年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第6号）
- 日程第10 議第8号 平成21年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）
- 日程第11 議第9号 平成21年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第12 議第10号 平成21年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議第11号 平成21年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議第12号 平成22年度人吉市一般会計予算
- 日程第15 議第13号 平成22年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算
- 日程第16 議第14号 平成22年度人吉市カルチャーパレス特別会計予算
- 日程第17 議第15号 平成22年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第18 議第16号 平成22年度人吉市老人保健医療特別会計予算
- 日程第19 議第17号 平成22年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第20 議第18号 平成22年度人吉市介護保険特別会計予算
- 日程第21 議第19号 平成22年度人吉市介護サービス事業特別会計予算
- 日程第22 議第20号 平成22年度人吉市水道事業特別会計予算
- 日程第23 議第21号 平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第24 議第22号 平成22年度人吉市国民宿舎特別会計予算
- 日程第25 議第23号 平成22年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第26 議第24号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議第25号 人吉市地域公共交通会議設置条例の制定について
- 日程第28 議第26号 人吉市職員の給与に関する条例及び人吉市職員の勤務時間、休暇等

- に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議第27号 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議第28号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議第29号 人吉市消防団条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議第30号 人吉市民まちづくり応援事業条例の制定について
- 日程第33 議第31号 人吉市民まちづくり応援事業審議会設置条例の制定について
- 日程第34 議第32号 人吉市男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第35 議第33号 人吉市男女共同参画推進審議会設置条例の制定について
- 日程第36 議第34号 人吉市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 日程第37 議第35号 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議第36号 人吉市健康増進計画・食育推進計画策定委員会設置条例の制定について
- 日程第39 議第37号 委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更について
- 日程第40 議第38号 市有財産の無償貸付けについて
- 日程第41 議第39号 権利の放棄について
- 日程第42 議第40号 損害の賠償について
- 日程第43 議第41号 損害の賠償について
- 日程第44 議第42号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第45 議第43号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第46 諮第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第47 諮第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

---

---

## 2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり

---

---

## 3. 出席議員 (20名)

- |     |           |
|-----|-----------|
| 1 番 | 松 岡 隼 人 君 |
| 2 番 | 井 上 光 浩 君 |
| 3 番 | 豊 永 貞 夫 君 |

4番	川野精一君
5番	笹山欣悟君
6番	村上恵一君
7番	西信八郎君
8番	松田茂君
9番	永山芳宏君
10番	福屋法晴君
11番	森口勝之君
12番	田中哲君
13番	本村令斗君
14番	立山勝徳君
15番	仲村勝治君
16番	三倉美千子君
17番	山下幸一君
18番	下田代勝君
19番	簗毛正勝君
20番	大王英二君

欠席議員 なし

---

#### 4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田中 信孝君
副 市 長	林 健善君
監 査 委 員	篠崎 國博君
教 育 長	堀 秀行君
市長公室長	荒 卷 通君
総 務 部 長	深 水 雄二君
市 民 部 長	浦 川 康徳君
健康福祉部長	尾 方 篤君
経 済 部 長	井 上 修二君
建 設 部 長	山 上 茂君
市長公室次長	井 上 祐太君
総 務 部 次 長	坂 崎 博憲君
市 民 部 次 長	椎 葉 幹夫君
健康福祉部次長	中 村 明公君

経済部次長	蓑毛幸一君
経済部次長	椎葉文雄君
建設部次長	松田知良君
秘書課長	福山誠二君
総務課長	中村則明君
市民課長	今村修君
福祉課長	加賀邦保君
道路河川課長	有田健一君
会計管理者	大石宝城君
水道局長	多武芳美君
下水道課長	岳尾智光君
教育部長	赤池和則君
教育部次長	小林勇君
社会教育課長	東俊宏君
農業委員会 農事務局長	靄崎晴美君
監査委員 局長	松江隆介君

---

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局	長	永田正二君
次	長	村並成二君
庶務係	長	山本繁美君
書	記	和泉龍二君

---

午前9時58分 開会

○議長（大王英二君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより平成22年第1回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付してあります議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略させていただき、書類報告にかえさせていただきます。

なお、関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覽いただけますようお願いをいたします。

それでは、これより議事に入ります。

---

---

### 日程第1 会期の決定

○議長（大王英二君） 日程第1、会期の決定については、去る2月23日、議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。

○9番（永山芳宏君）（登壇） おはようございます。平成22年3月第1回人吉市議会定例会に当たりまして、去る2月23日に議会運営委員会を開きまして、会期日程等について協議をいたしておりますので、御報告を申し上げます。

まず、会期につきましては、本日3月2日開会、3日休会、4日午前10時から公益的施設の適正配置に関する特別委員会、午後1時30分から球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会、5日から8日まで休会、9日議案質疑、10日、11日一般質問、12日一般質問及び委員会付託、13日、14日休会、15日予算委員会、16日、17日、18日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、19日予算委員会、20日から24日まで休会、25日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

一般質問の通告は3月5日金曜日午後3時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにいたしております。

一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目からは質問席にて行い、質問時間は従来どおり50分以内としております。また、議案質疑の回数は、質問席から2回以内ということに決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） 会期の決定については、ただいまの委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。よって、日程第1、会期の決定は委員長報告どおり決定いたしました。

---

---

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（大王英二君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に1番、松岡隼人議員、2番、井上光浩議員を指名いたします。

---

---

## 日程第3 議第1号から日程第47 諮第2号まで

○議長（大王英二君） 次に、日程第3、議第1号から日程第47、諮第2号までの45件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 皆さん、おはようございます。平成22年第1回人吉市議会定例会の初めに当たりまして、発言の機会を与您にいただき、誠にありがとうございます。

早速でございますが、施政方針の前に、平成21年12月に発覚いたしました観光振興課嘱託職員による石野公園売店の売上金の私的流用、及び平成22年2月に発生いたしました本市職員による市役所別館2階女子トイレ盗撮につきまして、御報告及びお詫びを申し上げます。

初めに、観光振興課嘱託職員による石野公園売店の売上金の着服でございますが、当時、石野公園管理室長と勤務していた元観光振興課嘱託職員が、売店売上金から現金130万円を平成21年12月10日に着服し、私的に流用していただいております。調査の結果、本人も着服した事実関係を認めましたので、同年12月24日に一般職員の処分に準じて、本人を懲戒処分とし、解任し、管理監督者である担当部長、担当次長及び担当課長は戒告処分といたしました。なお、私自身の責任につきましては、市長給与の減額を今議会に提案させていただきたいと存じます。また、副市長につきましても、同様の趣旨で減給の提案をさせていただきたいと存じます。

次に、市役所別館2階女子トイレ盗撮でございますが、これは平成22年2月3日の午後9時頃、女子職員が市役所別館2階女子トイレに小型のカメラが仕掛けられていることに気付き、同僚、上司に報告し、相談を受けた上司が午後9時20分頃に人吉警察署に通報したものでございます。現場検証の後、午後11時頃から人吉警察署において、カメラに気付いた職員や通報した職員などの事情聴取が行われていたところ、通報時に在庁していた別の職員が警察署に出頭し、自分が設置したと名乗り出たものでございます。その後、当該職員に対して身柄を拘束しない任意の事情聴取が警察で行われ、本市といたしましても、その合間に事情聴取を行っていたところでございますが、本人も事実を認めていることから、2月9日に、正当な理由なく女子トイレに侵入したものとして、建造物侵入の被害届を提出いたしました。

それを受けまして、警察は事情聴取などを継続し、2月23日に建造物侵入及び軽犯罪法違反の疑いで熊本地方検察庁人吉支部へ書類送検をされたところでございます。今後は、検察の動向を見守りながら当該職員の処分を決定いたしたいと存じます。また、職員処分の際には、本市の最高責任者として私自身の責任につきましても、なるべく早い機会に一定のけじめを付けさせていただきたいと存じます。

度重なる不祥事で、議員各位並びに市民の皆様にお心配をお掛けいたしまして、大変申しわけございません。

次に、市政に対する所信を申し述べさせていただきます。

昨年中は、国・県の格別の御高配を賜り、また議員各位を初め多くの市民の皆様方からいただきました御指導、御激励に対しまして、心から厚く御礼申し上げます。

現在、私たちを取り巻く社会状況を見ますと、一昨年のサブプライムローン問題に端を発し、世界規模に波及した金融・経済危機は、経済のみならず雇用問題にも深刻な影響を及ぼすほか、今もなお予断を許さない状況にあり、少子高齢化やデフレが追い打ちをかけるなど、景気の回復はいまだに先が不透明な状況にございます。

平成19年の市長就任以来、私は市民の声を大切に、また議会の御判断を仰ぎながら、私の政治信条でございます「公平、公明、公正なる、市民に開かれた、市民のための市政運営」に取り組んでまいりました。この信念のもと、地方が元気にならないければ国も元気にならないと信じ、「市民みんなが健康で笑顔で暮らせるまちづくり」の実現に向けて、「観光で食べられるまち、農業で食べられるまち、企業誘致」を政策の三本柱として、同時に行財政改革を実現するべく、私が皆様方にお約束いたしましたマニフェストの実現に向けて、市職員と一丸となって全力で取り組んでいるところでございます。この間、さまざまな取り組みにつきまして、議員各位を初め多くの市民、団体の皆様に格別の御理解と御協力を賜りましたことに対し、重ねてお礼申し上げます。

ここで、若干の時間を拝借いたしまして、国が定めました平成22年度の地方財政計画について、その概要を申し上げます。平成22年度の地方財政は、極めて厳しい現状及び現在の経済情勢などを踏まえ、「地域のことは地域で決める」、地域主権の確立に向けた制度改革に取り組むとともに、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、地方財政の所要財源を確保することで、住民生活の安心と安全を守るとともに、地方経済を支え、地域の活力を回復させていくことを基本理念としております。まず、歳出面においては、経費全般について徹底した節減合理化に努める一方、当面の地方単独事業などの実施に必要な歳出及び地域のニーズに適正に応えるために必要な経費が計上されております。また歳入面においては、安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図ることを基本として、過去最大規模の財源不足に対し、地方財政の運営上、支障が生じないよう適切な補填措置を講じることとし、平成22年度地方公共団体の歳入歳出総額の見込額を策定されてお

ります。

このような方針のもとで策定されました地方財政計画の根幹を支えております地方交付税は、原資である国税五税の大幅な減収が見込まれる中、「地域活性化・雇用等臨時特例費」の創設などにより、平成21年度に比べ6.8%増とされております。また、臨時財政対策債は、地方交付税の原資となる国税五税の大幅な減収に対し、国と地方が折半して補てんする措置を従来どおり講じたことで、49.7%の大幅な増とされているところでございます。

本市におきましても、ここ数年来の景気低迷の影響を受け、法人市民税を初めとした市税や地方譲与税などの大幅な減収が見込まれているところでございまして、平成22年度も本年度に引き続き、所要一般財源の確保に相当な困難を要し、厳しい財政運営となるのではないかと危惧しているところでございます。

このように厳しい状況ではございますが、平成21年度は国の一次補正予算、及び二次補正予算で示された施策と歩調を合わせ、本市としての景気対策及び雇用対策に取り組んできたところでございます。平成22年度におきましても引き続き、雇用の確保など、市民の皆様が安心して暮らせるための市政運営に努めてまいり所存でございます。

続きまして、川辺川ダム関連でございまして、昨年12月22日に熊本市において、第6回「ダムによらない治水を検討する場」が開催され、球磨川水系の治水の中でも「直ちに実施する対策」などを実施した場合、これまでの大洪水を引き起こした降雨の例や、さらには80年に一度の確率とされる規模の降雨に対して、現況の河道においてどういう状況になるのかといったシミュレーション結果が示され、これまでの議論を踏まえた中間の整理が行われております。次回以降では、ダムによらない治水対策の継続的な検討を行う中で、ハード面、あるいはソフト対策にしても、より具体的な議論に入っていくことになるものと存じます。

また、去る2月24日には、五木村と流域市町村で構成する川辺川ダム建設促進協議会の意見交換会が開催され、村の現状や課題についての説明や意見交換が行われ、五木村の再生に流域を挙げて取り組んでいくことを再確認したところでございます。

郷土の偉人関係でございまして、これまで、市議会においても取り上げていただいております日野熊蔵翁の顕彰事業について、初フライトから100年という航空史上の節目の意味も合わせて、全国に発信してまいりたいと存じます。具体的な事業につきましては、行政が実施する事業と、これまで先行されてきた民間有志の皆様とともに実行委員会を設置して行う事業を計画してございまして、テレビ熊本制作の郷土の偉人シリーズによるテレビドラマ化を初め、日本航空史上のパイオニアである日野熊蔵翁の偉業とそのバックボーンである本市を、郡市民を初め、県民、国民に広く伝えていくような事業を展開してまいり所存でございます。

本年は5年に一度の国勢調査の年でございまして、我が国の人口・世帯の実態を明らかにする、国の最も基本的な統計調査が実施されます。今回の国勢調査は、平成16年をピークに

人口減少に転じた我が国が、人口減少社会を迎えての最初の国勢調査となります。本市におきましても、副市長を本部長とした国勢調査実施本部を設置して、10月1日の実施に向けた体制づくりに取り組んでまいりたいと存じますので、市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

第五次人吉市総合計画関係でございますが、平成23年度を計画初年度とする新たな総合計画の策定に向けて、平成22年度は市民意識調査やアンケート並びにかがやきづくりトークなどの広聴会による市民ニーズや生活環境などの把握のほか、庁内組織の立ち上げ、総合計画策定審議会の開催などを中心に進めてまいります。厳しい社会情勢に対応しながら、市の総力をもって市政発展を遂げられるよう、今後は、議会にも御相談申し上げながら、新しい時代の総合計画の策定に向けて具体化してまいりたいと存じます。

国際交流関係でございますが、昨年、議員各位を初め市民の皆様方の御理解、御支援のもとにポルトガル国アブランテシュ市との姉妹都市締結が実現できましたことに対しまして感謝申し上げます。青少年交流につきましては、昨年は残念ながら見送りをいたしたところではございますが、平成22年度はぜひ青少年の相互交流を実現させたいと存じます。また、本年は、日本・ポルトガル修好150周年に当たり、この記念すべき年に次世代を担う子供たちが異文化に触れ、心はぐくむ交流がスタートできることに期待しておるところでございます。11月には、ポルトガル国におきまして記念式典なども開催されることになっておるようでございますので、青少年に限らず、市民の皆様にも訪れていただけるような機会を創出してまいりたいと存じます。

交通政策関係でございますが、本年も3月6日から「SL人吉」の運行が再開されるとともに、バス路線につきましては、昨日から、さらに回遊性を高めた「じゅぐりっと」号に加え、市民の方々の生活路線としての利便性を考慮した循環型バス「さるく人吉」の運行も開始されており、市街地への地域内外からの入り込みも期待されるところでございます。その一方で、人吉球磨地域におきましては、全国平均をはるかに上回る高齢化の伸展や少子化への対応という課題もあり、これまでの地域公共交通のあり方を検証し、これからの実現可能な方策について検討しなければならない時期を迎えております。

平成21年度におきましては、第三セクターくま川鉄道を基軸とした今後の人吉球磨圏域における地域公共交通のあり方、また実現可能な方策を盛り込んだ「人吉球磨地域公共交通総合連携計画」の策定を進めてまいりました。計画の策定に当たりましては、平成21年11月に公共交通利用者や地域内における商業施設などの利用者並びに地域住民を対象として実施をいたしましたアンケート調査の結果を踏まえ、現在、地域の公共交通活性化を図るために、人吉球磨圏域の自治体や各交通事業者が、連携して取り組むべき方針や具体的な施策につきまして協議を行っておりまして、今月末までに計画を決定し、平成22年度から実施に移すことにいたしております。

また、くま川鉄道を地域で支えるために設置をいたしました「人吉球磨地域交通体系整備基金」は、ここ数年で枯渇するという状況を迎えており、開業当初の原点に立ち返りマイルール意識の高揚を図るとともに、鉄道存続を前提とした経営安定化のための新たな仕組みづくりに取り組んでまいりたいと存じます。さらに、前段で述べました回遊型、循環型のバス形態により、市街地では効率的なバス路線の確立ができるものと存じますが、市山間部への運行をしております路線バスにつきましても、利便性を図りつつ、効率的な運行につながりますよう市域バス路線の再編に取り組んでまいる所存です。

交通安全関係でございますが、本市の交通安全に関する指針を示す「人吉市第八次交通安全計画」に基づき、引き続き交通事故のない安全で快適な交通社会の実現を図るための施策に取り組んでまいります。また防犯対策においては、地域の防犯パトロール隊及び関係団体と一体となった取り組みをさらに強め、安全で安心なまちづくりに鋭意努力してまいる所存でございます。

防災関係でございますが、現在、人吉市災害避難地図（人吉市洪水ハザードマップ）の更新作業を進めているところでございます。前は、平成18年に全世帯に災害避難地図を配布いたしておりますが、今回新たに、県管理河川のうち13河川の浸水想定区域を追加し、事前に市民の皆様から御意見を伺うなど、さまざまな防災情報を加えた地図の作成を進めておりますので、完成次第、各家庭に配布いたしますとともに、校別に説明会を開催してまいりたいと存じます。

また、本年9月上旬に熊本県と合同による総合防災訓練を計画いたしております。防災関係機関と連携した災害対応訓練及び市民参加による避難訓練を実施することにより、災害時の対応の確認と防災技術の向上並びに市民の防災に対する意識向上を図ってまいる所存でございます。当日は、大規模な訓練となるため、市民の皆様並びに関係機関団体の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

男女共同参画関係でございますが、去る1月24日、「男女共同参画スペシャルコンサート」と題して、御夫婦で音楽活動をされているESPERANZA（えすぺらんざ）のお二人をお招きし、フルートやオカリナ、ベースギターによる演奏と、トーク形式のコンサートを開催いたしました。御来場いただきました方からは、「音楽とトーク両方を楽しみながら、夫婦の支え合いやお互い感謝する気持ちの大切さを再認識させられた」など多くの感動の声をいただきました。また、平成22年度は人吉市男女共同参画基本計画の見直しの年となりますので、議会並びに市民の皆様の意見を賜りながらよりよい計画を策定してまいる所存でございます。

住民サービス関係でございますが、市役所の顔ともいえる窓口におきましては「笑顔あいさつ」を合言葉にお客様への接遇の改善と向上に取り組んでおり、少しずつではございますが、評価をいただいているところでございます。新たな業務といたしまして、これまで人吉

球磨地域では、熊本県球磨地域振興局のみでの取り扱いとなっておりましたパスポートの申請及び交付が、このたび、県から事務の権限移譲を受け、本年6月から人吉球磨の全市町村の窓口にて申請及び交付を受けることができるようになりました。本市ではワンストップサービスの観点から市民課に窓口を設置いたします。これにより、球磨地域振興局での取扱いはなくなりますが、地域の皆様には今まで以上に身近にサービスを提供できるものと存じます。

くらし安心相談関係でございますが、昨年4月、機構改革に伴い生活や消費に関する相談窓口の一元化を図るため、くらし安心相談係を新設し、また、多重債務などの消費生活問題を抱えた方々の問題解決の一助にという思いから、8月には人吉市消費生活センターを開設いたしました。さらに、昨年末には社会福祉協議会との共催で「ワンストップ生活就労相談会」を、去る2月28日には、「消費生活・生活問題相談会」を開催し、郡市民の方々の相談をお受けしております。開催に当たりまして、御協力いただきましたハローワークを初め各関係機関、弁護士の皆様にご心からお礼を申し上げる次第でございます。

本年1月までの相談件数は、546件ございまして、昨年同時期と比較いたしますと306件の増となっており、相談内容も悪質商法を含む契約問題や多重債務などの金銭問題が最も多く、昨年の2倍以上の相談件数となっております。このようなことから、相談体制のさらなる充実が必要であると判断し、4月から相談員を2人増員することにいたしました。また、くらし安心相談係の執務室を現在の場所から庁舎北側の職員厚生室の建物へ移転し、わかりやすく、利用しやすい体制を整え、一つでも多くの問題解決につなげてまいりたいと存じます。

平成20年4月に施行されました後期高齢者医療制度でございますが、昨年11月に厚生労働大臣の主宰により設置されました「高齢者医療制度改革会議」において、現行制度に代わる新しい制度が検討されており、本年12月末には制度内容が取りまとめられることになっておりますので、改めて御報告申し上げたいと存じます。また、平成22年度は、保険料の改定期となっておりまして、被保険者の方々が混乱されることのないよう周知に努めてまいります。

子供と子育ての支援についてでございますが、本市におきましては、平成17年度に次世代育成支援対策推進法に基づく人吉市次世代育成支援行動計画を策定し、市の施策総ぐるみで子育て環境の整備や支援を行ってまいりました。このたび、この計画が平成21年度で終了いたしますので、新たな計画として、平成22年度から26年度までの5カ年間を計画期間とする後期計画を策定したところでございます。前期計画の「命が宿り、育む、ひとよし」という基本理念を引継ぎながら、子供を産み育てやすいまち、子供が健やかに育つまちとなるよう、着実な計画の推進に努めてまいる所存でございます。

また、この後期計画に基づき、地域で子供を支え合う仕組みの一つとして、平成22年度からファミリー・サポート・センター事業を進めてまいりたいと存じます。この事業は、保護

者に代わって子供の保育所への送迎や保育所終了後の一時預かり、保護者が冠婚葬祭や通院などの際に、子供を預けたい「依頼会員」と、子供を預かっていただく「協力会員」が、ともにセンターに登録をしていただき、子育ての相互援助活動を行う仕組みでございます。

農業関係でございますが、我が国の農業・農村が農業者の減少・高齢化、農業所得の激減、農村の疲弊などにより危機的状況になる中、国においては、農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境をつくり上げることを目的として、平成22年度から農政の大転換の第一歩となる戸別所得補償モデル対策が実施されます。本対策の本格的な実施は平成23年度からとなりますが、対策のねらいは、自給率向上のために水田農業のてこ入れを行うことにあり、そのため自給率向上のポイントなる麦・大豆・米粉用米・飼料用米などについて、シンプルでわかりやすい助成体系のもとに生産拡大を促す「水田利活用自給率向上事業」と、水田農業の経営安定を図るために、恒常的赤字に陥っている米に対して補てんをする「米戸別所得補償モデル事業」を併せて行うものでございます。

本対策の農業者への周知についてでございますが、1月から2月にかけて九州農政局主催の担当者説明会が開かれましたので、それを受けまして、同時期に開催されました校区ごとの認定農業者と農業委員会委員の意見交換会を初め、各地区の子牛品評会、人吉市農家振興組合長連絡協議会や各町内の農家振興組合の会合などでも説明し、周知を図ってまいりました。また、去る2月26日も人吉市水田農業推進協議会主催による市内全農家を対象とした説明会を朝、昼、夜の3回に分けて実施しておりますが、今後も引き続き機会あるごとに農家への周知徹底を図ってまいりたいと存じます。

次に、農産物ブランド化への取り組みでございますが、平成20年3月に策定いたしました人吉市農産物ブランド化基本構想に沿って、平成22年度も人吉市有機農業推進協議会が主体となって健康を基軸とした農産物の生産振興、販売促進を計画しております。

具体的には、一昨年から販売を開始いたしました本市の安全・安心なお米「医食同源ひとよし米」のより一層の販売促進、並びに新たな有機農業技術を活用した野菜栽培の推進に取り組んでまいり所存でございます。

焼酎原料用加工米の栽培についてでございますが、昨年度は試験栽培の2年目ということで、県の「非主食用米生産推進事業」と「球磨焼酎等ブランド確立推進事業」を活用し、多収穫品種でありますタチアオバ、北陸193号、ミヅホチカラの3品種を、市内4戸の農家と2組織、並びに県やJAに御協力いただき、合計で1.8ヘクタールの作付を行ったところでございます。米の収量につきましては、品種によってそれぞれ差が生じましたが、市内3つの蔵元をお願いいたしまして、合計で約10トンの原料米の供給ができました。各蔵元におかれましては、それぞれ年末から年始にかけて焼酎の仕込みに入っておられ、3月末までには各蔵元で多収穫品種を原料とした焼酎が完成するのではないかと存じます。今後は関係

者を交えた試飲会も計画しておりますので、関係者の皆様からいろいろな御意見を伺いながら、新たな生産振興を図ってまいりたいと存じます。

川辺川総合土地改良事業でございますが、相良村におかれましては飛行場用水路掛かりと柳瀬西溝掛かりにおいて、事業から離脱の意思表示をされている組合員も少なくないところから、両用水路掛かりの全組合員を対象に意向調査を実施されました。調査の内容は「既設導水路活用案を進めることについて賛成されるかどうか」、「両用水路取水口より上流で既設導水路活用案の取水を行うことについて賛同いただけるかどうか」という2つの設問でございますが、どちらの設問に対しても「賛同する」は、35%程度でございました。この意向調査の結果から、相良村におかれましては2つの用水路掛かりを事業から除外する方針を固められ、利水関係6市町村長会議にその報告をなされたところでございます。利水関係6市町村長会議といたしましては、今後、国営事業を進めていく中で、どのような課題があり、それらにどう対応できるかを整理していくこととなりますので、引き続き最大限の努力をしてまいりたいと存じます。

農道改良工事でございますが、鹿目町地内野口2号線、温泉町地内湯本1号線におきましては、耕作用道路であり、また生活用道路としても利用されている重要な農道ですが、現況幅員が2.0メートルから2.6メートルと狭く、農耕用車輛の離合はもとより普通トラックの通り抜けも厳しい現状でございます。営農上の資材及び農産物の搬入の利便性と農村の振興を図るため、また地元からの改良要望もあり、用地につきましては無償提供を条件とし平成17年度より順次整備を進めておりまして、湯本1号線の整備につきましては平成22年度、野口2号線につきましては平成23年度完了を目指して、引き続き整備を行ってまいりたいと存じます。

農地法関係でございますが、昨年12月15日に農地法等の一部を改正する法律が施行され、「新たな農地制度」がスタートいたしました。この改正は、食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、転用規制の厳格化などによりその確保を図る一方、農地の貸借については緩和され、農作業常時従業者以外の個人や農業生産法人以外の法人でも借り受けができることで、農地の有効的な利用促進を目指すものでございます。

今回の改正内容につきましては、地域の農業委員の皆様にも御協力いただきながら、農業委員会だより及び農業関連の広報紙などの活用や、各種農業関係の座談会などを通して周知を図ってまいりたいと存じます。

経済及び雇用についてでございますが、人吉球磨の有効求人倍率は12月末の0.28倍から1月末の0.34倍と数字上では少し上向きになってはいるものの、企業や商店などにおきましては、まだまだ厳しい状況が続いているのが実情でございます。

本市では、緊急雇用対策として、平成21年度においてふるさと雇用再生特別基金事業で20人を、また緊急雇用創出基金事業で200人を超える雇用を行ってまいりましたが、市内の雇

用情勢を考慮し、引き続き平成22年度におきましても、ふるさと雇用再生特別基金事業で15人、緊急雇用創出基金事業で115人の雇用を凶ってまいる所存でございます。特に、緊急雇用創出基金事業におきましては、介護、医療、農林、環境などの成長分野を「重点分野雇用創造事業」として位置づけてありまして、それに伴う18人の雇用も含めているところでございます。中でも農業分野では、耕作放棄地などを活用し、トウガラシやキクラゲ栽培など自立できる農業者を育てるための雇用も行う計画でございます。

次に、中心市街地のまちづくりでございますが、昨年7月から5回にわたり地域住民の皆さんと意見交換会を行い「中心市街地の統一コンセプト」を検討してまいりました。去る2月12日の意見交換会では、本市のイメージとして「城下町」という意見が多数でございまして、一定の方向性が見えたのではないかと存じます。今後は、実際に現地を視察しながら意見交換を行い、具体的な中心市街地のまちづくりを展開してまいりたいと存じます。

企業誘致関係でございますが、関東・関西・中京方面で熊本県出身の方が代表をされておられる企業及び福岡県の食品関連企業に対し企業訪問を行っております。また、今月3日から5日にかけて東京ビックサイトにてPVエキスポ（国際太陽電池展）が開催されることになっており、世界18カ国から570社が出展し、約4万人の来場が見込まれております。熊本県のブースに隣接して人吉球磨のブースも出展し、工業用地の情報提供などの誘致活動を行ってまいりたいと存じます。

人吉中核工業用地につきましては、地元の関係者及び地権者の皆様に対し、去る2月22日と23日に事業計画の説明会を行ったところでございます。拡張を計画しております地域には、農業振興地域内農用地があり、大規模な農地転用は県及び農政局との協議・許可が必要でございますので、関係者の方々に農地転用などの御協力をお願いを併せて行ったところでございます。

昨年4月25日に運行開始し、11月29日までの間、数多くのお客様を楽しませてくれました「SL人吉」は、3カ月のメンテナンスの期間を経て運転が再開されます。今年の「SL人吉」は、3月6日から11月28日までの金曜・土曜・日曜に加え、5月下旬から6月を除く月曜と、春休み・ゴールデンウィーク・夏休み・シルバーウィークの期間で、166日の運行が計画されております。今年も多くのお客様を本市へ運んでくれることを期待いたしたいと存じます。

本市のイベント関係といたしましては、2月1日から「人吉・球磨はひなまつり」を開催しているところでございますが、昨日は、人吉球磨の観光シーズンの幕明けとなります「球磨川下り川開き祭」も実施されました。さらに4月1日から5月31日までを開催期間とする春の「じゅぐりっと博覧会」、5月1日・2日の日本百名城「人吉お城まつり」の開催に向け、既に各実行委員会において取り組んでいただいているところでございます。

平成23年春には、いよいよ九州新幹線鹿児島ルートも開業の運びとなりますので、本市に

お越しいただきましたお客様の方々が、御満足いただき、再度、本市にお越しいただきますよう、さらに滞在時間を増やしていただくためにも、魅力あるイベントの実施や、本市はもとより人吉球磨が一体となった観光ルートを検討してまいりたいと存じます。

このような本市観光におきまして、さまざまな観光宣伝や観光客誘致事業などに取り組まれている人吉温泉観光協会では、この時期を千載一遇のチャンスととらえ、より活動の幅を広げるための法人化に向け、協会内に設立準備委員会を設置され、検討を重ねられておまして、遅くとも本年7月には、社団法人への移行に向けた一定の結論が出されるとのことでございます。人吉温泉観光協会員の皆様におかれましては、今後も本市の観光振興に対しまして、さらなる御協力と御尽力を賜るようお願い申し上げます。

人吉駅前広場整備事業につきましては、昨年12月に工事の一部に着手し、本年1月末から本格的工事に着手したところでございます。今後の工事の進め方といたしましては、駅舎西側に計画をしております駐車場を先に完成させた後、駅前のロータリー部分の工事を行ってまいり所存でございます。工事期間中は、周辺の住民の方々や駅利用者の皆様方には御不便をお掛けするかと存じますが、御協力をよろしくをお願い申し上げます。

中川原公園は、大橋のかけかえに伴いまして、取付道路が下流側に設置され、利用形態も変わることから、中川原公園基本構想委員会で御審議いただいておりますが、人吉城跡や球磨川と一体となった季節感があり、誰でも憩える自然公園を目指すことを基本理念として、上流側を芝生広場、下流側を緑地広場とした整備を御提案いただきましたので、早期完成を目指して現在工事を進めているところでございます。

人吉橋橋梁補強・補修工事につきましては、昨年12月末まで片側通行止めにより足場設置などの本格工事に向けた準備を行い、本年1月12日から全面通行止めを実施しながら工事に着手してございまして、床版や高欄などを中心とした作業を行っております。関係町内や市民の皆様のお理解と御協力によりまして、現在、施工計画どおり順調に進捗いたしております。今後とも、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

学校施設関係でございますが、市内各小中学校冷暖房設置工事につきましては、夏季休業期間中を利用して実施し、2学期からの使用を目指しているところでございます。また、太陽光発電システムにつきましては、全国的に発注が集中するため、着工時期にも多少影響が生じる見込みとなっておりますが、できる限り早い時期に完了できるよう、進めてまいりたいと存じます。さらに、第二中学校の耐震化工事につきましても、休業期間中などを利用して工事を進め、安全・安心な学習環境の整備に努めてまいります。

学校教育関係でございますが、平成20年度から配置しております特別支援教育支援員につきましては、平成22年度は5人増員いたしまして計15人の支援員を小中学校に配置し、特別支援教育の充実を図ってまいりたいと存じます。

人吉っ子アドバイザー事業でございますが、児童生徒が抱えるいろいろな問題や悩み事の

相談窓口として（仮称）人吉っ子アドバイザーを配置し、保護者・学校・教育委員会ほか関係機関と連携し、児童生徒が快適な学校生活を送れるよう支援体制を確立したいと存じます。

一方、市内小中学校の職員におきましても、安全及び健康を保持するため産業医による面接指導体制を整備するとともに、（仮称）人吉市学校安全衛生委員会を教育委員会に設置することにより、職員が意欲と使命感を持って教育活動に専念できる労働環境の確保を図ってまいり所存でございます。

人吉市二中校区学校支援本部事業でございますが、現在、本事業のかなめとなります学校支援ボランティアに200人余りの方々に御登録をいただき、昨年4月から各学校の要請に応じ、学習や部活動を初め登下校・生活安全、環境整備などの支援活動を実施しているところでございます。学校と地域との連携による支援は、息の長い着実な取組を進めていくことが何より重要であり、今後、継続的に事業を推進するため、学校と地域の連携を密にしながら、それぞれの学校に応じた支援活動を展開してまいります。また、将来における、本市全体での取組も念頭に置きながら、地域教育力の活性化にも努めてまいりたいと存じます。

スポーツ振興関係でございますが、去る2月21日に開催いたしました「いで湯と球磨焼酎・笑顔の里ひとよし春風マラソン」は好天に恵まれ、人吉ふるさと歴史の広場をメイン会場に全国各地から過去最高となります3,268人のエントリーをいただき盛大に開催することができました。参加されましたランナーの皆様には、清流球磨川と菜の花を背景に「人吉球磨はひなまつり」で彩られた街中を駆け抜け、ゴールされた後は、お楽しみ抽選会や地元食材を使った郷土料理を御賞味いただきました。また、大会終了後は市内各所の温泉でリフレッシュしていただくなど、心に残る大会になったのではないかと存じます。御協賛いただきました各企業の皆様並びにボランティアとして御協力いただきました皆様を初め、沿道で温かく御声援をいただいた多くの市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

来る5月1日・2日に、日本百名城人吉お城まつりに合わせまして、第3回おどんな日本一武道大会を開催いたします。本年も人吉城跡三の丸で開催します全国少年剣道大会のほか人吉市弓道場において高校生弓道大会を、また、市民プール横の人吉相撲場では少年相撲大会を開催いたします。いずれの大会も、スポーツ交流の一環として県内外から大勢の選手に御参加いただきますよう、関係団体と協力して準備を進めてまいりたいと存じます。また、城跡北側の球磨川べりにおいて船上からの流鏝舟を弓道関係者にお願ひし、お城まつりに花を添えていただきたいと存じます。

人吉城跡保存整備事業関係でございますが、平成21年度から2カ年に向け、今後の人吉城跡の保存・管理・活用の指針となる「史跡人吉城跡保存管理計画書」を策定中でございます。平成22年度は、策定作業の最終年度に当たり、文化庁及び県との協議を重ねながら、中世城跡を含めた人吉城跡の「保存管理計画書」を策定し、史跡の保存管理、並びに整備・活用に向けた取組を行ってまいりたいと存じます。

国指定重要文化財・岩屋熊野座神社の保存修理事業につきましては、平成21年度から3カ年事業として取り組んでいるところをごさいます、平成21年度に、覆屋の全面解体と拝殿の半解体及び現況調査を実施し、平成22年度は、現況調査を踏まえ、部材の修理を行いながら、全体を復元する工事に取り組む内容となっております。本市といたしましても、引き続き、文化庁・県の御指導を仰ぐとともに、関係者の方々と協議を重ねながら保存修理事業を支援してまいりたいと存じます。

カルチャーパレス自主文化事業でございますが、平成22年度は、カルチャーパレス開館25周年記念事業といたしまして、皆様ご存じの「NHKのだ自慢」を5月16日に開催いたします。本市におきましては、平成元年以来、21年ぶりの開催となりますので、前日の予選会も含め多くの方に御参加、御来場いただきまして、会場を盛り上げ、お楽しみいただきたいと存じます。また、全国に向け本市のPRを行い、地域の活性化に大いに役立てたいと期待しておりますところでございます。

このほか、前回大好評ございました「景気づけおどんな日本一！人吉のだ自慢大会」や、大津町出身で農協勤務を経て落語界へ転身された落語家三遊亭好太郎さんによる「寄席」、親子で楽しめる「ファミリー・ステージ」も計画しておりますので、皆様に楽しんで参加していただけるものと存じます。

上下水道関係でございますが、昨年10月から水道料金・下水道使用料のコンビニエンスストア収納を開始いたしました。本年1月末現在では、月1,000件を超える利用件数となっており、料金支払い方法の選択肢を増やし、充実させることで、お客様の利便性向上が図られたものと存じます。

また、より一層の有収水量の向上を図るため、上原田町配水管改良工事や下漆田送水管改良工事などに着手してまいります。今後も、安定した経営を目指すとともに、安全でおいしい水の供給に努める所存です。

公共下水道関係でございますが、終末処理場「人吉浄水苑」は供用開始からこの3月で28年が経過いたします。機械・電気設備等施設の老朽化が目立っておりまして、平成20年度から第2期改築更新工事に着手いたしておりますが、22年度は水処理設備・電気設備及び脱臭設備の改築工事を行い、処理施設の機能維持や安全性の確保に取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時03分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

○市長（田中信孝君）（登壇） 引き続きまして、御提案申し上げております予算案、条例

案、案件議案につきまして概要を御説明申し上げます。

議第1号平成21年度人吉市一般会計補正予算案（第10号）は、国の二次補正に計上された「地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業」や、国・県の補助事業の決定による事業費の確定や最終決算見込みによるもののほか、単独事業の補正を行うものでございまして、歳入歳出にそれぞれ1億2,636万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ162億9,244万7,000円とするものでございます。

議第2号平成21年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算案（第2号）は、歳入歳出にそれぞれ3,361万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,150万6,000円とするものでございます。

今回の補正の主なものといたしましては、平成21年度に実施いたしました鉄道事業に供する施設の整備に対する近代化設備整備費補助金の3,370万5,000円を人吉球磨地域交通体系整備基金から取り崩し、同額をくま川鉄道株式会社に助成するものでございます。

議第3号平成21年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算案（第5号）は、歳入歳出をそれぞれ192万7,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億362万7,000円とするものでございます。

議第4号平成21年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第6号）は、決算見込みに伴う補正でございます。

歳入歳出をそれぞれ4,421万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億2,758万7,000円とするものでございます。

議第5号平成21年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算案（第2号）は、主に医療給付費の減に伴うものでございまして、歳入歳出をそれぞれ2,317万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ954万2,000円とするものでございます。

議第6号平成21年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）は、主に保険料の確定に伴うものでございまして、歳入歳出をそれぞれ784万7,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,583万4,000円とするものでございます。

議第7号平成21年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第6号）は、歳入歳出をそれぞれ149万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億9,920万1,000円とするものでございます。

議第8号平成21年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算案（第6号）は、主にサービス計画費収入の減によるものでございまして、歳入歳出をそれぞれ37万7,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,928万8,000円とするものでございます。

議第9号平成21年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第5号）は、事務事業費の精算でございまして、収益的収入及び支出につきまして、収入の水道事業収益に1,249万8,000円を追加し、収入総額を5億7,232万円とし、支出の水道事業費用を814万2,000円減額し、支

出総額を5億696万円といたしております。資本的収入及び支出につきましては、収入の資本的収入を189万5,000円減額し、収入総額を3,080万6,000円とし、支出の資本的支出を1,588万7,000円減額し、支出総額を2億3,318万円といたしております。資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額2億237万4,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額635万5,000円、当年度分損益勘定留保資金1億7,982万6,000円と繰越利益剰余金処分額1,619万3,000円で補てんすることにいたしております。

議第10号平成21年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第5号）は、歳入歳出にそれぞれ1,382万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億7,084万9,000円とするものでございます。

議第11号平成21年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算案（第1号）は、歳入歳出にそれぞれ1万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25万6,000円とするものでございます。

議第12号平成22年度人吉市一般会計予算案について御説明いたします前に、今回の予算の概要について申し上げます。

まず、歳入のうち、主要一般財源の市税でございますが、市民税は個人、法人ともに昨今の経済情勢を反映し、大幅な減額が見込まれるところでございます。そのほかの税につきましても固定資産税、市たばこ税、都市計画税などの減収が見込まれ、平成21年度当初予算と比較いたしまして、1億5,129万1,000円の減、3月最終補正予算と比較いたしましても、1億5,000万円余りの減収を見込んでおります。また、地方交付税のうち普通交付税につきましては、地方財政計画においては、交付総額で6.8%の増とされているところではございますが、現下の経済状況を勘案いたしますと、都市部においては法人住民税の大幅な減収が見込まれておりますので、これまで不交付団体であった自治体から、相当数、交付団体に転じるのではないかと危惧をしているところでございます。したがって、本市の交付税の見込みも慎重に行う必要があることから、地方財政計画の伸びは考慮せず平成21年度交付決定額程度で普通交付税を見込んでいるところでございます。また、特別交付税は平成21年度最終見込額と同額の5億円、臨時財政対策債は地方財政計画では49.7%の伸びとされているところでございますが、平成22年度から算定方式が変更になることから、30%の伸び率を乗じて見込んでいるところでございます。

一方、歳出につきましては、既存事務事業の見直しを含め、財源の重点的・効率的配分に努め、可能な限りの経費削減を図るとともに、安定した市民生活に不可欠な社会保障関係経費につきましては、必要な予算を計上いたしております。また、市民の皆様の雇用の確保と生活を守るための予算につきましても、県の基金を最大限に活用し、計上しているところでございます。

歳入歳出予算の総額は、137億5,640万5,000円となり平成21年度当初予算と比較いたしま

すと2.7%の増となっております。

議第13号平成22年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ311万6,000円といたしております。

議第14号平成22年度人吉市カルチャーパレス特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,714万9,000円といたしております。

議第15号平成22年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億6,277万1,000円といたしております。

議第16号平成22年度人吉市老人保健医療特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ101万1,000円といたしております。

議第17号平成22年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,324万円といたしております。

議第18号平成22年度人吉市介護保険特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億3,850万7,000円といたしております。

議第19号平成22年度人吉市介護サービス事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,937万1,000円といたしております。

議第20号平成22年度人吉市水道事業特別会計予算案は、収益的収入及び支出の予算額について、収入に水道事業収益6億1,319万1,000円を計上いたしております。支出では、水道事業費用5億5,502万4,000円を計上し、また、資本的収入及び支出の予算額は、収入に3,300万1,000円を計上し、支出を3億396万4,000円といたしております。

議第21号平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億8,516万5,000円といたしております。

議第22号平成22年度人吉市国民宿舎特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25万1,000円といたしております。

議第23号平成22年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,000万4,000円といたしております。

議第24号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正案は、平成21年12月24日付けで懲戒免職処分に相当する解任処分とした嘱託職員の不祥事に関しまして、市政及び公務員の信用失墜と市民の皆様に多大な御迷惑をおかけしましたことにつきまして、市長及び副市長の監督責任を明らかにするため、それぞれの給料月額を減額して支給するため、条例の一部を改正するものでございます。

議第25号人吉市地域公共交通会議設置条例案は、道路運送法及び地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、現在のバス路線の課題整理を行い、バス路線の運行形態の見直しや交通空白地帯の解消を検討するなど、市民にとってより便利で効率的な交通手段を提供するために必要な事項を協議する機関を設置するため、条例を制定するものでございます。

議第26号人吉市職員の給与に関する条例及び人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正案は、労働基準法の一部を改正する法律が、平成22年4月1日から施行されることに伴い、月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を引き上げること及びその引き上げた支給割合分の時間外勤務手当の支給に代えて時間外勤務代休時間を指定することができることなどについて、関係条例の一部を改正するものでございます。

第27号人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部改正案は、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が公布され、国家公務員退職手当法が改正されたことに準じて、関係条例の一部を改正するものでございます。これは、退職手当支払後において、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合には、退職手当の全部または一部を返納させることができることとするなど、国会公務員に準じて、退職手当について新たな支給制限及び返納の制度を設け、退職手当制度の一層の適正化を図るため、改正を行うものでございます。

議第28号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正案は、雇用保険法等の一部を改正する法律が施行され、地方公務員災害補償法が一部改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。これは、船員保険制度による災害補償が各法の災害補償制度に統合され、これまで船員保険制度の適用を受けていた船員である非常勤の地方公務員が公務災害補償の対象となるため、必要な改正を行うものでございます。

議第29号人吉市消防団条例等の一部改正案は、消防団員の区分に新たに副部長を設け、年報酬額を規定するなど所要の改正を行うため、関係条例の一部を改正するものでございます。

議第30号人吉市民まちづくり応援事業条例案は、市民が主体となって実施する事業に助成を行うことにより、地域住民活動などの自立と育成を図り、もって市民と行政との協働による活力ある地域づくりを推進するため、条例を制定するものでございます。

議第31号人吉市民まちづくり応援事業審議会設置条例案は、地方自治法第138条の4第3項の規定により、人吉市民まちづくり応援事業条例の規定により交付する助成金について審議する機関を設置するため、条例を制定するものでございます。

議第32号人吉市男女共同参画推進条例案は、男女共同参画社会基本法の趣旨にのっとり、基本理念などを定め、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、条例を制定するものでございます。

議第33号人吉市男女共同参画推進審議会設置条例案は、地方自治法第138条の4第3項の規定により、男女共同参画社会の形成の促進に関する総合的な施策及び重要事項について調査審議する機関を設置するため、条例を制定するものでございます。

議第34号人吉市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例案は、地方自治法第234条の3及び同法施行令第167条の17の規定により、長期継続契約を締結することができる契約を定めるため、条例を制定するものでございます。これは、長期継続契約を締結でき

る対象範囲を定め、入札及び契約手続の公平、公明、公正化と事務の効率化を図ることを目的とするものでございます。

議第35号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案は、地域公共交通会議などを設置することに伴い、非常勤職員の報酬及び費用弁償を定めるなど所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議第36号人吉市健康増進計画・食育推進計画策定委員会設置条例案は、地方自治法第138条の4第3項の規定により、健康増進法第8条第2項に規定する健康増進計画及び食育基本法第18条第1項に規定する食育推進計画の策定について審議する機関を設置するため、条例を制定するものでございます。

議第37号委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更についての案件は、平成21年6月第3回人吉市議会定例会におきまして御議決いただきました、終末処理場人吉浄水苑の水処理機械電気設備取替工事に係る日本下水道事業団との工事委託協定の協定金額の変更でございまして、協定金額2億1,000万円を1億7,000万円に改めるものでございます。

議第38号市有財産の無償貸付けについての案件は、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、人吉市養護老人ホーム延寿荘、人吉市知的障害者授産施設希望ヶ丘学園及び人吉市知的障害者授産施設うぐいす荘の土地を無償で貸し付けることにつきまして、議会の御議決をお願いするものでございます。

議第39号権利の放棄についての案件は、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、平成20年度建第17号下林南願成寺線改築工事の契約解除に伴う債権である前払金額余剰金に係る利息金において、債務者の破産手続廃止決定がなされたことから、今後も回収が見込めないため、その権利を放棄しようとするものでございます。

議第40号及び議第41号は、損害の賠償についての案件でございます。

まず1件目は、平成21年6月30日午前11時頃、差押物品を台帳と照合するため、段ボールに入れて保管場所から移動する途中に、段ボールの底から差押物品が落下し、破損した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

2件目は、平成21年12月22日午後4時20分頃、市公用車が、中青井町方面に向かうため、掛井眼科医院駐車場から市道下林南願成寺線へ後進したところ、同医院駐車場に駐車するために市道下林南願成寺線上で停止していた相手方車両と接触し、双方の車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

議第42号公平委員会委員の選任につき同意を求める案件は、清富登美子氏の任期が、本年3月31日をもって任期満了となることに伴い、後任として高松朋子氏を選任することにつきまして、議会の御同意をお願いするものでございます。

議第43号教育委員会委員の任命につき同意を求める案件は、山本泰弘氏の任期が、本年4月9日をもって任期満了となることに伴い、同氏を再任することにつきまして、議会の御

同意をお願いするものでございます。

諮第1号及び諮第2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求める案件は、平成19年7月1日から3年間の任期で法務大臣から委嘱されておりました松本義胤氏、豊岡正子氏の両氏につきまして、本年6月30日をもって任期満了となることに伴い、両氏の再任を推薦することにつきまして議会の御意見を求めるものでございます。

以上御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願いを申し上げます。

御訂正をお願いいたします。12ページでございます。12ページの1行目の中段付近でございます、支出総額を5億698万円と言わなければならないところを、5億696万と言ったそうでございます。698万に御訂正をお願いしたいと思います。

○総務部長（深水雄二君）（登壇） おはようございます。私の方からは、議第1号平成21年度人吉市一般会計補正予算案（第10号）について、補足説明をさせていただきます。

今回は、国の二次補正による地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業に要する経費の増額によるもののほか、国・県の補助事業などの決定による事業費の確定や、最終見込みなどによるものでございます。また、その財源につきましては、二次補正で創設されました地域活性化・きめ細かな臨時交付金の充当、その他国庫支出金及び県支出金などを財源としております。

予算書1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により御説明いたします。第2条の繰越明許費につきましては、第2表、繰越明許費により御説明いたします。第3条の債務負担行為の補正につきましては、第3表、債務負担行為補正により御説明いたします。第4条の地方債の追加・変更・廃止につきましては、第4表、地方債補正により御説明いたします。

9ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費でございますが、1款議会費の環境対応車購入事業（経済危機対策臨時交付金事業）から、11ページをお願いいたします、10款教育費の西瀬地区多目的広場整備工事・川上哲治記念球場防球ネット設置工事までの34件につきましては、年度内の完了ができないために繰越明許をお願いするものでございます。

12ページをお願いいたします。第3表の債務負担行為の補正でございますが、変更といたしまして第4次電算システム導入事業（住民情報システム）から戸籍システム機器リース料までの3件につきましては、事業費の確定に伴い限度額を変更するものでございます。

13ページをお願いいたします。第4表の地方債の補正のうち追加の3件でございますが、まず、農地有効利用支援整備事業債は小柿地区3カ所の水路改修工事に伴うものでございまして、補助事業採択に伴い限度額を330万円と設定するものでございます。橋梁長寿命化事

業債及び人吉駅前整備事業債は、申請見込額を追加するものでございまして、限度額をそれぞれ設定するものでございます。変更でございますが、退職手当債から、次のページ、14ページの中学校空調設備設置事業債までの16件の変更は、事業費の確定、最終見込みにより限度額を変更するものでございます。廃止でございますが、農業基盤整備事業債は、補助事業採択に伴い、農地有効利用支援整備事業債へ変更となったため廃止するものでございます。小学校大規模改修事業債は、公共投資臨時交付金を充当したため廃止するものでございます。中学校校舎改修事業債は、第二中学校の校舎改修工事において起債対象外となりましたので廃止するものです。

16ページから18ページを省略いたしまして、19ページをお願いいたします。歳入でございますが、1款市税、1項市民税から、24ページの7項都市計画税までは、最終調定見込額及び20年の決算における収納率などを勘案し、それぞれ補正をいたしております。このうち、法人税割の減は、法人税割額の基礎となります法人税の減額などによるものでございます。

25ページをお願いいたします。2款、1項、1目地方揮発油譲与税から、32ページの8款、1項、1目自動車取得税交付金までは、いずれも最終見込みによる補正でございます。

33ページをお願いいたします。12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金528万3,000円の増額補正は、養護老人ホーム委託事務費負担金などの最終見込みによる補正でございます。

34ページをお願いいたします。13款使用料及び手数料、1項使用料、6目土木使用料737万2,000円の増額補正は、市営住宅家賃などの最終見込みによる補正でございます。

35ページを省略しまして36ページをお願いいたします。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金4,524万5,000円の減額補正は、保育所運営費負担金、生活保護費負担金などの減に伴うものでございまして、事業費の最終見込みによる補正でございます。

37ページをお願いいたします。2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金9,315万6,000円の増額補正は、市営住宅の修繕工事等に充当します地域活性化・きめ細かな臨時交付金の増や、中川原公園整備事業に充当します地域活性化・公共投資臨時交付金の増などでございます。その他事業費の確定、最終見込みによるものでございます。4目教育費国庫補助金6,153万1,000円の増額補正は、小学校耐震補強工事等設計業務委託料、大畑小学校床改修工事、西瀬地区多目的広場整備工事などに充当します地域活性化・きめ細かな臨時交付金の増や、西瀬小学校校舎耐震改修大規模改修工事に充当します地域活性化・公共投資臨時交付金の増などによるものでございます。5目商工費国庫補助金5,738万7,000円の減額補正は、携帯電話等エリア整備事業費補助金が、国庫補助事業から県補助事業の情報通信格差是正事業費補助金へ代わりましたので、それに伴い減額するものでございます。その他事業費の最終見込みなどによるものでございます。

39ページを省略し、40ページをお願いいたします。15款県支出金、1項県負担金、1目民

生費県負担金410万9,000円の減額補正は、保育所運営費負担金などの減に伴うものでございます。

41ページをお願いいたします。2項県補助金、1目総務費県補助金834万2,000円の増額補正は、産交バスの運行補助に対する地方バス運行等特別対策費補助金などによるものでございます。

42ページをお願いいたします。10目商工費県補助金2,774万6,000円の増額補正は、国庫補助事業の携帯電話等エリア整備事業費補助金から熊本県情報通信格差是正事業費補助金に変更になったことによるものでございます。

43ページをお願いいたします。3項委託金、1目総務費委託金404万5,000円の増額補正は、納税義務者の増に伴い、県民税徴収費委託金などの最終見込みによるなどでございます。

44ページを省略し、45ページをお願いいたします。16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入222万7,000円の増額補正は、西大塚町市有林などの素材生産販売による立木売払収入の増によるものでございます。

46ページをお願いいたします。17款、1項寄附金、2目総務費寄附金37万1,000円の増額補正は、古都人吉応援団寄附金として10人の方から新たに寄附をいただいたものでございます。4目教育費寄附金10万円の増額補正は、国際ソロプチミスト人吉様からの寄附金でございます。

47ページをお願いいたします。18款繰入金、1項特別会計繰入金、2目介護保険特別会計繰入金1,101万円の増額補正は、平成18年度から20年度までの事務費分精算払戻に伴うものでございます。

48ページをお願いいたします。2項基金繰入金、5目減債基金繰入金を2億円減額しております。

49ページをお願いします。19款、1項、1目繰越金を1億6,512万3,000円増額しております。

50ページ、51ページを省略いたしまして、52ページをお願いいたします。20款諸収入、4項、3目雑入58万1,000円の減額補正は、減分として後期高齢者医療広域連合健康審査業務委託費の最終見込みによる減額などのほか、増分としては熊本県土地改良事業団体連合会からの補助の決定によるものなどでございます。

53ページをお願いいたします。21款市債は、第4表、地方債補正で説明しましたので、説明を省略させていただきます。

歳出でございます。

54ページは省略しまして、55ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費7,274万7,000円の増額補正は、希望退職者3人分の退職手当の増額や、20年度定額給付金給付事業事務費の精算に伴う償還金でございます。

56ページをお願いします。7目企画費5,163万3,000円の増額補正は、産交バスの運行補助に対する地方バス運行等特別対策補助金などでございます。

57ページから60ページを省略いたしまして、61ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費242万8,000円の減額補正は、社会福祉協議会補助金の減などのほか、国民健康保険事業特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金の増などでございます。3目老人福祉費632万9,000円の減額補正は、後期高齢者健診委託料などの最終見込みによるものでございます。

62ページをお願いします。4目老人福祉施設費1,253万9,000円の減額補正は、養護老人ホーム延寿荘スプリンクラー設置工事などの確定によるものでございます。

63ページをお願いします。2項児童福祉費、2目児童措置費3,926万8,000円の減額補正は、保育所運営負担金の最終見込みになどによるものでございます

64ページを省略し、65ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、4目健康増進費1,199万6,000円の減額補正は、複合健診委託料などの最終見込みによるものでございます。

66ページを省略し、67ページをお願いいたします。2項清掃費、1目清掃総務費2,933万5,000円の減額補正は、旧人吉し尿処理場解体工事の工事費の減などに伴う人吉球磨広域行政組合負担金の減などでございます。

68、69ページを省略し、70ページをお願いいたします。6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費363万円の減額補正は、里山エリア再生交付金事業など造林業務委託料の減や、緑の再生プロジェクト促進事業の高性能林業機械等購入補助金の減などでございます。

71ページをお願いします。7款、1項商工費、2目商工業振興費3,837万6,000円の減額補正は、携帯電話等エリア整備事業で予定しておりました鹿目地区の整備につきまして、携帯電話業者が直接事業を行うこととなったことによる工事請負費の減などに伴う補正でございます。3目観光費5万2,000円の増額補正には、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業で行います道路観光標識掛替工事などが計上されております。4目石野公園管理運営費95万6,000円の増額補正には、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業で行います展望所修繕工事などが計上されております。

72、73ページを省略し、74ページをお願いします。8款土木費、2項道路橋梁費、6目交通安全対策費820万円の増額補正は、各小学校通学路カラーライン塗装工事の増でございます。

75ページをお願いします。3項住宅費、1目住宅管理費3,016万9,000円の増額補正は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業で行う市営住宅の受水槽改修や屋根防水工事などの増によるものでございます。

76ページをお願いします。4項都市計画費、1目都市計画総務費599万2,000円の減額補正

は、人吉駅前広場整備工事などの最終見込みによる減額でございます。3目公園整備費1,026万3,000円の減額補正は、中川原公園整備工事の最終見込みによる減額などのほか、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業で取り組みます石野公園園路側溝改修工事などを増額しております。

77ページを省略し、78ページをお願いします。9款、1項消防費、3目消防施設費530万3,000円の減額補正は、デジタル防災行政無線基本調査業務委託料などの最終見込みによるものでございます。

79ページをお願いします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費745万7,000円の増額補正は、ユビキタスタウン構想推進事業に要するパソコン等の購入費の増などでございます。

80ページをお願いします。2項小学校費、3目学校建設費3,550万4,000円の増額補正は、小学校空調設備設置工事などの最終見込みによるもののほか、きめ細かな臨時交付金事業として取り組みます人吉東小学校外2カ所の耐震補強工事等設計委託料などの増額によるものでございます。

81ページをお願いします。3項中学校費、3目学校建設費604万4,000円の増額補正は、中学校空調設備設置工事などの最終見込みによるものなどでございます。

82ページを省略し、83ページをお願いします。5項社会教育費、2目公民館費317万4,000円の増額補正は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業で取り組みます大畑公民館北側駐車場舗装工事などによるものでございます。

84ページをお願いします。6項保健体育費、2目体育施設費1,931万円の増額補正は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業で取り組みます西瀬地区多目的広場整備工事などや、同じく地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業に取り組みます村山公園テニスコート改修工事などによるものでございます。

85ページから87ページを省略し、88ページをお願いいたします。13款諸支出金、2項基金費、1目人吉財政調整基金費29万9,000円の減額補正から、10目人吉応援団基金費43万8,000円の増額補正までは、それぞれの基金の最終見込みによる運用利息の補正などでございます。

89ページをお願いいたします。14款予備費に1億1,839万5,000円の増額補正をいたしております。

以上で議第1号人吉市一般会計補正予算案（10号）についての補足説明を終らせていただきます。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時48分　休憩

午後13時00分　開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

○総務部長（深水雄二君）（登壇） 議第12号平成22年度人吉市一般会計予算案について、補足説明をさせていただきます。

予算書1ページをお願いいたします。第1条歳入歳出予算につきましては、事項別明細書により御説明をいたします。第2条の債務負担行為につきましては、第2表、債務負担行為により御説明いたします。第3条の地方債につきましては、第3表、地方債により御説明いたします。第4条の一時借入金の最高限度額を20億円と定めております。第5条の歳出予算の流用につきましては、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

10ページをお願いいたします。第2表の債務負担行為でございますが、第4次電算システム導入事業機器使用料は、平成23年4月から新規電算システム導入に伴うサーバー等機器使用料でございます。6カ年間の期間・限度額を定めるものでございます。

第3表の地方債でございますが、臨時財政対策債は地方財政計画の伸びが49.7%となっておりますが、算定方法が新たに変更になることにより30%の伸び率で見込んでいるところでございます。地方道路等整備事業債から、一番下の防災対策事業債までの5項目につきましては、それぞれの事業に対する地方債でございます。地方債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

次に、第1条の内容につきまして主なものを事項別明細により御説明いたします。

14ページをお願いいたします。歳入でございますが、1款市税、1項市民税のうち個人が11億9,373万6,000円で、前年度に比べ6,452万5,000円の減となっております。これは、個人所得割の減などございまして、就労人口の減などから前年度所得総額の落ち込みが予想されること、住宅借入金等税額特別控除の制度見直しによる減が影響しており、20年度最終見込額と比較しますと約6,800円の減額となっております。2目法人が2億6,236万3,000円で、前年度に比べ6,268万1,000円の減となっております。これは、景気低迷により課税標準となる法人税額の減が予想されることなどによるものでございます。

15ページをお願いいたします。2項固定資産税、1目固定資産税が16億7,743万5,000円で、前年度に比べ2,199万9,000円の減となっております。これは、土地の減などによるものでございまして、地価下落に伴う推定平均評価額の下落によるものなどございまして、2目国有資産等所在市町村交付金が1,908万5,000円で、前年度と比べ90万円の増となっております。

16ページをお願いいたします。3項軽自動車税が8,233万6,000円で、前年度に比べ321万6,000円の増となっております。これは、登録台数の増によるものでございます。

17ページをお願いいたします。4項市たばこ税が2億166万7,000円で、前年度に比べ351万6,000円の減となっております。これは、嫌煙・禁煙傾向の高まりによることや、22年10月からの税率改正が見込まれることが影響しております。

18ページを省略して19ページをお願いいたします。6項入湯税が1,819万5,000円で、前年度に

比べ78万5,000円の増となっております。これは、宿泊者の増によるものでございます。

20ページをお願いいたします。7項都市計画税が2億1,092万5,000円で、前年度に比べ347万1,000円の減となっております。これは、固定資産税の下落に準ずるものでございます。

21ページをお願いします。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税3,630万9,000円から、22ページ、2項自動車重量譲与税1億890万6,000円、23ページを省略しまして、24ページ、3款利子割交付金884万1,000円、25ページ、4款配当割交付金80万4,000円、26ページ、5款株式等譲渡取得割交付金16万6,000円、27ページ、6款地方消費税交付金3億8,015万1,000円につきましては、21年度の最終見込額及び22年度の地方財政計画の伸びを勘案して計上いたしております。なお、23ページの2款、3項地方道路譲与税1,000円につきましては、21年4月から地方道路財源の一般財源化に伴い地方道路譲与税法が改正され、地方道路譲与税から地方揮発油税となったもので、今回存目を計上しております。

28ページを省略して29ページをお願いします。8款、1項、1目自動車取得税交付金が2,813万2,000円で、21年度最終見込額及び22年度地方財政計画の伸びを勘案して計上しております。自動車取得税交付金につきましては、いわゆるエコカー減税の継続から引き続き減額となっております。

30ページをお願いいたします。9款地方特例交付金は、児童手当の年齢引き上げなどに伴い地方負担の増加に対応するために19年度に創設された児童手当特例交付金に、新たに22年度子ども手当創設に伴う地方負担の増加分を、その対象に加えた児童手当及び子ども手当特例交付金と、また、住宅借入金等特別税額控除による個人住民税の減収分と自動車関連諸税の減税に伴う影響額を補てんする減収補てん特例交付金と合わせて4,782万3,000円を計上しております。

31ページをお願いします。特別交付金につきましては、12年度に創設された減収補てん特例交付金が19年度に廃止され、21年度までの経過措置となっておりますが、それが廃止されたものでございます。

32ページをお願いいたします。10款地方交付税のうち、普通交付税でございますが、国におかれましては雇用等臨時特例債など1兆1,000億円が特別枠として増額加算されるなど、平成22年度地方財政計画では6.8%の増となっておりますが、現下の経済状況を勘案しますと、都市部におきましては法人税を中心として減収が見込まれ、交付税の不交付団体から交付団体に転じる自治体が増えるなど予想されるため、地方財政計画の伸びから5%程度を減額した42億円を計上しております。

次に、特別交付税でございますが、22年度交付につきましても引き続き災害対策関連経費などに重点的に配分されることなどから、過大見積もりをしないように国・県からも説明を受けておりますので、21年度同額の5億円を計上いたしております。

33ページを省略して34ページをお願いします。12款分担金及び負担金、1項負担金のうち、

1 目民生費負担金 2 億3,030万円は、前年度に比べ4,202万3,000円の減となっておりますが、これは養護老人ホーム延寿荘の民営化に伴い養護老人ホーム委託事務費負担金の減などによるものでございます。

35ページをお願いします。13款使用料及び手数料、1 項使用料、6 目土木使用料 2 億1,987万4,000円は、前年度に比べ881万7,000円の増となっておりますが、これは市営住宅家賃の増などによるものでございます。

36ページから37ページを省略させていただきます。38ページをお願いいたします。14款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金16億8,889万8,000円は、前年度に比べ3 億6,598万3,000円の増となっております。これは、22年度から創設されます子ども手当支給に伴う子ども手当交付金の増などによるものでございます。また、子ども手当創設に伴い、児童手当関連の被用者児童手当交付金などが減となっております。

39ページをお願いします。2 項国庫補助金、4 目教育費国庫補助金844万3,000円は、前年度に比べ6,255万4,000円の減は、21年度に実施しました西瀬小学校の耐震補強大規模改修工事に要する安全・安心な学校づくり交付金の減及び御館跡及び周辺整備工事に対する人吉城跡保存整備事業費補助金の減などによるものでございます。

40ページを省略し、41ページをお願いいたします。15款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金 6 億5,604万9,000円は、前年度に比べ1,645万1,000円の増となっております。これは、国庫負担金と同様に、子ども手当交付金などの増によるものでございます。

42ページをお願いいたします。2 項県補助金、2 目民生費県補助金 2 億8,066万3,000円は、前年度に比べ1 億9,659万1,000円の増となっております。これは、認知症対応型のグループホームと小規模特別養護老人ホーム開設に伴う介護基盤緊急整備等臨時特例交付金などでございます。4 目労働費県補助金 1 億4,057万9,000円は、前年度に比べ1 億38万9,000円の増となっておりますが、これはふるさと雇用再生特別交付金事業で総合案内人の配置による温泉観光協会活性化事業など7 事業で15人、緊急雇用創出交付金事業で庁内事務補助員雇用などで119人の雇用の確保を行うものでございます。

43ページを省略し、44ページをお願いいたします。3 項委託金、1 目総務費委託金9,369万9,000円は、前年度に比べ2,008万9,000円の増となっております。これは、今年の7月執行予定の参議院選挙費委託金、23年4月執行予定の県議会議員選挙費委託金、また10月1日基準日として実施されます国勢調査費委託金でございます。

45ページを省略し、46ページをお願いいたします。16款財産収入、2 項財産売却収入、1 目不動産売却収入770万1,000円は、前年度に比べ769万9,000円の増となっております。これは、素材生産販売による立木売却収入の増によるものでございます。

47と48ページを省略させていただきます。49ページをお願いいたします。18款繰入金、2 項基金繰入金319万3,000円は、前年度に比べ2 億1,595万1,000円の減となっております。

これは、減債基金繰入金などの減に伴うものでございます。

50ページを省略し、51ページをお願いいたします。19款繰越金に1億円を計上いたしております。

52ページから54ページを省略させていただきます。55ページをお願いいたします。20款諸収入、4項、3目雑入7,487万2,000円は、前年度と比べ2,929万4,000円の減となっておりますが、これは2節民生費雑入の後期高齢者医療広域連合健康審査業務委託料などの減に伴うものでございます。

57ページをお願いいたします。21款市債につきましては、第3表で御説明しましたので省略させていただきます。

58ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款、1項、1目議会費が1億9,616万8,000円で、前年度に比べ503万1,000円の減となっておりますが、これは議員期末手当や旅費などの減に伴うものでございます。

60ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費が8億6,730万4,000円で、前年度に比べ8,095万3,000円の増となっております。これは、人件費のうち子ども手当、共済組合負担金の増や、水道局退職予定者2名への一般会計から水道事業特別会計繰出金などの増によるものでございます。

64ページをお願いいたします。3目文書広報費1億788万2,000円で、前年度に比べ3,784万円の増となっております。これは、総合行政ネットワークシステムのリプレースに伴う増などが主なものでございまして、端末機器などのOS（オペレーションシステム）の保守サポートが22年6月を持って終了することに対応するために、サーバー（端末機）の購入などを行うものでございます。

66ページを省略しまして、67ページをお願いいたします。7目企画費6,625万6,000円は、前年度に比べ634万7,000円の増となっております。これは、郷土出身の日野熊蔵翁の初飛行百周年を記念して行うもので、記念事業補助金の増などに伴うものでございます。

69ページをお願いいたします。10目情報管理費6,797万2,000円は、前年度に比べ1,703万5,000円の増となっております。これは、23年4月から新システムとして稼働予定の住民情報システム、財務会計システムのリプレースに要する経費などでございます。

70ページから73ページまでを省略させていただきます。74ページをお願いいたします。3項、1目戸籍住民基本台帳費8,854万4,000円は、前年度に比べ1,117万9,000円の増となっております。これは、人件費や戸籍システム機器使用料などの増に伴うもののほか、22年6月から市役所窓口で旅券（パスポート）を発行するための要する経費も計上しております。

75ページを省略し、76ページをお願いいたします。4項選挙費、2目参議院議員選挙費1,713万円は、7月執行予定の選挙費でございます。

78ページをお願いいたします。3目県議会議員選挙475万円は、23年4月執行予定の選挙費で

ございます。

79ページを省略し、80ページをお願いいたします。5項、2目統計調査費1,586万円は、前年度に比べ1,029万8,000円の増となっております。これは、10月1日基準日で実施されます国勢調査に要する経費の増などでございます。

81ページから83ページを省略させていただきます。84ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費16億1,442万9,000円は、前年度に比べ3,090万5,000円の増となっております。これは、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金が増となったことなどによるものでございます。このほか、安心生活創造事業に要する経費も計上しております。

86ページをお願いいたします。2目心身障害者福祉費6億7,761万7,000円は、前年度と比べ4,419万2,000円の増となっております。これは、障がい者の自立支援給付費及び地域生活支援事業などに要する経費の増によるものでございます。

88ページをお願いいたします。3目老人福祉費2億202万8,000円は、前年度に比べ1億6,132万円の増となっております。これは、地域密着型サービス拠点等施設整備補助金などの増によるものでございます。このほか、23年10月に開催予定の第24回全国健康福祉まつり熊本大会、愛称「ねんりんピック2011熊本」のリハーサル大会を、今年7月に開催するための経費なども計上しております。

89ページをお願いします。4目老人福祉施設費1億4,021万9,000円は、前年度に比べ4,011万6,000円の減となっております。これは、延寿荘の民営化による指定管理料などの減に伴うものでございます。

90、91ページを省略し、92ページをお願いいたします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費5,689万2,000円は、前年度に比べ908万9,000円の増となっております。これは、ファミリーサポートセンター推進事業及び子供の一時預かりや、保育所でのボランティアなどの子育て応援の担い手育成を図る子育て応援担い手育成事業などの増によるものでございます。

93ページをお願いします。2目児童措置費20億1,824万8,000円は、前年度に比べ3億3,873万3,000円の増は、子ども手当の創設に伴うものなどでございまして、中学校修了するまでの児童を対象に支給されるもので、1名につき月額1万3,000円が支給されるものです。支給対象者は、21年12月末現在で4,300人程度でございます。

94、95ページを省略して、96ページをお願いいたします。3項生活保護費、2目扶助費6億1,312万円は、前年度に比べ1,219万6,000円の増額となっております。これは、生活保護受給者の増によるものでございます。

97、98ページを省略させていただき、99ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費4,944万2,000円は、2種混合・3種混合・麻疹・風疹・BCG・日本脳炎・高齢者インフルエンザなどの予防接種に要する経費などを計上しております。

101ページから104ページを省略させていただきます。105ページをお願いいたします。2項清掃費、1目清掃総務費11億3,348万6,000円は、前年度に比べ4,152万7,000円の増となっております。これは、人吉球磨行政組合負担金汚泥再生処理センター公債費負担金の増などによるものでございます。

106ページを省略し、107ページをお願いいたします。5款労働費、1項労働諸費、4目地域雇用創出推進費1億4,058万1,000円は、前年度に比べ9,314万7,000円の増となっております。これは、ふるさと雇用再生交付金事業及び緊急雇用創出事業で、合わせて130名の雇用の創出を行うものでございます。

108、109ページを省略し、110ページをお願いいたします。6項農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費5,650万4,000円は、前年度と比べ712万8,000円の減となっております。これは、ほ場整備事業償還金補助金の減などによるものでございます。このほか、主なものとしまして、中山間地域等直接支払事業交付金、健康農産物ブランド化推進事業として医食同源ひとよし米のブランド化の推進に要する経費などを計上しております。

112ページから114ページを省略させていただきます。115ページをお願いいたします。2項林業費、2目林業振興費3,524万2,000円は、前年度に比べ321万9,000円の減となっております。これは、低コスト森林促進事業の簡易作業道開設事業補助金などの減に伴うものでございます。このほか、主なものとしまして、シカやサル等の駆除を行う特定有害鳥獣適正管理事業や、市有林の下刈りを行う市有林整備事業などでございます。

116、117ページを省略し、118ページをお願いいたします。7款、1項商工費、2目商工振興費2億682万6,000円は、前年度に比べ294万8,000円の増となっております。これは、ブロードバンド整備に要する経費などによるものでございまして、このほかに、主なものとして、空き店舗を利用した創業支援事業に対する人吉市商店街活性化事業補助金などを計上しております。

120ページをお願いいたします。3目観光費6,092万9,000円は、前年度に比べ1,012万1,000円の減となっております。これは、SL運行に対する特別事業補助金の減及び温泉観光協会補助金の減でございます。このほか、主なものとして、ゴールデンウィーク期間中の5月1日・2日にわたり開催されます日本百名城「人吉お城まつり」の開催に伴う実行委員会の補助金や、21年度から実施しております「じゅぐりっと博覧会」を22年度も引き続き開催するための実行委員会への補助金などを計上いたしております。

122から126ページまでを省略させていただきます。127ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費2,926万9,000円は、前年度に比べ249万9,000円の増となっております。これは、橋長（橋の長さ）15メートル以上の64橋に対する橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託料などの増によるものでございます。

128ページをお願いいたします。2目道路維持費5,327万円は、前年度に比べ2,500万円の増と

なっております。これは、道路維持工事費の増に伴うものでございます。3目道路新設改良費1億3,669万円は、前年度に比べ613万1,000円の増となっております。これは、地方道路等整備事業の下林南願成寺線道路改良工事、交付金事業の青井二日町線改良工事などによる増でございます。5目橋梁新設改良費9,999万2,000円は、前年度に比べ4,667万6,000円の減となっております。これは、21年度から進めてまいりました交付金事業人吉橋橋梁補強補修工事の減に伴うものでございまして、22年7月竣工予定としております。

131ページをお願いいたします。3項住宅費、1目住宅管理費8,571万8,000円は、前年度に比べ1,328万7,000円の増となっております。これは、受水槽改修、屋上防水改修工事など市営住宅修繕工事の増によるものでございます。

132ページをお願いいたします。2目住宅建設費6,190万円は、前年度に比べ2,160万8,000円の増となっております。これは、公営住宅ストック総合改善事業として取り組む立野団地外壁改修工事などに伴う増でございます。

134ページをお願いいたします。4項都市計画費、1目都市計画総務費3億2,116万5,000円は、前年度に比べ1億449万2,000円の減となっております。これは、公共下水道事業特別会計繰出金の減などによるものでございます。

135ページをお願いします。3目公園整備費存目1,000円でございます。前年度に比べ7,600万1,000万円の減となっております。これは、中川原公園整備工事の減に伴うものでございます。4目街路事業費6,887万2,000円は、前年度に比べ986万5,000円の増となっております。これは、22年度完了予定の紺屋町南町線外1線道路改良工事の増に伴うものでございます。

136、137ページを省略し、138ページをお願いいたします。9款、1項消防費、1目消防総務費4億578万7,000円は、前年度に比べ439万1,000円の減となっております。これは、人吉下球磨消防組合負担金の減に伴うものでございます。

139ページを省略し、140ページをお願いいたします。3目消防施設費2,875万9,000円は、前年度に比べ290万8,000円の増となっております。これは、小型動力ポンプ購入などによるものでございます。

141ページをお願いします。5目災害対策費1,362万2,000円は、前年度に比べ911万9,000円の増となっております。これは、市民用避難マニュアル印刷に要する経費や、内水排除ポンプ購入などによるものでございます。

142ページを省略し、143ページをお願いします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費1億6,466万7,000円は、前年度に比べ928万9,000円の増となっております。これは、特別支援教育支援員の5名増などによるものでございます。その他、主なものとしては、ALT外国語指導助手の外国青年招致事業や教育研究所運営費、児童生徒が伝統文化に触れる機会としての落語鑑賞会開催に要する経費などを計上しております。

146ページから147ページを省略し、148ページをお願いします。2項小学校費、3目学校建設費1,000円の存目は、前年度に比べ1億9,220万1,000円の減となっておりますが、これは21年度実施いたしました西瀬小学校耐震補強大規模改修工事の減によるものでございます。

149ページから152ページまでを省略させていただき、153ページをお願いいたします。5項社会教育費、1目社会教育総務費が1億9,088万円でございます。カルチャーパレス特別会計繰出金や、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを整備する学校支援地域本部事業に要する経費などを計上しております。

154ページをお願いいたします。2目公民館費が3,569万7,000円でございます。しあわせ追求人間学講座に要する経費などを計上しております。

157ページを省略し、158ページをお願いいたします。5目文化財保護費2,982万9,000円は、前年度に比べ3,524万9,000円の減となっております。これは、21年度に実施しました人吉城跡保存整備事業として、御館跡及び周辺整備工事の減などによるものでございます。

160ページを省略し、161ページをお願いいたします。6項保健体育費、1目保健体育総務費7,718万8,000円は、前年度に比べ606万6,000円の減となっております。これは、人件費等の減でございます。このほか、主なものとしましては、ひとよし春風マラソン実行委員会補助金、おどんな日本一武道大会実行委員会補助金などを計上いたしております。

162、163を省略し、164ページをお願いいたします。7項学校給食センター費、1目学校給食センター運営費1億4,001万5,000円は、前年度に比べ352万1,000円の減となっております。これは、給食センター備品の減などによるものでございます。

166ページから170ページを省略し、171ページをお願いいたします。12款、1項公債費、1目元金13億2,992万9,000円は、前年度に比べ2,133万6,000円の増となっております。これは、臨時財政対策債などの据え置き期間の終了により元金償還が始まったことに伴う長期債元金の増でございます。2目利子2億5,752万9,000円は、前年度に比べ2,100万4,000円の減となっております。これは、スポーツパレス建設事業で借りました地域総合整備事業債などの減に伴う長期利子の減でございます。

172ページを省略し、173ページをお願いします。13款諸支出金、2項基金費につきましては、各基金の運用利息の積立を計上しております。

175ページをお願いいたします。14款予備費に5,604万7,000円を計上しております。

以上で議第12号について補足説明を終わります。

申しわけございません。私が先ほど説明しました中で、歳入のところで、市民税のところでございますが、約6,800万円の減額というところを、6,800円と言ったようでございます。訂正いたします。もう1点でございます。ページは14ページのところでございます。14ページの1款市税のところで、市民税のうち個人が11億9,373万6,000円で、前年度に比べて6,452万5,000円の減となっておりますということで説明をしまして、20年度最終見込額と比

較すると約6,800円の減額となっておりますと言うべきところを、6,800円と、万を外して言っております。6,800万円と言うところを6,800円と言ってしまっております。訂正いたします。もう1点がですね135ページでございます。3目の公園整備費存目1,000円というところで、前年度に比べ7,600万1,000円と言うべきところを7,600万1,000万円と言っております。正式には7,600万1,000円でございます。訂正してお詫びいたします。

○市民部長（浦川康徳君）（登壇） こんにちは。それでは、私のほうからは、議第15号平成22年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条は、先ほど市長から説明がございましたので省略させていただきます。第2条、債務負担行為につきましては、第2表、債務負担行為で説明をさせていただきます。第3条は、一時借入金の最高額を4億円とするものでございます。第4条は、保険給付費の各項間の流用について定めるものでございます。

7ページをお願いします。第2条の債務負担行為でございますが、平成20年4月の医療制度改革に伴い、特定健診、特定保健指導を実施しておりますが、健診時期により特定保健指導が年度内に終了しない分について債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、事項別明細書により主なものを説明させていただきます。国保予算の性格上、歳出から説明をさせていただきます。

28ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費のうち、1目一般管理費に6,955万3,000円計上しております。国保担当職員の給与、諸手当等の経常事務費、熊本県国保連合会共同電算委託料が主なものでございます。

29ページから33ページは省略させていただきます。34ページをお願いいたします。2款保険給付費でございますが、1項療養諸費は、医療費の支払いに要するものでございまして、療養給付費、療養費、それに医療費審査支払手数料を合わせ28億9,701万3,000円計上いたしております。

35ページをお願いいたします。2項高額療養費を3億4,663万1,000円計上しております。高額な医療費につきまして自己負担額が一定の額を超えたときに、その超えた分を支給するものでございます。

36ページをお願いします。3項出産育児諸費は64人分、2,690万1,000円。

次に、37ページをお願いいたします。4項葬祭費は100件分、200万円。

38ページ、5項移送費に20万円計上しております。

以上、保険給付費の総額は32億7,274万5,000円でございます。

39ページをお願いします。3款後期高齢者支援金等は、75歳以上の医療費を保険者として負担するものでございまして、支援金と事務費拠出金を合わせ4億4,281万7,000円計上しております。

40ページ、4款前期高齢者納付金等でございます。これは、65歳から74歳の前期高齢者の

偏在による保険者間の負担の不均衡を、各保険者の加入者数に応じて調整を行うことによる納付金でございまして、事務費拠出金を合わせ83万9,000円計上しております。

41ページは省略させていただきます。42ページをお願いします。6款介護納付金に2億1,292万7,000円計上いたしております。介護保険の第2号被保険者を約4,400人と見込んでおります。

43ページをお願いします。7款共同事業拠出金は、高額な医療費を保険者が共同で支援する事業でございます。合計で6億314万2,000円計上いたしております。

44ページ、8款、1項特定健康診査等事業費に2,945万5,000円計上しております。これは、生活習慣病の前の段階であるメタボリックシンドロームに着目した健康診査及び保健指導に要する経費でございます。

45ページをお願いします。2項、1目保健衛生普及費1,513万4,000円は、医療費通知などの郵送料、国保連合会共同電算委託料、鍼灸マッサージ補助交付金等の費用でございます。

46ページから49ページは省略させていただきます。50ページをお願いします。12款予備費に、予期できない医療費等の増に対応できるよう医療費の約3%の留保財源として1億円計上いたしております。

続きまして、歳入を御説明いたします。

10ページからになります。10ページに戻っていただきます。国保の予算は、事業の運営に要する経費から国庫支出金、交付金等を差し引いた残りを国民健康保険税で賄うという仕組みになっております。したがって、平成22年度に被保険者の方に御負担をお願いする国保税は、医療費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分を合わせた一般被保険者国民健康保険税を9億2,954万1,000円、同じく退職被保険者等国民健康保険税を7,982万円と見込んでおります。歳入全体に占める国保税の割合は、21.19%でございます。

12ページは省略させていただきます。13ページをお願いします。3款、1項国庫負担金でございまして、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金を合わせまして9億1,707万円計上しております。

14ページ、2項国庫補助金でございまして、財政調整交付金、出産一時金補助金合わせまして3億2,562万4,000円計上しております。

15ページをお願いします。4款、1項県負担金は、高額医療費共同事業負担金、特定健康審査等負担金を合わせまして2,421万1,000円計上しております。

次の16ページ、2項県補助金、1目県財政調整交付金に1億9,507万3,000円計上しております。

17ページをお願いします。5款療養給付等交付金は、退職被保険者等の医療費に対する交付金でございまして、2億3,753万5,000円計上しております。

18ページ、6款前期高齢者交付金でございますが、前期高齢者の医療費を各保険者間で財政調整を行うことによる交付金でございますが、8億5,776万9,000円計上いたしております。

19ページをお願いします。7款共同事業交付金でございますが、共同事業拠出金を財源として交付されるものでございまして、5億8,956万7,000円計上しております。

20ページは省略させていただきます。21ページをお願いします。9款繰入金でございますが、1項、1目一般会計繰入金は3億222万7,000円を一般会計から繰り入れるものでございます。

22ページ、2項、1目財政調整基金繰入金は1億5,000万円の基金取り崩しをお願いするものでございます。

23ページをお願いします。10款繰越金、1項、2目その他の繰越金に1億5,000万円計上しております。

24ページから27ページは省略させていただきます。

以上、平成22年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算の説明を申し上げます。御審議よろしくお願いたします。

済みません。一番最後にですね、平成22年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算と言わなければならないところを、補正予算と言ったそうでございますので訂正方よろしくお願いたします。

○健康福祉部長（尾方 篤君）（登壇） こんにちは。私のほうから、議第18号平成22年度人吉市介護保険特別会計予算案につきまして、補足説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。第1条は、先ほど市長から御説明がございましたので、省略させていただきます。第2条は、一時借入金の最高額を2億円とするものでございます。第3条は、保険給付費の各項間の流用について定めるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして主なものを御説明申し上げます。予算の性格上、こちらのほうも歳出から説明をさせていただきます。

23ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費に5,514万2,000円を計上いたしております。介護保険関係職員の給料、それから経常的な事務費が主なものでございます。

25ページは省略させていただきます。26ページをお願いいたします。3項介護認定審査会費のうち、1目介護認定審査会費1,137万8,000円は、要介護認定を行っていただく介護認定審査会委員の報酬等でございます。2目認定調査等費1,771万7,000円は、要介護認定のために主治医に作成していただく意見書に係る費用等でございます。

28ページ、29ページは省略させていただきます。30ページをお願いいたします。2款保険給付費でございますが、介護サービスの支払に要する費用でございます。1項介護サービス等諸費は、要介護1から5までに認定された方を対象とするサービスに係る費用でございますが、在宅サービスや施設サービス、ケアプラン作成費用と、総額29億1,665万4,000円を

計上いたしております。

31ページをお願いいたします。2項介護予防サービス等諸費は、要支援1及び要支援2と認定された方を対象とするサービスに係る経費でございまして、総額1億2,686万3,000円を計上いたしております。

32ページをお願いいたします。3項高額介護サービス等費は、介護サービスを利用された場合の自己負担が一定の額を超えたときに、その超えた分を支給するものでございます。7,967万6,000円を計上いたしております。

33ページをお願いいたします。4項、1目審査支払手数料356万5,000円は、介護サービス事業所からの保険請求の審査に係る国保連合会への手数料でございます。

34ページをお願いいたします。5項特定入所者介護サービス等費でございしますが、これは施設サービスにおいて住居費や衣食費が利用する方の負担となりますので、所得の低い方の負担軽減としまして限度額を超えた部分につきまして、保険から支給するものでございます。1億4,841万7,000円を計上いたしております。

35ページ、36ページは省略をさせていただきます。37ページをお願いいたします。5款地域支援事業費でございまして、1項介護予防事業費、1目介護予防特定高齢者施策事業費2,349万9,000円は、要支援・要介護になるおそれの高い高齢者に対する通所事業費等の介護予防事業費でございます。

38ページをお願いいたします。2目介護予防一般高齢者施策事業費1,968万4,000円は、一般高齢者に対する通所事業費等の介護予防事業費でございます。

39ページをお願いいたします。2項、1目包括的支援事業費は、包括支援センターの運営費等でございまして2,484万9,000円を計上いたしております。

40ページをお願いいたします。2目任意事業費604万7,000円は、オムツ等の介護用品を支給する家族介護支援事業費等でございます。

41ページから45ページまでは省略をさせていただきます。

続きまして、歳入を御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。介護保険の歳出の大部分を占めます介護給付費等に要する費用の財源は、基本的にその半分を国・県・市による公費負担で賄いまして、残り半分を保険料で賄うという仕組みになっております。また、保険料のうち65歳以上の第1号被保険者の保険料につきましては、3年ごとに策定します介護保険事業計画で見直ししていくことになっておりまして、平成22年度は第4期の2年目となります。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料につきましては、改訂後の平成22年度の月額基準額4,789円を算定基準として現年度分特別徴収保険料と普通徴収保険料、それに過年度分の滞納繰越分、普通徴収保険料を合計しまして総額5億3,742万円を計上いたしております。

9ページは省略をさせていただきます。10ページをお願いいたします。3款、1項国庫負担金は、介護給付費等に対する国の負担金でございます。現年度分と存目の過年度分を合わせまして5億6,994万1,000円を計上いたしております。

11ページをお願いいたします。2項国庫補助金、1目調整交付金は、市町村の財政力格差を調整するための国の交付金でございます。2億8,592万3,000円を計上いたしております。2目及び3目は、地域支援事業に対する交付金でございます。2目の介護予防事業に1,026万円、3目の包括的支援事業任意事業に1,234万6,000円を計上いたしております。

12ページをお願いいたします。4款、1項支払基金交付金でございます。1目介護給付費交付金9億8,255万3,000円は、40歳から64歳までの第2号被保険者から支払っていただく保険料についての社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。2目地域支援事業支援交付金1,231万2,000円は、介護予防事業に対する交付金でございます。

13ページをお願いいたします。5款、1項県負担金は、介護給付費に対する県の負担金でございます。現年度分と過年度分を合わせまして4億9,449万1,000円を計上いたしております。

14ページをお願いいたします。2項県補助金は地域支援事業に対する県の補助金でございます。1目介護予防事業に513万円、2目の包括的支援事業・任意事業に617万3,000円を計上いたしております。

15ページから16ページは省略をさせていただきます。17ページをお願いいたします。7款、1項一般会計繰入金は一般会計からの繰入金でございます。1目は介護給付費に対して、2目は地域支援事業のうち介護予防事業に対し、3目は地域支援事業のうち包括的支援事業任意事業に対して繰り入れるものでございまして、合計5億689万円を計上いたしております。

18ページをお願いいたします。2項基金繰入金のうち、2目の介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金は、介護報酬改定に伴う介護保険料の上昇を緩和するため国から交付される交付金を受け入れる基金を設置しておりますが、その基金から繰入金752万9,000円を計上いたしております。

19ページから22ページまでは省略をさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○水道局長（多武芳美君）（登壇） こんにちは。それでは、議第20号平成22年度人吉市水道事業特別会計予算案につきまして、補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条の業務の予定量につきましては、給水戸数1万5,822戸、総給水量407万9,682立方メートル、1日平均給水量を1万1,177立方メートルといたしております。建設改良工事として、配水管改良工事等を予定いたしております。第3条の収益的収入及び支出につきましては、後ほど予算実施計画書により説明をさせていた

だきます。

2 ページをお願いいたします。第4条、資本的収入及び支出につきましても、後ほど予算実施計画書により説明をさせていただきます。第5条、企業債でございますが、上水道事業債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。第6条は、一時借入金の限度額を5,000万円といたしております。

3 ページをお願いいたします。第7条、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

第8条、議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費2億211万7,000円、公債費5万3,000円でございます。

第9条、利益剰余金の処分でございますが、繰越利益剰余金を8,605万8,000円処分することといたしております。その内訳は、減債積立金として7,077万円、建設改良積立金として1,528万8,000円でございます。

第10条、たな卸資産の購入限度額を924万8,000円とするものでございます。

4 ページをお願いいたします。第3条、収益的収入及び支出の内容につきまして御説明させていただきます。まず、収入でございますが、1款水道事業収益を6億1,319万1,000円といたしております。内訳といたしまして、第1項営業収益が6億1,210万円で、これは水道料金、各種手数料等でございます。第2項営業外収益が108万8,000円、これは預金利息等でございます。第3項特別利益3,000円は存目でございます。

次に、5 ページをお願いいたします。収益的支出でございますが、第1款水道事業費用を5億5,502万4,000円といたしております。内訳といたしまして、第1項営業費用が4億9,413万7,000円で、これは各施設の維持管理費、人件費、物件費等のほか、建物、構築物、機械・装置等の減価償却費、それから構築物量水器等の撤去に伴います資産減耗費等でございます。第2項営業外費用が5,619万2,000円、これは主に企業債の支払利息分と消費税でございます。第3項特別損失が269万5,000円、これは過年度損益修正損等でございます。第4項予備費を200万円計上いたしております。

6 ページをお願いいたします。第4条、資本的収入及び支出の内容につきまして御説明申し上げます。まず、収入でございますが、第1款資本的収入を3,300万1,000円といたしております。内訳は、第1項企業債が3,000万円、第2項工事負担金が300万円。これは、下水道工事に伴う配水管移設工事等の負担金でございます。第3項固定資産売却が存目の1,000円でございます。

次に、7 ページをお願いいたします。資本的支出でございますが、第1款資本的支出を3億396万4,000円といたしております。内訳は、第1項建設改良費が2億3,119万4,000円、これは一般改良工事、負担金工事、起債対象工事の構築物費、機械及び装置費、営業設備費等でございます。第2項企業債償還金が7,077万円でございます。第3項予備費を200万円と

いたしております。

それでは、前に帰りまして2ページをお願いいたします。資本的支出に対しまして、収入が不足しますので、その補てん財源について御説明いたします。第4条の括弧書きでございます、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,096万3,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,014万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億7,475万7,000円と、繰越利益剰余金処分額8,605万8,000円で補てんすることといたしております。

以上で、平成22年度水道事業特別会計予算案の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

---

○議長（大王英二君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後2時07分 散会

# 平成22年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第2号）

平成22年3月9日 火曜日

## 1. 議事日程第2号

平成22年3月9日 午前10時 開議

- |       |       |   |
|-------|-------|---|
| 日程第1  | 議第1号  | 平成21年度人吉市一般会計補正予算（第10号）                               |
| 日程第2  | 議第2号  | 平成21年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第2号）                       |
| 日程第3  | 議第3号  | 平成21年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第5号）                        |
| 日程第4  | 議第4号  | 平成21年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）                        |
| 日程第5  | 議第5号  | 平成21年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）                          |
| 日程第6  | 議第6号  | 平成21年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）                         |
| 日程第7  | 議第7号  | 平成21年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第6号）                            |
| 日程第8  | 議第8号  | 平成21年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）                        |
| 日程第9  | 議第9号  | 平成21年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第5号）                            |
| 日程第10 | 議第10号 | 平成21年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）                         |
| 日程第11 | 議第11号 | 平成21年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）                            |
| 日程第12 | 議第12号 | 平成22年度人吉市一般会計予算                                       |
| 日程第13 | 議第13号 | 平成22年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算                              |
| 日程第14 | 議第14号 | 平成22年度人吉市カルチャーパレス特別会計予算                               |
| 日程第15 | 議第15号 | 平成22年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算                               |
| 日程第16 | 議第16号 | 平成22年度人吉市老人保健医療特別会計予算                                 |
| 日程第17 | 議第17号 | 平成22年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算                                |
| 日程第18 | 議第18号 | 平成22年度人吉市介護保険特別会計予算                                   |
| 日程第19 | 議第19号 | 平成22年度人吉市介護サービス事業特別会計予算                               |
| 日程第20 | 議第20号 | 平成22年度人吉市水道事業特別会計予算                                   |
| 日程第21 | 議第21号 | 平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計予算                                |
| 日程第22 | 議第22号 | 平成22年度人吉市国民宿舎特別会計予算                                   |
| 日程第23 | 議第23号 | 平成22年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算                               |
| 日程第24 | 議第24号 | 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について                   |
| 日程第25 | 議第25号 | 人吉市地域公共交通会議設置条例の制定について                                |
| 日程第26 | 議第26号 | 人吉市職員の給与に関する条例及び人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第27 | 議第27号 | 人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の                        |

制定について

- 日程第28 議第28号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議第29号 人吉市消防団条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議第30号 人吉市民まちづくり応援事業条例の制定について
- 日程第31 議第31号 人吉市民まちづくり応援事業審議会設置条例の制定について
- 日程第32 議第32号 人吉市男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第33 議第33号 人吉市男女共同参画推進審議会設置条例の制定について
- 日程第34 議第34号 人吉市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 日程第35 議第35号 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議第36号 人吉市健康増進計画・食育推進計画策定委員会設置条例の制定について
- 日程第37 議第37号 委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更について
- 日程第38 議第38号 市有財産の無償貸付けについて
- 日程第39 議第39号 権利の放棄について
- 日程第40 議第40号 損害の賠償について
- 日程第41 議第41号 損害の賠償について
- 日程第42 議第42号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第43 議第43号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第44 諮第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第45 諮第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

---

---

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり

---

---

3. 出席議員 (20名)

- |     |           |
|-----|-----------|
| 1 番 | 松 岡 隼 人 君 |
| 2 番 | 井 上 光 浩 君 |
| 3 番 | 豊 永 貞 夫 君 |
| 4 番 | 川 野 精 一 君 |
| 5 番 | 笹 山 欣 悟 君 |

6番	村上	恵一	君
7番	西	信八郎	君
8番	松田	茂	君
9番	永山	芳宏	君
10番	福屋	法晴	君
11番	森口	勝之	君
12番	田中	哲	君
13番	本村	令斗	君
14番	立山	勝徳	君
15番	仲村	勝治	君
16番	三倉	美千子	君
17番	山下	幸一	君
18番	下田代	勝	君
19番	蓑毛	正勝	君
20番	大王	英二	君

欠席議員 なし

---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田中	信孝	君
副 市 長	林	健善	君
監 査 委 員	篠崎	國博	君
教 育 長	堀	秀行	君
市長公室長	荒卷	通	君
総 務 部 長	深水	雄二	君
市 民 部 長	浦川	康徳	君
健康福祉部長	尾方	篤	君
経 済 部 長	井上	修二	君
建 設 部 長	山上	茂	君
市長公室次長	井上	祐太	君
総 務 部 次 長	坂崎	博憲	君
市 民 部 次 長	椎葉	幹夫	君
健康福祉部次長	中村	明公	君
経 済 部 次 長	蓑毛	幸一	君
経 済 部 次 長	椎葉	文雄	君

建設部次長	松田知良君
秘書課長	福山誠二君
総務課長	中村則明君
市民課長	今村修君
福祉課長	加賀邦保君
道路河川課長	有田健一君
会計管理者	大石宝城君
水道局長	多武芳美君
水道局次長	宮原真二君
教育部長	赤池和則君
教育部次長	小林勇君
社会教育課長	東俊宏君
農業委員会 農事務局長	靄崎晴美君
監査委員 監事務局長	松江隆介君

---

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	永田正二君
次	長	村並成二君
庶務係	長	山本繁美君
書	記	和泉龍二君

---

○議長（大王英二君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、議案質疑を行います。議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、直ちに議案質疑を行います。

---

---

### 日程第1 議第1号

○議長（大王英二君） まず、日程第1、議第1号平成21年度人吉市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○5番（笹山欣悟君） おはようございます。これについては一般質問でも通告しておりますので、それ以外の大まかな部分でちょっと確認をしたい部分についてだけ質疑をしていきたいと思っております。

基本的に減額が大きい部分について、その減額について確認だけさせていただきたいと思います。62ページであります。3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、13節委託料であります。後期高齢者健康診査委託料の減ということで、最終見込みということで説明がっておりますが、385万5,000円の減額ということであります。健康診査委託料の減額ということで、これについてはその受診者が少なかったのかどうか、当初の受診者数に比べて受診者が少なかったのかどうか、その辺の減額になった理由を説明させていただきたいと思います。

それから63ページ、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費であります。19節負担金・補助金、保育所運営費負担金が今回約2,769万円ということで、かなりの減額で最終見込みということでありますけれども、これだけの減額になった理由は何なんでしょうか。

それから65ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、4目健康増進費であります。13節委託料、複合健診委託料の減。これも最終見込みということでありますけれども、1,199万6,000円の減額であります。これについても受診者が少なかったのかどうか説明させていただきたいと思います。

あと85ページであります。10款教育費、7項学校給食センター費、1目学校給食センター運営費であります。13節委託料、給食配送等委託料等の減ということで、865万6,000円の減額であります。これは昨年も、約570万円ほどの減額ということで説明いただいたところでもありますけれども、今回それよりも大きい減額でありますけれども、これの減額の理由について説明をさせていただきたいと思います。

以上です。

○健康福祉部長（尾方 篤君） おはようございます。お答えをいたします。

まず、後期高齢者健康診査委託料の減の理由でございますけれども、当初は受診件数を1,376名、これは集団健診でございます。それから施設での健診を917名、合計の2,293名を一応見込んでおりました。これは一人でも多くの方が早く健診をして早期発見につなげるようにということで予算を計上させていただきました。しかしながら、実際、最終的に見込みとすれば1,700名程度ということで、受診件数が減ってまいりましたので減額をお願いするものでございます。理由としては、後期高齢者の方というのは何らかの形で持病といいますか、あるいは通院か検査かをしておられるんじゃないかということで、その間は医師による指導及び管理を受けておられるということで受診が減ったものというふうに考えております。今後はさらに受診率を高めるために、啓発活動を行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、保育所運営費負担金の減でございます。これは保育単価の減額改定、それから入所児童が見込みより少なかったということに伴う減額でございます。保育単価の改定につきましては、約1.6%のマイナス改定で、これによる影響額が約1,500万円を見込んでおります。また、入所児童の見込みにつきましては、12月補正時で延べ1万3,945人を見込んでおりましたが、今回の見込みでは1万3,900名ということで、特に保育単価の大きいゼロ歳児の伸びが見込みより少なかったということでございます。これによる減額が約1,000万円というふうに見込んでおります。

それから、健診委託料の減額でございますが、これは複合健診委託と申しまして、主に各種がん検診、それから結核予防事業の胸部レントゲン検診、それから老人ヘルス事業、これは超音波でございます。それから前立腺がん検診事業でございます。この四つの事業からなっております。これも多くの方に受診してもらうということで、四事業の検診委託料あわせて6,997万円を計上しておりましたけれども、実際の受診は最終的に確定しておりませんけれども、受診見込み額を下回るということから減額を行っております。主に各種がん検診におきましては922万円の減、結核予防につきましては50万円、それから超音波検診につきましては203万8,000円、前立腺がんにおきましては1,199万6,000円の減額ということで見込んでおります。

以上、お答えいたします。

訂正をさせていただきます。複合健診委託料の最初の予算計上額の6,909万7,000円でございます。6,997万円と申し上げたそうですが、6,909万7,000円に訂正をお願いしたいと思います。

○教育部長（赤池和則君） おはようございます。お答えいたします。

85ページの給食配送等委託料の減の理由でございますけれども、これには配送委託ほか18ほどの業務委託がございます。その中でこの865万6,000円の減でございますけれども、委託料の減の主な理由は給食配送委託の減でございます。入札による減でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 健診等のこの減額については、当初の見込みよりも受診者が少なかったというようなことをございますけども、基本的にはそういった、それは受診するかせんかというのは本人の意思が当然かかわってくるわけですが、とにかく要するに受診をさせて早期発見、早期予防につなげていこうということであれば、かなり声かけをして周知をして取り組ませるといふような方法もあるかと思えます。1点は、例えば二度、三度、そういった受診をしてくださいというような呼びかけなどをされたのかどうかというのを、ちょっと1回確認をしておきたいと思ってます。

あと給食配送の委託料については、主に入札による減額ということでもありますけども、入札による減額ということであってもかなりの減額になっていると思ってます。昨年よりも約300万円ほどの減額となるわけですが、そういったことであれば給食の配送を考えたときに、やはり子どもたちに提供する給食を配送させるということですから、学校給食の一環として考えた場合に、そういった入札が低価格での入札につながっているのかと思えますけども、そういった分については、総務文教委員会の審査になるかと思えますが、であれば、この落札率だけ教えていただければ。予定価格に対して入札の落札率がどのくらいになっているのか。その点だけちょっと教えていただければと思えます。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

この事業は、熊本県後期高齢者医療連合からの委託業務でございまして、後期高齢者に加入されている方の健診ということになり、それを市が委託をして行っているというふうな状況でございますので、そこらあたりはおっしゃるように、できるだけ受診率を上げるように、広域連合とも協議しながら広報の周知に努めていきたいというふうに考えております。

○教育部長（赤池和則君） 給食配送委託の落札率でございますけれども、73.81%でございます。

以上、お答えいたします。

○5番（笹山欣悟君） 終わります。

○議長（大王英二君） 本件についてほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
ほかに質疑もないようですので、質疑なしと認めます。

---

## 日程第2 議第2号

○議長（大王英二君） 次に、日程第2、議第2号平成21年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
質疑もないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

### 日程第3 議第3号

○議長（大王英二君） 次に、日程第3、議第3号平成21年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
ないようですので質疑なしと認めます。

---

---

### 日程第4 議第4号

○議長（大王英二君） 次に、日程第4、議第4号平成21年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
質疑もないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

### 日程第5 議第5号

○議長（大王英二君） 次に、日程第5、議第5号平成21年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

### 日程第6 議第6号

○議長（大王英二君） 次に、日程第6、議第6号平成21年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

### 日程第7 議第7号

○議長（大王英二君） 次に、日程第7、議第7号平成21年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

### 日程第8 議第8号

○議長（大王英二君） 次に、日程第8、議第8号平成21年度人吉市介護サービス事業特別

会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

#### 日程第9 議第9号

○議長（大王英二君） 次に、日程第9、議第9号平成21年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

#### 日程第10 議第10号

○議長（大王英二君） 次に、日程第10、議第10号平成21年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

#### 日程第11 議第11号

○議長（大王英二君） 次に、日程第11、議第11号平成21年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

#### 日程第12 議第12号

○議長（大王英二君） 次に、日程第12、議第12号平成22年度人吉市一般会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）  
5番。

○5番（笹山欣悟君） 62ページであります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料でありますけども、この中の公会計支援業務等委託料これにつきましては、昨年もこの委託料等が計上されているようであります。今回も同じような委託料が計上されておりますけども、これについて平成21年度の委託料の結果として、おそらく国の仕様等に基づいて公表しなければいけない部分があったらと思っていますんですけども、そういった21年度の公表がされているのかどうか。それとこの公会計支援業務委託については、これは毎年

委託をされて、毎年公表されるのか。この点についてお尋ねをしたいと思っております。

それとその下の事務事業体系化支援業務委託料であります。これは今回、今年度の新しい委託料になるのかなと思います。事務事業の体系化支援業務ということで、実際どういった形での業務委託になるのか。これについて説明いただきたいと思っております。

それから69ページであります。2款総務費、1項総務管理費、10目情報管理費、同じく13節委託料であります。ここに住民基本台帳法改正事前調査業務委託料と計上されております。事前調査業務委託ということで、どういった事前調査の業務委託なのか簡単に説明いただければと思っておりますし、その下の郵便物カスタマバーコード化業務委託料、これについてもどういった業務委託になるのか説明をいただきたいと思っております。

それと93ページであります。3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、20節扶助費であります。ここに児童手当関係、それから子ども手当等も計上されてますけども、実際22年度から子ども手当の創設ということで、子ども手当のほうでなるのかなと思っておりますけども、その上にこういった児童手当関係が改めて出てきてますので、児童手当と子ども手当の関係について、簡単に説明いただければと思っておりますので、以上、4点質疑をいたしたいと思っております。

○総務部長（深水雄二君） おはようございます。議員からの御質問に4点お答えします。

公会計の点でございます。内容関係も含めての公表はどのようにされるのかというような御質問でございます。公会計支援業務等委託料でございますが、平成21年度から財務諸表の作成及び分析の支援、及び第三セクターの経営分析と経営改革案の作成支援として、平成21年度当初予算で480万6,000円、22年度予算で300万円を計上しております。公会計の整備につきましては、総務省の指針に沿いまして企業会計の様相を取り入れた財務処理の整備を行うものでございまして、公表についても求められているところでございます。この新財務諸表の作成につきましては、現在、公表するために最終的な取りまとめを作成しているところでございます。今後できるだけ早くつくりまして、議会に御説明申し上げたいと考えております。それから、毎年かとおっしゃいましたが、毎年公表をしたいというふうに考えております。

続きまして、事務事業体系化支援業務委託料の内容についてのお尋ねでございます。さまざまな行財政改革及び行政計画などを推進するため、基礎的な資料となります全部の事務事業のデータシートを作成することを目的としまして、各課各係の担当業務の現状把握と整理を行い、事務事業を体系化、いわゆる洗い出しをする事務業務を委託するものでございます。この内容につきましては、体系化のためのノウハウを初め、研修会、事務事業シートなどの様式・ツール・手段の提供や助言といった側面的な支援体制を図る業務委託ということでございます。

それから、3番目の住民基本台帳改正事前調査業務委託料はどのようなものかということ

でございます。今回、この委託料でお願いしております住民基本台帳改正事前調査業務委託料でございますが、平成24年7月に施行されます住民基本台帳法の一部改正に伴いまして、住民基本台帳法の適用対象者に外国人住民を加えることを受けまして、本市が電算処理を行っております住民票システムを改修する必要が出てまいります。住民票システムは標準パッケージで提供されておりますが、本市の独自の仕様として変更を加えましたプログラムや出力帳票、税など関連システムとの連携プログラム改修に先立って、影響のある部分を事前に調査する費用でございます。157万5,000円を考えております。

それから、4番目の郵便物カスタマバーコード化業務委託料はとの御質問でございます。これは郵便区の特別郵便物の割引きを受ける際には、受取人の住所などをあらわします所定のバーコードを郵便物に入れるといいますか、記載するよう制度化されてことに伴いまして、電算処理で大量に出力いたします帳票につきまして、このカスタマバーコードと呼ばれております符号を帳票の宛名部分へ印字するためのシステム改修委託料でございます。91万8,750円でございます。

以上、お答えいたします。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

今回、お願いをしておりますのは、22年度の当初予算案におきまして、児童手当の平成22年2月・3月分の2カ月分、それに子ども手当の平成22年4月から平成23年1月までの10カ月分を計上させていただいております。

支給時期としましては、児童手当と同様に6月、10月、2月の年に3回支払いをしまして、その支払日の前月分までを支給することになっております。具体的に申し上げますと、6月に児童手当の2月・3月分及び子ども手当の4月・5月分をお支払いしまして、10月には子ども手当の6月から9月分までを支払い、平成23年2月に子ども手当の10月から1月分を支払うということになっております。

子ども手当につきまして、児童手当との関連でございますが、子ども手当と児童手当をそれぞれ合算して支給するものではなく、子ども手当の中に児童手当相当分が含まれているとみなすという規定になっております。この規定に基づきまして、従来の児童手当法の規定どおり、国、県、市町村、それに企業がそれぞれ児童手当相当分の負担を行うということになっております。

それから、その予算の上では平成22年2月・3月の2カ月分の児童手当を4,600万円、それからそれ以降の子ども手当につきましては5億7,100万円、合計の6億1,700万円を計上させていただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 事務事業体系化支援業務委託料について聞いてみますと、側面的な業

務を支援するということで、基本的には今までやってきた行政改革などの部分を、また改めて委託するのかなとちょっと感じるところなんですよね。今までの組織の見直しとか何かについては、今までの行政改革等の中できちっとやってこられた。また、それぞれの職員の意見等聞きながらそういった組織の見直し等やってこられたのではないかなと思ってます。それをまたなおさらあえて、こういった形で委託をする必要があるのかなってちょっと気になる場所です。ですから、今後こうやって委託される場合に、こういった効果があらわれるのか、もしくはこういった目的があるのか、その辺をもう少し具体的に説明いただければと思います。

それから、住民基本台帳法の事前調査の委託ですけれども、24年7月改正に伴っての事前調査ということですが、約2年後の改正になりますけれども、やはりそれを2年前からそれだけ事前調査として改正する部分がどこにあるのか。その問題点がどこにあるからこれ2年前からこういった形で事前調査をしなければならないのか。その点についてちょっともう少し詳しく教えていただければと思います。

あと、子ども手当と児童手当の関係については、私も2月分から支給されるというのはちょっと理解できていなかった部分がありまして、その分があるのかなと思ってますけれども、基本的にはその4月以降の子ども手当の中にも、今までどおりのその子ども手当の該当分というのは常に入って支給がされるということになるのでしょうか、今後とも。子ども手当の中に、その今までの子ども手当。すみません、児童手当支給分というのは、やっぱり当然それはそれとして入って、そのままきちんと自治体の負担する分については自治体が負担しなければいけないと。それはやっぱりずっと続くということなんですか。それもちょっと確認をお願いしたいと思ってます。

○総務部長（深水雄二君） 先ほどもちょっとわかりづらい説明をいたしておりますけれども、実際、これは側面的な支援ということでの委託でございまして、まず、なぜこの支援が必要かとか、その業務につきましては、繰り返しにはなりますけれども、いろいろな行政運営をする上では、効率・効果的なものが求められますし、より実効性、効き目がある、有効性のある事務事業の基礎資料・データにつきましては、一環したシステムルールづくりの体系が不可欠というふうに考えております。事務事業体系化への手法の検討や様式シートのサンプルの提供、職員への研修、それから仕事をする上でのいろんな助言といいますか、体系化への助言につきましては、その実績と専門知識を有します外部支援による業務委託と全庁体制の中で、より円滑に効率的に実施できるようにと、そういうふうなところでの考えで今回、側面的な業務を委託するものでございます。ちょっとわかりづらい説明でございまして、そういうことでございます。

それから、住民基本台帳法のことですが、24年にするのに早くするのかということ、現在、外国人の方につきましては別の管理をしておるところでございまして、シス

テムの改修も必要になってきます。今現在21年ですので、あと3年あるといいながらも、システム改修も含めながら事前の調査というのは相当時間がかかるということで、先立ってどうい影響があるかを事前に調査する必要があるということで、少し時間をとってしていきたいということで、今回事前調査の業務を委託するということでございます。

以上、お答えします。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

平成22年度の子ども手当の一部として、議員おっしゃったように、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとして、児童手当分については児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用負担するというようになっております。ただし、これは22年度の予算だけでございまして、23年度につきましては、またその予算の作成段階で財源を見直すということに言われておるようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） もう質疑はしませんけど、先ほどもですね、総務部長の説明の中で事務事業の体系化の支援業務委託にしろ、住民基本台帳法の事前業務委託についてですね、逆にちょっとわけがわからなくなったような、ちょっと感が私します。ただ、ここの中でまた踏み込んで質疑をしても、これ以上の答弁はないと思いますので、あとは所属の委員会で十分な説明ができるようお願いをしたいと思います。

以上、終わります。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 11番。

○11番（森口勝之君） おはようございます。

今、笹山議員が質問された項目ですが、子ども手当、93ページですね。子ども手当についてお伺いしますけれども、先立っての参議院予算委員会で自民党の林議員が質問されておりまして、そのときの政府答弁が「6月30日までに一人残らず支払います」という答弁だったように私は記憶しております。そこで、これからシステムの変更とかいろいろな手続があると思うんですが、人吉市の場合、6月30日までに一人残らずお支払いできますか。ということが1点。

それからもう1点が、先立っての説明で4,300人ほど対象だということでございましたが、口座振込みが基本だと思うんですが、中には口座をお持ちでない方もいらっしゃると思うんです。そういう方々に対しては当然現金支給ということでしょうか、役所まで取りにきていただくのか。どういう方法で一人残らずお支払いになるのか。

それから、外国から来られてですね、こちらの方との間に子どもができたというような方もいらっしゃると思います。そういう方々に、子どもさんに対する支払いはどうなっていくのか。

3点だけ聞いておきます。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

手当の支給につきましては、対象者への申請書の送付、それから広報等の周知を進め、可能な限り早期に支払いをしたいというふうに考えております。しかし、現在児童手当を受給されている方につきましては申請が不要でございますので、対象者も把握しておりますので、支給月の6月上旬にはお支払いができるかなというふうに考えております。新たに申請が必要な方につきましては、申請書を出していただかないと支給をすることができません。銀行とのやり取りなど支払作業には一定の時間も必要でございますので、該当する市民の皆さんに早期の手續をお願いしたいと考えております。なお、今回の子ども手当の制度の中には、申請猶予期間と申しまして、9月30日までに申請していただきますと4月にさかのぼって支給をされるという制度になっております。これからも漏れのないように事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、口座を持たない方に対してはどうするかということでございますが、銀行口座をお持ちでない方につきましては、市の窓口で直接お支払いをしたいというふうに考えております。ちなみに、現在の児童手当の受給者には、口座番号を持たない方というのはおられないようでございます。

それから、外国の子どもについてということでございますけれども、まだ具体的なQ&Aが参っておりませんが、支給対象となる父親あるいは母親どちらかが、主たる生計者が日本国籍であり、実際に仕送りをするなど子どもを監護している事実がある場合は、子どもの国籍のいかんにかかわらず、手当は支給されるというふうになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 11番。

○11番（森口勝之君） 6月30日までの件ですけれども、可能な限りとおっしゃいましたけれども、それから猶予期間があるということで、必ずしも6月30日までにすべての方に届けられるかということは断言できないというふうに理解してよろしいんですか。6月を越えて支給する方も発生すると。そのように認識しとってよろしいんでしょうか。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

まず、この制度が申請主義ということになっておりますので、できるだけ皆さん漏れのないように申請をお願いするようにPRを努めていきたいというふうに考えておりますし、また、この定期の6月、10月、2月以外にもですね、随時払いという制度がおそらく導入されるというふうに考えておりますので、お支払いはできるというふうに考えております。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 11番。

○11番（森口勝之君） もう質問はできませんので、大変な作業が待っていると思いますが、どうぞしっかりやっていただきたいと思います。政府は地方の実情をわかっているのかなと

思いながらおります。

終わります。

○議長（大王英二君） ほかにありませんか。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

9番。

○9番（永山芳宏君） おはようございます。

107ページです。5款労働費の中から4目に地域雇用創出として1億4,058万1,000円が計上されてます。21年度に比べまして9,314万円の大幅な増額でございます。その中の委託料の中にふるさと雇用再生特別交付金事業、緊急雇用創出事業それぞれありますけれども、あわせて130名ほどの雇用と説明がございましたけれども、それぞれの事業の雇用人数、また事業内容について。

また、緊急雇用創出の中には1月中旬でしたか、新聞報道におきまして、農業分野につきましても雇用を考えたいという報道がなされておりました。農業分野での雇用も考えられているのかお尋ねをいたします。

○経済部長（井上修二君） おはようございます。ふるさと雇用再生特別交付金事業、緊急雇用創出事業についてお答えをいたします。

ふるさと雇用再生特別交付金事業につきましては、継続事業でございまして、七つの事業を予定いたしております。具体的な事業名と雇用人数でございますが、球磨川鉄道事業活性化支援事業に4名、行政サービスコンシェルジュ設置事業に2名、農産物直売促進事業に3名、人吉中心市街地アドバイザー事業に1名、商業活性化ポイントカード推進事業に1名、地場企業等失業対策事業に2名、人吉温泉観光協会活性化事業に2名、合計15名の雇用を予定いたしております。事業費は、7事業の合計で3,123万4,000円となっております。

次に、緊急雇用創出事業でございますが、この事業は全部で23事業でございます。事業数が多いために主なものを申し上げますと、私立保育園預かり保育充実事業に7名、保育所保育活動充実事業に38名、人吉市工業用地周辺環境整備事業に12名、道路環境美化委託事業に12名など23事業、合計で115名の雇用を予定いたしております。

また、農業雇用も考えているのかということでございますが、今回、介護、医療、観光、環境、エネルギー、農林水産、地域社会雇用など成長分野として期待されている6分野について基金の拡充がなされております。緊急雇用創出事業で115名の中に新たな事業として、本市でも耕作放棄地を活用した農業生産技術取得支援事業として、県に要望し、今回の当初予算に計上させていただいております。この事業は、耕作放棄地を利用して農業生産技術の習得と農業への就業支援を行う事業でございまして、8名を雇用する予定でございます。また、耕作放棄地を活用した農業担い手人材育成事業という事業も予定しておりますが、この事業は、農業大学校での研修と実技指導により、農業担い手の育成を行う事業でございます。この事業に2名、合計10名の農業雇用を予定しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○9番（永山芳宏君） 終わります。

○議長（大王英二君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかにないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

#### 日程第13 議第13号

○議長（大王英二君） 次に、日程第13、議第13号平成22年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

#### 日程第14 議第14号

○議長（大王英二君） 次に、日程第14、議第14号平成22年度人吉市カルチャーパレス特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

#### 日程第15 議第15号

○議長（大王英二君） 次に、日程第15、議第15号平成22年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

#### 日程第16 議第16号

○議長（大王英二君） 次に、日程第16、議第16号平成22年度人吉市老人保健医療特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

#### 日程第17 議第17号

○議長（大王英二君） 次に、日程第17、議第17号平成22年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

#### 日程第18 議第18号

○議長（大王英二君） 次に、日程第18、議第18号平成22年度人吉市介護保険特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

#### 日程第19 議第19号

○議長（大王英二君） 次に、日程第19、議第19号平成22年度人吉市介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

#### 日程第20 議第20号

○議長（大王英二君） 次に、日程第20、議第20号平成22年度人吉市水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

#### 日程第21 議第21号

○議長（大王英二君） 次に、日程第21、議第21号平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

#### 日程第22 議第22号

○議長（大王英二君） 次に、日程第22、議第22号平成22年度人吉市国民宿舎特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

#### 日程第23 議第23号

○議長（大王英二君） 次に、日程第23、議第23号平成22年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

#### 日程第24 議第24号

○議長（大王英二君） 次に、日程第24、議第24号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

#### 日程第25 議第25号

○議長（大王英二君） 次に、日程第25、議第25号人吉市地域公共交通会議設置条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

#### 日程第26 議第26号

○議長（大王英二君） 次に、日程第26、議第26号人吉市職員の給与に関する条例及び人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

#### 日程第27 議第27号

○議長（大王英二君） 次に、日程第27、議第27号人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

#### 日程第28 議第28号

○議長（大王英二君） 次に、日程第28、議第28号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

#### 日程第29 議第29号

○議長（大王英二君） 次に、日程第29、議第29号人吉市消防団条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

#### 日程第30 議第30号

○議長（大王英二君） 次に、日程第30、議第30号人吉市民まちづくり応援事業条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

#### 日程第31 議第31号

○議長（大王英二君） 次に、日程第31、議第31号人吉市民まちづくり応援事業審議会設置条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

#### 日程第32 議第32号

○議長（大王英二君） 次に、日程第32、議第32号人吉市男女共同参画推進条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）  
11番。

○11番（森口勝之君） 議第32号人吉市男女共同参画推進条例（案）についてお尋ねをしておきたいと思っております。男女共同参画基本計画につきましては、その見直しにつきまして一般質問を通告しております。そこでちょっと掘り下げた質問をしていきたいと思っておりますが、条例制定そのものにつきましては、否定するものではございませんけれども、その内容についてちょっとひっかかる部分があったりするものですから聞いておきます。

まずですね、この条例案の内容を、あるいは文言等々につきまして、何を参考にしておつくりになったのであるか。例えば、熊本県の推進条例でありますとか、あるいは他県、他

自治体の推進条例、あるいはほかの参考文献、あるいは全く白紙の状態から御自分たちで発案されたとか、いろいろあろうかと思いますが、まずそこを聞いてみたいと思います。

○総務部長（深水雄二君） お答えいたします。

今回の条例案については、何を参考に作成したものであるかという御質問でございます。議員もおっしゃいました男女共同参画社会基本法を初めといたしまして、熊本県の条例、それからもう既に策定もされておられます県内各市の条例を参考にしまして作成をいたしております。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 11番。

○11番（森口勝之君） はい、わかりましたけれども、できることであれば熊本市の条例も参考にしてほしいなと。私は、個人的にはいい条例を熊本市はおつくりになったと思っておりますけれども、内容についてちょっといろいろありますけれども、7点ほどちょっと聞いておきます。

まず、前文の中に「性別にかかわらず」という文言が入っております。これは前後読んでみましても、これを別に入れなくてもはっきりその意図とするところはわかるわけでございます。この「性別にかかわらず」とお入れになったのは、よもやそんなことはないと思っておりますけれども、いわゆるジェンダーフリー思想ですね、その辺との絡み、関連はないと思っておりますけれども、その辺のところをちょっと確認をさせていただきたいと思っております。この「性別にかかわらず」がなくても意図とするところは、私は十分に伝わるのではないかと感じております。

それから2点目が、第2条にいろいろな用語の定義づけがしてございます。この中で、3番目の「市民」についての定義、「国籍を問わず、市内に居住し、または市内に通勤もしくは通学するものすべて」を市民というふうには、市民のことを定義付けしてございます。これはどうもどうなのかなという気がしております。県の条例には特に県民の定義というのはいりません。あえて定義されたのはですね、ちょっと不思議に思う。例えば、昨年三倉議員が質問なさいました、非常に心配されておりました。例えば、よその町村に結婚されてお住まいになっている方が、夫の暴力にあわれて市内の実家に帰ってきたと。どこに相談しようもないじゃないかという心配をなさってました。そういう人は該当しませんね、これ読むと。ちょっとひねくれた解釈になりますでしょうか。この市民の定義づけについて、ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

それから第3条第2号、これも「社会における制度または慣行の見直し」ということで、見出しはこれでいいんでしょうけれども、一途最後にですね、「見直されること」と。県の条例では「配慮すること」となっております、少しこれは市では突っ込んだ見直しをされるのか。例えば、その慣行というのがですね、日本独特の文化、伝統、風俗、風習そういう

ものまでひっくりめたとところで見直す場合もあり得るのかどうかということをお聞きします。

それから第3条第5号、中ほどに「妊娠、出産等」とあります。この「等」というのには、いわゆる中絶も入ってくるのかどうか。この辺は例のリプロの理念にひっかかってくる部分でありますので、この「等」に関して何を想定されているのか。

それから第9条で、「公衆に表示する情報」云々とあります。これももう御案内のとおり、全国各地で行き過ぎた適用がなされて、男女のトイレの区別もつかんと。両方とも色分けするのはおかしいから黒にして、図柄も一緒にしたという大変混乱した施設、自治体がありました。そういうトイレの表示等々にまでお考えがいつているのかどうか。

それから、第10条の括弧書きで、男女共同参画推進計画。これ今生きている基本計画がありますけれども、これとは別に推進計画をおつくりになるのですねというふうに理解していいものかどうか。

それから、第15条の教育の推進及び学習の支援。これ県の条例では、市は学校教育、社会教育、そしてずっと飛ばしまして、を通じて男女共同参画云々になってますが、本案では、「市は、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育及び学習」、これは追加されております。どうもこの「その他のあらゆる教育及び学習」というのが、私にはちょっとイメージがわからないんですが、この辺についてお聞きしておきたいと思えます。

○総務部長（深水雄二君） お答えいたします。7点お尋ねでございます。

「性別にかかわらず」というとこの文言のことでございまして、ジェンダーフリーとか、非常に深いといいますか、大きな考えでございますけれども、我々の場合、これは文字どおり、市民の皆様一人一人がお互いにその人権を尊重しながら責務を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すという意味でございます。

二つ目の「市民」の定義でございますが、この第2条の前段にも書いていますように、「この条例において」ということで、限定した定義をしておるつもりでございます。他の市町村の方も市内の事業所や学校において、本条例の理念を享受することができるということを想定しております。

三つ目でございます。慣行の見直しということでございます。特定の社会における制度または慣行を想定するものではなく、時代の流れによって意識の変化も出てきてまいっております。地域社会の中で身近なところから必要に応じて見直すと、そういうふうな理念を示したものでございまして、行政が強制力を持って何かをなすということではございません。

四つ目、出産等ということでございます。出産等には、中絶、避妊、不妊、性感染症、更年期障害などの健康の問題を想定しております。

5番目の公衆に表示する情報ということでございます。ポスター、広告などの公衆に表

示する情報において、表現の自由を尊重しつつ、女性の性的側面を強調したり、暴力を助長させたり、連想させたりする情報を想定しており、公衆トイレの表示などは想定しておりません。

六つ目の男女共同推進計画についてということで、今ある基本計画とはどういう関係があるのかという御質問でございます。現行の基本計画は、22年度までの7年間として策定しております。当然22年度で切れますので、22年度中に見直しを図っていきたくて考えております。そしてその計画の土台と申しますか、基本に考えながら今回の条例に沿った推進計画というものを策定していこうという考えでおります。

七つ目、あらゆる教育、学習ということでございます。この社会の実現におきましては、ここに書いておられますとおり、学校教育、社会教育のほかということで、我々のほうは家庭教育や職場での研修ということを想定しております、この社会を形成していく上では、市民の皆さんの学習は大きな効果があります。講座とか研修会、講演会などの学習の場を設置するほか、自主的な学習を支えるためのいろんな学習資料や情報などの提供に努めていきたいというふうに考えております。また、各種の教育分野での男女共同参画に関する学習のために資料の作成や、例えば出前講座の実施などをしながらこの社会をつくっていければということで、一つの、今の時点での手段と申しますか、そういうことを考えております。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 11番。

○11番（森口勝之君） はい、2点だけです。

さっきの市民の定義ですけれども、さっき私がああ言って例も出しましたけれども、厳密に読むとですね、該当しない方も出てくるんですよ。まあお気持ちはわかりますけれども、「この条例において」と書いてもあるし、まあまあお気持ちもわかりますけれども、該当しない人も出てきます。この辺はですね、もうちょっとよくお考えになった方がよろしいと思います。まあ委員会の審議を待ちたいと思います。

それから、もう1点はですね、妊娠、出産等について、中絶も含むということでございましたが、実はこの辺のところですね、学校教育の分野で、要するにリプロダクティブヘルスライフ思想・理念を推進していくというような分野で、ちょっとひっかかってくる部分があるんですが、中絶まではっきり含むとおっしゃれば、刑法12条から16条までとの整合性はどうするんだという話になってまいります。どうなんでしょうかその辺は。突然言いましたので、ちょっと御返答は難しいかと思いますが、もう少し考えてみようかなという気はございませんでしょうか。

あのう刑法との関連は突然だからちょっと……。

○議長（大王英二君） 暫時休憩いたします。

午前11時05分 休憩

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

○総務部長（深水雄二君） まず、貴重な相当の時間を費やしてしまいまして御迷惑をおかけしました。申しわけございません。先ほどの2回目の森口議員の議案質疑の中で、2点ほどありましたのでお答えいたします。

まず1点は、第2条の定義の中で、用語の意義をうたっている条例案でございます。その中で、第2条第3号の「市民」というところのお尋ねがございまして、この市民につきましては、議員もおっしゃるように、いろんな場面があるだろうということもあります。ということで、我々のほうもこの市民というのは、市に関わりのある人、関わりが出てくる人、そういういろんな方を想定しての考えでございまして、居住することだけに限定しているものではありません。この中で、一応「市内に居住し」ということに包含しているというふうなところで御理解をいただければと思っております。

それから、森口議員の御質問の中で、4番目の第3条第5号の妊娠、出産等についてということの中で、「等」については中絶を含むのかというふうな御質問の中で、刑法のことが取り上げられております。そのことに関しての考えを答弁したいと思います。当然、条例は法律に違反しない限りにおいて制定されるのが前提でございます。当然、刑法の条文に抵触するような条例は制定できません。中絶についても、刑法に抵触するものを想定しているものではございません。したがって、医療機関などからの指示によりまして、母体を守るための措置を想定しているものでございます。

以上、2点についてお答えしました。申しわけございません。

○11番（森口勝之君） 終わります。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 1番。

○1番（松岡隼人君） おはようございます。議第32号人吉市男女共同参画推進条例について質疑を行います。

まず条例ですが、私は飾りではない魂の入ったものじゃないと制定する意味がないというふうに思っておりますので、制定に至るまでの経緯と、この条例を制定することによって住民にどのように還元されるのか。また、住民はどうなるのか。目的に照らしてどういう方向で進めていくのかを含めて、条例の精神をお聞かせください。

1点目終わります。

○総務部長（深水雄二君） お答えします。今回、上げております条例案につきましては制定の経緯と、この条例の精神いかなるものかというふうなお尋ねでございます。

経緯につきましては、今までの取り組みなどをちょっと挙げましてちょっとお答えをさせていただきます。平成2年に民生部生活対策課に婦人対策室を設置しまして、翌平成3年に

は市民各界各層の代表者による婦人問題懇話会、庁内におきましては婦人問題行政推進委員会を設置して以来、始終女性政策を実施してまいりました。現在では、婦人問題懇話会は男女共同参画推進懇話会、婦人問題行政推進委員会は男女共同参画推進会議と名称が変わってきておりまして、継続して活動を続けているところでございます。また、平成11年に公布されました基本法の理念にのっとりまして、先ほど言いました懇話会の意見をいただきながら、平成16年3月に人吉市男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画に関する講演会とか、セミナー、作品募集などいろんな事業を展開してきたところでございます。また、平成19年には市内の411の事業所に対するアンケート調査、また、21年には市民2,000人の方に対するアンケート調査を実施しまして、市民意識の把握にも努めてきておるところでございます。この条例制定につきましては、少子高齢化社会が進む中で、男女共同参画社会基本法の理念をより具体的に施策に反映させるため、昨年6月議会の一般質問におきまして、本年度中に推進条例をつくっていきたいということをお答えしているところでございます。7月に庁内の推進会議を開催し、9月には条例案の検討及び平成22年度中に見直しをいたす予定にしております人吉男女共同参画基本計画のためのプロジェクトチームを係長級職員8名により設置いたしました。11月にプロジェクトチームにおきまして、アンケート調査の結果や国の基本法、県、ほかの自治体の条例を参考にしまして作成し、事務局で条例案つくって、それを検討しまして、12月に開催しました第3回人吉男女共同参画推進懇話会においていろいろ御検討をいただいて、御意見を賜ったところでございます。それを受けまして、市におきまして、法令審議会において検討し、その案を今回条例案として上程した次第でございます。

条例の精神とはいかなるかということで、条例の前文に記載されていますように、「男女がお互いの人権を尊重し、あらゆる分野において対等に協力し、責任と喜びを分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することができる社会の実現」を目指すものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 1番。

○1番（松岡隼人君） 今、条例案制定までの経緯を御説明いただきましたが、まず、パブリックコメントは実施されたのか、されなかったのか。されたとすれば、どういう意見が出たのか。また、されていないなら、なぜされなかったのかを1点お尋ねします。

それと条例の中身について、私も少々お尋ねいたします。

まず前文、「性別による役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として残っている」という文章についてですが、具体的にどういうことを指しますか。

次に、第3条第1号、「その他の男女の人権が尊重されること」とございますが、このその他とは具体的にどういうことを示しますか。

続きまして第3条第4号、「家庭生活における活動と他の活動の両立」の部分ですが、

家庭には家庭のしきたりがあるというふうに思っていますが、行政が家庭のことまで規制するのは、私はおかしというふうに思っております。家庭生活のことまで条例で定める意義、理由を教えてください。

続きまして第8条、「セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンス」という文言ですが、この内容はわかるんですけど、まあ国の別法に定めてございますが、それをわざわざ本市の条例に明記する理由を教えてください。

続きまして、「教育の推進及び学習の支援」、これ先ほど第15条ですが、森口議員が質疑をなされたときに、家庭教育等も含まれるというふうに説明があったと思います。これも先ほどのとおり、家庭教育まで行政が規制するべきではないというふうに思っております。

続きまして第16条第2項、「市は、附属機関等の設置に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の構成員の数の均衡を図るよう努めるものとする」とございますが、現状はいかがでしょうか。どうなっているのでしょうか。

続きまして第17条、「必要な法制上及び財政上の措置を講ずる」とございますが、どういふことをなさるのでしょうか。具体的をお願いいたします。

最後に第19条、「この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める」とございますが、何を想定していらっしゃるのでしょうか。

以上、お尋ねします。

○総務部長（深水雄二君） 2回目の御質問ですけど、ちょっと整理をさせていただきたいと思しますので、ここで議長をお願いして時間をちょっといただきたいんですけども。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

○総務部長（深水雄二君） たびたび中断をいたしまして申しわけございません。お答えいたします。項目がちょっと多いようでございますので、もし漏れがありましたら、また御指摘をお願いいたします。

まず、パブリックコメントは実施したのか、されたならどういう意見が出てどういうふうに反映したのか、していないならばというところの御質問でございます。事業所や市民に対しましてアンケート調査を行い、ある程度の御意見は頂戴しておりますが、パブリックコメントにつきましては実施しておりません。

前文にあります、「性別による役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として残っている」という文章について、具体的にはどういうことかとの御質問でございます。いろんな慣行が残っているというふうに思われますが、例えば職場におきまして、男性が主な業務

について女性は補助的業務にしかつけないというふうな事例も入っているところでございます。

次に、第3条第1号で、その他の男女の人権が尊重されることとあるが、その他のとは具体的にどういうことを指すのかということで、その1号の条文の中に、個人の尊厳が重んじられること。差別的取り扱いを受けないこと。個人として能力を発揮する機会が確保されることの3項目について表記しておりますが、それ以外のあらゆる項目についてでございます。生命、自由、幸福追求の権利、政治信条の自由が確保されることなどでございます。

第3条第4号で、家庭生活における活動と他の活動の両立という部分で、家庭には家庭のしきたりがあるわけで、行政が家庭のことまで規制することはおかしいと思うと。家庭生活のことまで条例で定める定義、理由を教えてほしいという御質問でございます。これにつきましては、少子高齢化社会の急速な進展など、社会経済状況の変化のもとでは、男女がともに社会のあらゆる活動に参加していくことができるためには、家族を構成する男女が互いに協力し、また社会的な制度などの支援を受けながら、家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活と他の活動、働くこと、学校に通うこと、地域活動をするなど、そういうことが他の活動というふうにご考えておるところでございます。そういうものとの両立が図られるようにすることが重要です。このことは、男女が安心して子どもを産み、育て、家族としての責任を果たすことのできる社会を形成する上でも重要と考えます。そういうふうにごできることが望ましいという社会の実現を図るためのものでございます。

第8条のセクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスは、国の別法に定めてある。それをわざわざ明記する理由はということで、第3条「基本理念」の第1号で表記しておりますように、その性別による権利障害を具体的に条例でも明示する必要があるためでございます。

第15条の教育の推進及び学習の支援というのはどういうことを指すのか。具体的にという御質問でございます。家庭教育の場におきましても、必要があれば資料や情報の提供などを行うということでございまして、家庭のことまで規制するという意味ではございません。

第16条第2項、市は附属機関の設置にあたっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の構成員の数を均衡に図るよう努めるものとするところとあるが、現状はどうなっているかという御質問でございます。これにつきましては、各種、要するに附属機関でございますが、審議会とか、行政委員会等、教育委員会、その他行政委員会等がありまして、二つに分かれております。その中で、まず各種審議会においては、例えば、いっぱいあります。今、私の手元にあるだけでも49ほどありますけれども、市町村防災会議、民生委員推薦会など。あとは人吉市青少年問題協議会などいろいろございまして、その審議会に該当する数としましては、審議会の数は22でございまして、総委員の数が335人です。そしてその審議会の数の中で女性がおられる審議会が22のうち17、総委員数の335人おられまして、そのうち女性

の委員の数が68人でございます。比率にしまして20.3%という割合でございます。

あともう一つ、地方自治法で行政委員会等定められておりますけれども、該当する審議会の数が六つでございます。そのうち女性のおられる審議会の数が四つ、委員の数におきましては37人おられまして、そのうち女性が6名ということで、女性の委員の比率は16.2%でございます。

以上、二つに分けてお答えをいたしました。

第17条、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるとはどういうことをするのか、具体的に教えてもらいたいというようなお尋ねでございます。これにつきましては、法制上では審議会設置条例や苦情処理に係る施行規則などがございます。財政上は啓発事業などへの予算措置などを想定しております。

最後に第19条、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるとあるが、何を想定しているのかという御質問で、まず、特別なものを想定しているものではございません。通常でございます。進めていく中で条文にない状況等いろいろ出てまいることも。この条例についてもいろいろありますし、一つの法則としてこういうふうな条項を定めたものでございます。

以上、漏れがないでしょうか。以上、お答えします。

○1番（松岡隼人君） 終わります。

○議長（大王英二君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

### 日程第33 議第33号

○議長（大王英二君） 次に、日程第33、議第33号人吉市男女共同参画推進審議会設置条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

### 日程第34 議第34号

○議長（大王英二君） 次に、日程第34、議第34号人吉市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君） 議第34号人吉市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について、非常に細やかな質疑がございましたので、単純に質問をしたいと思いますが、

私はまだこの地方自治法の第234条の3を読み、施行令については読んでないという状況の質問ですから、そのつもりで聞いていただきたいんですが、この長期継続契約というのは、一般的には今まで市の場合の扱いとしては、債務負担行為の扱いとか、あるいは事業が年度内に終了しなかったために繰越明許費で続ける。そういうような処理をされてきた部分を長期契約でやるようにできるという条例だというふうに思っていますが、今までの手法で、債務負担行為とかあるいは繰越明許の扱いをして、何か具体的に不都合な面があってこういった長期継続契約を締結する条例をやはりつくらなければならなかったのか。あるいは、つくった場合のメリット・デメリット、そういったものはどうなのかなというふうに思います。その点が1点。

もう一つは、その5年以内では年度をまたいでの契約になるわけですが、もし単年度の補助金あたりを使って、その契約をする場合が想定をされないかなと思うんですけど。そういった場合の調整の仕方というのはどういうふうになっていくんでしょうか。

以上、2点についてお尋ねをします。

○総務部長（深水雄二君） お答えいたします。必要性というところでとらえてお答えをしたいと思います。それから、次のメリット・デメリットという形でございます。

この長期継続契約の対象となる契約につきましては、その性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、その契約にかかる事務の取り扱いに支障を及ぼすようなものを想定しておりますので、契約の種類としましては、物品等の借入れや施設・庁舎等の維持管理のように、義務的経費に該当するものを考えております。

メリット・デメリットにつきましてはですけども、メリットとしましては、おおむね次のことが考えられるということで述べたいと思います。複写機、パソコン等のOA機器類は、行政運営を行っていく上で欠かすことができないものでございますが、これらを借り入れるための契約方法は、商慣習、商業ですね、商の慣習上では、複数年にわたることが一般的でございます。しかしながら、これまでは一部を除き、単年度契約によって毎年度契約を締結しておりました。この条例を制定することによりまして、商慣習に合致した複数年にわたる長期の契約を締結することができるようになり、事務の効率化、事務の安定化を図っていくことが期待されると考えております。また、複数年の期間を明確に設けて入札、契約することによりまして、競争性を向上させることが期待されます。このことは、入札参加者にとりまして、入札時に長期の契約期間を明確に提示されることによりまして、長期的に安定的な契約ができることが担保されますことから、入札金額の削減にもつながることが期待でき、経済性、公平性が高まると考えられます。また、契約金額が抑制された契約を複数年にわたって一度に契約することになりますので、毎年行う必要があった入札等の契約事務をまとめて一度で行うことができることから、事務の簡素化、効率化が図られると考えております。一方デメリットといたしましては、特に複写機等の物品の借り入れで考えられること

でございますが、契約期間が長期にわたることから、契約期間中に著しい技術革新、いろんな変化があった場合などに契約を継続していくことが事実上不利益になる場合などが想定されると、今考えております。

以上、お答えします。（「補助金は」と呼ぶ者あり）

失礼しました。国庫補助金との関連でございます。通常、業務委託など国庫補助事業により実施する場合は、補助基準等の一定の要件に沿って行う必要がありますので、その補助基準等に合致すれば今おっしゃるような複数年にまたがる契約に単年度分の補助金が入ることもあり得ると考えております。

以上、お答えします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） はい、大体扱いについてはわかりましたから、そこで今人吉市が結んでいる契約というのはかなりの膨大な数になるかなというふうに思いますが、その中で大体この条例適用を受けるような契約の数というのはどれくらいあるのでしょうか。

○総務部長（深水雄二君） 該当する契約の数という御質問でございます。ちょっと時間を。すぐ調べますのでちょっと時間をいただきたいと思います。（「議長、議事進行で」と呼ぶ者あり）（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 時間の都合がございますから、その件はあとで答弁してもらえればよいということで終わります。

○議長（大王英二君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかにないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

#### 日程第35 議第35号

○議長（大王英二君） 次に、日程第35、議第35号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

#### 日程第36 議第36号

○議長（大王英二君） 次に、日程第36、議第36号人吉市健康増進計画・食育推進計画策定委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

日程第37 議第37号

○議長（大王英二君） 次に、日程第37、議第37号委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

日程第38 議第38号

○議長（大王英二君） 次に、日程第38、議第38号市有財産の無償貸付けについてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

日程第39 議第39号

○議長（大王英二君） 次に、日程第39、議第39号権利の放棄についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

日程第40 議第40号

○議長（大王英二君） 次に、日程第40、議第40号損害の賠償についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

日程第41 議第41号

○議長（大王英二君） 次に、日程第41、議第41号損害の賠償についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

日程第42 議第42号

○議長（大王英二君） 次に、日程第42、議第42号公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

日程第43 議第43号

○議長（大王英二君） 次に、日程第43、議第43号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

日程第44 諮第1号

○議長（大王英二君） 次に、日程第44、諮第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

日程第45 諮第2号

○議長（大王英二君） 次に、日程第45、諮第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

---

---

○議長（大王英二君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後1時21分 散会

# 平成22年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第3号）

平成22年3月10日 水曜日

---

## 1. 議事日程第3号

平成22年3月10日 午前10時 開議

### 日程第1 一般質問

1. 三 倉 美千子 君
  2. 松 田 茂 君
  3. 笹 山 欣 悟 君
  4. 田 中 哲 君
  5. 立 山 勝 徳 君
- 
- 

## 2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
- 
- 

## 3. 出席議員（20名）

- |     |           |
|-----|-----------|
| 1番  | 松 岡 隼 人 君 |
| 2番  | 井 上 光 浩 君 |
| 3番  | 豊 永 貞 夫 君 |
| 4番  | 川 野 精 一 君 |
| 5番  | 笹 山 欣 悟 君 |
| 6番  | 村 上 恵 一 君 |
| 7番  | 西 信 八 郎 君 |
| 8番  | 松 田 茂 君   |
| 9番  | 永 山 芳 宏 君 |
| 10番 | 福 屋 法 晴 君 |
| 11番 | 森 口 勝 之 君 |
| 12番 | 田 中 哲 君   |
| 13番 | 本 村 令 斗 君 |
| 14番 | 立 山 勝 徳 君 |
| 15番 | 仲 村 勝 治 君 |
| 16番 | 三 倉 美千子 君 |
| 17番 | 山 下 幸 一 君 |

18番	下田代	勝 君
19番	簀毛	正勝 君
20番	大王	英二 君

欠席議員 なし

---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
副 市 長	林 健 善 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	堀 秀 行 君
市 長 公 室 長	荒 卷 通 君
総 務 部 長	深 水 雄 二 君
市 民 部 長	浦 川 康 徳 君
健康福祉部長	尾 方 篤 君
経 済 部 長	井 上 修 二 君
建 設 部 長	山 上 茂 君
市長公室次長	井 上 祐 太 君
総 務 部 次 長	坂 崎 博 憲 君
市 民 部 次 長	椎 葉 幹 夫 君
健康福祉部次長	中 村 明 公 君
経 済 部 次 長	蓑 毛 幸 一 君
経 済 部 次 長	椎 葉 文 雄 君
建 設 部 次 長	松 田 知 良 君
秘 書 課 長	福 山 誠 二 君
総 務 課 長	中 村 則 明 君
市 民 課 長	今 村 修 君
福 祉 課 長	加 賀 邦 保 君
道路河川課長	有 田 健 一 君
会 計 管 理 者	大 石 宝 城 君
水 道 局 長	多 武 芳 美 君
水 道 局 次 長	宮 原 真 二 君
教 育 部 長	赤 池 和 則 君
教 育 部 次 長	小 林 勇 君
社会教育課長	東 俊 宏 君

農業委員 事務局 会長	鶴崎晴美君
監事 査務 委員 局長	松江隆介君

---

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	永田正二君
次	長	村並成二君
庶務係	長	山本繁美君
書	記	和泉龍二君

---

---

○議長（大王英二君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

---

### 発言の申し出

○議長（大王英二君） ここで執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○総務部長（深水雄二君）（登壇） おはようございます。議長のお許しをいただきました。昨日の質疑におきまして、議第34号人吉市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、立山議員の方から、「今、人吉市が結んでいる数というのは膨大な数になると思うが、その中で条例適用を受けるような契約の数はどれくらいあるのか」との質疑にお答えをいたしておりませんでしたので、お答えをさせていただきます。

各課で契約しております物品等の借り上げ及び業務委託契約につきましては、すべての契約内容を詳細に把握しているわけではございませんので、長期継続契約として想定している契約件数につきまして、正確な数値をお答えするのは難しいのですが、平成20年度における使用料及び賃借料、委託料の歳出一覧表により、該当しそうな契約を抽出してみました。複写機、ソフトウェア、公用車等の物品等のリース契約に関するものが20件程度。自家用電気・工作物保安業務、機械警備業務、合併処理浄化槽維持管理業務等の委託契約に関するものが80件程度でございます。

以上、お答えいたします。大変失礼しました。一般質問前の貴重な時間をいただき大変申しわけございませんでした。ありがとうございました。

---

### 一般質問

○議長（大王英二君） それでは、直ちに一般質問を行います。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 皆様おはようございます。16番議員の三倉でございます。通告にしたがいまして一般質問を行います。質問は2項目でございます。1項目目は、喫煙対策で、禁煙・分煙対策の現状について。2項目目は、子宮がんで、子宮頸がんワクチン接種についてでございます。

喫煙対策につきましては、私が市議会議員に当選させていただきました平成15年に健康

増進法第25条に規定されました受動喫煙防止対策について厚生労働省健康局長の通知があり、私が15年の9月議会と12月議会におきまして、庁舎及び公共施設の禁煙について、庁舎禁煙室設置について、公共施設の分煙対策について、平成16年3月議会には、カルチャーパレスの喫煙場所の設置についてを質問しております。それから7年近くがたちました。ここで質問いたします。平成15年の一般質問におきまして、要望といたしました人吉の禁煙・分煙対策の現状をお聞かせください。

1回目を終わります。

○総務部長（深水雄二君） 御質問にお答えいたします。

平成15年に御質問がございました喫煙対策についてのその後の本市の施設での喫煙対策の状況でございますが、安全衛生委員会におきまして、新喫煙対策実施計画を策定し、この計画に基づきまして庁舎の通路に設置してありました喫煙所を屋外に設置いたしました。具体的に申し上げますと、本庁舎では、1階と3階にそれぞれ1カ所、また来庁者用に1階正面玄関前と1階東側出入口を喫煙所としましたが、玄関前の喫煙所は、昨年度、庁舎北西側へ移動いたしました。ほかの施設におきましては、別館の一部を除き屋外に設置をいたしました。特に保健センターにおきましては、屋外の喫煙所の吸殻入れも撤去いたしました。その他、各小中学校におきましても、喫煙室か、また校舎外に喫煙所を設けた分煙対策を講じております。

以上のことから、喫煙対策としての分煙化は完全ではないのしょうけども、進んでいると思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 16番。

○16番（三倉美千子君） 2回目の質問をいたします。

ただいま御答弁いただきましたように、禁煙・分煙対策が進み、市民の皆様のためにありがたいと思います。特に、保健センターでは、屋外の喫煙所の吸殻入れも撤去したということですが、1カ所だけまだ残っているということで、1カ所がなくなれば敷地内の喫煙ができない。まあ禁煙になったということになると思います。さすがに健康を守る係だなと関心しております。県におきましても、県における分煙状況、例えば地域振興局や保健所、市町村における分煙状況（市役所、役場、支所、出張所、保健センター）を把握されております。これは平成20年4月1日現在で発表されておりますけれども、私のほうも見せていただきましたが、どうにか進めたいというような御希望を保健所で聞いたところでございます。7年前は、喫煙する人から、僕たちはたばこを吸うて税金を払っとる。吸わん人も金を出さんばて言われておりました。そんなとき、私は、たばこ税の収入の2.6倍が社会的損失だ。例えば、病気にかかるとか、火事が起きるとか、それとたばこを吸わんときましょうとか、山に札を立てたり、そうするような社会的費用が、その税の2.6倍の損失

であるというようなふうに言い返していたことを思い出しております。禁煙に対する考え方も大分このごろは変わってきているように思います。理由はいろいろですが、禁煙された方も多くおられます。例えば、市の職員の方も、そして私の身近な方も次々と禁煙をもうしたという、例えば吐血したとかいろんな状況のことでやっぱりやめる。それと熊大に行けば、心臓病なんかたばこ吸うたらうちじゃ診らんで、せんで言われてやめましたて、本当に2万吸う人はよく知っているんですけど、2万円分がたずつたばこを買われるんですよ。それで奥さんが買われるもんですから、私もわあすごいなと思いながら、結局もう家ではそう言いきらんということだったんですけど、ちょっと心臓の病気になって、やっぱりぱたつとですね。先生がもう診ないとおっしゃったということで、もうぱたつと禁煙された人もおられます。身近な方々が、また私の近くでも、本当に亡くなられておりますし、たばこが原因の病気だとお医者さんから言われたと、言われる言葉が今でも耳に残って、その若い方もおられましたし、残念に思っているところです。

私には、市民の方からなぜこのような質問をまた取り上げるかと言いますと、私が健康に関して、やっぱり促進、健康増進をやっていこうという立場におるものですから、私の方に市民の方から次のような要望が出てきております。歩きながらの喫煙は迷惑だということと、吸殻のポイ捨てが多いて、よう注意しならんすねていうことが出てきますね。それと子どもが周りにいてもおかまいなしに吸われるものだから、自分たちは注意をしらんから、何とかできないかていうようなことですね。それと市庁舎では喫煙場所は外にあるが、人の出入りする場所で吸っている人も多いということです。私が考えますと、それは外から、後ろの方かなと思いますが、私は息をしなくて、たばこの煙があるときは息をしなくて通るんですよというようなことを、その言われた方には言ってるんですけども。それと庁舎の外に禁煙所はあるんだけど、ドアが開いてるために、もう匂いと煙が流れ出して、分煙にはならんばいて、何で注意せんとかていうようなことも出ておりますし、また話をしてみますと、市にも苦情が入ったからその正面玄関の両側で吸うように、真ん中ですか、吸うようになっていたのを、投書があったということでしたね。それを1カ所のそのこちらの方に移動したというのがありますけどですね。そういう注意していかねばならないと思いますし、市もやっぱり注意していただきたいと思っていますところですよ。

ここで質問いたします。平成22年2月25日、今年の2月25日発で都道府県・保健所設置市・特別区長あてに、厚生労働省健康局長より「受動喫煙防止対策について」の通達が出されておりますけども、人吉には県の方から来るとは思いますが、通達が来ているのでしょうか。これが質問です。

○総務部長（深水雄二君） 2回目の御質問にお答えをします。

三倉議員の方から22年2月25日付の厚生労働省健康局長通達は来ているのかどうかということですが、来るようには聞いておりますけども、まだ確認はできておらない

状況、現状でございます。

以上、お答えします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 16番。

○16番（三倉美千子君） 3回目の質問に入ります。

私の方には、通達がもう早い段階で、2月の段階で手に入ってまして、そういう状況でしたので、厚生省からの通達が来ていないということですので、概要をちょっと述べてみたいと思います。

一番に、受動喫煙とは、室内またはこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることと定義したということですね。この文章を読んでもみますと、受動喫煙による健康の悪影響については、科学的に明らかとなっている。健康増進法第25条は、受動喫煙による健康への悪影響を排除するために、多数の者が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙を防止する措置をとる努力義務を課すこととし、これにより国民の健康増進の観点から受動喫煙防止の取り組みを積極的に推進することとしたものである。二番目に、法25条の規定の対象となる施設ということで、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店が明示されているが、その他の施設として鉄軌道駅、私も初めて聞いたんですが、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設等多数の者が利用する施設を含むものであり、本条の趣旨に鑑み、鉄軌道車両、バス、タクシー、航空機及び旅客船などについてもその他の施設に含むものである。三番目に、今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。等々多くのことが記されております。かなり多く記されておりますので要点だけをとって今読んだところですけども、ここで3回目の質問をいたします。今回、厚生労働省健康局長名で出されました、今読みました受動喫煙防止対策についての通達について、総務部長と、これには書いてなかったんですが、教育長、市長のお考えをお聞かせください。

終わります。

○総務部長（深水雄二君） ただいま三倉議員の方から通達の概要、今逆に教えていただきましたけども、この受動喫煙といいますか、これについては、またさらに、いろいろ幅広く、また深く取り組むような内容のようでございます。まだ、どういうことを細かくしていこうという、まだプランはありませんけども、今現在考えているところをちょっと述べたいと思います。市の施設におきましては、当面は、非喫煙者に迷惑をかけないような分煙を進めることで対応してまいりたいと考えております。例えば、本庁舎におきましては、先ほども触れられましたけども、守衛室横の喫煙場所における区画内での喫煙の厳守や3階北側バルコニーの喫煙場所につきましては、通路に通じる扉を閉じての喫煙など、全施設において喫煙

マナーを徹底して分煙効果を高めてまいりたいと考えております。また、喫煙所であることが明確に判断できるような表示をいたしまして、受動喫煙防止に努めてまいりたいと考えております。今からいろいろ多方面にわたっていろいろ検討・協議をして対策をとっていきたいと考えております。

なお、学校施設につきましては、教育部の方からお答えをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えします。

○教育長（堀 秀行君） おはようございます。当然ながら学校というのは、子どもたちの健康を守るというのは、大きな使命でございまして、教育委員会もそういう認識のもとに、今後取り組んでいかなければならないと考えているところですが、市内各小中学校におきましては、受動喫煙が児童生徒に与える影響なども勘案した上で、教職員はもとより、保護者、地域住民の皆様へ御理解・御協力をお願いしながら、若干の期間を要することになるかもしれませんが、将来的には学校敷地内を全面禁煙とする方向で今後取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○市長（田中信孝君） おはようございます。まず、個々人としての位置から申し上げたいと思います。たばこは健康被害をもたらすということは、もう周知の事実でございます。継続的に喫煙すると肺気腫を起こしたり、動脈硬化を起こしたりと、重大な病気を引き起こす原因となりかねない習慣と言えらると思います。そこで禁煙が叫ばれているわけでございますが、禁煙するためには、まず喫煙者が禁煙の意思を明確に持つことが大切であろうと考えております。その引き金となる重要な要素に三つあるのではないかと考えたところでございます。

まず、自らの健康を維持するための日ごろの健診による健康調査であります。その毎年の調査の過程で禁煙を決断するというのも一つの考え方ではなかろうかと思っております。

二つ目は、重大な病気を引き起こしてしまい、病気の悪化を防ぐために禁煙するものでございます。

三つ目が、自らの喫煙が知らず知らずのうちに受動喫煙している家族にも健康被害を与えてしまうという事実気づくことでございます。

これらの三つの要素による禁煙ができない場合は、家庭でも分煙ということになるわけでございますが、公共の施設においては、他者が受動喫煙しないよう分煙対策を、場所を選び、換気システムを充実させ、その環境の中でこそ健康被害の事実を知らしめていかなければならないのではないかと考えております。

今後、人吉市における公共施設の喫煙場所において、他者に受動喫煙が及ばないよう工夫してまいらなければならないと存じます。また、全面禁煙ということになりますと、市民の皆様方に周知を図り、実施をしてまいらなければならないと思っておるわけでございますが、

ますます肩身の狭い思いを喫煙者はするのではなからうかと思いますが、分煙対策をしっかりと行ってまいりたいということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 16番。

○16番（三倉美千子君） それぞれに御答弁ありがとうございました。総務部長については、非喫煙者に迷惑をかけないように対策をしていくということで、ぜひよろしく願いいたします。分煙からですね、今、分煙をしてて苦情が出ているわけですから、それはきちっとやっぱりやるべきだと思います。

そして、それと、また今度は宴会場とかが入ってきますので、やっぱり宴会場でだれか吸い始めますと、あちこちで吸いますので、そこをもう十分注意していただきたいと思います。例えば、私たちが行政視察に行ったときに、灰皿がないときには、吸いませんよね。大体、吸わないんですよ。そして、灰皿がありませんかて聞かれた方があつとには、すみません、うちの庁舎は全部禁煙ですとおっしゃって、御協力くださいというような説明をされてますので、そういう方法もいいかなと思います。私とその15年に禁煙・分煙のお話したときに、こういう言葉が返ってきたことがあります。議長室と市長室はいいんじゃないかっていうことだったんですよ。それで何でかて言ったら、国会議員やら大事なお客さんがみえるということだったんです。で、私はそれを聞いて、何という認識の甘さかと思ったんですよ。だって国会議員だろうが、だれだろうが、人間には同じような体質とかいろいろありますけど、害が出ますので、もうそれもおかしいというような話をしたことがありますけども、やっぱり注意を払っていくべきだと思いますので、よろしく願いいたします。

そして、わざわざ教育長の方から御答弁いただきました、やっぱり学校は子どもたちを育てますし、本当に子どもが小さい時からやっぱり先生方が吸われるのを見てたり、真似したりして、吸う場合には、本当に子どもたちには大人になってからよりもすごく害があると思いますので、よろしく願いしたいと思います。私は2月に、ある会議に出させていただきました。そしたら、学校のやっぱり施設外、学校外のその施設でもやっぱりたばこを吸わないようにすればという話が出たときに、ある方が、ある委員さんが、それは先生たちはかわいそかばいて言いなさったんです。それはもう確かにそれはあります。吸った人には、さっきもおっしゃったように、やっぱり肩身の狭い思いをされてということがありますが、特に学校の先生方は、やっぱり我慢していただいて、施設の外で、総合病院の場合だったら施設の外に喫煙場所が設けてあります。病院なんかも全部禁煙になっておりますので、そういうことで、努力していただきたいと思います。

市長の答弁からですが、家族の中でのその害があるとおっしゃったんですけど、私が思っているのは、家族は分煙をさせきらないわけですから、子どもは別として。それよりもやっぱり他人、家族以外の人に配慮を強くするべきじゃないかと思ってます。それと、子ども、

こんなことがあります。分煙をしますよね、お父さんが蛍族とかよく言いますけども、外で吸います。ところが、2歳半ぐらいの子どもが一緒だったらば、尿の中からニコチンが出るということですよね。というのは、じゃあどこから出るんでしょう。呼気、吸われる呼気でですね。それと洋服からだというような統計も見せていただきましたけど、そういうこともありますので、やっぱり家族もですし、周りの人たちのためにもぜひ、たばこを吸われる方は頑張ってそういう害を与えないようにしてほしいんですけども、家庭内では、本当にもうその今子どもの例を言いますと、全くもう無煙環境をつくらないと子どもには影響があるというのがありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。私は、市長は、2年前ぐらいに禁煙しようと思われたことがあると思ひます。というのは、今個人的にとおっしゃったから個人的に、というのは、いろんな禁煙パイプとかそういうのも使っていたらっしゃるし、努力されていらっしゃることを目にしてはいるんですけども、私が思うのは、市長はいろんなところで御挨拶を、元気でGNPですね、それをよくおっしゃいましたけども、これもその禁煙のことも言っていたらば、本当動く広告塔ということですからごく効果があるんじゃないかなと思ひますので、何かそれをできれば、そういうふうなお話も、そういう方向に持っていくていただければいいと思ひます。それで個人ではなくて、やっぱり立場があられますので、やっぱり影響というのはごくあると思ひますので、ちょっと市長個人についてのお話でしたけど、そういうようなことも思ひしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、循環器系といひますのは国保のことですから、社保は入ってませんが、循環器系の病気にかかる費用というのが、本当に概算の概算ですけども、人吉市の国保調査統計から見てみますと、年間に約15億円出ております。15億円ですね。ですから、循環器系ですので、心筋とか、肺、血管系のもんですが、これ以外に、喫煙に影響される特になんがん、そして呼吸器疾患、そういうことを入れますとどれぐらいになるだろうと思ひながら調べてみようと思ひたんですけども、時間がなくて調べなかつたんですけども、本当にその循環器系の病気だけでも年間15億円ですから、国保から。そういうようなことが出ておりますので、それも知っていたらばと思ひます。たばこによる肺がんなどは、今後も増加して、そのために禁煙関連医療費というのが出ておりますけども、2030年、今、人吉市の人口はどうなるかというような話で、今から1万ぐらいは減るだろうというようなお話も聞いたことがありますけども、このたばこの医療費ですけども、現在の3.3倍ぐらいにはなるだろうということなんですよね。それで今たばこ税が今年も去年に比べて500万円少ないような予算にはなっておりますが、例えば、2億円として2.6倍の出費があるというようなお話もありますけども、かなりの損出というのかな、やっぱり市はそのためにお金を医療費とかに出しているということも知っていたらばと思ひますし、たばこ消費量を半分にした場合は、1.7倍、それぐらいにふえるとしている資料がございます。それと非喫煙者の医療コストが少ないということから、私も今度やっぱり一般質問のためにずっと勉強してわかつたんですけども、生命

保険では非喫煙者の保険料を安く優遇する動きが広がっているということでした。私もちょっと調べてみたんですけども、本当でした。例えば、元気割引ノンスモーカ保険料率とか、それは商品名なんですけども、これはぱっと出ると思いますけども、それと平準定期保険喫煙リスク区分型ということで本当に割引かれております。多かったですら3割から4割というぐらいですので、私ももう保険に入るとすれば、そこら辺を調べてみたいなと思うのですが、そういうふうに社会的にかなり広がっているということもお話しときたいと思います。どちらにしましても、その自分のことだけを考えるのではなくて、多方面から禁煙・分煙対策を考えていただかなければいけないと思います。で、今お話をお金のことなども含めてお話ししたけど、最後に市長のお考えをお聞きしまして、この項目については質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

じゅんじゅんと理路整然と御説得をいただくような御質問をいただきまして、まことにありがとうございます。まずは、節煙から始めさせていただいているわけでございますけれども、やはり、まずはやはり自らの健康ということをしつかり心に置いて、この喫煙というものを考えていいかなければいけないというふうに思っております。そしてまた、家族も含めまして、他の人々への配慮、影響というものは、まさに重大であるというふうにもお聞かせいただいたところでございます。今後、禁煙も視野に入れて、私自身を律してまいりたいというふうに思っておりますけれども、まずは受動喫煙によって他の人々に被害が及ばないような環境を早急に確立するということが急務ではないかというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 16番。

○16番（三倉美千子君） 今、市長のお気持ちを聞かせていただきました。ぜひよろしくお願ひいたします。努力していただいて、よろしくお願ひいたします。

それでは、次に2項目目の子宮頸がん、子宮頸がんワクチン接種について質問いたします。

子宮といいますのは、女性にだけにしかない臓器なんですね。こう言いましたのは、いつか前に男の子宮はどこにあつとかなてお尋ねがありましたので、ちょっと書いたところでですけども、子宮頸がんていいますのは、子宮の入り口付近にできるがんです。子宮頸部がんというのは特別な人になる病気ではなくて、女性であればだれでもかかる可能性があります。そういう病気ですね。がんと言いますと、一般的に家族とか親戚がかかった人がいるとか、遺伝じゃなかなかなというようなことを耳によくしますし、そう思ったりもしてしましますが、この子宮頸がんだけは、特別な背景を持った人が病気になるんじゃなくて、遺伝などに関係なく、例えば性交関係、経験のある女性であればだれでもがなる可能性のある病気と言われてますね。近年では、20代後半から30代に急増しておりまして、若い女性の発症率が増加傾向にあるということです。20代から30代の女性においては、発症する全てのがんの中の第一

位となっております。この20代、30代でいいますと、症例として、お産をする、妊娠してお産をする。そして8カ月で来られて頸がんが見つかった。そしたらあと2カ月だからもう子どもも大きくなっているから2カ月我慢させて、子どもは助かって、今もあいさつに来られる、子どもはこれだけ大きくなったと親も大丈夫て来られます。そういうのもありますけど、5カ月ぐらいだったら、がんですので、待たされないですね。結局中絶をして、子宮頸がんの手術をするわけですから、次にもう生めなくなる状況になりますし、子どもの命もとるということになる。そういうのを見たときに、本当に、やっぱり悲しいていようなお話をドクターがされます。医者がですね。お医者さんがされております。実際にスライドを見たりして、もうこの頸がんの啓発をされているところです。私も講演、そういう関係のところにはよく行くものですから、そういう状況にあります。その子宮頸がんの原因というのが、ほぼ100%がヒトパピローマウイルスですね。ということで略語すればHPVなんですよ。Human papillomavirusですから、そういうふうな略語で言われるようになってます。そのウイルスの感染であることがもう結局明らかになっているということですね。そして発がん性、今からHPVでいきますが……

○議長（大王英二君） 16番。16番、質問に入っていただくように。その病状については、去年もその子宮がん健診については、ワクチン等々についても、去年も市の方でもしておりますので、病気のあり方等々も含めわかるんですけれども、そろそろ質問に入っていたかないと、そう思いますので、よろしく願いいたします。

○16番（三倉美千子君） でも、状況を話したいと思うんですが、私はこういうお話をするのは私だけじゃないと思うんですよ。前注意されたときも、何で私だけと思いましたので、そのお話を（「ほかの方にもしております」と呼ぶ者あり）あとでお話します。はい。ちょっと、でもお聞きください。それでその結局、そのHPVという、中でも腫瘍の原因となるのは、その形が相当な100種類ぐらいのことがあって、がんに関係しているのは15種類ぐらいで、その中の16番、18番というのが関係してくるといようなことで、外国では既に100カ国ぐらいそのワクチンを使用されているということですよ。それで日本では去年の10月に承認されまして、去年の12月22日から一般の病院で、医療機関で注射ができるようになりました。接種ができるようになりました。で、その子宮がんはその検診とワクチン接種でほぼ予防できるといわれるようなワクチンでございます。それでそのHPVという珍しいウイルスではなくて、性交渉をもった女性はだれでも感染してしまうということですから、その前にワクチンを子どものときに受けておくと、その効果があると、最も効果があるとされてます。その日本産婦人科医会などが推奨されているその子宮頸がんワクチン接種対象者数、そして人吉の対象者数と、今から質問です。日本産婦人科医会などが――などというのは小児科なんかもあるもんですから――推奨されている子宮頸がんワクチン接種対象者数及び接種費用は人吉の場合幾らになるかお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（尾方 篤君） おはようございます。お答えいたします。

子宮頸がんにかかる女性は、国内では毎年1万5,000人と言われておりまして、その中で毎年約3,500人が亡くなっておられるという大変重大な病気と言われております。一般にがんというと子宮体がんを含めて、主に中高年になってからのことが多いようですが、この子宮頸がんは、20代前半から30代の若い女性が多くかかっているのが現状のようでございます。ワクチン接種の効果としまして、7年から20年持続すると言われております。その開始年齢は、日本小児科学会及び日本産婦人科学会などが推奨する年齢としましては、11歳から14歳になっているようでございます。平成22年2月現在、本市での該当者数は11歳が162名、12歳が184名、13歳が197名、14歳が181名となっております。合計724名でございます。また、ワクチン接種でございますが、接種回数が合計3回で、その内訳は初回接種、そして2回目の接種がその1カ月後の接種、さらに3回目が初回から6カ月後の接種で筋肉注射を受けるようでございます。接種費用につきましては、医療機関によって異なりますが、1回の接種料金が大体1万6,000円前後となっております。これを3回しますと、先ほどの対象者数を掛けますと、約3,562万円が見込まれるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 16番。

○16番（三倉美千子君） 2回目の質問をいたします。

例えば、お話聞きますと、結局6カ月間のうちに3回するということですね。最初して1カ月後、あと5カ月後ですので、経費がやっぱり5万円近く3回でかかるということで、私は、例えば費用対効果、結局、病気になりますと、本当にこの前もちょっとあるところで私調べてお話したことがあるんですが、4カ月ぐらいで子宮がんの手術をすれば、入院でやっぱり五、六百万円かかるんですね。本人さんが出すのは本当にもうなんぼかです。二十何万円ぐらいですよ。その以外が全部国保が出すこととなります。そういうようなことも考えますと、それともう一つは、先ほど子どもの話をしましたけれども、そういうことを考えますと、本当に市でできるようになったらいいなと、私は思っているところですが、けれども、日本産婦人科医会等は、子宮頸がん予防HPVワクチンの公費助成を推奨しているわけですね。国の方にも国でして欲しいというような要望を出しているということですが、というのは、先ほども言いましたように、このワクチンは他のワクチンと同様に費用対効果が大変高いということですね。先進国ではもう推奨年齢の定期接種が進んでおりまして、早いところだったら9歳から、WHOでは9歳から13歳としてます。今、日本は11歳から14歳になっておりますけれども、かなりワクチンの接種が行われて、本当に全面の補助とか、公費負担とかいうことになっているものですから、日本でもそういうことをして欲しいというような産婦人科とか小児科の先生の要望があるわけですね。そうですね、結局、日本でその、国に政府に要望を出しているわけですが、その実現するま

では長くかかるだろうと、今検討されているそうですけれども、でも、できるだけ地域の方では早くしてほしいというような気持ちもありまして、地域での接種費用の公費助成を推奨していますし、人吉におきましても、ワクチン接種の公費助成の要望が出ております。

そこで質問をいたします。今、そういう状況なんですけれども、市のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

ワクチンの接種費用の公費助成でございますけれども、先ほどおっしゃったように、このワクチンは昨年の12月に承認されたばかりでございます。また、先ほどお答えをしたように、高額な費用でございますので、今後は国の助成制度あるいは各市の状況をみながら検討させていただきたいというふうに考えております。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 16番。

○16番（三倉美千子君） 今御答弁いただきました。私が考えてみますと、その11、12、13、14ですね。4年間の数が出ておりますけれども、それを初回目はそれだけをすれば、あとは次から11歳だけをずっと、次に10歳の人が11歳になったときにすれば、結局1年で、1年にその年代だけをすればいいというふうになるんじゃないかと思えます。それで、日本でも6年生と中学1年のその年内にする人たちをずっと学校で注射をしているというのが、例が出ておりますので、そういうのも参考にさせていただいて、ただしお金が絡むことから、すごく強力的にというわけにもいかないと思えますが、検討していただきたいと思います。

この要望で一般質問を終わります。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。

○8番（松田 茂君）（登壇） おはようございます。8番議員の松田でございます。先日、人吉JC主催のシンポジウムに行ってまいりました。前熊本県副知事、今は総務省の自治行政局地域政策課長黒田さんの講演を聞いたわけでございますが、その講演の内容、地域主権の確立とこれからの地域経済経営という話をさせていただきました。地域主権・改革、それから平成22年度地方債歳入見通し、地方の創造、地方の再生などという大きく六つに

分けた講演内容でありました。非常に論理的にお話をされ、また、内容的にも非常におもしろい内容で聞き入ったわけですが、私の勉強の不足かもしれませんが、どうも今一つ心に響くものがなかったように思っております。それはなぜそういうふうな思いになったかという、国からの情報提示が非常に少ない。地方議会においても国からの情報が一体何をしようとするのかが余りにも明確に伝わってこない。そういう状況があったからではないかなと思っております。私も今回ここに初めて地域主権という言葉が出てまいりましたので、一生懸命勉強いたしまして、大いに議論をしていきたいと思っております。

それでは、通告にしたがいまして一般質問をしております。今回は三つの点について一般質問をしたいと思っております。一つ目は、施政方針より。二つ目は、交通政策関係より。三つ目は、商工、観光政策関係より、であります。

それでは、一番目の質問に入ります。市長の施政方針より、市民に開かれた、市民のための市政運営、この信念のもと、政策の三本柱、観光で食べられるまち、農業で食べられるまち、企業誘致と挙げておられます。それでは一問目の質問でございます。

市長は就任以来、この三本柱についてどのように自己評価をしていらっしゃいますでしょうか。

以上、一番目の質問終わらせていただきます。

○市長（田中信孝君） 松田議員の御質問にお答えをいたします。

観光で食べられるまち、農業で食べられるまち、そして企業誘致と、政策の三本柱として掲げ、そして同時に行財政改革を実現すべく様々な事業に取り組み、平成19年の市長就任以来、市民みんなが健康で笑顔で暮らせるまちづくりの実現を目指しているところでございます。この政策の三本柱の進捗ということでございまして、まず、観光で食べられるまちでございますが、先週3月6日、SL人吉が再運行ということで早速満員のお客様がいらっしゃいまして、春の観光シーズンとなり、これからさらに多くの県内外のお客様が本市を訪れていただくものと期待をいたしております。昨年と比べましても、このSL人吉は2カ月ほど早い運行開始でございまして、11月28日までの期間中、166日と半年近く走るということで、大変な経済効果が期待されるところでございます。さらには、御承知のとおり、一昨年の青井阿蘇神社の国宝指定により、参拝客の増加は大いに期待ができるところでございます。SLと国宝をさらに、今、「人吉球磨は、ひなまつり」を開催中でございまして、このような新たな素材と、既存の素材の融合により、本市に滞在する時間への相乗効果として現れてきております。昨年は、これを天の時・地の利、そしてあとは人の和と申してまいりましたけれども、昨年の春と秋、そして今年、再び4月1日から始まります人吉市春のじゅぐりつと博覧会により、行政と民間が一緒になって行うイベントなどを通して、人の和も整ってまいりまして、天地人が揃ってきたと評価をいたしていると

ころでございます。また、JR九州様を初めとした観光関係者や国・県などからも注目されている今、今後ともさらにおもてなしの心を持って一工夫、二工夫をし続けることが観光で食べられるまちへ大きくつながるものと存じております。

次に、農業で食べられるまちでございますが、かがやきトークや折あるごとに御紹介申し上げます徳島県の上勝町の例でございます。高齢者でも第一次産業に取り組んでおられ、さらには、これが医療費の削減につながるなど、2倍、3倍の効果があるというお話もさせていただきながら、本市におきましても、新しい農産物のブランド化に取り組んでまいったわけございまして、医食同源ひとよし米を本市の安全・安心なお米として一昨年から販売を開始いたしております。そのほかにも、きくらげにつきましては、誘致企業において生産体制が整い、3月には生産され、新たな事業として踏み出したところでございます。さらには、民間の方々によるとうがらしの作付け事業は今までにない動きととらえ、今後さらに飛躍発展させてまいりたいと存じておりますので、このように3年間で農業における新しい動き、流れが始まったことは確かであると評価をいたしております。

企業誘致でございますけれども、景気の回復がいまだに不透明な状況ではなかなか難しいと存じますけれども、去る2月22日、23日の両日、人吉中核工業用地として整備のための地元説明会を開催したところでございます。景気が好転しました折は、このような経済状況においても本市へ目を向けていただきますよう下地づくりは必要であり、そのための準備はできつつあると評価をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） 今、お答えをいただいたわけですが、なかなかですね観光、農業、企業誘致というふうに取り組んできていらっしゃるわけでございます。そこにやっぱり評価をするべきものも多数見受けられますし、今後ますます一生懸命に議会も市民の皆さん方も、そして市も一緒になって取り組むべき問題がかいま見えてくるのではなかろうかと。私はそういうふう思うわけです。

そこで2番目の質問をさせていただきます。残り1年の在任期間中でございますけれども、この目標をどの程度まで高めていかれるつもりでしょうか。

2回目の質問をいたしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

私も市長就任以来、3年がたちまして、あと1年と少しの在任期間において目標達成をどこまで高めていくのかという御質問でございますけれども、もちろん100%目標達成というのがしるべき姿でございますけれども、現在、取り組んでおりますものはさらに発展させるとともに、見直すべきものは見直しながら官民一体となって汗を流し、1%でも2%でも向上させていきたいというふうに考えております。今後ともこの政策の達成に向

けまして、市職員の皆さんと一丸となって全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても御理解・御協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） 今、お答えを頂戴いたしましたように、100%という目標達成率、これは確かに目標としては非常にやっぱり一番高みに置かれていること。それは非常に評価をします。やはり今後、今ある既存のもの、それをどんどんどんん発展させていかれて、それからなおかつ、それが実り多く、そして形あるものに何とか達成をしていただくようお願いをしたいと、そういうふうに思っております。

それでは、一番最初の質問はこれで終わらせていただきます。

続きまして、交通政策関係より質問をしております。地域公共交通のあり方、その一つの方策として、生活路線の利便性を考慮した循環型バス「さるく人吉」の運行、さらにこれからの実現可能な方策について検討をしなければならないというふうに施政方針で述べられております。

そこで1回目の質問でございますけども、平成21年度において、第三セクターくま川鉄道を機軸とした今後の人吉球磨圏域の公共交通のあり方、また実現可能な方策を盛り込んだ「人吉・球磨地域公共交通総合連携計画」の策定を進めておられる。今月末にその計画が決定をし、22年度から実施に移すとあります。この内容は一体どういうものでございませうでしょうか。御質問をいたします。

○市長公室長（荒巻 通君） おはようございます。松田議員の1回目の御質問にお答えいたします。

人吉・球磨地域公共交通総合連携計画は、人吉球磨地域における地域公共交通のあり方につきまして、既存の交通網を効率的に活用しながら公共交通の活性化を図るとともに、基幹となるくま川鉄道を将来にわたって安定的に維持していくため、関係自治体や鉄道事業者などの関係者が連携して取り組むべき方針や方策について定めたものでございます。具体的には、老朽化が激しい車両の更新及び橋梁の補修などがくま川鉄道の喫緊の課題となっております。特に、資金面での計画的な対応を行っていくためには、国の補助制度に乗せまして、事業を実施していくことが必要不可欠なことでございます。さらには、この総合連携計画の中に盛り込んでいくことが条件となっておりまして、結果的にこの計画書を策定した大きな要因につながっているわけでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） 今、お答えをいただいたわけですが、中にやっぱり非常に気になる文言が出てまいりました。くま川鉄道の安全面から質問をいたします。今、くま川鉄

道のレールはJRの中古品のレールをお使いになったり、また経年劣化が進んでいる諸施設ですね。特に球磨川第4橋梁、それから車両の更新、その他保安維持にかかわる問題がいっぱい出てくると思うんですけども、このことについて一体どのように考えておられるか御質問をいたします。

○市長公室長（荒巻 通君） 2回目の御質問にお答えいたします。

御質問の橋梁補修、車両更新など安全面の確保でございますが、昨年の12月定例市議会におきまして、山下議員からの一般質問でもお答えさせていただきましたように、20年という年月の経過により、部品調達には会社の方でも心配されているようでございます。現在のところは、数社で部品を製造しておられるようでございまして、支障を来すことなく調達できているという報告を受けているところでございます。

次に、橋梁補修でございますが、特に傷みが激しいところが川村駅から肥後西村駅間にかかっている球磨川第4橋梁でございます。この橋梁は、開通後85年が経過しております。橋梁全般に老朽化が進行、特に橋げた・橋梁においては、雨風などの影響で塗装塗膜の剥離による発生劣化、さびが発生することでございますけども、発生劣化が顕著に進んでいるようでございます。このままさびが進行すれば、部材の腐食拡大にもつながり、安全・安定輸送の根幹的な部分が脅かされかねない恐れがありますので、早急に対策を講じていく必要があります。また、国の第三者機関による安全性緊急評価において、平成25年度までには対策を講じるようにとの指摘もあっておりますので、今後、国のメニューの中から鉄道軌道輸送高度化事業費補助を活用いたしまして、球磨川第4橋梁を初め、7カ所の橋梁を平成22年度、平成23年度の2カ年で整備を行うよう検討されているところでございます。

最後に、車両の更新でございますが、開業後20年を経過し、更新の時期を迎えていることにつきましては、十分認識をしているところでございます。しかしながら、今後の学生数の減少、また利用効率化や経費節減といった観点からの運行形態等の見直しを考慮しますと、本当に7両すべての車両更新が必要なのかということや、国の補助制度を活用した場合、補助残に対して自治体負担をどうするのかということとあわせ、慎重に議論をしていく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） 今、答弁をいただいたんですけども、やっぱり非常に心配になってくるのは資金の問題ですよね。資金の問題なんですけども、その国、国、国というお話がいっぱい出てまいりますね。なかなか難しい問題がいっぱい山積をしていくんじゃないかと、そういうふう思うんですが、3回目の質問に入ります。

施設の整備については、今、答弁がありましたように、時期が来ておると。さまざまに

補修・改修、また車両の更新等が必要になってくると。相当な費用がかかるということは見込まれておるわけです。しかしながら、今、通常の運営の中で、赤字補てんを行ってまいりました基金が枯渇をする、枯渇をする。あと1億2,000万円ほどしかないように聞いております。このような現状の中において、このことをどのようにお考えになっておられるのでしょうか。御質問をいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

現在の基金の推移を見ますと、あと3年ほどで枯渇をしてしまうというふうに危惧をいたしているところでございます。開業以来20年、くま川鉄道の経常赤字は、この基金から補てんを行ってきておりまして、基金が枯渇するということは、御承知とおり、会社経営が存亡の危機に直面するということでございます。早急に経常赤字を補てんしていく仕組みを新たに構築していかなければならないということは言うまでもございません。私は、次世代を担う子どもたち、そして高齢者を初めとする交通手段を持たない方々のためにも地域公共交通を必ず残さなければならないという使命がございます。今後も利用者の拡大はもとより、会社経営の改善に向けて最大限の努力をしてまいりたいというふうに考えております。人吉・球磨地域公共交通活性化協議会、法定協議会でございますけれども、これも単に国から補助金をもらうためだけの協議会ではなく、それぞれの沿線自治体において、それぞれがこのくま川鉄道を支えるために何ができるかという実行委員会等々の組織も必要ではないかというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） ちょっと通告にはなかったんですけども、公室長にちょっとお尋ねをしますが、今、沿線の自治体と様々な中で連携計画等々でお話し合いを進めておられるように聞いております。ここで聞くのが適切なのか、不適切なのかちょっとわかりませんが、ほかの沿線の自治体のこのくま川鉄道にかけておられる思い、そういうものがよろしかったら伝わってくるようなものがありましたら、お答えを願いたいと思うんですが、いかがでしょうか。これは急なことなんで具体的にとは申しませんが、よろしく願いします。

○市長公室長（荒巻 通君） お答えいたします。

今、沿線の総務課長、人吉市は企画課長でございますけども、課長で構成します「新たな人吉・球磨地域公共交通のあり方を検討する会」を中心に、今後のくま川鉄道のあり方についても検討をしておりまして、今月中には方針をまとめていくということになっております。そういった会議を含めまして、それぞれの自治体のくま川鉄道に関する考え方というのは、レベルを同じレベルに持って行って、残すべき様々な対応を考えていくというようなことで、現在協議を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） ありがとうございます。今、言葉の中に出てまいりましたように、ほかの自治体も、人吉以外の自治体も真剣になって、このくま川鉄道を残すつもりであればというふうに確認をしたわけですが、間違いないと思いますが、どうしても、うちが基金管理をやっている都合上、ほかの自治体の方々と、毎回これはお話をするんですけども、どうも意識の差にずれがあるように感じてしょうがないんです。どうしてそういう意識の差のずれが出てくるのかなという思いも、いつも思っているんですけども、前回御質問しましたように、これは平成元年10月に覚書を取り交わされている中に、沿線自治体みんなで基金を構築しながら、そしてきちっとした経営運営の中でやっていくんだというふうにとらえる文言がいっぱい出てきますよね。やはりそれをですね、やっぱり沿線自治体の方々とやはり意識の差がないように、今、一生懸命やられていること、それは私も非常にわかっておるつもりでございます。そこで、もう一度、再度、今度は市長にまたお尋ねをするんですが、先ほど新たな仕組みとか、構築とかいうお言葉が出てまいりました。仕組みの構築ということで赤字補てん、施設の整備等について自治体、これが財政負担をしていかなければならないなということは、今後大いに考えられるわけですが、その点、もう少し具体的にどういうふうにお思いでしょうか。お答えをお願いいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

昨年の12月定例市議会において、山下議員からの一般質問でもお答えさせていただきましたように、九州管内における第三セクターの先進地でございます平成筑豊鉄道、松浦鉄道をみますと、開業当初から経常赤字を自治体の責任のもとに負担していく仕組みがつけられておまして、あくまでも基金については、災害及び車両更新などの臨時的なものにのみ充てることとされているようでございます。本圏域におきましても、バブル経済が崩壊し、原資を取り崩しはじめた段階で、赤字補てんを補てんしていく仕組みづくりを検討しておくべきであったと反省を含めながら感じておりますが、同時に、基金が経常赤字を補てんして足りうる額を確保しておりましたことから、当時の経営陣に各自治体等に新たな負担を求めることに対してのためらいがあったこともいたし方なかったのではと推察しているところでございます。まだ基金は何とか残っておりますので、残りの基金は災害など不測の事態にのみ充当し、経常赤字を補てんする新たな仕組みをつくっていくことを早急に検討していくべきであると考えているところでございます。現在、人吉球磨圏域の総務課長及び企画課長11名で構成します、先ほど市長公室長が申しました、新たな人吉・球磨地域公共交通のあり方を検討する会におきまして、その作業、仕組みづくりを進めているところでございます。3月末に報告書を作成することといたしております。今後は、その報告書をもとに、関係機関、つまりくま川鉄道の取締役会、各市町村または市町村市議

会に御説明をさせていただき、御意見等も賜りながら方向性を示すことができればというふうを考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） 今後この財政負担については、喫緊の課題であるから早期沿線自治体と協議をしながら、その方策について考えていくというふうに理解をさせていただきました。くま川鉄道、今回御自分たちで新たな車両の運転手さんを養成をなさいましたですよ。これを公的な機関に研修をさせていただいて、そしてまた試験を受けるとなると相当の金額がかかったと聞いております。やはりそれなりにくま川鉄道の皆様方は、自分たちでやれるところはやっていくんだと、自分たちで本当にこの鉄道の重要性は考えていくんだと、そういう気持ちの表れが今度の新しい機関士、要するに運転手さんの養成につながっていったんではないかと、私は思っております。非常に、やはり鉄道に対する思い、これについて僕は非常に感激をしたニュースを見させていただいたときに、何としてでも残さなきゃいけないというふうに思っております。ましていわんや、今こういうふうな公共的な鉄道網を引こうとしたときに、現時点での国の政策、また自治体等々の財政で負担してやれと言っても、これは恐らく不可能だろうと、もうこういうことは二度とできないであろうと。そういうものを考えながら、私はそういうふうに思っているんですが、そこで5番目の質問に移らせていただきますが、赤字補てん、施設整備等について、自治体の財政負担など新たな仕組みを構築をしていくと考えておられる。しかしながら、聞くところによりますと、熊本県、県は支援をしないよというふうに、そういうふうな情報が耳に入ってくるわけではございますけども、この県、このあり方について、市長、どういふふうにお考えになっておられますか。御質問いたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、九州管内における第三セクターの先進地でございます平成筑豊鉄道、松浦鉄道、この事例につきまして述べさせていただいたところでございますけれども、この平成筑豊鉄道におきましては、福岡県が、また松浦鉄道におきましては、長崎・佐賀両県がそれぞれ出資者として経営面において御支援をしておられるよでございます。また、熊本県と鹿児島県の2県にまたがり運行しております肥薩おれんじ鉄道、これにおきましても、熊本・鹿児島両県が出資者となっており、同様に経営面において御支援をしておられるよでございます。このように、鉄道において県が出資者という立場のもとに支援を行っておられるよでございます。くま川鉄道におきましては、開業当初から熊本県は出資者ではなく、赤字補てんについての財政支援は極めて難しいよでございます。その一方で、橋梁補修、車両更新といった施設整備につきましては、鉄道軌道輸送高度化事業費補助という国の補助を活用することも考えておりまして、熊本県としても御

支援いただけるということでございますので、引き続き、鉄道事業者、圏域の市町村とともに連携を図りながらお願いをしまいたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） 要するに、県には今後きちっとした対応をしていただくように、沿線自治体も含めてお願いにいくと、そういうふうにして理解をするわけですが、ぜひとも、やはり国・県、そしてこの圏域の自治体、本当三位一体となって、一生懸命頑張っていたきたいと、そういうふうに思っております。くま川鉄道、これは住民の足、そして学生の足、そして今後、大いに活用が期待される観光のツールとして期待ができる、私は鉄道だと思っております。それでこれもちょっと通告にはないんですが、市長、これを、今までくま川鉄道はビール列車、焼酎列車、そしてKUMA-1、KUMA-2という様々な方策で観光面の利用を促進するような列車の運行をされているわけですが、次に、お考えになるような列車運行、要するに、観光のツールとしての使い方、何かお考えがありましたらお尋ねをしたいと思えます。

よろしく願います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

まず、この人吉球磨圏域の交通体系をどのように構築するかということが非常に重要ではなかろうかというふうに私は考えているところでございます。くま川鉄道を背骨にして、そして様々なバス、その他の運行ツールをそこに結集していく。一駅一駅に結集をしていく。魚の骨というふうなことで考えていただければわかりやすいと思えますけれど、背骨があり、その一つ一つの駅にバス等々の運行ツールが結集していくということがこの人吉球磨にとっては理想ではないかというふうに考えているところでございます。そこで、この地元住民の皆様方がこのくま川鉄道を大いに利用していただくためには、どのような方策が考えられるのかということをご検討しているところでもございますけれども、御指摘のように、観光客の皆様方にどのようにこのくま川鉄道を愛していただき、御乗車をいただくかということも、今企画をしているところでございます。九州新幹線開業まで約1年と迫ってまいりました。そのような九州新幹線開業に合わせた考え方もしっかりと整えてまいらなければならないというふうにも考えておりますけれども、大手旅行社とくま川鉄道旅行部がしっかりとスクラムを組みまして、このくま川鉄道を利用したこの人吉球磨の観光の着地型観光と申しますか、様々なプランを立てて協力をし合いながら関東、関西、そして北部九州等々で販売してまいりたいというふうにも思っているところでございます。この希少な鉄道を大いに観光客の皆様方にも御利用いただくための方策をご検討、そして実施に向けて考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） どうぞ大いに、我々も一緒になりまして、このくま川鉄道の存続に向けて知恵を絞り、汗を流し、頑張っていきたいと思っておりますので、どうか大いなるお力を発揮していただきますようお願いしまして、この項の質問を終わります。

それでは、続きまして3番目の質問に入ってまいります。

商工、観光政策の関係より質問をしております。いよいよ来年3月には九州新幹線が全線開業運転を開始をいたします。市長は、この新幹線の開業運転をまさに本市にとって千載一遇のチャンスと常々おっしゃっております。これは一番目の質問でもいたしましたとおり、観光で食べられるまちづくりの今後を占う最大の要因ではないかと考えております。そこで1回目の質問をします。中心市街地のまちづくりについて、地域住民の方々と意見交換会をされ、中心市街地の統一コンセプトを検討されましたが、そのコンセプトとはいかなるものでしょうか。質問をいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

昨年来より5回に渡りまして中心市街地の皆様方とまちづくりに関して意見交換会を開催させていただきました。その中で様々な御意見をお伺いしたわけでございますが、中心市街地をどのようなイメージで統一していくのかということに関しましては、今後の人吉のまちの形態を構築していく中で、最も重要な考え方の一つであるというふうに認識をいたしております。その認識のもとに、官民一体となってまちづくりを行っていくということが大事であろうかと思っておりますが、そういう5回にわたる話し合いの中で、「なごみやくつろぎのある城下町」というのが人吉市に相応しいコンセプトではないかということで意見がまとまったところでございます。ただ城下町と申しましても、日本全国様々なその城下町の、いわゆる江戸時代の城下町の風情を整え、またそれが丸ごと、圏域ごと博物館という地域もございまして、非常に城下町の風情が整った地域もあるわけでございます。人吉にとって、それでは他の地域とは違う城下町とはいったい何なんだろうか。いつの時代にチャンネルを合わせるのか。なごみとは何ぞや、くつろぎとは何をもってくつろぎなのかというものもさらに中心市街地の皆様方や専門家の皆様方の御意見を賜りながら、フォーカスをしていかなければならないというふうに考えております。

以上、お答えといたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） 今、答弁にもありましたように、城下町というキーワードが出てまいりました。城下町という一定の方向性が見えてきたというお話でございますけれども、その方向性とはどういうものであるかということについて御質問いたします。

○市長（田中信孝君） その方向性につきましては、様々にまた議論を行ってまいらなければならないと思っておりますけれども、私ごとではございますが、ちょうど50年前の中学生時代ぐら

いには、その面影が至るところに残っていたような気がいたしております。この人吉の町割にいたしましても、中心市街地は時代の流れの中で新設された道や失われた惜しむべき道がございすけれども、大方400年前の道が現存しているわけございまして、この人吉の400年前に町割をされた、この町、この道を生かしながら城下町のイメージを統一していく方向がこの人吉市には相応しいのではないかというふうに考えております。人吉七町と申します。ただいま鍛冶屋町が町屋風の風情を整えつつある中で、これを追従しながら、なごみとは、またはくつろぎとはどのように演出してまいるのかということも研究してまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） 今、答弁をしていただきましたように、具体的な、統一的なコンセプトと。それから、また今後の方向性というのはもう具体的に見えてきたんだよと。そういう方向性でもってこの人吉の町並みのつくり方とか、そういうふうに持っていくんだという御答弁をいただいたわけですが、それでは3回目の質問に入りますが、具体的なまちづくりを展開していくために、あくまでも統一イメージや現地での意見交換を踏まえた話となると思いますが、その方策、またそれに対する考え方はどういうふうにお持ちでしょうか。質問をいたします。

○市長（田中信孝君） 先ほども申し上げましたけれども、やはり中心市街地の皆様方、市民の皆様方、そして専門家の皆様方の様々な意見をやはり結集をしていくということが大切なことではなかろうかというふうに思っているところでございす。ただ、人吉だけではなく、この人吉球磨全体を見渡しても考えていかなければならないと。鎌倉時代以来の貴重な文化財がこれだけこの人吉球磨地方に残っているということが大いにこの日本の中でも光るべき点ではなかろうかというふうに考えているところでございす。よって、まずは鳥瞰図的にこの人吉球磨を眺め、人吉を眺め、確固たる城下町のイメージを様々に御意見をいただいたところで決定して、そして一つ一つ虫瞰図に入っていかなければならないというふうに考えております。先ほども申し上げましたけれども、その中でなごやか、なごみ、穏やかというものはどういうそのツールを持って人々は感じていただけるのか。どういう環境がくつろぎの環境と、その城下町というイメージの中でもくつろぎという環境になるのか。よくよく御相談をしてみらなければならぬというふうに考えているところでございす。

いよいよ統一的なイメージといたしましては、城下町ということに中心市街地の皆様方に御決定いただいたわけございすから、やっとスタートラインについたということが言えるのではなかろうかというふうに思います。

以上、お答えといたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） 大いに、市民の皆さん方と意見を交換をされまして、そしてやっぱり、今ここでキーワード出てきましたように、なごみとか、穏やかとか、非常にそういうそのとうとうと流れるような時間、それは人吉にあってはやっぱり一つのですね、まあ共通の、共通のなんか物語性をもっているんじゃないかと僕も思いますので、どうぞ、そういうふうに皆さんでお考えいただいたものをきちっと進めていっていただくようなまちづくり、それをお願いをしたいなと思っております。

それでは、次の質問、4回目の質問に入らせていただきますが、今まで答えていただきました事柄から見えてきましたことは、民間と行政が本気に、死に物狂いで汗をかきながらやっていたらなければ、このまちを活性化していくことができないと。そのように受け止めることができたわけです。そこで今回、人吉温泉観光協会が法人化へ向け取り組みが進んでおります。このことは市長が申しておられるように、観光で食べられるまちづくりの根本をなすべき取り組みだと思いますが、その考えはどのようなものでしょうか。質問をいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

まず、観光協会に法人格を取得していただくことによりまして、法人格を持つ団体として責任ある事業計画、そして予算の執行が見込まれるものと考えております。これまで市に対しまして、ややもすると依存しているという体質が存在していた部分もあるのではなかったかと感じているところでございまして、これからは自らが企画し、自らが汗をかくという風土を組織内に醸成していただきたいと思いますという期待をいたしているところでございます。このように、人吉市の観光の発展を自らがつくり出すという気概をぜひ醸成していただきたいと思いますというふうと考えているところでございます。他市の観光協会をみますと、早くに法人格を取得し、法人格を持った観光協会そのものが黒字を打ち出している活気ある観光協会もございまして、長野県飯田観光協会、湯布院、黒川温泉におきましても民間主導の観光協会が中心となって活躍し、自由な発想のもとに活性化している状況はうらやましい限りと感じているところでございます。本市の観光協会におきましても、法人格取得を一つの契機とされまして、一日も早い転換が図られることを心から願っておるものでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） お答えをいただきましたように、当市観光発展について、やっぱり最大の今後直面するであろう問題を抱え込むようなものも出てくると思うんですね。やはりこれからは自主的に、そしてなおかつ、この市長が申しておられるように、観光というのは、当市の最大の産業でもありますから、その点は、十二分に御配慮をしていただきながら、そしてなおかつ、本当に黒字が打ち出せるような観光協会に育っていただい

ればなと思います。

そこでもう一つ質問があるんですけども、5回目の質問ですが、市長がおっしゃっておられますように、観光は当市を支える大きな産業だと考えております。また、そのように成長もしていかなければならないと考えております。それには、やはり人材の確保が大きな力を生み出すものだと考えているわけですが、今も観光協会の職員の方々は日々努力をされております。この努力の結実をもっと大きなものへ変えていくには、その道のプロ、その道のプロの人材も必要ではないかと考えるわけでございますけども、市長はどのようにお考えでしょうか。質問いたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

各地の観光協会、または第三セクター等々で全国公募による社長の募集であるとか、事務局長の募集であるとかというのが行われておりまして、一定の給与をそこに確保し、そしてその組織自体の活性化とともに大きなそれぞれのまちの機軸として、それが活躍されているという記事もよく目にするところでございます。よって、その道のプロがこの協会のリーダーとして、陣頭指揮をとっていただくということは大変重要なことである。それが活性化につながると考えておりますが、ただ今、法人化をされたといえども、まだ生まれたばかりの卵であるというふうに思っておりますので、そこに充当すべき人件費等々というものはなかなか生み出せないのが現実ではなかろうかというふうに思っております。しかし、この本市におきましても、様々な有能な人材はおられるわけでございまして、また志の高い若者も存在しておられるわけでございまして、当面は、この方々のお力をお借りしながら組織、職責がしっかりとしたビジョンを持ち、そして戦略を持ち、戦術を持って人吉観光の発展に寄与していただきたいというふうに念願をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） 今、おっしゃいましたように、産みの苦しみというのは必ずあるものであると私も思います。今答弁いただいた中でも、この人吉にも、本当に若い力で、そしてなおかつ斬新なアイデアを持っているメンバーもたくさんおります。今おっしゃいましたように、本当にその道のプロも私も本当に必要だと思います。でも、そのプロが必要な中でも、この地域の人材として大いに活用できる人材が本当に出てくるのであれば、それもまたしかりなのかなと思っております。大いに、この観光協会が法人化に向けて一歩を踏み出すときに、やはりその後押しの方というのは大きな力が必要ではないかなと思っておりますので、その気持ちを十分に考慮をしていただきながら、そしてなおかつより良い観光協会ができていくように、私も力強く、微力ながら応援をしていきたいと思っております。

それでは、最後、6回目の質問に入りますが、先日、カルチャーパレスの小ホールで行

われました親善大使と意見交換会の席上、斉藤由香さんがおっしゃられて、非常に私感銘を受けたことがあります。その言葉とは、「一番素敵などころを一枚の絵として切り取るならば、どのような情景を皆さん思い浮かべにられますか」と、そういう問いがあらわれました。私もふと考えつくままに、脳裏を駆けよぎっていったんですが、私は橋の上からみた人吉の夕景、夕焼けってきれいだなと思っているんですが、市長、市長ならばこれ一枚の絵として、切り取るならば一体どういうふうに切り取ってこられるか。また、こういう素敵な提案をいただきましたので、広く、市民の皆様方にこういう心に残る情景を公募なり募集なりされる、そういうふうなお考えがあるのか、お尋ねをいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

親善大使との意見交換会以来、私自身もその一枚の絵というのは一体どこなんだろうというふうにならなくてずっとこう考えてまいりました。絵はがきであれば5枚組とか、10枚組とか、その中で様々な一枚の絵というのが並べられるのでなかろうかと思えますけれども、その中でも一枚ということに絞ってまいりますと、大変やはり難しいというふうに感じております。例えば、曙橋上流から先ほどおっしゃいました夕景といいますか、列車が鉄橋を渡っているところをとらまえて、西の方の球磨川と、そして日没の情景を醸し出している、その写真というのも非常に素敵で、人吉ならではの光景ではなかろうかと思ったところがございます。それからまた、球磨川右岸からお城の方を眺め渡して、城山の風景、春とか秋の城山の風景、そしてそこに球磨川下りが下っていると、そういう風景も一枚の絵ではなかろうかというふうに思っております。そういう本当にその一枚の絵というのはそれぞれの心象があらうかと思えます。そういう一人一人の心象も大切にしながら、人吉の一枚の絵とは一体何だろうかということは考えてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） 市長、市民の皆さん方に情報を発信して公募されるという、そういうお考えはお持ちいただいているのでしょうか。それちょっとお答えいただきたいと思えます。

○市長（田中信孝君） この一枚の絵を市民の皆さん方にそれぞれその絵なり、写真なり、思いなりを書いていただいて応募していただくというのは非常によいことではないかというふうに思っております。市民の皆様方とともに、または全国の皆様方にも人吉を一枚の絵で切り取るとしたらどういう風景か、情景かということをもたまたま問いかけていくということもおもしろいではなかろうかと。それをまた春のじゅぐりっと博覧会等々で募集をさせていただいて、この発案者であります斉藤由香さんに審査をしていただきながら、そしてそれを展覧するというのも一つのイベントになってくる。そして市民の皆様方とともに、人吉の様々な一枚の絵を共有することにもつながるというふうな考えているところで

ございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） ありがとうございます。いよいよ、春の観光シーズン、春のじゅぐりつと博覧会も4月1日から執り行われていくわけですが、大いに当市の観光または商業者、観光業者、それから農業、それを取り巻く全ての市民の皆さん方に素晴らしい春が来るようなものにつながっていけばと思っております。

以上をもって一般質問を終わるわけですが、今議会を最後に退職をされます部長、それから他の職員の皆様方、本当に長い間御苦労様でございました。今後とも、当市発展のためにますます御尽力をさせていただきますように、よろしくお願いを申し上げまして、一般質問を終わります。

以上です。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時56分 休憩

---

午後1時00分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。

○5番（笹山欣悟君）（登壇） 5番議員の笹山でございます。きょうの天気は外が非常に雪吹雪で、非常に天気が荒れているような状況でございます。執行部の皆さん方の明確な答弁をいただきながら議会は荒れないように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。一般質問に入ります前に、3月31日付をもって退職されます3人の部長を初め、職員の皆様におかれましては、長い間の公務員としての市政発展のための御奉仕、そして大変御尽力されましたことに対しまして感謝とお礼を申し上げたいと思います。大変お疲れさまでした。また、私も職員時代からそれぞれの立場で御指導賜りましたことにつきましても、感謝とお礼を申し上げたいと思います。今後は、一市民として健康に十分留意をされまして、御活躍いただきますよう御祈念申し上げたいと思います。

それでは、通告にしたがいまして一般質問を行ってまいります。今回、通告しました項目は、市長の施政方針からのみでございます。1点目、議第1号人吉市平成21年度一般会計補正予算。2点目、タウンバス「さるく人吉」の運行。3点目、SL運行における安全対策。4点目、戸別所得補償モデル対策。5点目、職員の不祥事における対策についての5項目でございます。

初めに、議第1号平成21年度人吉市一般会計補正予算についてであります。今回の平成21年度の一般会計補正予算書を見まして気になった点があります。それは繰越明許費が34件と、異常に多いということでございます。平成21年度の国の緊急経済対策における大型補正によりまして、人吉市においてもかなりの交付金が流れてきているようであります。地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金など緊急経済危機対策及び緊急雇用対策によって行われた事業はかなりの数にのぼるのではないのでしょうか。7月臨時議会、9月定例議会、12月定例議会、そして今定例議会にも上程をされております。それぞれの議会で審議を行ってきておりますけれども、なかなか一括して整理することがありませんでしたので、整理をしてみたいと思います。平成21年度における緊急経済対策、緊急雇用対策などの事業における事業名、事業費、進捗状況、事業を実施したことによる経済効果について、予算を可決した議会ごとに説明をお願いいたしたいと思っております。

また、2点目に、補正予算書9ページから11ページにかけて記載してあります繰越明許費につきましては、事業名ごとに予算が可決された議会、また繰越明許の理由を説明いただきたいと思っております。ただ、繰り越しの理由につきましては、詳しく説明をいただきますと、かなりの時間がかかると思っておりますので、これにつきましては、簡単に説明をしていただきたいと思っております。

以上、1回目を終わります。

○総務部長（深水雄二君） 議員の御質問にお答えいたします。

平成21年度は国の経済危機対策に伴いまして数多くの事業を行ってまいりました。私の方からは、全体的な説明をさせていただきます。

まず、当初予算分の緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別交付金事業でございますが、事業費は4,019万円で、7月の臨時議会、9月議会、12月議会での追加補正がございます。7月臨時市議会で、地域活性化・経済対策臨時交付金事業といたしまして、希望ヶ丘希望学園及びうぐいす荘改修工事に、合わせまして894万9,000円、延寿荘改修工事スプリンクラー設置工事といたしまして、4,361万9,000円、高齢者世帯火災警報器設置事業としまして、906万7,000円を計上しております。学校遊具修繕事業に757万5,000円、学校備品整備事業に197万円、学校図書購入事業に500万円、公民館整備に200万円、スポーツ施設整備に534万2,000円を計上いたしたところでございます。国・県の補助事業といたしましては、地域密着型サービス拠点等施設整備事業に1億500万円、ブロードバンドゼロ地域解消事業の地域情報通信基盤整備事業に2億5,831万9,000円、携帯電話エリア整備事業に8,710万7,000円、橋梁長寿命化修繕計画策定事業に2,000万円、地方道事業費補助金事業5,250万円、学校ICT環境整備事業といたしまして5,879万3,000円を計上いたしたところでございます。そのうち、地域情報通信基盤整備事業、携帯電話エリア整備事業、学校I

CT環境整備事業につきましては、本年度内での事業完了が見込めませんので、今回、繰越明許をお願いしているところでございます。9月議会に計上いたしました事業でございますが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業といたしまして、環境対応車購入事業として845万円、道路観光案内標識整備事業に217万3,000円、道路標識整備事業に400万円、道路維持整備事業に3,300万円、河川しゅんせつ事業に270万円、学校太陽光発電導入事業設計委託に2,426万円、デジタル防災行政無線基本調査業務委託に845万3,000円、歯科健診用无影灯購入に100万円を計上したところでございます。このうち、環境対応車購入につきましては、納品が今年度内に見込めないことから繰越明許をお願いしております。国・県の補助事業といたしまして、住宅手当緊急特別措置事業に184万2,000円、保育士等研修補助事業に30万円、地域子育て創生事業に314万6,000円、認可外保育施設安心・安全確保事業に115万円、親子ふれあい教室事業に91万5,000円、女性特有のがん検診推進事業に759万4,000円、学校理科教育設備整備事業に870万4,000円、学校太陽光発電導入及び中学校校舎耐震化工事を行う安全・安心な学校づくり交付金事業としまして、3億7,813万4,000円を予算計上いたしましたところでございます。このうち、安全・安心な学校づくり交付金事業につきましては、本年度内での事業完了が見込めないことから繰越明許をお願いいたしているところでございます。10月臨時市議会に計上いたしました事業といたしまして、ユビキタスタウン構想推進事業に3,166万1,000円を計上いたしております。この事業は本年度内での事業完了が見込めないことから繰越明許をお願いいたしているところでございます。12月市議会に地域密着型サービス拠点等施設整備補助金、開設準備経費でございます。に2,160万円、緑の産業再生プロジェクト促進事業に5,942万4,000円、全国瞬時警報システム受診設備設置事業に302万6,000円、学校の空調設備整備を行う安全・安心な学校づくり交付金事業に4億70万円を計上いたしております。このうち、緑の産業再生プロジェクト促進事業、全国瞬時警報システム受信設備設置事業、安全・安心な学校づくり交付金事業につきましては、本年度内での事業完了が見込めないことから繰越明許をお願いいたしているところでございます。また、本議会に国の二次補正予算で創設されました地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業といたしまして、道路標識架替工事、石野公園展望所修繕工事、交通安全対策事業、市営住宅修繕事業、公園整備事業、小学校修繕事業、小学校耐震補強事業、小学校床改修事業、公民館駐車場舗装事業、スポーツ施設整備事業を計上いたしております。すべて本年度内での事業完了が見込めないことから、繰越明許をお願いいたしているところでございます。また、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業の入札残などが出てまいりましたので、新たに環境対応車購入事業、ユビキタスタウン構想推進事業、スポーツ施設整備事業を追加いたしておりますが、いずれも本年度内での事業完了が見込めないことから繰越明許をお願いいたしているところでございます。また、地域活性化・公共投資臨時交付金でございますが、2月26日に交付要項が制定されましたので、新

たに中川原公園整備事業及び西瀬小学校耐震補強事業を交付金対象事業とし、交付金を充当することとしております。なお、事業効果でございますが、それぞれの事業を行うことで市民の民様方の利便性の向上、そして施設等の維持、更新が図られているものと思われまます。また、今回は特に経済対策として取り組んだ事業であり、また一般財源をほとんど投入することなく20億円に迫る事業を実施することになりますので、人吉市にとりまして一定の経済効果が表れるものと考えております。

以上、私の方から国の経済対策関連予算についての全体的な説明を終わります。

続きまして、繰越明許関係のそれぞれの各担当部長の方から答えますけれども、一応私の方から2点ほどお答えさせていただきます。

総務部関係の繰り越しにつきましてお答えいたします。1款、1項、環境対応車購入事業253万2,000円及び2款、1項、環境対応車購入事業248万6,000円でございますが、いずれもハイブリッド車の購入でございますが、環境対応車に対する国の減税や補助金制度によりまして購入希望者が多くなっており、今年度内に納車ができない見込みとなりましたので繰り越しをお願いするものでございます。

二つ目です。9款、1項、全国瞬時警報システム受信設備設置事業302万6,000円でございますが、消防庁の経済対策事業として全国一斉に最新型のジェイアラート受信設備を整備することになりましたが、消防庁で進めておりますシステム開発が相当に遅れたため、年度内に事業が完了できない見込みとなりましたので繰り越しをお願いするものでございます。

また、本議会に事業費を計上いたしております地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業の10の事業につきましては、国の二次補正の事業でございますが、本議会に予算を計上させていただいている事業でございます。今年度中の事業完了が困難でございますので繰り越しをお願いするものでございます。

以上、総務部関係についてお答えをいたしました。あと各部長の方でお答えいたします。

○健康福祉部長（尾方 篤君） 健康福祉部関係でございます。2件ございます。まず1件目が3款民生費、1項社会福祉費で事業名が福祉総合システム改修事業、子ども手当システムでございます。金額が450万円でございます。これは予備費を充用させていただいたものでございます。理由としまして、子ども手当の申請手続きを4月上旬から行う予定であります。事業手続き上、システム導入やテストデータによる稼動テストに1カ月以上の期間を要するためでございます。8月ごろまでの作業期間を予定をいたしております。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費で事業名が環境対応車購入事業、経済危機対策臨時交付金事業でございますが、今議会に提案をさせていただいております。250万円でございます。これは議会議決後の1週間では入札から説明会、入札・契約という期間が不足するためでございます。

以上、お答えします。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えします。

経済部関係の繰越事業でございますが、一つ目は、12月議会に計上しました6款、2項林業費の緑の再生プロジェクト促進事業の高性能林業用機械購入でございますが、5,804万9,000円の全額を繰り越しいたしております。繰り越し理由でございますが、高性能林業用機械が発注してからの組み立てとなるために、年度内に納品が難しいということで繰り越しをお願いいたしております。

二つ目が7款、1項商工費の地域情報通信基盤整備事業の2億5,831万9,000円の繰り越しと、携帯電話等エリア整備事業の4,435万5,000円の繰り越しをお願いいたしております。いずれの事業も通常調査設計から施工まで、2年度にわたって実施されている事業でございますが、年度内に完了できないということで繰り越しをするものでございます。

以上、お答えします。

○建設部長（山上 茂君） それでは、建設部関係の繰越明許についてお答えいたします。

8款土木費、2項道路橋梁費の橋梁点検事業2,189万円は、橋梁点検の基準や方法の作成に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため繰り越すものでございます。地域活力基盤創造交付金事業駅前ばら園通り線外1,227万円は、公安委員会やJ R九州との協議に不測の日数を要し、工事着工が遅れたため年度内の完了が困難となり、繰り越すものでございます。地方道路等整備事業東間蓑野線560万円は、測量設計に不測の日数を要し、水利組合との協議も日数を要することから十分な工期が確保できないため繰り越すものでございます。地方道路等整備事業下林北願成寺線420万円は、九州電力との協議に日数を要し、また幹線道路であるため、交通量が多く、渋滞が発生することから通勤時間帯を避けた限られた時間内施工となり、十分な工期が確保できないことから年度内の完了が困難となったため繰り越すものでございます。県営事業負担金120万円は、国道445号の県の改修事業が繰り越しされることに伴い、負担金の年度内支出が困難になったため繰り越すものでございます。4項都市計画費の地域活力基盤創造交付金事業人吉駅前広場整備事業1億6,030万円は、県や公安委員会、J R九州との協議に不測の日数を要し、工事着工がおくれ、年度内の完了が困難となったため繰り越すものでございます。鍛冶屋町通り街なみ環境整備事業400万円は、修景改修工事を行う事業に対して補助を行うものでございますが、修景デザインについて、町並みに合わないなど、景観審査会で指摘されたことにより、デザインの再検討が必要となり、不測の日数を要したため年度内の補助金交付が困難となり、繰り越すものでございます。中川原公園整備事業5,130万1,000円は、国土交通省との河川協議に4カ月の日数を要し、工事着工が遅れ、年度内の完了が困難となり繰り越すものでございます。地域活力基盤創造交付金事業紺屋町南町線外1線1,010万円は、人吉橋の補強補修工事が実施されるにあたり、青井西間線が全面通行止めとなることから、本路線を迂回路

として使用する必要がありましたので、道路の安全を考慮し、本路線の工事を人吉橋の補強補修工事が終了するまで見合わせることにしたため繰り越しをお願いするものでございます。

以上、建設部関係についてお答えいたします。

○教育部長（赤池和則君） 教育部関係の繰り越しについて理由を御説明申し上げます。

まず、10款、1項ユビキタスタウン構想推進事業4,366万1,000円でございますけれども、10月に臨時議会でお認めいただきましたけれども、政権交代によりまして4割カットになったものでございます。12月でまた減額の補正をしていただきました。交付決定が12月であり、年度内の事業完了が困難となったためでございます。

それから10款、2項小学校修繕工事につきましては、今回の補正で上げているものでございまして、期間が短く、事業完了が困難なためでございます。それから10款、2項学校ICT環境整備事業と10款、3項の中学校の方の学校ICT環境整備事業でございますけれども、これにつきましては、交付決定がこれも一時凍結となりまして、7月臨時議会で上げたものが10月で決定となったものでございます。校内LAN工事等の年度内完了が困難となったためでございます。それから10款、2項安全・安心な学校づくり交付金事業、それから10款、3項、中学校の方もでございますけれども、安心・安全な学校づくり交付金事業につきましては、学校内の工事のため、児童生徒がいない夏休み期間中に集中して工事を行うために繰り越しをお願いするものでございます。それから10款、2項小学校特別支援学級教室改修工事でございますけれども、これは人吉東小学校に難聴学級の特別支援教室が認められましたことにより、改修工事を発注しておりましたが、学校行事等を考慮しまして、3月からの工事となったために年度内工事完了が見込めず、繰り越しをお願いするものでございます。始業式前には竣工の予定でございます。それから10款、2項小学校耐震補強工事設計業務委託料、同じく10款、2項の小学校床改修工事、それから10款、5項の大畑公民館北側駐車場舗装工事、それから10款、6項村山公園テニスコート改修工事、10款、6項の西瀬地区多目的広場整備工事・川上哲治記念球場防球ネット設置工事につきましては、今回の3月議会で補正予算を計上したものでございまして、期間が短く、事業完了が困難である事業のためでございます。

以上、答弁いたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） それぞれ詳しく説明をいただきました。ただ説明を答弁で聞きましたので、なかなかかなりの量になりましたので、理解できた部分、また理解できない部分、また聞き漏らした部分がちょっとあるようでございます。もしよろしければ、今説明していただいた部分につきましては、資料として一覧表を作成していただきながら、配付をいただければよくまた理解できるし、それぞれ理解できるのかなと思っているところであります。

す。できますれば、その予算委員会等において配付をお願いしていただければと思いますので、これにつきましては、議長にお取り計らいいただきましてお願いしたいと思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

そこで、ちょっと二、三気になる点がございましたので、ちょっと具体的にちょっとお尋ねをしていきたいと思っております。まず、7款商工費、1項商工費の地域情報通信基盤推進事業と携帯電話等エリア整備事業についてであります。これについては、7月の臨時議会においての補正予算の可決ということで、金額的にもかなり高額な金額でございます。これについて、もう少しちょっと具体的に、もう恐らく調査等で基本的には2年ほどかかる事業をこういった形でやったから繰り越しをされたということでもありますけども、やはりこういった国の交付金等を使いながらということですので、例えば、恐らく交付金の決定、交付決定等が若干ずれ込んだりとか、そういったことによる繰り越し等も考えられるのかなと、ちょっと感じるところでございます。その辺をちょっともう少し詳しく理由を説明いただければと思いますので、よろしく願いしたいと思っております。

それから、10款教育費、2項小学校費、同じく3項中学校費の学校ICT環境整備事業、それから安心・安全な学校づくり交付金事業についてでありますけども、これにつきましても、それぞれの事業工事等についても金額もかなり高額でありますし、これについても7月の議会、また9月の議会、まずそういった形であります。これも恐らく先ほども交付決定が遅れたというようなことも若干説明いただきましたけども、これについても、できますならもう少し具体的な理由がありますれば説明をいただきたいと思っておりますので、この2点まずお尋ねをしておきたいと思っております。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えします。

初めに、地域情報通信基盤整備事業の現在までの進捗状況でございますが、昨年7月運営事業選定に関する基本方針の策定及び選定委員会設置規定を制定し、8月選定委員会を開催するとともに、選定プロポーザル実施要綱を作成し、募集広告を行っております。また、8月27日に九州総合通信局の事業の内示があったところでございます。9月に入りまして、選定プレゼンを行い、事業者を決定し、9月15日に実施設計及び施工管理委託業務委託を締結いたしております。10月下旬におきましては、九州総合通信局による交付申請書類の事前審査が行われております。本年1月正式に交付申請書を提出する運びとなったところでございます。また2月に入りまして、総務省から申請書に対する質問等がなされ、その回答を行ったところでございます。今後のスケジュールでございますけれども、交付決定後、速やかに施工のための入札、発注を行い、着工をしまいたいというふうを考えております。しかしながら、着工に伴いまして、光ファイバーケーブルの電柱強化等に関する事前の諸手続き等も多くございますことから、実際に着工まで一定の期間が必要となってまいります。したがって、早くても本年の12月頃に完成するのではないかと

というふうに考えているところでございます。

次に、携帯電話等エリア事業の現在までの進捗状況でございますが、8月電話での内示をいただいたところでございまして、鹿目局につきましては、国の予算枠が不足し、NTTドコモの単独事業として取り組むこととされたところでございます。その後、鉄塔建設候補地の選定を行い、交付申請書を提出いたしております。本年1月18日に交付決定がなされ、2月移動通信用設備調査、管理業務委託を締結をしております。それから、今後のスケジュールでございますが、測量設計地盤調査等の業務委託の入札までは終わっておりますことから、今後その委託業務の完了とともに鉄塔建設のための入札発注を行い、整備を進めてまいる予定でございます。携帯電話基地局の整備に関しましては、先ほどの地域情報通信基盤整備事業による光ファイバーの敷設が完了しなければ携帯電話の電波受信ができないことから、完了は地域情報通信基盤整備推進事業と同時期になってくるというふうになります。

以上、お答えします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

まず、安全・安心な学校づくり交付金事業でございますけれども、児童生徒が快適で安全な学校生活を送ることができるようにということで行われている事業でございます。9月議会で市内全小中学校の10校の太陽光発電、防水工事及び二中校舎耐震化工事をお認めいただきました。また、12月議会では、全小中学校の空調設備設置工事をお認めいただいております。いずれもこの事業は学校の中での工事でございますので、安全面から児童・生徒がいない夏休みの期間中に集中して工事を行うために繰り越しをお願いするものでございます。現在は、太陽光パネル、それからエアコン空調設備につきましてはの実施設設計がつい先日完了したというふうな状況でございます。今後、工事を進めていくというふうなことの予定でございます。

それから、学校ICT環境整備事業でございますけれども、これは国の整備目標の達成とICTを活用した事業ができる環境を整備することを目的としております。7月臨時議会で予算を御承認いただき、その後の国の一時補正予算見直しにより一時凍結となり、最終的には交付決定通知が10月16日付となったものでございまして、それ以後の事業着手となったものでございます。その間、事業実施のための準備を進めてまいりましたが、校務用パソコン及び周辺機器整備、学校サーバー整備、校内LAN工事など、事業遂行に非常に専門的なスキルを必要としたことや学校及び関係部署との調整、実施計画の詳細検討に不測の日数を要し、年度内に事業が完了できない見込みとなったものでございます。校内LAN整備事業につきましては、設計委託を11月26日に契約し、2月19日に完了いたしました。その後、工事を発注しましたが、これが年度内の工事完了が困難となったものでございます。学校サーバーにつきましては、各学校に配置しようと計画してござい

したけれども、センターサーバー方式の方が情報管理等保守面から有利であるために、納入にあたり関係部署等の協議、調整に予想以上の日数がかかりまして、年度内の完了が困難となったものでございます。また、電子黒板機能に対応できる50インチテレビ及び実物投影機につきましては、全国的に注文が殺到しているというふうなことで、年度内の納品が困難となったものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） それぞれ詳しく説明をいただきました。学校ICT整備事業でございますけれども、これについては、もうそれぞれ中見てみますと、パソコンの配置等かなりあるようでございますけれども、これについては、それぞれその事業ごとに、どのような入札方法をとられたのか。また、その完了が、予定がいつになるのか、その辺等についてわかればその点だけお聞きをしておきたいと思っています。

それから、安心・安全な学校づくり交付金事業でございますけれども、これも、それぞれ基本的には夏休みの工事に入るということで、今後進めていかれるようでございますが、実施設計が先ほど、実施設計が完了したというふうなことで今答弁いただきました。これの入札の方法等については、実は今年の9月議会の中で、議案質疑という形で、どのようなこの入札方法をとられるのかということ質疑をやっているところであります。その当時、それで他の自治体の状況をみながらとか、関係各課と協議をしながら検討していきたいというような、そういった答弁があっていたとっております。ですので、その後、どのようにその検討をされてこられたのか。その点について、ちょっとお尋ねをしておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

校内LANの配線工事設計委託事業でございますけれども、小中学校10校まとめまして1事業として指名競争入札を11月26日に実施しております。この完了を受けまして、校内LAN配線工事を小学校7校を2事業に、中学校3校を1事業、計3事業に分けて指名競争入札により3月4日に実施しております。それから、パソコン——校務用パソコン購入事業でございますけれども、指名競争入札により12月25日に実施いたしております。それから、周辺機器のスキャナー及びプロジェクターは、それぞれ指名競争入札により2月26日に実施いたしまして、3月末までに納品の予定というふうなことでございます。今後、先ほど申しました50インチデジタルテレビ及び実物投影機の購入、あるいはセンターサーバーライセンスの購入等が予定をしているというふうなところでございます。事業全部の完了予定は、今のところ5月の末日を予定しているというふうなところでございます。

それから、安心・安全の方でございますけれども、議員の方からお話ありましたように、9月議会におきましては、太陽光パネルにつきまして、国からの例示など三つの契約方式

等があるようでございますというふうなことで御説明したところでございますけれども、その後、どのような方法がいいのか、他市の状況等を参考にいたしまして関係各課と協議をいたしたところでございます。他市でもほとんどがそうございましたけれども、本市でも従来の入札方式でいくというふうなことで、いわゆる実施設計をして工事に入るといふふうな一般的なやり方でございますけれども、その方式で現在進めているというふうなところでございます。実施設計につきましては、三つに分割して発注しまして、先ほど申しましたように、先日完了いたしましたところでございます。それを受けまして、今後工事へと進めてまいりたいと考えているところでございます。この事業が経済危機対策地域活性化というふうなことは、既にもう職員も共通の認識を持っているところでございます。そしてまた、何よりも教育委員会といたしましては、学校の中の工事であるというふうなことから、児童生徒がいない夏休み期間中に教室などの内部の工事が終わることなど、学校の授業、行事等に支障がないような工事方法、発注方法をとっていただきたいというふうなことで現在お願いをしているというふうな状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 本当にこう具体的に、今説明いただきましたけれども、本当に今まで十分に協議、検討されながら進めてきていらっしゃるということでありますので、これにつきましては、もう質問は終わっていきたいと思っております。ただ、今回質問したのは、やはり7月の臨時議会若しくは9月の議会等で補正予算を可決しながら、本当にそういった国の緊急経済対策というような形で、もうすぐにでも実施をしなければいけないというような形でこう思いながらしたやつが、やっぱり何でこれだけ、これだけの金額を繰り越しをしなければならぬのかというような、ちょっとした疑問もありましたし、当然事業の規模が大きければ大きいだけ、それだけ期間もかかるし、全国的に集中すれば、やっぱり集中した分だけなかなかそういった機材等も一遍に調達できないと、そういった事情もありましたけれども、やっぱり基本的な方針としてどういうふうに考えて進めてこられたのかなということ、一応確認をしたいということで質問した次第でございます。あとにつきましては、それぞれ所管の委員会の方でさらに審議をして、十分に審議をお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、あと1点であります、8款土木費、4項都市計画費の人吉駅前広場整備事業であります。これにつきましては、市長の施政方針見てみますと、「人吉駅前広場整備事業につきましては、昨年12月に工事の一部に着手し、本年1月末から本格的工事に着手したところでございます。今後の工事の進め方といたしましては、駅舎西側に計画しております駐車場を先に完成させたのち、駅前ロータリー部分の工事を行ってまいります。工事期間中は、周辺の住民の方々や駅利用者皆様方には御不便をおかけするかと

存じますが、御協力をよろしくお願い申し上げます」というふうに、こう述べておられます。ただ、議会に対しましては、昨年の3月及び8月の全員協議会の中で説明をいただいているところでもあります。そのときの説明では、工程としては、11月まではSLが走っているから、それ以降に現場に入って、来年の3月末を予定工期として考えているというふうに説明をいただいたところであろうと思っております。また、広報ひとよしを見ても、12月1日号で駅前広場整備事業についての説明をきちっと広報で掲載をされていらっしゃる。その中身を見ても、工事については、12月から着手をして、来年3月末を完成を目指していますというようなことで、広報にも掲載されているわけですよ。議会に対しても、あるいは市民に対してもそういった広報等を通して、一応工期については3月末完了予定なんだと。それまでにきちんと努力をしているんだというふうな、そういった説明をされているわけなんですね。ところが今回、こういった形で市長の施政方針見てみますと、そういった工期の完了については何も話をされていらっしゃいませんし、ただ、とにかく今後また進めていきますので協力をお願いしたいというような形で、施政方針でうたってあるわけなんですね。そこで、そういったことを考えてみますと、議会に対して、あるいはそういった市民に対して、きちっとした説明責任が果たされているのかなと、ちょっと疑問に思うところでございます。

そこで、まずはそういった、これまでのそういった駅前広場事業における経過を改めてちょっと御説明いただきたいと思えますし、その中で、現在の進捗率がどのくらいあるのか。また、工事の完了については、いつ頃を目途にしているのか。そういった点ですね。

それからまた、もう1点は、そういった先ほど言いましたように、3月末を完了予定としますよと、議会に対しても、市民に対してもそういった形で公表されておきながら、こういった形で工期がおくれてくるということに対してのその辺の、相違についてどのように考えていらっしゃるのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思えます。

○建設部長（山上 茂君） 御質問にお答えいたします。

人吉駅前整備事業についての議会の皆様への説明につきましては、工事期間につきましては11月から平成22年3月までの期間でSL人吉の運休期間を利用して整備工事を実施しますとの説明をさせていただいてきたところでございます。早速、9月の議会で予算をお認めいただきましたので、早速工事の発注準備に取りかかったところでございますが、設計計画におきましては、駅前道路の交差点計画について、公安委員会との協議を行い、JR九州とは実施協議書並びに協定書等についての協議を進めたところでございます。また、本事業は、国からの補助金を受けて工事を発注することになりますので、県の設計審査を受けたところでございます。そのようなことで、関係機関と早急に解決を図るよう協議を進めてきたところでございますが、交差点協議並びにJRとの実施協議に必要以上に時間を要しまして、回答が得られましたのが11月になったところでございます。発注のための

工事の設計書作成につきましては、当初の計画といたしまして、8工区、土木工事2本、道路工事、回廊、駐輪場、既存トイレ、電気、水道の工事分割を予定しておりましたが、昨今の公共工事の発注減少等もあり、業者の方々に少しでも受注の機会をふやしたく、工事分割を14分割にて工事の設計書を作成し、設計書ごとにそれぞれ設計審査をお願いしたところでございます。設計審査が終わったものにつきましては、順次工事の発注を行ったところでございますが、設計金額の大きいものには審査期間も長くかかりまして、最終的に審査が完了しましたのが12月となりまして、また受注の機会をふやすために、額が大きいものにつきましては、JVにて発注することとしましたので、最終契約が平成22年1月上旬に全業者さんが確定をしたところでございます。その後、工事工程の確認をすることとなり、本格的に工事に着手いたしましたのが1月末でございまして、この時点で3カ月の工事の遅れになったところでございます。工事工程を確認するうえで、駐車場側と駅前のロータリー部の工事を同時に着手できないことから、工事の進め方につきまして、JR九州や九州産業交通の方々と工事の工程を協議し、先に西側の駐車場を完成させたのち、駅前のロータリー部の工事に着手することで協議が完了し、駅前整備工事に着手したところでございます。ロータリー部の施工につきましては、工事工程を密にする必要がございますので、安全性、機能性、施工性等を配慮しながら工事を行うこととなります。今後の工事の進め方でございますが、西側の駐車場を4月上旬までに完成させまして、駐車場を確保したところで、駅前のロータリー部の工事に着手してまいりたいと考えております。進捗率でございますけれども、回廊、駐輪場、既設トイレ改修等は年度内に完了する予定でございますので、事業費ベースで40%となる予定でございます。新年度に入ってから事業箇所は、駅舎前や駅前ロータリー部の施工となりますので、駅を利用される方々の安全を十分確保し、作業を進めることとなります。特に4月、5月には大型連休も控えておりますので、連休期間中の工事は完全に休止し、安全を確保したいと考えております。工事完成の時期でございますが、予定といたしましては7月中ごろまで工期を延長せざるを得ない状況でございます。工事が完了した部分につきましては、順次開放してまいりたいと考えております。長期にわたりまして工事を実施することとなりますが、工程計画には万全の注意を払い、一日でも早く工事完成に向けて努力してまいりたいと考えております。今後も駅利用者の方並びに地域住民の方々には大変御迷惑をおかけいたしますが、よろしく御協力をお願いいたします。また、議会の皆様にも早め早めに説明をと考えておりましたけれども、先ほど申しましたように、業者の決定、それから工程の確認等を踏まえてはつきりした段階で御説明をというふうに考えておりましたので、現在に至ったことをお詫び申し上げます。

以上でございます。（「山上部長、市民に対しては」と呼ぶ者あり）工程等の説明につきまして、市民の皆様にも大変御迷惑をおかけいたしますけれども、先ほど申し上げまし

た駅の形状の特殊性、それから機能を確保しながら、それから人吉を訪れる観光客の皆様  
の安全等に配慮した工程を、あるいはバスの運行等もございます。そういった交通の結節  
点にもなっておりますので、その辺のところを配慮した工事工程というようなことで、こ  
のような7月までというような工程になっておりますことを、市民の皆様にも御迷惑をお  
かけいたしますけれども、御協力をお願いしたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 詳しく、今までの経過等について説明いただいたところですが、  
これだけかなり、そういった公安委員会とかJRとか、それぞれの関係機関とその協議を  
進めながら工事を進められるということで、相当の、やっぱりその協議が整うまでの日数  
については、期間については、やっぱりかなりの日数がかかるというのは理解できます。  
ただ、そういった協議を進めながらやってきても、ただ、その説明されたことは、ちゃん  
とこういった形で進めていきますという形で話をされとるわけなんですよ。それがやっ  
ぱりこういった具体的に進める中で、これだけこうやって延びてきました。だから、その  
3月末の予定がその7月中旬まで延びますよと、そういうのを今そういった形で説明をさ  
れても、やっぱり納得できないわけですよ。何でかなて。

それと、もう1点気になるのは、その最初の工事を進める中で、11月まではSLが来て  
おるから、やっぱりSL等の乗客等に迷惑をかけられんから、だから休止期間中に工事を  
進めますよと、そういったことで説明が入っているわけですよ。ならば今回、もう3月  
6日からSLは来てます。そのSLが来ておる、またゴールデンウィークにかかる、連休  
にかかる、そういった期間等に、それは連休等は工事は休止されるかもしれないけれど  
も、結局はそういった形でSLが来る中に、SLの利用者等ですね、JR等の利用者等に  
不便をかけないように工事を進めると言っておきながら、今回、結局は工事をすること  
によって迷惑をかけているじゃないですか。それが最初の説明と今回の説明がどう結びつく  
のか理解できないんですよ。そこについては、やはり結局、逆に、そしてロータリー部分  
を、目の前のロータリー部分を工事するというので、一番の危ない、危険な部分になり  
ますよね。そういった部分をするということであれば、逆にそういったSLの方、JR利  
用者の方にはかなりのそのイメージダウンにつながってくる、そういうふうを感じるこ  
ろなんですよ。だから、その辺のその工事の工程等考えてのやり方について、やはりこれ  
一番最初にこう説明しておきながら、今回はこういった形になるというようなことで、全  
くやっぱりその説明が、最初の説明と全く違う説明になってしまう。それについてやっ  
ぱりその理解ができない。恐らく市民の方もそういう気持ち同じだと思っています。この点  
については、やっぱりどのように考えれば、理解すればいいのかなというふうに思います  
ので、この点については改めて、どうお考えなのか、改めてお尋ねをしておきたいと思っ

てますし、市長としてはどういうふうにお考えなのか。その点についても、市長のお考えもお聞きしておきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

○建設部長（山上 茂君） お答えいたします。

議員がおっしゃいますように、私どもといたしましてもSLの運休期間というのは当然当初から頭にあったわけでございまして、そういう中でいろんな関係機関に何度となく足を運び、進めてきたわけでございます。ただ、やはりそういった先ほど申し上げました公安委員会にいたしましても、この予算をお認めいただく以前からずっと協議を進めてまいりまして、やはり以前御説明させていただきましたように、県道の人吉停車場線と十字交差の出入口というようなことで非常にどこの駅にもないような、非常に特殊な出入口なっております。ここの交通安全云々というような協議の中で、やはり慎重には慎重をとというようなことで県警まで足を運びまして、何度となく協議をいたしたところでございます。そういった私どもといたしましては、最善努力をしてきた結果が今に至っておりますわけでございますけれども、確かに、交通止め関係の一つとりましても、この駅前ばら園通り線が片側通行規制というような形で工事をやりながらというようなことでございますけれども、あと敷地内につきましては、利用ができない状態と。ただ駐輪場等につきましては、現在も使用できる状況の中で行っております。そういったことでSLが3月6日から、特に今回は月曜日も含めて走るというようなことは当然認識はいたしており、非常にそれを気かけながら準備をしてきたわけでございますけれども、やはり工事の安全ということもございまして、通常完全に交通とか、人の流れを遮断して工事を行う場合は同時施工というのも考えられますけれども、今回、運用されておりますJRの駐車場、ここについては、当然JRの利用も含めて非常に機能を止めるわけにまいりませんので、こういった類のまず前提となる代替の駐車場というようなところを整備をやって、それが完成して供用を始めたのちにかかるというようなこと。それから、ロータリーにつきましても交通をとめないというような形の中での施工でございまして、御迷惑は確かにかけますけれども、そういった点を配慮し、またコンコースのところにつきましては、観光客の方が安全に町中に出て歩いていけるようにというようなことで、その辺の安全も含めて、連休中にはもう完全に工事をやめるというようなのは、そういった配慮でございまして、その辺のところ御理解をいただきたいというふうに考えております。議員おっしゃいますように、私どもも何とか3月までに終わりたいというようなことで進めてまいったわけでございますけれども、どうしてもそういった工事の進め方、安全に進めるというようなことの中で、こういう工程に至った次第でございまして。

以上、御説明いたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

全員協議会並びに広報誌を使って、この駅前整備事業というものを市民の皆様方にも御

説明した折、その様々なさらに機関との協議等々がさらに難問難関が待ち構えているというものの予測、または3月31日までにすべての工事が終わるというその工程表等々に非常に甘さがあったのではないかというふうに感じているところでございます。私といたしましても、乗客の皆様、そして市民の皆様方に決して御迷惑がかからないような、SLの休閑中にその工事を完了したいということで大変喜んでおったところでございますけれども、そういう詰め甘さ、予測甘さというものが今回露呈したのではないかと思っております。大変遺憾に思っているところでございます。まことに申しわけなく存じております。

以上でございます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 非常にそういった工程の甘さ等が出てきたと思いますが、これにつきましては、経済建設委員会の中でも十分な審査をお願いしたいと思っておりますので、私はこれ以上、これについていろいろ質問するわけにもいかないのかなと思っておりますので、あと経済建設委員会の中で、また十分な審議の中で説明責任をきちっと果たされるようにお願いをしておきたいと思っております。

ただあと1点、ちょっと確認しておきたいんですけども、その駐車場の整備の件でございます。その駐車場が整備されたあとに、この駐車場の管理等について、これについてはどのように考えていらっしゃるのか。この点だけお尋ねをしておきたいと思っております。

○建設部長（山上 茂君） 御質問にお答えいたします。

駐車場の管理につきましては、駅前ロータリー内にあります駐車場は、JR利用者の方々の駐車場として利用され、JR九州で管理をされておられるところでございますが、今回の整備計画では、駅前のJR駐車場部分は緑地として使用することで整備することとなりますので、その代替駐車場として西側に市の駐車場とJR駐車場を一体化し、大型車駐車場5台、身障者駐車場2台を含め、全部で95台の駐車スペースを確保しているところでございますが、従来どおり駅前で使用されております全自動のゲート式精算機にて、JR九州の方で管理をしていただくということになります。施設物の維持管理につきまして、駐車場の路面、区画線、排水溝の修繕、照明灯具の点検及び取替えのほか、駐車場内の清掃等の維持管理もやっていただくこととなります。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） JRの方で管理を行っていただくということで答弁いただきました。ただ、そのJRの方でこの管理をしていただくというのは、そういった何らかの協議をされて、そういうふうになったのかなと思っておりますけども、ならばその駐車場の土地について、駐車場用地については財産の種別は何になるんでしょうか。

○建設部長（山上 茂君） お答えいたします。

今回、大型駐車場として整備をいたします、95台分の駐車場として整備します箇所がございますけれども、こちらの方は、もともと市の土地でございますので、市の方の行政財産として、都市計画課の行政財産として管理をしていくと。そういった中で、駐車場の運営をしていくというような形でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 行政財産として都市計画の方で管理をするということでもありますけれども、行政財産として管理していく上ではですね、ならば、例えばその駐車場の管理条例なり、若しくはその駐車場の使用条例なり、そういった条例は必要ないのでしょうか。

○建設部長（山上 茂君） お答えいたします。

現在までの形態等を継続するというようなことで、都市公園としての公園管理として行ってまいりたいというようなことで考えております。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 今、初めて都市公園として管理するで、初めて私聞いたんですね。駅前駐車場、その駅前の広場整備工事、駐車場の整備工事がどうしてその都市公園として結びつくのでしょうか。それちょっと今初めて聞きましたので理解できませんけれども、それについてちょっと具体的に、そのどういった関係が出てくるのか説明いただきたいと思います。

○建設部長（山上 茂君） お答えいたします。

駅前の広場、ふれあい広場等もございましたけれども、こういった一帯が公園管理として進めてまいりましたので、そういったことを継続していくというようなことで、そういった公園の管理の中で行ってまいりたいというふうに考えております。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） なかなか理解できないんですね。どうして公園管理になるのでしょうか。駐車場整備でしょう、駅の広場の。だから今まで、今まで公園があったから、その今まで公園があったから、その同じような公園の管理としてやっていくんだというふうな説明と、今回新たに駐車場の駅前広場整備工事という形でやった部分が、どういった関係になるのでしょうか。まず、工事としては別なわけでしょう。それをやめて、今までやめて新たにそういった駐車場の広場整備工事をやったということじゃないんですか。

○建設部長（山上 茂君） お答えいたします。

今回の駅前広場整備事業の狙いといたしましては、もちろん観光客の御利用というようなこともございます。それから交通の結節点としての整備、それから特に市民の方の憩いの場というようなこともございますので、この駅の周辺、例えば城本公園でありますとか、

こういったところも含めて、やはり御利用いただくというようなことでシンボル緑地等もそういった意味合い、憩の場としての意味合いもございますので、駅の整備ということで特化するのではなくて、そういった憩の場としての整備等を考えておったところでございます。ですから、あそこで結局、憩の場といたしますか、もともと広場的なところがございましたので、そういった意味合いの憩の場としての考え方というのは残していきたいというようなことで、完全な駐車場だけということじゃなくて、その周辺も含めてのそういう公共性といたしますか、そういったものの考えからそういった公園管理の中でやっていきたいというようなことで考えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時09分 休憩

午後3時23分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

○建設部長（山上 茂君） 大変貴重なお時間をとらせてまして申しわけございませんでした。先ほどの御質問にお答え申し上げます。

駅前整備事業の工事完了後は、公告を行い、都市公園として位置づけをしてみたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） かなり休憩をとらせたような形で、私も申しわけなく思っておりますが、先ほど建設部長の方から答弁ありましたように、都市公園としての公告を行って準備を進めるというようなことであります。今回初めてその都市公園という言葉が初めて聞いたもんですから、それでこういった形になったかと思えますけれども、今後、やはりこういった最初から、執行部がそういった形で進める予定をしながら、準備を進めてこられたのであれば、やはり、前もって全員協議会あたりの中で十分な説明等をしていただきなうら進めていただければ、こういうふうな形にはならないんじゃないかなと思っております。そういった点については、あわせて、私の方からも今後十分な説明を事前にお願ひしていただきますように、お願ひ申し上げまして、この件のあとの件につきましてはもう時間もありませんので、あと経済建設委員会の方で十分な審議をお願ひしたいと思ひますので、終わっていきたく思ひしております。

どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

続けて、質問を行っていきたく思ひますが、2点目であります。タウンバス「さるく人吉」の運行についてということであります。3月1日より市民の方々が生活路線として

利便性を考慮した循環型バスということで、さるく人吉の運行が開始をされているところであります。このような循環型バスが運行されることによって、市街地への入り込みとか、利便性の面からもこのバスの運行については、大いに期待できるのではないかと私も思うところであります。ただ、今回のさるく人吉の運行の開始にあたっては、人吉市としてどのようなかわり方をされてこられたのでしょうか。今回の運行開始に至るまでの経緯について説明をいただきたいと思ひますし、運行コースの設定について、これについては市民の意見等が反映されているのでしょうか。この点についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

○市長公室長（荒巻 通君） 笹山議員の1回目の御質問にお答えいたします。

今回のさるく人吉運行開始の経過及び市のかかわり方について御説明させていただきます。

昨年、4月25日からのSL人吉運行開始にあわせまして、人吉インターチェンジとJR人吉駅、市内観光名所等を周遊する「じゅぐりっと号」が運行されてきたところでございます。従来のじゅぐりっと号につきましては、地域の生活路線バスと観光周遊バスの性格を持ち合わせた形となっておりますが、球磨川下り発船場や願成寺などの観光名所を通るルートを要望する声が利用者などから産交バス様に対し、多く寄せられておりました。そこで今回、じゅぐりっと号につきましては、御要望におこたえするため、観光に特化したルートへと変更がなされたところでございます。じゅぐりっと号のルート変更に伴いまして、人吉インターチェンジ利用者の市内へのアクセスを確保し、さらには要望が多かった願成寺町周辺や温泉町周辺をルートの中に取り込んだ循環型、生活路線のタウンバス、さるく人吉を新たに導入されまして、今月1日から運行が開始されたところでございます。また、じゅぐりっと号及びさるく人吉の運行につきましては、あくまでも、産交バス様の企業努力による自主運行でございまして、ルートの設定、費用負担などにつきましては、市としては直接的には関与してないところでございます。今回の運行ルート設定につきましては、市民アンケート等の結果を踏まえてということではございませんが、産交バス様に寄せられた利用者の声を反映される形として、観光客、地域住民それぞれの利便性向上につながるバス路線の新設、見直しが行われたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 以前、100円循環バスというのが運行された時期があったと思っております。確か平成十三、四年ごろだったと思ひますけども、そのときに、やっぱし同じようなコースで運行されたんじゃないかなとちょっと思ひているところであります。その当時、私もちょっと一、二回乗った記憶があるんですけど、ただ、その当時も、例えば瓦屋町から上林方面、また中林を通過して温泉町方面というふうな循環バスのコースがあったと

思っているんですけども、ただその当時から、恐らく下原田町方面ですよ、上林から以降の下原田町方面の農免道路方面を運行するバスがないと、そういった声も、その当時からちょっと聞いていたように私は思っております。今回、そのこういった循環型バスが運行されると、そういったことについて、その瓦屋町から上林方面、ましてや、またその下原田町方面、そっちの方の農免道路方面を運行する、そういったコースが設定できなかったのかなというふうに、ちょっと思うところであります。そういったところで、そういった瓦屋町から上林、下原田町方面を走らせると、そういったことについてはどのようにお考えでしょうか。

○市長公室長（荒巻 通君） 2回目の御質問にお答えいたします。

議員、御指摘の瓦屋町から上林方面への農免道路の路線バスにつきましては、現在、運行がなされていない状況でございますが、今回のルート設定は、産交バス様に寄せられた利用者からの要望等をもとにつくられておりまして、そのような理由から組み込まれなかったようでございます。しかしながら、交通空白地帯の解消につきましては、今後の重要な課題であり、また、議員もそのような要望を聞いておられるようでございますので、今議会に御提案いたしております人吉地域公共交通会議設置条例を御承認いただければ新年度の同会議におきまして、路線バスの再編、見直しの中で協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 空白地帯の解消は、これはもう重要な課題であろうと思います。また、そういった空白地帯の解消をするためにも、それは何らかの形でこういった機関を設置しながら協議をしていかないと非常に難しい、そういったこともあろうかと思っております。ただ、今の人吉の状況を見ますと、かなりの速度で高齢化が進んでいる、そういった状況にあるんじゃないかなと思っております。今後こういった高齢化社会が進むことによって、やはり独居老人とか、老夫婦だけの世帯とか、そういった方たちの世帯がかなり増加されると、そういうふうにご予想するところであります。ましてやそういったことが、さらに交通弱者の方につながってくると、そういったことを考えますので、そのような交通弱者の方をどのようにやっばし手助けをしていくのかと、そういったことを十分に考えていく必要があると、そういうふうにご思っているところなんです。ですので、今のそういった状況を見ましたときに、その公共交通機関の路線が走っているところについては、やはりそういった公共交通機関を簡単に利用できますけども、やはりそういった交通機関がない、空白地帯に住んでいらっしゃる方、こういった方たちにとっては、やはりタクシーを利用したりとか、やはり何らかの形でお願いをしなければならない。そういった形で、かなりやっばし出費等についても出てくる、そういった状況があると思ってい

ます。例えば、病院にちょこっと行ったりとか、買い物にちょこっと出かけるとか、そういったことを考えても、やはり交通費のかなりの負担が出てくる。そういったことを考えますと、やっぱり、そういったバスの空白地帯と路線がある地帯によっては、それだけでも、交通費だけみても不平等さが出てくるんじゃないかなというふうに感じるころなんですよ。やはり、そういったことで、バスの空白地帯の未解消と、まだ解消されていないということは、やはり人吉市民としてみた場合に、公平の立場にあるのかなと。やはり公平の立場にはない、そこに不平等さが生じてきているんじゃないかなというふうに思っているわけなんですよ。ですので、やっぱりこれは基本的にやっぱり公平・公正をというような形で、市長も考えていらっしゃると思いますので、そういった点から考えてこの点について市長がどのようにお考えなのか、この点をちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、高齢化が進む中、自家用車が運転できなくなるとか、交通手段がないといった交通弱者は今後ますます増加する一方であるということが予想されるころでございます。私は、地域公共交通のあるべき本来の姿は子どもたちや高齢者の方々はもちろんだれでもがいつ交通弱者になるかわからない。そういった点でユニバーサルデザインではございませんが、我々の暮らしの安全・安心を支える最も大切な、基本的な社会的なインフラの一つであるというふうに考えているころでございます。このような公共交通の重みを踏まえまして、今後、人吉・球磨地域公共交通活性化協議会等々を、これをまた実行委員会等々にも落としていきまして、どのようなその交通空白地帯があるのか。どのような方々が御不便を被っておられるのか。どうしたならば満足いくような公共交通機関の確保ができるのか。しっかり検討をしたり御意見をいただいかなければならないというふうに考えているころでございます。さまざまな地域でオンデマンド型のバスやらタクシーというの導入されているようでございますので、そういうきめ細かな配慮をしていかなければならないと。例えば、この市役所のすぐ東側の原城町、ここでも、お年寄りにとっては、非常にその交通不便地帯であります。これが何も人吉市の中心から遠い距離の周辺部だけではなくって、実はもうすぐそこに交通空白地帯があるということも承知しているころでございます。このような課題をできるだけ早く解決をして、利便性の高い生活を市民の皆様方には送っていただくよう努力してまいりたいというふうに考えているころでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） ぜひ、そういった公共交通の重要さ、そういった部分も十分に認識をしていただきながら、やはり交通弱者をやっぱり少しでも手助けをすると、そういった取り組みをぜひお願いをしたいと思っております。今後、さまざまなことが考えられると

思いますけれども、やはりそういった関係機関の会議の中で、十分な市民の意見等も組み入れながら、一つでもそういった空白地帯を解消すると、そういったことが重要だと思えますので、ぜひそういった方向で取り組みをしていただきますように、この点については要望をしておきたいと思えますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

次に、SL運行における安全対策についてということであります。昨年の3月議会におきましても、撮影スポット場所の安全対策というようなことで質問を行ったところであります。昨年も、ありとあらゆる問題に対して関係機関と協議をしながら検討をしていきたいというようなことで答弁もありましたし、そのような取り組みをされてこられたと思っております。まず初めに、そういった昨年、対応された安全対策、これについてはどういった形で対応されたのか。この点をまずお尋ねをしておきたいと思えます。

○総務部長（深水雄二君） お答えいたします。

昨年の取り組みはどのような取り組みだったのかという御質問でございました。昨年の4月にSL人吉が運行を開始するにあたりまして、龍生園付近及び万江川鉄橋付近は絶好の撮影スポットになるであろうということから、中原跨線橋上での写真撮影のあり方、路上駐車等の問題につきまして、人吉警察署を初めとします関係機関と安全対策について協議し、実施いたしております。

まず、人吉駅周辺でございますが、駅の西側の市道へ路上駐車がふえるのではないかと懸念から、市内の会社、企業等の御協力によりまして、駐車場の確保を行い、職員による駐車場の案内を行いました。また、交通量もふえると予想し、人吉市交通指導員の方々にもお願いして、交差点での歩行者の安全確保を行ったところでございます。

次に、万江川鉄橋付近におきましては、路上駐車による事故の誘発を防止するため、民有地をお借りするなど御協力をいただきまして、市職員による臨時駐車場への誘導を行っております。

また、龍生園、中原跨線橋付近におきましては、跨線橋での撮影者や通行者の安全確保のための看板設置や万江川鉄橋付近と同様に、民有地をお借りし、市職員による臨時駐車場の案内による路上駐車防止の対策などを行ってきております。

以上、昨年の取り組みでございます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 昨年もかなりの安全対策をそれぞれ関係機関と協議をされて取り組みをされていらっしゃるようであります。そんなにトラブル等の発生についてはなかったのかなと私も思っているところでありますけれども、確かに中原跨線橋あたり、もしくは万江川鉄橋あたり、かなりのマニアの方が集まっていたように思っております。私も実際、跨線橋を車で通るときに、かなり道の片側車線半分ぐらいはマニアの方が縦列みたいな形で並んで待ったとか。それでかなりの車が渋滞したとか。そういった状

況も目の当たりしておるところであります。ことしも既に、先ほどから話があつてますように、もう3月6日から運行がもう開始をされているところでもあります。昨年より約2カ月ほど早い運行ということになってますので、ちょうど今から桜の花見の時期とちょうど競合するというようなことで、そういった特に龍生園付近を見てみますと、もう桜の花見の方とかなんかもたくさんあそこは集まりますし、いろんなことを考えた場合に、昨年よりかなり混雑をする。また、昨年より予想できないトラブルが発生するんじゃないかなというふうに、ちょっと危険を心配するところでもあります。これについては、やはり市民の方からも非常にことしは昨年よりも危険じゃなかないというようなことで、いろいろと耳に入ってきているところでもあるんですよね。そういったところで、昨年の対策に加えて、ことしは特にまた安全対策について昨年以上に取り組む部分があるのかどうか。その辺のことしの取り組みについてどういうふうにお考えなのかということでお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（深水雄二君）　いわゆることしの対策はという御質問でございます。一応私も先週の土曜、日曜、駅前と一応跨線橋の方を見にいきまして、まだまだ桜も咲いてなくて、汽車が来たときには本当に少ないマニアの方だけでしたけれども、今おっしゃったように、桜の時期、もうやがて3月の中旬以降、下旬から4月上旬といいますか、その辺が一応満開の時期で、また花見の客の方も多し、マニアの方も絶好のポイントとなれば多くなるのではないかと考えております。本当に、ことしはもう3月から始まっていますので、SL人吉が運行するとあつて、多分、多くの方がお越しになるのかなというふうに思っております。ただ、やっぱり桜の時期を外した場合は、去年の例をみますと、そこまではないのかなと、ちょっとわきが甘いかもしれませんが、桜の時期は龍生園にお越しになる方も多しなので、そういうところについては、やっぱり万全の対策をとる必要があるということで、本年度におきましても、安全対策を、特に交通安全対策を講じるため、今、人吉警察署と協議を行っているところでございまして、その協議によって、また特に土曜、日曜関係、市の職員にも交代で出ることも考えておるところでございます。具体的には、特にやっぱり龍生園付近、万江川鉄橋付近、この辺に安全対策を実施したいと考えております。まずは龍生園付近におきましては、跨線橋上での撮影対策ということでございまして、見物人の滞留が多くあるということで、通行車の妨げにもなるのかなとっておりますので、ここについても一応看板をしっかりと設置をしていきたいと考えております。万江川鉄橋付近も同様でございまして、最も心配する事案は、路上駐車ということで考えております。議員も心配されていますように、特に龍生園付近は花見客とSL見物客とが重なるとかなりの交通量となることが予想されますので、これが周辺の路上に駐車されますと非常に危険性が高まります。よって警察によるパトロールの強化をお願いするとともに、路上駐車を抑止するため、周辺の民有地お借りできるのであればお借りして駐車場の臨時

的な駐車場の確保に努め、事故などが軽減されるような対応をしてみたいというふう  
に考えております。ただいま警察署の方ともお話をしているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） ぜひ、安全対策については、万全の対策をとっていただきたいと思  
いますが、ただやっぱしそういった安全対策をとる上でも一つ気になるのは、その逆に今  
度はそういったマニアの方のマナーの問題もあるのかなと。そういったこともちょっと考  
えます。だからマニアの方のマナーもやっぱし考えないといけないと思いますので、そう  
いったマナーについても、対策が取れるような準備も必要かなと思いますので、そうい  
ったところも含めて、今後、やはり事故等が起きないように、また本当にトラブル等が発生  
しないような取り組みをそれぞれ関係機関等とも協議をしていただきながら取り組みを進  
めていただきたいというようなことでお願いをしておきたいと思っております。

次に、戸別所得補償モデル対策についてということであります。この農業者の戸別所得  
補償制度、これについては、政権与党となりました民主党が提案する農業政策のようであ  
ります。2007年10月に参議院に法案が提出されまして、11月に可決をし、2008年の5月に  
衆議院で廃案となったようでございます。その後、昨年8月30日に行われました第45回衆  
議院議員総選挙のマニフェストに盛り込まれたようであります。2011年度から実施する予  
定であったものが、一部10年度から先行導入されているようでありまして、2010年度の予  
算の概算要求でも約5,618億円のモデル対策が示されているようでございます。ただ、この  
戸別所得補償モデル対策につきましても、まだ具体的な説明を聞いておりませんので、こ  
のなかなか対策の中身を読んでみましても理解できない部分があるようでございま  
す。そういったところで、この戸別所得補償モデル対策についての概要について、まず説  
明をいただきたいと思っております。

○議長（大王英二君） ここで時間の延長をいたします。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えします。

戸別所得補償モデル事業対策の概要でございますけれども、本事業の目的は我が国の農  
業・農村が農業者の減少、高齢化、農業所得の激減、農村の疲弊など、危機的な状況にあ  
る中、食料自給の向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が  
将来に向けて明るい展望をもって生きていける環境をつくり上げていくこととなっております。  
また、本対策の狙いが自給率向上のために水田農業のてこ入れを行うことにあるた  
め、自給率向上のポイントとなる麦・大豆・米粉用米、飼料米などについて、シンプルで  
わかりやすい助成体系のもとに、生産拡大を促す水田利活用自給力向上事業と水田農業の  
経営安定を図り恒常的に赤字に陥っている米に対して補てんする米戸別所得補償モデル事  
業を合わせて行うこととなっております。

それでは、この二つの事業を具体的に御説明させていただきます。

まず、水田利活用自給力向上事業でございますが、この事業は、自給率向上のために水田で麦・大豆・米粉用米、飼料用米などを生産する販売農家、集落営農の方に対し、主食用米と同等の所得を確保できる水準を直接払いにより交付するものとするものでございます。交付対象につきましては、これまで米の自給調整に参加してこなかった農家が参加しやすくなるよう、米の生産調整の達成にかかわらず、助成対象となりますが、捨てづくりは交付されませんので、収穫や出荷を行うことが要件となっております。また、交付単価につきましては、全国一律となっております、10アール当たりで申し上げますと、麦・大豆・飼料作物が3万5,000円、米粉用米、飼料用米、バイオ燃料用米、WCS用稲といった新規需要米が8万円、そば、菜種、焼酎原料用を含めた加工用米が2万円、野菜等その他の作物が1万円、二毛作助成が1万5,000円となっております。なお、その他の作物は都道府県単位で単位を設定するとなっておりますが、熊本県においては、1万円ということで決定をいたしております。また、交付単価がこれまでの対策に比べて減少する地域において、継続して作物を生産できるよう交付額の調整を行う激変緩和措置が講じられますが、人吉市は交付単価が平成20年度と比較しますと上がるということになりますので、対象とならないところでございます。

次に、米戸別所得補償モデル事業でございますが、自給率向上のために環境整備を図るため、米の生産数量目標にしたがって生産する販売農家、集落営農の方に対して主食用米の作付け面積10アール当たり1万5,000円を定額交付することとなっております。また、22年産の米の販売価格が過去3カ年の販売価格を下回った場合には、その差額をもとにして算出された額を変動部分として追加補てんが行われることとなっております。交付対象者につきましては、米の生産調整の達成をされた販売農家、集落営農のうち水稻共済加入者、または21年度の出荷販売の実績がある方となっております。また、交付対象面積につきましては、主食用米の作付面積から自家飯米、縁故米用に利用される分として一律10アールを差し引いた面積となっております。わかりやすく申し上げますと、自己所有水田が100アールあったとしますと、生産調整が約40%となりますので、米を作付けできる面積は60アールとなります。よって、この60アールから10アールを差し引きました50アールが交付金の対象面積となり、1万5,000円の50アール分、7万5,000円の交付となります。なお、調整水田や自己保全など、不作付地が1筆であれば交付対象とならないところですが、22年度モデル対策に限っては、改善計画を市町村に提出し、認定を受ければ交付対象とすることができるとなっておりますのでございます。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 二つの事業について詳しく説明をいただきました。ただこの二つの

事業を聞いてみましても、なかなか理解できない部分があるようでございます。片や一つの事業は生産調整が必要である。もう一つは、生産調整が必要でないということで、どっちをしていいのかなというように、なかなかよくわからない。また、同じようなところを取り組むことについても理解できない部分が、どっちの事業でやればいいのかということでわからない部分があるのかなて、ちょっと思ったところです。ただ、こういったこの事業については、現在その農家の方に説明会等を実施をされていらっしゃるようでございます。市長の施政方針の中でも、校区ごとの認定農業者の方とか、農業委員会の委員さんとの意見交換会とか、農家振興組合の会合などでそれぞれのありとあらゆる機会をとらえて説明をされて、周知を図っていられているようでございます。実際、その農家の方の理解度というのがどのくらいなのか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。また、今回のこのモデル対策、これを取り組む上で、本当にこれは農政の大転換の第一歩になるとそういうふうに感じるころでもありますけども、今回初めて取り組まれるということですので、それぞれの自治体においても、例えば、農家からの質問等においてどういうふうに取り組めばいいかわからない部分があるのかなて思うところでもあります。また、実際、一律の制度の中で、なかなか自治体を取り組む上では、なかなか取り組めない部分とか、問題がいろいろ出てきているのかなと。そういった部分はちょっと気になるころでもありますけども、今回のそういった説明会等をされてきている中で、人吉市が取り組まれる上で、何かその問題等があるのかどうか。

その2点についてちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えします。

説明会での農家の理解度はという御質問でございしますが、現在、市内各所において説明会を行っておりますが、各会場で農家の皆さんからいろいろな御質問を受けております。今回の制度は、従来の制度と違いまして、米の生産調整達成が要件となるもの、ならないものがございしますので、我々が受けた印象としましては、農家の皆さんの理解度はかなり個人差があると感じているところでございます。

次に、自治体を取り組む中で、問題が生じているかという御質問でございしますが、農家サイドにおきましては、交付金の単価としましては、従来の産地確立交付金と比較して本市は高くなっておりますので、その点ではよくなったと思っております。しかし、その一方で、麦、大豆については、10アール当たり3万5,000円、新規需要米については8万円という高い単価が設定されているわけですが、以前から申し上げておりますように、当市においては、湿田が多いため、麦、大豆は作付けしにくいので取り組みにくいこと。また、新規需要米については、現在、葉たばこ農家を中心として取り組んでおります。WCS用稲については、実需要者との契約が引き続きできるものと考えますが、自家消費が可能な畜産農家は別としまして、新たに農家を取り組むこととなった場合、米粉

用米、飼料用米、バイオ燃料用米といった作物も含めまして、契約先となる実需要者がなかなか見つからないのではないかと考えております。行政サイドにおきましては、本対策の申請にかかわる要領、要綱もまだ具体的に示されていない中での農家への説明となっておりますので、制度の詳細な部分については若干の不安がございます。また、新たな対策ということで、事務手続きも初めてのことが多くなりますので、農家からの提出書類等についてもできるだけ簡素化の方向でできないものか、国に要望していかなければならないと考えているところでございます。さらに、本対策は、裏作においても交付金が交付されるとなっているため、全ての作物について一年中、現地確認を行わなければならないといったことも考えられますので、他の業務に支障がでないかと危惧をいたしているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） かなり難しい問題があるようでありますし、事務的にも、事務量についてもかなりあるのかなてちょっと感じたところであります。かなりの、例えば米粉用米とか飼料用米とか、そういった部分を取り組むにしても、どれだけの需要があるのかわからないような状況の中で、本当にそれが実際にできるのかどうか、本当にわからない部分じゃないかなと思っているところです。今後、これについては、それぞれのお互いに契約先を見つけながら取り組みをしなければいけないというような状況もありますので、今後こういった形で出てくるのか、見ていってみたいなというふうに思います。

あと1点、ちょっとお聞きしたいのは、例えば、昨年度までに実施されてきた事業ですよ。例えば、経営所得安定対策事業とか、産地確立とか、いろんな事業等が実施をされてきておりますけども、そういった今までに行われてきた交付金事業がありますけども、その交付金事業と今回のこのモデル対策との関係はどうなるのか。例えば、重複して受けられるのか、やっぱし別々になっているのか。その辺の今までの事業との関係についてちょっと教えていただきたいと思えます。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えします。

従来の補助金との関係はどうなるかという御質問でございますが、今回の水田関係の交付金、体系の見直しも行われておりまして、21年度まで実施されておりました産地確立交付金と需要即応型水田農業確立推進事業、それから水田等有効活用促進交付金が統合及び内容も大幅に簡素化され、今回の水田利活用自給力向上となったところでございます。また、米、麦、大豆にかかわる水田経営、所得安定対策につきましても継続はされますが、交付金額について、水田利活用自給力向上と調整が図られるようでございます。また、これに関して担い手経営革新促進事業も名称を作付け拡大条件不利補正交付金と名称を変更し、22年度まで継続されるようでございます。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 補助金等の見直しも体系的に見直しをされるようでございますけども、なかなか今部長の答弁聞いても、どこがどうなのかよく理解できないようなところもあります。ただ、やはり一番はその農家の方がこのモデル対策の制度の中身を、やっぱりよく理解されて、活用されないと取り組まれないとどうしてもできないような状況もあるかと思っております。そういった意味では、農家の方がやっぱりきちっと理解されるような周知をどういうふうにしていくのかと、そういった部分も行政として取り組む一つの問題かなと思います。ぜひ、わかりやすい説明をお願いしたいと思っておりますが、そのようなわかりやすい説明をするためには、どういった対策を考えていらっしゃるのか。この点についてもお尋ねをしておきたいと思っております。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えします。

農家にわかりやすい説明をするにはどのような方法を考えているのかという御質問でございますが、説明会等では、わかりやすい説明と心がけておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、農家の皆様の理解度としましては、個人差があるというふうに思っております。そこで3月4日に開催しました、市とJAの農家振興組合合同会議の中で具体的な事例を四つほど挙げまして、説明をさせていただいたところでございます。また、3月8日、9日に開催されました各町内でのJA営農座談会においても、具体的な例を示されて説明がなされたようでございます。さらに、現在、市の農業関係広報紙「みのり」の中でも、平成22年2月号で制度の概要、3月号で農業委員会と認定農業者の意見交換会での質疑応答の一部を掲載したところでございます。今後も引き続き、具体的な事例を交えながら説明を行い、農家の皆様に御理解いただけるよう努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） ぜひ具体的な事例等掲載していただきながら、説明、理解できるような説明をしていただきたいと思っております。ぜひ、そういったみのり等を使っていただいて、やはり毎月毎月、やはり質問の具体的な、基本的な質問事項等をやっぱりQ&Aみたいな形で掲載することによって、農家の方も理解が進むのかなと思いますので、ぜひそういった形でシリーズ的に掲載していただければ、よりこの制度の趣旨が理解できるのかなというふうに思いますので、ぜひそのような取り組みをお願いをしたいと思っております。

この戸別所得補償モデル対策については、いろんな意見等もあるようであります。この制度については反対であるとか、賛成であるとか、いろんな方の意見等もあるようでございますけども、なかなか制度を読めば読むほどなかなかこんがらがってきて、よくわから

ないところも出てきておりますので、今回、概要等については私は質問したところであります。このあとは、今議会、立山議員、それから西議員も通告をされていらっしゃると思いますので、あとの部分については、そちらの方でぜひ質問していただきたいと思っておりますし、私はその質問、答弁等を聞いて、また制度を理解をしたいと思っておりますので、この項目については終わっていきたく思います。

最後になりましたが、最後に職員の不祥事における対策ということで通告をしております。今議会におきましても、職員の不祥事の責任をとってと、そういった形での市長、また副市長の給料月額減額の条例改正案も上程されているところであります。田中市長が就任されてから非常にこの職員の不祥事が多いようにちょっと感じているところでもあります。「市民のひろば」も投稿を見ても、やはり市民の皆さんの厳しい意見とか、やはり市政に対する不信とか、そういった意見がかなり投稿されているように感じたところでもあります。執行部として、こういった不祥事が発生する原因といいますか、その辺の原因について分析をされているのかどうか。まずその点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（深水雄二君） お答えいたします。

不祥事の原因をどのように分析しているかということでございます。田中市長が就任をされました平成19年5月から現在までに、起きた時点のとらえ方もありますけれども、懲戒免職処分や解任等となった職員は、嘱託職員も含めて、残念ながら4名おられます。平成になりましてから、平成19年4月までの懲戒免職処分者等の数は嘱託職員を含めて、約18年間で3名ですので、3年弱で4名という人数は決して少ないとはいえないと思っております。不祥事の原因でございますが、処分の事由となったものは、競売入札妨害、借金代わりの情報漏えい、極めて不適正な公金処理、公金横領ということで、それぞれの事案におきまして、第一義的には非行為を行った職員個人の資質にも原因があるものと思われれます。ただし、事案によっては、そのような非行為を行う前に職員が何らかの形で発していたSOSを受けとめることができず、最悪の事態に至らせてしまった組織にも問題があるかと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） やはり職員個人の資質とか、またはやっぱり何らかの形でSOSを発信しているとか、そういった状況があるにもかかわらず、なかなかそれを受けとめることができない、見抜くことができない、そういった執行部の体質もあるのかなというふうになんか感じたところではありますが、やはり、そういったことを踏まえてみますと、やはり一つは、業務量の増加も一つ考えられるのかなというふうを感じるところであります。そのそれぞれの職場職場における仕事量の増加、それから、その職場ごとの組織上の問題

もあるのかなてちょっと思います。それぞれの組織によって、やはり業務量が非常に集中して増大している部署、もしくは、やはり業務量が減ってきている部署、その辺がかなり差が出てきているのかなて、ちょっと感じるところなんです。といいますのは、よく職員の方々が時間外等をされる部分があるかと思えますけども、やはり時間外が非常に多い課とか、非常にこうやっぱし時間外は少ない課とか、例えば時間外命令を基本的にはきちっと時間外命令を切って、そして時間外仕事をしなければいけないと。そういった状況ありますけども、手当てがないために命令を切らずに時間外をかなり遅くまでされるとか、そういった箇所も部、課、それもかなり多いように感じているところでもあります。そういったことを見ても、やっぱりそういった組織上の問題も非常にやっぱしなかなかゆっくりといろんなことで余暇を利用する機会がないとか、そういったところでかなりストレスを抱え込んでしまったりとか、やはり精神的に不安に陥ってしまったりとか、そういった状況が非常に見えてきているのかなと感じるところなんです。そういったところでやっぱし何らかの形でSOSを発しているんだけども、なかなかやっぱし職員の方がそういった状況を見抜くことができない、他人事のように済ましているとか、そういった状況もあるのかなと、そういうふうに若干考えるところなんです。ですからやっぱし、こういった部分については、ストレスを抱え込まないように、またそういった精神的に不安に落ち込まないように、事前に何らかの対策を講じることが一番重要なのかなて、私は感じたところでもあります。やはりメンタル面での不安を一番に解消する、それが一番重要な取り組みの一つになってくるのかなと感じるところなんですけれども、執行部としてそういったメンタル面での対策等について、どのような対策をやっておられるのか、その点について教えていただきたいというふうに思います。

○総務部長（深水雄二君） お答えいたします。

メンタル面での対策ということでございます。職員のメンタル面の対策というのは、本当に議員がおっしゃるとおりでございます。大変重要な課題であると認識しております。市では、労働安全衛生法の規定に基づきまして、副市長を安全衛生管理責任者として、人吉総合病院の合志先生に産業医をお願いし、市の保健師2名を衛生管理者、そのほかに職員組合推薦の職員7名及び水道局長と総務課長を加えました計13名で構成いたします安全衛生委員会を設置しております。この安全衛生委員会を軸にしまして、市が行っている対策としましては、大きく二つありまして、まず一つは、メンタルヘルスに関する職員研修でございます。もう一つは、相談窓口の充実化。この2点を大きく対策の目標としております。メンタルヘルスに関する職員研修ですが、まずは、全ての職員に心の病について正しく理解し、自ら予防していくことが重要であるとの観点から実施しているものでございます。メンタルヘルスの研修に関してましては、平成16年度以降、毎年実施してまいりましたが、幸いなことに、平成20年度から産業医の合志先生が人吉総合病院予防医療センター

勤務となられましたので、平成20年度以降は産業医ならではの立場を生かしていただき、講師になっていただき、実施しているところでございます。

相談窓口の充実化ですが、産業医が立場を生かした窓口になっていただいております、総務課を通さずに直接産業医と面談できるようにしております、実績としまして、平成20年度に2名、年度中途ではございますが、今年度は3名の相談がございまして、相談内容につきましても、職員の同意があれば総務課へもお知らせいただくようにしております。なお、産業医は、健康診断のときにおいても積極的に職員に声かけをしていただいております。相談しやすさについて大きな役割を果たしていただいていると思っております。

また、毎年1月末から2月初めにかけて、希望制ではございますが、総務課長面談を実施しております、今年度は45名の職員が面談を希望いたしました。概要につきましては、詳細にお伝えはできませんけれども、仕事に関するものから、家庭や個人の健康に関することまでと、広い範囲の相談になっているようでございます。なるべく相談しやすい雰囲気づくりを心がけており、制度が職員間に浸透してきたためか、希望する職員は年々ふえている状況でございます。

また、年度末には、所属の課長により所属の課員の育成面談を実施しておりますが、あわせて、今年度からは期首面談 ―― 期首というのは、期末の期と首と書きます。期首面談をとということで、年度のなるべく早い時期に課員との面談を行うようにしております、人材育成面という面だけではなく、身近な課長等による相談窓口としての役割も期待しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） メンタルヘルスの研修とか、相談窓口の充実、これはかなりですね、やはり相談窓口にしても、かなり充実をして対策をとってきておられる、そういった状況があるようでございます。ただ、そういった充実をされながらも、このような不祥事が起きてしまう、そういったことを考えたときに、やはりそれだけではやっぱりなかなか理解できない、解決できない、やっぱり何らかのやっぱり原因がほかにあるのかなというふうに考えるわけなんですね。ただ、それが私もどこに原因があるかっていうのは、私もよくわかりません。理解できませんけれども、ただやはりこのようなやっぱり不祥事が発生すれば、やはりそれを再発防止というためには、さらに何らかの手を打っていかねばならない。そういったことも求められてくるというふうにも思います。そういったことで、そういった状況を考えますと、やはり今回このような形で十分な対策をしていっしょと思っておりますけれども、あえて、ほかにどういった対策が考えられるのか、その辺をさらに考えていっしょなのかどうか、この点どうでしょうか。お尋ねをしたいと思います。

○総務部長（深水雄二君） お答えいたします。

さらにどういう対策、考えを持っているのかということでございます。職員のメンタル面の対策にこれで完全というものはないかと思っております。それゆえに、なるべく近づけるよう努力をしていかなければならないとも考えております。先ほど相談窓口の充実化について報告をさせていただきましたが、相談を受ける、あるいは希望するということは、その人にとっても相当パワーのいることだと思えます。ある意味、相談を希望しない人の中にこそメンタル面での大きな問題を抱えている人がいるのかもしれない。そこで、現在考えておりますのが、産業医が健康診断時において、積極的に声かけをしていただいているのと同じように、例えば、総務課長面談を希望制でなく、全職員対象にするかといった相談を待つやり方ではなく、こちらから職員の方に一步近づくといった方法も考えられるのではないかと考えております。当然、総務課長には話したくないといった職員もおりますでしょうから、職員系の職員や安全衛生委員会のメンバーが行うといった工夫は必要だと思えますが、相談できる窓口を市役所内にも、外にも、今以上に設けるといった相談しやすい環境づくりが必要であり、職員に対しては、同僚や上司等に上手にSOSを発する力と、そのSOSを感じとる力を養う研修も必要だと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 市長としては、どのようにお考えでしょうか。市長のお考えもお聞きしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

職員のメンタル面の対策というのは、やはり大変重要であるというふうに考えているところでございます。特に心の中というのは、なかなか読みにくい部分がございます。そのような中で、免職などの厳しい処分をせざるを得なかった職員については、未然にその行為に踏み切る前に、組織として何らかの形で防ぐことができなかつたのか。その有効な手段、手立てについて、私自身も考え、悩んでいるところでございます。ただ一つだけ言えますことは、組織内のコミュニケーションとチームワークをさらに高めていくことが本質的な対応策である。これが一番基本であるというふうに考えております。普段からの人間関係、これが最も重要であると。そのようなことが係内で、または課内で、部内でどのように行われてきたか。どのようなかかわり合いが、人間関係のかかわり合いがあるのかということもさらにこれは自分自身の課題として、みんなが共有しなければいけないというふうに考えているところでございます。大切な仲間をこれ以上失わないためにも、自分たちに何ができるのか。いつ自分自身がそういう立場に立たされるかわからない。どういうその心のポケットの中に入れてしまって、どういうことをしてしまうかわからない。これが人間ではなかろうかなというふうに思っております。例えば、さまざまな借金であるとか、やみ金であるとかというところに、いつ自分が、今は全く関係がないとしても、いつ

そういう環境の中に入っていきかわからないと。そういう状況もございますので、職員の皆さんたちとともに、今、自分には何ができるのか。どんな環境の組織または人間関係を構築していくのが一番その働きやすい職場という観点からも考えていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 確かに、今、市長が言われるとおり、やはり職場のコミュニケーション、または人間関係、非常に重要な問題だと私も思っているところであります。やはり、市民に対するその信用失墜といいますか、信用失墜を回復する。このためにはやっぱり相当の努力がやっぱり必要となってくると、そういうふうに思っているところであります。しかし、やはり市役所に働く職員の皆さんがやっぱり十分なやっぱしコミュニケーションをとりながら、また楽しく、やりがいのある職場づくりをつくって、仕事をすることによって、市民に対する行政サービスがきちきちと向上して、本当に市民の幸福向上につながっていく、そういったことにつながっていくというふうに感じるところであります。ぜひ、やっぱし行政サービスを低下させないためには、どういったことをしなければいけないか、そういうことを考えてみますと、やはり職員の皆さんがきちとしたメンタルヘルスを自分で考えていただいて、その対策等をきちととることによって、本当にやりがいのある、また働きがいのある、また十分なコミュニケーションをとれるような職場をつくることによって、行政サービスの向上につながるということで、そのことが、やっぱし一番重要だと私も考えておりますので、ぜひ先ほど市長が言われましたことをお考えいただきながら、ぜひそういった方向に今後この市の行政が向くように御努力をお願い申し上げます、一般質問を終わっていきたいと思います。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩いたします。

午後4時23分 休憩

午後4時39分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。

○12番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、こんにちは。12番議員の田中哲でございます。通告にしたがいまして、3点ほど質問いたします。

最初、安心安全のルールとマナーづくりということで通告しております。皆さんもよくこの犬についてのトラブルを耳にしておられると思います。犬の飼い主の皆さんそれぞれ番犬であったり、猟犬であったり、ペットであったりいろいろなこの思いで犬を飼って

おられると思います。特にこの番犬は、飼い主さんの家の安全を守るという観点から飼われておられると思いますが、その安全を守る番犬が飼い主の皆さんの、犬の飼育の仕方によっては、犬がこの地域の安全や安心に少なからぬこの障害になっている場合がございます。事例をあげますと、放し飼いされた犬が道路や家の庭先まで入ってくると。放し飼いされた犬という表現が妥当かどうか、飼い主さんのこの意図に反してつないでいたロープが切れたとか、解けた。また、この専用の犬小屋から逃げた犬かもしれません。いわゆるそれらの状態の犬を総称してノーリードされた犬と言うそうでございますが、そういったノーリードの犬に道路などで出くわすと、大人の私でさえ、本当にびっくりしてしまいますし、大きな犬だと恐怖さえ感じる場合がございます。また、この車を運転中、犬と出くわし、急ブレーキを踏み、ハンドルを切ることになれば、本当にこの恐ろしい思いをしたとか。また、小さい子どもさんがおられる家では、庭に入ってきた犬を追い払うのに往生したとか。登下校中の小中学校生が犬にまわりつかれたり、または高齢者の方が犬に追われたというようなトラブル、それに用事で訪れたこの犬に吠えられたとか、飛びかかれそうになったとかいう話も聞いております。ところで、私も幼少の折、食事中にこの犬のしっぽをつかんで、その拍子で、驚いた犬が私の顔を噛み、そのときの傷がいまだ私の左顔とあごに残っておりまして、以来、それから2回ほどこの足をかまれた経験をしておりますので、どうしてもそのことが、犬に対する私のトラウマになっておるような気がしております。大方の人が似たような経験を持っておられるのではないのでしょうか。それに犬の鳴き声や排せつ物の悪臭、また放置等の問題と、もちろんこういった犬に関してのトラブルは野犬対策や飼い主さんのこのマナーの向上で、以前と比較いたしますとだいぶ少なくなったのは事実でございます。犬は昔から、その従順さと飼いやすさから番犬、猟犬、それに愛玩動物ペットとして一番人に身近に飼われてきた動物でございまして、最近ではこの動物とのふれあいによる精神安定の効果を生かしたアニマルセラピーですか、という研究も行われているそうでございます。犬がペットとしてはこの愛玩動物以上の存在として受け入れられ、ときには、この目の不自由の方のための盲導犬として、また警察犬もそうでしょう。私もそういった犬の人間に対する従順さとか、犬の賢さ、かわいさを否定するものではございません。しかしながら、近所付き合いの遠慮からなかなかこの言えない犬とのトラブルや、最近では以前と違った形でのトラブルがふえているようでございます。新聞報道等によりますと、3月4日でしたか、兵庫県で犬の飼育業者が飼育法違反で逮捕されたとの報道もございました。また、皆さんも記憶に新しいと思いますが、昨年、平成21年の10月、福岡県的那珂川町の別荘で管理している女性の4歳の孫が敷地内に放し飼いにされた2匹の犬にかまれて死亡した事件や、熊本市でも11月に飼い犬とこの散歩していた夫婦が道路で別の大型犬に襲われ、飼い主にかみつき、引き離そうとしたその夫婦も襲われ、夫が人差し指をかみ切られ、大けがが。また、妻もかまれてけが、飼い犬は死んだ

という報道がなされております。また、12月には福岡県直方市の民家で60匹の犬が飼われ、鳴き声や悪臭が近所とのトラブルになり、犬の飼い方をめぐってこの傷害事件まで発生し、また、調べで狂犬病の予防注射も受けていなかったことが判明したと報道されております。ほかにもやはり12月でしたか、同じ福岡県の大宰府市の犬の繁殖施設で23匹の犬が衰弱しているのが見つかり、施設経営者が動物愛護法で略式起訴。また、同じく12月兵庫県尼崎市では、繁殖業者が無許可で多数のこの犬を飼育していたとして、業者や市の保健所までが化製場法違反容疑で家宅捜査を受けたと報道されております。幸いにして人吉では犬の咬傷事件はあまり発生していないようでございますが、数年前でしたか、たしか隣の錦町では、下校中の子どもが犬にかまれた事件があったように記憶しております。そこで、この1回目に、市や学校、県の保健所にどのような犬のトラブルが報告されているのか。また、犬の咬傷事件の報告はないのか。報告なされていた場合、どのように対処されているのか。また、新聞報道等のような騒音、悪臭等のトラブルは報告されていないのか。それに野犬の頭数などはどうなっているのか。また、野犬の対処方法と、野犬化する大きな原因は何かを最初にお尋ねいたします。

○市民部長（浦川康徳君） こんにちは。御質問にお答えします。

犬に関しての苦情につきましては、ふんの始末に関するものが圧倒的に多く、鳴き声や野犬の相談もわずかながらあっております。また、市内の小中学校に昨年度から今年度にかけてのトラブルなどを尋ねましたところ、野犬の出没が1件でございましたが、これにつきましては、捕獲を完了いたしております。このほかに、通学途中の児童に学校までついて来た犬を先生たちがおっばらったということがあったようでございます。咬傷事件の件数でございますが、人吉保健所に確認しましたところ、人吉市内における件数は、昨年度2件、本年度2月末日までに4件発生しているとのことでございまして、4件のうちの1件につきましては、犬にかまれた方からその犬の狂犬病予防注射の接種状況のお問い合わせがあったことで事実が判明し、市から人吉保健所に通報したものでございます。咬傷事故の一報が入ったときの対処でございまして、熊本県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、直ちに県知事に届け出る必要がありますので、最低限必要な情報を持って保健所に通報することになります。これを受けて、保健所では、かんだ犬を獣医師に検診させる一方で、聞き取りなどを行い、必要に応じて措置命令を出すという流れになっております。

次に、騒音、悪臭などのトラブルの報告に関しましては、新聞などで報道されているような極端な事案は発生しておりませんが、鳴き声につきましては、年に数回相談を受けております。犬にも個体差があり、散歩や運動の少なさによるストレスや、えさを与える時間などにも影響されますので、飼い主宅を訪ね、苦情の事実をお伝えし、適正な飼育のお願いを行っておるところでございまして、それから、野犬の状況でございまして、本市内で

捕獲されております頭数は、平成20年度が62頭、本年度は2月末現在31頭となっております。野犬の対処方法でございますが、人吉保健所の狂犬病予防委員や保護員の指示に従い、わなで捕獲しております。その際、地元の方々にも場所の提供や通報などの協力をいただいております。また、野犬化する大きな要因としては、時期的にはちょうど今ごろからでございますが、猟犬などが山で迷い込むことや、飼い主が飼育を放棄されることが考えられるようでございます。

以上、お答えいたします。

すみません、野犬対処の方法のところの人吉保健所の狂犬病予防委員や「捕獲員」と言わなければならないところを「保護員」と言ったそうでございますので、訂正方よろしくお願いいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） ただいま答弁いただいた中で、学校関係の犬のトラブルが少なかったということで、安心もしたところでございます。ところで、私も最近大型犬のこのボクサーを、二、三匹散歩させておられるのを見たことがございます。飼い主さんにとってはこの何事もない従順な犬でしょうが、そばを通るものにとっては、少々背筋に寒気がするものでございます。ところでこの体長が、2メートルもあろうかとするこの大型犬の気性の荒いどう猛な犬を、家に放し飼いしてあるので、恐ろしくてその家に近づけないとか、家に放し飼いしてあるのでいつ飛びかかってくるかわからない。また、ほえ立てられれば、用事で訪れたものには、本当に恐怖さえ覚えると、近所付き合いもままならないという事例が発生しておりますが、プライバシー的な問題もございますので、場所を特定しませんが、この事例を市は把握していますか。また、その地域から相談はありませんでしたか。相談があったとすれば、どういうふうに対処されたのか。こういう大型犬の飼い方については、基本的にはこの飼い主さんのこのマナーが問われるものと思いますが、このような大型犬の気性の荒い、しかも危害を及ぼすようなそういう性癖の犬の飼い方について、どういう法律のもとで、どういう方法で飼わなければいけないのかお尋ねします。犬も小型のものから大型のものまで、その性格上、ペットとして飼われているおとなしい犬から、本当にこの気性の荒いどう猛ない犬までいろいろいるようでございますが、どういったこの犬が気性の荒いどう猛な犬と言われているのか。また、それらの犬が人吉保健所管内で何頭ぐらいいるのか、把握できているのでしょうか。

また、それらの犬を飼うのに一切この制約はないのかお尋ねします。

それと大型犬を散歩にこの連れ出すとき、飼い主さんには本当におとなしい犬でも、さっき言いましたように、すれ違いのこの人の中には恐怖感さえ感じる方もいるわけでございまして、いわゆるこの散歩中、リードしてさえおれば特段のこの注意義務というのはないのかお尋ねいたします。

○市民部長（浦川康徳君） 御質問にお答えいたします。

庭に放し飼いの大型犬のことにつきましては、昨年度人吉保健所の職員とともに飼い主宅を訪問し、相談があった旨のお話と、適正飼育のお願いをしてまいりました。しかしながら、この件に限らず、庭での飼育そのものは犬の逃亡を防ぐ囲いがしてあれば違法とは言えず、広さにつきましては、どこまでが適正かという基準もないところでございます。犬の飼い方について、どういう法律のもとで、どういう方法で飼わなければならないのかという御質問でございますが、動物の愛護及び管理に関する法律の定めによりますと、「動物の所有者または占有者の責務としては、動物の健康、安全の保持や人への危害、迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない」などの努力義務が課されております。熊本県動物の愛護及び管理に関する条例につきましても、ほぼそれに沿った努力義務となっておりますが、犬に関してのみ第5条で、犬の飼育や保管に当たっては、常に係留しておくことと遵守事項が規定されております。同条例の定義によりますと、係留とは、さく、おり、その他の囲いの中で飼養するか、または固定したものに確実につないで飼養することとなっております。したがって、囲いが庭全体に及んでいる場合には、違法ではないということでございます。また、係留方法につきましては、犬の気性や大きさ、種類に関係はないようでございます。さらに遵守事項としまして、犬の飼養している旨をその場所の出入り口付近で外部から見やすい箇所に表示しておくこととなっております。

次に、勇猛どう猛な犬ということでございますが、気性の荒い大型犬ということで7種類ピックアップされております。土佐犬、ピットブル、ドーベルマン、秋田犬、シェパード、マスティフ、ロットワイラーでございます。人吉保健所管内で61頭が飼養されているようでございます。このうち、本市におきましては、シェパード7頭、秋田犬6頭、ドーベルマン3頭、土佐犬2頭の計18頭となっております。なお、これらの犬を飼養するための制約は特にならぬようでございます。

散歩中にリードしてさえいれば特段の注意義務は要らないのかという御質問でございますが、リードは、飼い主から犬を離さないための道具でありまして、それが唯一の安全対策というわけではないと考えております。例えば、口に装着することによって、かみつき、むだぼえ、拾い食いなどの防止に役立つ安全マスクなども市販されているようでございますので、飼い主の方には、そのようなものを利用され、安全確保に努めていただきたいと思っております。また、そうすることが犬を苦手としている方にも安心感を与え、愛犬のためにもなるのではないかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 3回目でございますが、ただいま答弁いただいた中で、さっきのこの犬の放し飼いの事例でございますが、ただいま適正飼育をお願いしたということござ

いましたが、飼い主さんには何回ぐらい会われて、具体的にはどういうことを飼い主さん  
にお願いされたのかお尋ねします。

それから、次に、よくこの犬を虐待したとか、衰弱死させたとかでよくこの動物愛護法  
違反で起訴、また書類送検といった報道がされておりますが、その動物愛護法の趣旨と、  
ペットや犬がこの危害を加えるのを防止するようなこの規則もあるのかお尋ねします。ま  
た、兵庫県尼崎市では、この繁殖業者が、無許可で多数の犬を飼育していたとして業者や  
市の保健所までがこの化製場法違反容疑で家宅捜査を受けたと報道されておりますが、こ  
の化製場法違反とはどういうものか。また、その法律の中の何が問題だったのか。ほかに  
それに犬に関するその法律というものはどういうものがあるのかもお尋ねします。あわせ  
まして、現在、犬等が他人にかみつきなどしてけがさせた場合は、飼い主さんはどうい  
う法律でどう処罰されているのかお尋ねいたします。

○市民部長（浦川康徳君） 御質問にお答えいたします。

飼い主宅には、数回訪問いたしました。そのうち面談できたのは1回でございます。  
具体的には、御近所から相談があった旨をお伝えし、人に危害を与えないよう十分に管理  
してくださいということをお願いしてまいりました。

動物愛護法の趣旨でございますが、動物の愛護及び管理に関する法律によりますと、動  
物の虐待の防止、動物の適正な取り扱いやその他、動物の愛護を目的とするほか、動物の  
管理に関する事項を定めて、動物による人の生命、身体、財産に対する侵害を防止するこ  
とも目的といたしております。また、犬の飼養につきましては、先ほども答弁いたしまし  
たように、熊本県動物の愛護及び管理に関する条例の第5条に、常に係留しておくこと。  
犬を飼養していることを表示しておくことが規定されており、係留違反の場合は、3万円以  
下の罰金または過料となっております。

次に、化製場法とは、との御質問でございますけれども、この化製場法とは、牛、馬など  
の獣畜の肉や骨、皮などから皮革、油脂、肥料などを製造するための施設のことでござい  
まして、これらの製造業について規則を定めたものでございます。この法律の第9条にお  
きまして、政令で定める種類の動物を都道府県の条例で定める数以上に飼養する場合は、  
所在地の都道府県の許可を受けなければならないとされており、その動物の中に犬も含ま  
れております。兵庫県尼崎市は、中核市でございますので、市長の許可ということになり  
ますが、事件のありました区域において定められた10頭以上の数に対し、360頭もの犬を無  
許可で飼育していたことが化製場法違反に当たるとされております。

また、これらのうち、6頭については、犬を登録せず、狂犬病予防注射も受けさせてい  
なかったことから、狂犬病予防法違反とされております。

犬の飼育に関する法律としましては、以上申しました動物の愛護及び管理に関する法律、  
化製場法、狂犬病予防法がかかわってまいります。咬傷事故に伴います飼い主の責任、処

罰につきましては、実際に刑法の過失致傷罪、重過失致死傷罪に問われ、禁固刑に処せられたなどの例があるようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） ただいまの説明で、この化製場法の説明で、許可権限と犬の指定地域でのこの飼育頭数は熊本県では、その許可を県知事、また頭数は10頭以上が許可をとらなければいけない。また、10頭以下はいらぬということではないのでしょうか。お尋ねします。

次に、この犬の飼い方の問題はあくまでも飼い主のモラルとルールの問題であるのは論を待たないところでございます。私自身、この犬の飼い方はあまりいろいろ規制するのは性に合いませんが、ただ新聞報道等にもいろいろこの犬のトラブルや咬傷事件について報道がなされております。また、現実はこの表ざたにならないような犬に関するトラブルも起きてるわけでございまして、そのことが地域の安心安全にとっても少なからぬ障害となっているところもあるようでございます。そこで、犬のこのトラブルや飼い方についての先進地といいますか、条例を制定しているところがあるのか。特に、この犬による咬傷事件や危害を防止することに関しての、そういった先進地の条例はどうなっているのかお尋ねします。

○市民部長（浦川康徳君） 御質問にお答えいたします。

熊本県における化製場法の適用に関しましては、議員御質問のとおりでございます。なお、本市でその指定を受けております区域は、中心市街地や住宅が密集している町内が該当いたしております。先進地の条例に関しましては、特に把握をいたしておりませんが、県内の市について調査しました結果、該当する条例は見当たりませんでした。これは犬の登録や注射以外につきましては、実際の抑留や捕獲あるいは効力を持つ狩猟などに関しての権限が熊本県にあり、県の条例に基づくものであるためと理解しております。なお、熊本市には、熊本市犬による危害防止条例がございましたが、県の条例と内容が重なるため、平成19年度に廃止されておるようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 最後でございしますが、この人吉市も犬のトラブルや飼い方、それにこの危害を防止する観点から、犬に関するこの条例の制定について、市としてどのような考えを持っておられるのかということと、犬に関するトラブルや咬傷事件などの危害が発生しないように、事前にもう少しこの市として強く対処してほしいという声もございまして。今後どのように対処されるのか。市の考えを最後にお尋ねしたいと思います。

○市民部長（浦川康徳君） 御質問にお答えいたします。

野犬あるいは違法な状態で飼育されている犬の抑留が可能なのは、都道府県の職員で11市のうち知事から任命を受けている狂犬病予防員に限られるものでございます。市が独断で捕獲することも法令違反となります。実際、市は犬用のわなを保有いたしておりますが、これはあくまでも緊急事態を想定して、少しでも早い対応がとれるように人吉保健所と協議の上で準備いたしているものでございます。

犬の登録や狂犬病予防注射の事務的な対応は、市が行っておりますので、飼育に関する啓発は、今後より一層力を入れてまいりたいと考えております。特に、悪質なケースや長期間にわたり、改善しないケースにつきましては、人吉保健所、狂犬病予防員と連絡を密にしながら対応してまいりたいと存じます。なお、市条例の制定につきましては、狂犬病予防法などや県条例のもとでの特別な効果は見込めないことから、現時点での条例制定は考えていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 犬についてのトラブルについて答弁いただいたわけですが、なかなかこの近所づき合いから表ざたにならないことも多いと思います。また、実際犬による咬傷事件もよく報道されております。地域の安心安全のルールとマナーづくりという観点からも犬の飼い主さんにも、犬の飼い方のマナーやルールの啓発を十分行っていただきたいと思っております。また、住民の苦情や情報に対しましては、関係機関とも密に連絡をとって、迅速に対応していただくように要望しておきます。

2回目に、球磨川の左岸の西瀬橋から中神町小柿までの球磨川の堤防敷きに植栽してございますしだれ桜についてでございます。開花時期には本当にこの見事な万朶の桜花でございます。また、花が終えましても青葉をつけたこの枝が、柳のように風になびくそのさまは、本当に一幅の絵でございます。このしだれ桜の樹種選定におきましては、前市長の思い出と意向が強かったというふうにも聞いております。このように、しだれ桜が長く続いて植栽してあるところは、あまりほかで見かけることもできないのではないのでしょうか。球磨川下りのお客さんにとっても、この大変この評判がよいと聞いておりますし、地域住民の中には、花見時期によくこのしだれ桜の下で花見をしておられるのをよく見かけます。また、春風マラソンルートのこの県道人吉水俣線を散歩、ウォーキングされる方にも大変この評判がよいようでございます。また、今度の補正予算で西瀬地区多目的広場整備工事として計画してあります広場も、このしだれ桜のすぐ横でございます。この多目的広場につきましては、本当にこの西瀬地区の長年の念願であったわけでございます。田中市長みずから国土交通省にかけ合っていたいただいた結果だと感謝申し上げます。コミセンの横にこのようにこの広い多目的広場を整備していただくということで、西瀬地区の公民館活動も一層充実するものと思っております。今後、この多目的広場を利用される方にとりま

しても、このしだれ桜は癒しの場になるものと思います。このようにこの親しまれていますしだれ桜に、このごろ病気と枯れが目立つようになっておりますが、このしだれ桜の病気と枯れにつきまして市は把握されておりますでしょうか。また、現在は何本が枯れているのでしょうか。また、今までに何回ぐらいこの植えかえを行っておられるのかお尋ねします。それに植栽時にこのしだれ桜にこだわった理由、それに現在、管理はどこが行い、どういう管理を行っているのか、最初お尋ねいたします。

○建設部長（山上 茂君） 御質問にお答えいたします。

しだれ桜の病と枯れについて把握しているのかというような1点目の御質問でございますが、私どものほうでもしだれ桜が枯れているということにつきましては把握をいたしているところでございます。しだれ桜は、何本ぐらい枯れているのかというようなことでございますが、球磨川左岸の下戸越から小柿までのしだれ桜の植栽は、平成6年度に熊本県の地域振興総合補助金の補助を受けまして、幹周り12センチのものを173本植栽いたしたところでございます。現在の状況といたしましては、枯れ木を除去しまして、146本残っておりますが、このうち26本が枯れている状況でございます。今までの植えかえとしましては、2回ほど枯れ木を撤去し、植えかえを行っているようでございます。しだれ桜の選定理由につきましては、平成6年ころのうるおいのある川づくり検討委員会の助言を受けまして、決定したものと聞いております。現在、管理はどこが行っているのかというお尋ねでございますが、国土交通省に河川占用許可を取りまして、人吉市のほうで植栽を行いましたので、人吉市のほうで管理することとなりますが、管理につきましては、除草を年4回と施肥と防除を年1回、下戸越側をシルバー人材センターに小柿側を大柿町内会の方に委託をしております。また、剪定につきましては、様子をみながら必要に応じてその都度剪定委託を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） ただいまの答弁で、現在まで2回ほど植えかえされているようでございます。せっかくこの幹周りが20センチぐらいになっております。それまで成長したこのしだれ桜が次々この歯が抜けたように枯れる現象は、私はこの河川堤防の特性といたしますか、構造そのものがしだれ桜の植生に適していないのではないかなとも思っております。堤防の構造からその内部は水を通さないこの遮水性の高い粘性度の土を強く締め固めてありますし、川表はこの石積みで、コンクリートで固定してあります。極めて水はけが悪く、しだれ桜が根ぐされを起こしているのではないかなとも思っております。その理由の一つに、しだれ桜、これと並行してサザンカを植生してあるところがございます。そのサザンカも、この幹周りがもう15センチぐらいまで成長しておりますが、そのさざんかがこの1本も枯れたという木はございません。そういったところから、私はこのしだれ桜が根

ぐされを起こすのではないかなとは思っております。また、観察してみますと、青々つけていたこの元気なしだれ桜が1カ月もしないのにこの枯れる現象も私は見届けておりますが、このような現象と病気と枯れの原因はわかっているのでしょうか、お尋ねします。

また、このしだれ桜を植栽した当時の河川管理者の国土交通省とはどういう約束事になっているのか。例えば、堤防敷地でありますから、この樹種の問題とか、樹木の大きさとか、樹根のこの木の根の張り具合とかに制限があるのかお尋ねいたします。

○建設部長（山上 茂君） お答えいたします。

病気または枯れの原因はわかっているのかとの御質問でございますが、原因の究明は大変難しいところではございますけれども、考えられます原因として、樹木の枝葉と根とのバランスが取れなくなったものか、あるいは根回りの土壌の悪化か、それとも根ぐされではないかというふうに考えております。

河川管理者とはどういう約束事になっていたのかのお尋ねでございますが、国土交通省との当時の協議におきましては、特に樹木の種類、樹木の大きさ等に制限等はございませんでしたが、樹種がしだれ桜と決定しておりましたので、活着を目指して高木では幹周りの小さい12センチのものを植栽いたしましたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 現在、枯れてしまった跡が点々と虫食いのようにして残っております。また、木が枯れる現象もとまらないようにも見えます。そこで今後はどのようにして今後の手立てを考えておられるのか。

また、台風によって大きなこのしだれ桜が大きく傾き枯れたということもございましたので、風通しをよくする意味からも剪定の方法も支障枝ばかりでなく、間引き剪定を適宜お願いをしておきたいと、このように思っています。

それと、枯れてしまった後のこの植え直しはいつごろになるのかお尋ねいたします。

○建設部長（山上 茂君） お答えいたします。

今後の手立てはどのように考えているのかというようにお尋ねでございますが、今年度に支障枝、徒長枝 ―― これは特に今旺盛で大きく伸びる枝のことでございますが、それから交差枝 ―― これは完全交差する枝でございます。それから胴ぶき ―― これは幹から直接発生する小枝でございますが、こういった支障枝及び枝葉と根のバランス、これは地上部分の大きさ等でございますが、をとるため年度内に剪定を行う予定にいたしております。また、枯れ木等の箇所対策といたしまして、修景の統一を図るため、しだれ桜の幼木を27本ほど植栽する予定といたしております。幼木を植栽いたしますので、樹高が1メートルほどと小さくなりますが、幼木のうちに植え、ここの地盤に、土壌にならすことにより、丈夫な桜に成長するものと考えております。

また、議員御提案の台風対策としての間引き剪定でございますが、今後状況を見ながら適宜行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） ただいま、本年度中に支障枝の剪定と、そしてまた、枯れてしまった跡には27本、しだれ桜を植栽するという説明でございましたので、今後適正な管理もあわせてお願いをしておきたいと思っております。そうして早く元通りのしだれ桜に戻ってくれて、人吉のしだれ桜の名所として親しまれていけばいいがなと、このように思っております。

次に、3回目に、市民の声からということで通告しております。市道南町地内1号線についてであります。西間交差点横にあります料亭いず美の横の道路でございますが、この市道は、通学道路になっております。特にこの国道219号線より約100メートルほど入ったあたりから、距離にして100メートルぐらいでしょうか、ここあたりは道幅も狭く、舗装はなされておりますが、その幅も2.3メートルから、失礼しました。2.2メートルから2.3メートルぐらいですかね、しかなく、乗用車がやっとこのぎりぎりで通れるぐらいの道幅でございます。通学時に車が通りますと、子どもたちがよけるこのスペースがなく、道路下ののり尻のところ、ときにはこの圃場までおりて、車をやり過ごすという場合もあると聞いております。この道路の事情に関しましては、市にも地域住民や通学時の保護者からいろいろこの要望は来ていると思っております。そういったことで、当然市も現状を把握しておられると思っております。その要望には、車の時間帯通行禁止やその道路を拡幅してくれとか、いろいろ来ていると思っております。そこで、この市道南町地内1号線について、地域住民やこの通学時の保護者の方に、現在までどのように対処されてきたのかを最初お尋ねいたします。

○建設部長（山上 茂君） お答えいたします。

議員御指摘の市道南町地内第1号線でございますが、道路幅員が約2.3メートルから4メートルで、延長が122メートルございまして、この狭い幅員の2.3メートル区間が40メートル程度でございます。また、朝夕の車の通行量が比較的多く、通学路でもございまして、子どもたちなど歩行者は車を避けながら歩行しているという厳しい状況でございます。これまでに東間小学校や保護者及び地元から子どもたちが安全に登校できるよう通行規制や道路の改善の要望がございました。その後、人吉警察署との現地立会いを行ったところでございます。その結果、車の時間規制や通行規制につきましては、地元の同意が必要であるということで、大変難しいとのことございました。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） ただいま答弁の中で、時間帯、通行禁止や交通規制に関しては、生

活道路でもあるし、なかなか難しいとの答弁でございました。私も人吉警察署の交通課にお尋ねし、同じような返事を聞いております。そこでこの区間の、道路のこののり尻まで、いわゆる民有地の境界いっぱいまでに、コンクリート擁壁か、L型擁壁を設置して、道路を拡幅していただけないかという要望でございます。見た感じでは、道路敷きとこの圃場の間、官民の境界がはっきりはしておりませんが、民家が道路に面しているところでも、片方がこの圃場に面しているところでも、舗装面とこの圃場の間には70センチぐらいはありますので、拡幅が70センチぐらいはできるのではないかなと、このように思っています。また、そこを過ぎまして両方この圃場の場合だと、道路と圃場の高低差が、片方が50センチとか、片方が1.2メートルぐらいございますので、両方合わせますれば、現在よりも1.5メートルぐらいは道路を広げることができるのではなかろうかなと、このように思っています。この道路拡幅の方法は買収費が伴わない分、費用もそんなに大きくはならないと思います。

また、交通規制のほうもなかなか難しいという警察署の返事でもございますが、小中学校生徒の通学道路でございます。つきましては、ぜひこの道路拡幅のほうをぜひ検討していただきたいと、このように思っております。市の考えをお尋ねします。

○建設部長（山上 茂君） お答えいたします。

当路線は、通学道路であることや、現況の道路幅員、車の通行量、車両と歩行者との離合状況などから、今後拡幅工事に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） ただいま、山上部長のほうから拡幅工事に向けて検討していただくという説明がありました。強い地域住民、保護者の要望がございますので、どうぞ早い時期に着工いただきますように要望しておきたいと思っております。

最後になりますが、今期で勇退される職員の皆さんには、大変御苦労さまでございました。特に私の厚生委員会関係では、5人の方が、そのうち部長級の方が3人やめられるということで、本当に感慨深いものがありますが、どうぞ今後、健康に留意されまして、今後とも市政の発展に寄与していただければなと、このように思っております。長い間御苦労さまでございました。

これで一般質問を終了します。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩いたします。

午後5時35分 休憩

午後5時50分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、14番」と呼

ぶ者あり)

14番。

○14番(立山勝徳君)(登壇) こんばんは。久しぶりに夜のあいさつになってまいりましたけれども、今朝は3月の忘れ雪というのが降っておりまして、普通なら3月の忘れ雪というのは、ポタン雪がふわって降って、そして春の日差しが照ってきますとさっときれいに溶けてと、それが3月の忘れ雪のイメージでございますが、きょうの雪はちょっと吹雪のほうでございまして、何かきのうからの議会の模様似たような春の吹雪となってしまいましたけれども、聞くところによりますと、弁当は一人も頼まれなかったということでございますから、夕食が必要でない時間に終わりたいというふうに思いますが、どうぞよろしく願いをいたします。

今回の私の一般質問は、まず昨年8月30日に施行されました第45回衆議院議員選挙によって、与野党が逆転をし、新しく誕生した連立政権による地方財政計画とその施策に対する人吉市の対応についてと。2点目は、民主党のマニフェストを実行するために、いろいろな新しい制度がつくられてきましたが、その中から新しい農業政策として、今年度実施されます農家の戸別所得補償モデル対策事業と子育て支援策の中から子ども手当及び高校の実質無償化についてお尋ねをします。3点目は、市民の方から寄せられました市役所職員の不祥事と事故の問題について質問をいたすように通告をいたしました。しかし、通告書の、その紙に丸を付けた項目が五つでありますけれども、その五つのうちの四つが笹山議員が先取りをして、質問をしてしまいましたので、聞きながら正直いって、だぶらないようにするためには大変苦勞してここに立ったというわけですから、どうぞよろしく願いをいたしたいと思えます。

それでは、まず財政問題から質問をいたします。

2年前にアメリカで発生したサブプライムローン問題をきっかけとする金融経済危機は、深刻な雇用問題に連動しながら瞬く間に世界中を圧巻し、貿易依存型の経済立国である我が国は特に打撃も大きく、なかなか明るい展望は見えないと。今の深刻な状況にあるのは御承知のとおりであります。しかし、それでも国としては、そのやり方にいろんな意見はありますが、昨年春の定額給付金の支給を初め、一次補正予算、二次補正予算を計上しながら懸命に景気対策、雇用対策を進めてきました。これら国の緊急経済対策あるいは雇用対策を受けて、市としてはどのように対応してきたのか。また、今後の予算策定に利活用しているかについて、事業名、金額、進捗度、事業評価について質問をいたします。これが私の通告であります。しかし、先ほど言いましたように、ほとんどこれも笹山議員の質問に対して詳しく答弁がございましたから、一応割愛をしたいというふうに思いました。しかし、まとめが一つありませんでした。国の一次補正予算、あるいは二次補正予算関係に事業の数、あるいは使った金額、そして明許繰越をした金額、この3点については、明

確にしておきたいなということで、お尋ねをするわけです。まず1点目であります。

1回目を終わります。

○総務部長（深水雄二君） お答えいたします。

国の一次補正を受けて、市が取り組んだ事業の数、金額、それから繰越明許をした事業の進捗ということでございます。国の一次補正予算に計上されました経済対策でございますが、これは平成21年5月に成立した総額15.4兆円の経済対策でございます。本市におきましては、これまで54の事業、18億3,000万円余りの事業費を計上いたしております。なお、このうち22年度へ繰り越しをいたしますのは、約13億1,000万円の繰越明許として今回計上をさせていただいております。事業費ベースで30%程度の進捗率となっております。

なお、二次補正につきましても、今回、1月に成立した予算でございます。本市におきましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業として対象となっております事業が14事業、1億3,000万円余りの事業費でございます。

以上、お答えいたします。

今の答弁で誤った答弁をしております。二次補正の関連のところでは14事業、1億300万円余りの事業費でございます。訂正方よろしくお願いいたします。申しわけありません。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） これは別の町村の財政担当者に聞いたんですが、約15兆の一次補正予算が各市町村に流れてきたときに、本当に使い方に困りましたと。そういう使う予定の計画がなかったから、いざ金がぱっと補正予算で流れてきたときに、さて何に使おうかということで非常に苦労しましたというふうに言われておられました。今の繰り越しの大きさを考えてみますと、やはりそれほど人吉としては困らなかったと思うんですね。学校の、例えば太陽光発電とか、あるいは空調施設とか、そういった準備をしておいた、大体予定をしておいた事業というのがありましたから、それにすっところ乗せることができたかなと。まあ順調にいった方かなというふうには思いますけれども、そういった意味では、やはり金がないからといって、ないからといって、何もせんでおけば、先ほどその町村の例を言いましたように、こういった緊急にきた場合に対応できないという状況ができますから、やはり一定の事業計画というのを当面は金がないけれども、来たときにはこういうふうに使おうという事業計画をつくっておくということの大切さ、これは一つやっぱり必要だと思いますから、その点についてはどうぞ執行部の皆さん方は考えておいてください。

それでは、2点目になりますけれども、22年度の当初予算案をこうみて見ますと、先ほど総務部長から言われましたように、この国の一次補正、二次補正に基づく繰り越し関係の事業が花形になっておりまして、新年度予算というのが事業を展開としてみた場合に、

あんまり目につかないという状況もありますが、その中でもやはりそれなりの特徴的なものは出ているかなというふうに思いますから、そういった意味で、22年度の当初予算を策定するに当たって、やはり歳入面での特徴面、あるいは歳出面での特徴面について特徴的なものについて説明をいただきたいと思います。

○総務部長（深水雄二君） お答えいたします。

新年度予算の特徴、ある意味重点事業というふうな趣旨の御質問でございました。歳入の特徴といたしまして、まず申し上げなければならないのが、まず市税の大幅な減でございます。景気の低迷に伴い、市民税法人割を中心に大幅な減が見込まれ、昨年当初よりも約1億5,000万円、4%の減を見込んでおります。次に地方交付税でございますが、地方財政計画では、6.8%の伸びとされているところではございますが、都市部において法人を中心に大幅な税収の減が見込まれ、交付税の交付団体に転ずる自治体も出てくることも考慮いたしまして、21年度交付決定額と同程度の額を当初予算に計上いたし、21年度当初予算よりも3億6,000万円、9.3%の伸びで計上いたしております。臨時財政対策債につきましては、国税五税の大幅な減収を補てんするため、地方財政計画では49.7%の伸びとされたところではございますが、22年度から算定方法が変更になりますので、30%の伸びで計上をいたしております。また、21年度は、当初予算において財源不足が見込まれましたので、減債基金から2億円の繰り入れをいたしておりましたが、22年度におきましては、繰り入れを行っておりません。国庫支出金、県支出金につきましては、子ども手当など事業量の増に伴い増加いたしております。歳入の総括をいたしますと、市税の減収分を普通交付税臨時財政対策債の増で補っているものでございます。

歳出でございますが、市税をはじめ、自主財源における歳入が大変厳しい状況でございますので、財源の有効配分を図るためにも、最小の経費で最大の効果が得られるよう、選択と集中を推し進め、スリムで効率的な予算編成を行ったところでございます。中でも、安定した市民生活に不可欠な社会保障関係経費につきましては、主に民生費に計上している予算でございますが、生活弱者と言われる方々に対する扶助費が主なものでございます。高齢者・障がい者などの方々に対する社会福祉費、児童一人親家庭などに対する児童福祉費、また生活弱者のセーフティネットである生活保護費などでございます。そのほかにも国保、介護などそれぞれの特別会計の繰出金や健康診査に要する経費なども含まれております。これらの事業につきましては、それぞれ平成21年度決算見込み額から算出した必要額を計上しているものでございますが、新規事業といたしまして、子ども手当支給事業、ファミリーサポートセンター事業など、拡充した事業といたしまして母子自立支援対策事業などがございます。投資的経費につきましては、学校への太陽光発電設備設置事業や空調設備設置事業など、国の経済対策に沿って平成21年度予算に計上し、多くの事業を22年度予算への繰り越しをしております関係で、22年度予算には最小限の計上としているとこ

ろでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） ただいまの答弁を聞きますと、例えば、社会保障費関係に最重点というよりも、最優先ですね、これはね。最優先でやったというようなことは、これは今の社会状況を受けてやむを得ないかなというふうに思いますが、ただ繰越明許のほうの関係の事業がかなりあるわけですが、私が気になるのは、これだけ消化していく執行体制がきちっとできているかなと。予算は決めたけれども、本当にそれをクリアできるだけの担当部下のきちとした対応できるような人的措置、配置といいますか、そういったものは大丈夫ですか。お尋ねします。

○総務部長（深水雄二君） 今、御指摘のとおり、この経済対策、先ほど笹山議員のほうにも申し上げました、20億円近い、一遍に来まして、ある意味うれしい悲鳴と、ちょっと表現がどうか分かりませんが、本当したい事業にもどんどんつぎ込んでいながらも、やっぱり繰越しをしてしまうというような現状ということは、国のいろんな進み具合にもよります。あとはその交付金の来る時期とか、いろんな時期がありまして、なかなかその事業に充てる場合に、すぐできるものと、やっぱりどうしても時間がかかる場面も今までであったというふうに思っております。ただやっぱりこういうふうな大きな事業というのは、過去これまで多分なかったかと思っております。今の陣容で本当に賄いきっているかと言えば、言えば正直申しまして、なかなか苦戦をしているという状況でございます。今回も駅前のごとも含めまして、いろんな事業を展開しながらも、いろんな要因があったわけですが、今のところちょっと苦戦をしているというのは、私は否めないのかなと思っております。それを今のこの現容で、しっかり組織的にしっかり頑張っていくと、そういうことで心構えを持っておりまして、ただあと気持ちだけではいけませんので、足りないところはいろんな陣容も図りながら対応していく必要はあるかと思っております。

以上、お答えします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 今の陣容の問題で、部長、答弁をいただいたわけですが、特定の部下だけが非常に忙しくなって、あるところはちょっと暇だとか、そういった全体的に、庁舎全体を見た場合のアンバランスというのがないのか。それがあるとするならば、それはあくまでも市長等を初めとする人事の問題として考えなければならんということにもなるわけですから、そこらあたりについては、絶対的な職員数が足りないのか、あるいはそのバランスのとり方といいますか、その仕事があるときにそこに対応できるような、まあフリーな、そういった職員の増減体制というのは、今から必要だと私は見ているんです。1年間を通じて、例えば、課税課は、賦課の時期には忙しいもんなど。しかし、ほかかと

きには暇じゃもんなて。それを容認をするということじゃなくて、やはり課税時期に忙しいんであればそれに応援するような体制とか、そういったやつが常に変動しながらやっていく。それがやっぱり必要じゃないかなというふうに思いますんで、これは私の案。通告なしの意見ですけれども、その点について、市長の考えがちょっとあれば聞いておきたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

そのようなシフト体制というのは、民間であればいとも簡単にできるわけでありまして。しかし、公務員というのは、それぞれの職務分掌というのがございまして、どちらかというところと縦割りの行政であります。そういう中で、どのようにフレキシビリティを持って職員を対応することができるかということは、研究課題だろうというふうに考えております。

以上でございます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 突然、いきなり市長に対する質問ですから、それで受け止めておきたいとは思いますが、そこで、ちょっと脱線しかけたので、本論のほうに入ります。先ほどの国の緊急経済対策から、新年度予算について、ざっとあらってきたんですが、これは言うならば、経済全体からするならば、ミクロの部分といいますか、そういうふうにとらえております。今、新年度予算案で言われましたように、結局、国の交付税を中心とするそういった交付税を中心とする資金によって、22年度予算は編成をされた。それはもう市民税、市税が非常に減額をされて、ない場合にはやむを得ないと。しかし、じゃあ国から交付されました交付税の財源はどうかということになりますと、それはもう国債に頼るしかなかったと。例えば、ことしの新年度国の予算、92兆2,990億ぐらいの予算ですね。その中で税金収、税収というのは37億しかない。44億は全部国債をふやすことによってつくった金であり、借金ですね。そういうことであります。その借金をまた流してもらって、人吉市の財政のその歳入歳出が、ようやくつじつまが合ったということになるわけですが、そういったことを考えた場合に、もう少し人吉市の歳入歳出予算じゃなくて、国の財政そのものについて議論をしてみる必要がやはりあるんじゃないかなというふうに日ごろ感じておりますし、そういった市の予算をミクロとするならば、少しマクロ的な、国の経済財政論について、市長のお考えがあればぜひ聞いておきたいというふうに思います。これはもう私自身がいつも矛盾を感じていることでありますけれども、しかし議論はしておく必要があるかなというふうに思いますんで、そういうことで市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

最近、昨年来からでございますけれども、いろんな経済雑誌を読む機会がございます。特に注目をして読んでいるところがございますけれども、ある経済雑誌によりますと、いよ

いよ日本の財政破綻のシナリオが現実味を帯びてきていると。そういうコラムもあるわけ  
でございます。その理由といたしまして、今や日本の国債、その債務不履行の場合の保険  
料率というものが昨年の9月、民主党政権に変わりましたから0.4%から0.9%に急上昇し  
たという、そういう現実がございます。それから一方、スタンダード・アンド・プアーズ  
社というアメリカの会社でございますけれども、世界のそれぞれの国の債券を格付けする  
会社でございますけれども、日本国債の格付けを引き下げる方向で検討しているというふ  
うに発表を今年の1月に行っているわけでございます。一段階下の国々はどういうところ  
かと言いますと、イスラエル、カタール、クウェート、サウジアラビア、そして台湾であ  
ります。その理由として、政府の債務残の対国内総生産費、つまりどういうことかと言  
いますと、国の全部の収入に対して借金でございますけれども、いわゆる今年3月末で100%、  
数年で115%になると予測をいたしております。また、ほぼ同時期にアメリカのある大手コ  
ンサルタントが海外直接投資信頼感指数というのがございまして、このトップ25の国々で  
ございますが、このトップ25のリストから日本が脱落したと発表をいたしました。ちなみ  
に、1位はことしも8%の伸び率を予測しております中国でございまして、25位はエジプ  
トであります。それから日本は脱落をしたということでございます。そしてその理由い  
たしましては、厚生年金も、国民年金も2003年をピークに実質収入が激減しており、近い  
将来積立金不足により、手持ち国債の売却を強いられるというふうに予測をいたしてお  
ります。また、2010年度の日本の国債と借金の債務残高は970兆円というふうに予測をいた  
しております、国民金融資産の総額というのは約800兆円というふうに考えておられますの  
で、明らかに債務超過ということになろうかと思えます。しかし、日本の国債というのは、  
その国債の総額の95%は国内で消費されておまして、国内で解決されていると。外国の  
機関投資家というのは5%程度にしか過ぎないということございまして、私といたしま  
しては、極端な財政破綻というのにはちょっと厳しい評価ではないかというふうに考えて  
おります。また、日本はアメリカの国債最高保有国でございます。世界一の最もその国債  
を持っている保有国と。つい最近までは中国が1位でございましたけれども、一部中国が  
売却し、最近日本がアメリカの国債をまた買い戻したということもございまして、また世  
界一に返り咲いたわけでございますけれども、アメリカの国債ということでございますの  
で、本当にアメリカのその経済というものに陰が落ちるということになると、即それが影  
響すると。じゃあアメリカの国債を売ればいいじゃないかということになりますけれども、  
アメリカの国債をもし売却しようということになろうとしますと、もうアメリカは絶対的  
にそれは許さないだろうというふうに考えているところでございます。日本の巨額な投資  
を行っているファンドマネージャーの言葉によりますと、日本の財政破綻は5年後という  
ふうに予測するという人もおりまして、非常にやはり厳しい日本の財政状況には間違いが  
ないと。今後、中国の国債の格付け、国債というものがまだまだ中国においては市場化さ

れておりません。香港あたりぐらでしか市場化されておられませんけれども、Aプラス安定というところからAAプラスということに2段階上がっていくということが予測されております。また一方、日本においては、鳩山政権においては、この4年間、消費税も凍結するというふうにおっしゃっておりますし、さらに国債の大量発行が続くのではなかろうかということが見えてくるわけでございます。ということは、2014年から2015年にかけて日本国債は今より2段階下がって、逆にAプラスに陥ってしまうということでございます。Aプラスに陥ってしまいますと、リスクプレミアムが20%にカウントされますから、機関投資家は日本の国債を保有しにくくなる。逆に、中国の格付けが上がるわけでございますから、日本の主な機関投資家も中国に投資をせざるを得ないという、そういう状況になってくるのではなかろうかと思っております。そうなりますと、もういよいよ日本はせば詰まってくるわけでございますから、国家公務員等々の人件費削減に始まりまして、増税につぐ増税が待っているのではないかというふうに思います。しかし、国債の利息が1.3%程度でありますので、返済能力というのは他の国々に比べたら余裕はあるというふうに私は見ているところでございますけれども、不況と物価上昇が同時に始まるという、スタグフレーションというものは十分に予測されることではなかろうかと考えているところでございます。よって、今後の日本の財政運営というのは、よくよく考えてまいりませんと、このような状況に陥ってしまうということが、誰しもが予測可能であると考えております。特に2050年になりますと、2050年問題で一人の若者が1.5人の高齢者を支えなければいけないということで、社会保障制度自体が崩壊するわけでありますから、すべてのものを制度から見直し、財政の健全化を早急に図るという、そういう手立てを今後日本は進めていかなければならないのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 国の借金であります国債、それから見たその経済の現状というのを、今、話をされたわけですが、確かに、日本の国民の総資産、金融総資産といいますか、それは大体1,400兆円ぐらいだろうというのが相場のようにありますから。ただし、もう先ほど言われましたように、借金のほうである国債が950億は確実に超えてるはずだというふうに思いますし、そういった意味からいきますと、先ほど市長が言われましたように、1,400兆の個人の金融資産がある。その資産で国債を買ってるんだから、非常に安定的だとは言いながらも、日本のその個人金融資産というのも高齢化にしたがって、これはやっぱりどんどん、例えば預貯金を落とす。あるいは、高齢者の方が亡くなって、保険金が支払われるということになりますと、これはまた1,400兆という個人金融資産というのもどんどん低下をしていく。そうなりますと、市町村の場合、行政の場合には公債費比率というのを言ってますけれども、この公債費比率に当てますと、日本の国民の総金融資産対公債額

ということになりますと、もう限りなく100に近いということになってきますから、非常に厳しい状況だというふうに思っています。そのことを、例えば、皆さん方だってやっぱりミクロ的には我が家の収支が合うならそれでいいやと、その金の出どころが国からきたことも確実ですが、その金の出どころは国の借金じゃないかという、そういう図式というのかなりやっぱり国民みんなが知りながら、もう少し買い物一つするにもですよ、するにもやはりできるだけ国産品を買うとかそういったやっぱり意識が必要な時期じゃないのかなというふうに思いますし、そういうやっぱり議論のムードというのも少し必要かなというふうに思いますので、そういった意味で市長の経済財政展望についてお尋ねしたわけですが、折に触れては、こういう一つのグローバルな財政経済論というのでもここでもお互いにやり取りしながらミクロな我が家の歳入歳出予算を見ていくべきじゃないかということでお尋ねをいたしました。

それでは、財政問題については以上で終わりたいと思います。

続きまして、新政権の新制度の創設からということでお尋ねをしたいと思います。

まず、農家の戸別所得補償の問題についてお尋ねをいたします。これも笹山議員のほうから質問が出ておりました。非常に詳しく制度などについても説明がされましたので、それはそれとしていいかなというふうに思いますが、農水省としては、新年度予算では5,618億円を予算計上して、農家の戸別補償制度モデル対策を実施をすることになっておりますし、その制度の内容については、先ほど笹山議員のほうに答弁があったわけでありまして。内容の具体的なことについてはそういうことで受けておきますが、その次の段階として、この戸別所得補償制度という新たな制度が農家の側から見た場合にどういうメリットがあり、どういうデメリットがあるのかと。どういう不安な部分があるのかと、そういったことなどについてまとめておられるならばお尋ねをしておきたいと思います。

○経済部長（井上修二君） お答えします。

この制度がスタートした場合にどのようなメリット、デメリットが考えられるかと。また、その不安な部分はないのかという御質問でございますが、笹山議員にお答えしたと重複する部分があるかとは思いますが、メリットといたしましては、一つ目が、水田利活用自給力向上事業において、米の生産調整達成が要件から外れたため、これまでの未達成者も参加可能となり、多くの農家が交付対象となれること。それから、二つ目として、これまでの枠内支払いであった産地確立交付金と違って、全国一律の単価となったため、人吉においては、他の地域との格差がなくなったこと。それから、三つ目が22年度の戸別所得補償モデル事業においては、集荷円滑対策における生産者からの抛出金もなくなったところで補償が受けられることが考えられます。また、関連して市の農業活性化対策事業補助金と原材料支給制度についても生産調整の要件が撤廃されることもメリットであるかと考えているところでございます。

逆にデメリットといたしましては、一つ目が、水田利活用自給力向上事業では、湿田の多い本市では、麦、大豆については取り組みにくいこと。また交付単価の高い新規需要米につきましては、その契約先、販売先が大多数の農家では見つけにくい現状があること。それから、二つ目が戸別所得補償モデル事業では、22年度はモデル事業ということで調整水田などの不作付け地があった場合でも、改善計画書を提出することで交付対象となりますが、この要件自体が高齢農家にとっては厳しいことがあげられます。関連しまして、市が交付していた生産調整対策推進奨励金が、これは市の単独でございますが、廃止されることがデメリットではないかというふうに考えております。

次に、不安な部分としましては、行政側として国から要綱要領が示されないまま説明会等になっているので、この先詳細な部分がどう示されてくるのか。また、現地確認が多くなるのが予測されますので、他の業務に支障が出ないかなどが不安な部分でもございます。

以上、お答えします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 今、メリット、デメリットについてまとめとして言われたわけですが、個々の農家にとってはいろんなその選択肢が出てまいりましたので、それによってメリット、デメリットがまた変わってくるという状況もあるというふうに思っています。例えば、今回の所得補償制度につきましては、まず、今までの減反、生産調整、それを例えば、4割生産調整とか言われておりましたけども、それを守ることによって反当1万5,000円の補助金がつくと。ただし、それも、例えば50アールつくった場合には、そのうちの10アールは自家保有米という形で削除されますから、あと40アールの米についてその生産調整をしてつくった米については、40アール分については1万5,000円掛ける4がくるということになります。

もう一つは、水田利活用自給力向上事業といたしますのは、つまり農家はもう減反はいらんですよ。ただし、水田を利用して、活用してつくった野菜でも何でもいいですから、それについてはこれだけの補償をしますよということでもありますから、まずそこで農家の選択が出てきます。その次に出てくるのは、こちらの水田利活用のほうですね。そちらのほうにはつくるべき作物が幾らでもありますし、そういったものをどう組み合わせていくかということが出てくるわけですから、そこについてのそれぞれの農家の選択もあるだろうというふうに思います。ところが、現実的に農家の皆さんの意見を聞いてみますと、まだそういったやっぱり選択肢がはっきりしていないというのがありますから、そこらあたりをどうするかというのが今後の課題かなというふうにとらえているところです。そこでお尋ねしたいのは、この新しい農業制度の推進行政主体といたしますか、推進農業主体というのは、どこになるのか。あるいは、その現地における推進機構というのはどうするのか。

そういう中で、市の役割なり、あるいは農家振興組合の役割というのはどういうことになっていくのか。そこらあたりについて明確になっておるならばお答えをいただきたいと思  
います。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えします。

今回の新制度における主体的な責任行政はどこにあるのかと、具体的な推進機構はどこか  
かと。また、今後市や農家振興組合の役割はどうなっていくかという御質問でございますが、  
主体的な責任行政は国となります。また、具体的な推進機構についてでございますが、  
国、県、市、JA、共済組合、地域協議会等が一体となって推進していくこととなるかと思  
います。

次に、今後の市や農家振興組合の役割ということでございますが、市につきましては、  
市単独といたしましては、不作付け地の改善計画の認定をすることとなります。また、地  
域協議会の一員としまして、地方農政局と連携をとりまして、加入申請や現地確認、デー  
タの入力等を行っていくこととなります。農家振興組合につきましては、農家振興組合長  
を含めまして、既に取り組んでいただいている部分につきましては、水田基本台帳及び営  
農計画書を配付、回収、今後は加入申請の配付や現地確認のお手伝いなどもしていただく  
ことになるかと思います。

以上、お答えします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 推進機構なり、あるいは責任行政のあり方については今答弁をいた  
だいたとおりでというふうに思いますが、そういう立場でありましても、まだ個々の農家  
は非常に判断しきれない部分がある。あるいは、まだ中身がよく理解されていない部分  
がある。そして、特に気になりますのは、先ほどの答弁の中にもちょっと出てまいりました  
けれども、水田利活用事業につきましては、野菜でもあるいは飼料でもつくればいくらだ  
ということは明確になっているんですが、それはつくっても販売先について、ちゃんと売  
れるのかと契約農家があるのかという問題とか、市場に出す場合にはちゃんと売った実績  
があるのかとかですね。そういった見通しがないとつくってもだめですよと、補助の対象  
になりませんよということになってくるわけですから、関係する農家にとっては、そこら  
あたりが一番、つくったけれども売り先について目途がついてない。あるいは、飼料作物  
については、その引き受けての畜産をやられている方の契約が成り立たない。そういった  
ことが十分心配をされるわけですが、その点については、どのようにお考えでしょうか。

○経済部長（井上修二君） はい、お答えします。

今、議員おっしゃいましたとおり、栽培してもそれを売る先がないというのが、本当に  
不安材料の一つでございます。今回、農政省の方から説明ありましたけれども、やはりそ  
こをどうするのかという質問に対しましては、明確な回答というのはあっておりません。

市といたしましても、農家の皆さんがどれを選んでいくのかと。また販売先ということがどうなるのかというのが一番不安材料でございますので、そこらあたりにつきましては、いろいろとJA、そういうところとも協議しながら確保も考えていきたいというふうに思います。

以上、お答えします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 井上部長には、今、自席に帰られて、また来てもらわんばんということになります。たくさん質問事項があるんですが、2点だけ質問しておきます。

飼料作物をつくった場合に、我が家にその牛を飼ったと。畜産をしとったと。ですから、その飼料を我が家で作った。そして我が家の牛にその飼料を食べさせたと。そういった場合にもちゃんと補助がつくのかなというところが一つです。

もう一つは、また牛に限ってということになりますが、そういったその畜産農家との契約とか、あるいは自家消費とかでやった場合に、1頭の牛に対してどのくらい面積が補助対象の面積として算入をされるのか。1頭しかいないのに1町歩ぐらいの田んぼにその飼料をつくってもいいですよということになるのか。そういった面積的制限というのはどうなのかなということで。以上、2点だけ。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えします。

具体的に御質問がきたんですけども、畜産農家が牛に食べさせるということで作られた場合、これについては対象というふうには考えております。ただ、先ほど1頭で数多くの、広く面積の中で作付けた場合、作付けた場合にどうなるのかといったときには、その1頭に食べさせるだけの分は確保できるでしょうけども、それ以外の分についてはどうするかという問題が出てまいりますので、捨てづくりというような形ではないと思うんですよね。やはり牛に食べさせて、初めてそれが生きてくるんじゃないかなと。国が今考えているのは、やはりそういったものを利活用なりしていかないと効果上がりませんので、そこはちょっと無理ではないかなと、ちょっと私もまだ詳しくわかりませんが、そういう考え方に立っているんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） じゃあこの件につきましては、例えば、今その自家消費でもいいのかどうかということについては、いいという意見もあれば、ちゃんと梱包して売る相手が必要じゃダメですよ。そういう考え方も表明されているんですよ。私もまだどっちが本当なのかよくわからん部分がありますが、いずれにしてもこの問題についてもいろいろ具体的に相談があるでしょうから、そういった相談があった場合に、的確に答えられるような専門の相談窓口といいますか、そういったものを設置してもらえればどうかなというふ

うに思っておりますから、これはぜひ検討してみてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えします。

相談窓口ということでございますが、まず本制度に関する全体的な相談窓口といたしましては、西間下でございます九州農政局消費安全地域第三課が球磨、芦北地域の推進チームとしてございます。それに加えまして、人吉市水田農業推進協議会の事務局であります市の農業振興課とJAが窓口となっております。農家の皆様には、ほとんど市やJAに来られると思いますので、農家の皆さんが不安を持たれないよう、また期限までに申請できるように市といたしましてもしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。今、私のほうではっきりした答えを言うことできませんでしたが、そういった疑問等々につきましても、農政局等々にもいろいろ聞きながら、はっきりと農家に対応できるようにやっていきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 相談窓口については農政局を中心の推進行政体ですから、それはそういうことになるでしょうが、農家からすればやはり農政局というのは敷居が高いと、そういう面もありますから、できるならばやっぱり市の中にそういった窓口を置いてもらえればいいかなというふうに思いますから、検討をいただきたいと思います。

続きまして、子育て支援事業についてお尋ねをいたします。

まず、子育て支援事業の一つであります子ども手当についてお尋ねをしますが、これは去る2月8日開催しました全員協議会において子ども手当支給に伴う電算システムの改修に関連して概略説明を受けましたし、きのうの議案質疑でも質疑がありました。今まで実施されてきました児童手当制度と比較をしながら、どうも混合する部分がありますから、比較をしながらその全体像について改めて御説明をいただきたいと思います。

○健康福祉部長（尾方 篤君） こんばんは。お答えいたします。

児童手当制度と比較しながら子ども手当制度について御説明をさせていただきます。なお、事務手続きにつきましては、現在、国においてさまざまな検討がなされておまして、現在の検討状況の範囲内でお答えをさせていただきます。

まず、制度の目的でございます。子ども手当につきましては、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するためとなっております。児童手当につきましても、家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上と、同様の目的を掲げております。

支給対象となる子どもの年齢につきましては、児童手当が12歳に達する日以後の最初の3月31日までにあるもの。つまり小学校の就学前までとなっておりますが、子ども手当に

つきましては、15歳に達する日以後の最初の3月31日までとなっております、中学校終了前までに拡大をされております。

次に、所得制限でございますが、児童手当では、自営業の方あるいはサラリーマンの方、それぞれに所得制限の規定がございます、一定の所得以上の方は支給されませんでした、子ども手当では、所得による支給制限の限定はございません。

手当の額でございますが、児童手当では3歳未満の児童及び第3子以降の児童につきましては、月額1万円、3歳以上の第1子、第2子については、月額5,000円となっております。子ども手当につきましては、年齢、子どもの数に関係なく全て月額1万3,000円となっております。

支給時期につきましては、児童手当と同様に6月、10月、2月に前月までの分を支給することになっております。

支給のための認定の手続きや子どもの看護や生活維持などの支給要件、公務員につきましては、所属の役所から支給されることなど、そのほかの内容は児童手当とほぼ同じでございます。ただし、児童手当で毎年6月にお願いしております現況届けにつきましては、今年の4月、5月に新たに認定をする方については不要となります。具体的に申し上げますと、4月2日以降に市外から転入された方、4月に中学校2年生あるいは3年生になるお子さんがいらっしゃる、そのお子さんにより新規で認定される方、または所得制限でこれまで認定されなかった方で、今回新たに認定される方でございます。なお、今回の子ども手当の制度は、平成23年3月で終了することとされております。その後の制度につきましては、23年度予算の編成作業の中で検討されることになっております。

以上、お答えいたします。

訂正方お願いをしたいと思います。支給対象者の中で児童、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの、つまり小学校就学前と申しましたが、小学校終了前までに訂正お願いしたいと思います。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 制度の概要については、児童手当と比較をしながら説明をしていただいたんですが、今まで中学生であったり、あるいは所得制限のために児童手当がなかった人、そういった人については、新たに申請をしなければならないのか。あるいは自動的にもう市のほうで認定をするのか。その点はどうでしょうか。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

今年の3月31日現在、児童手当をもらっていらっしゃる方につきましては、新たな手続きはなくても申請したものとして認定をされます。ただし、これまで児童手当をもらっていた方でもその上に中学生のお子さんが別にいらっしゃる、手当の対象児童が増える場合は、額の改定届けという手続きをしていただく必要がございます。また、4月には中学

2年、3年生になるお子さんがいらっしゃる方、あるいは所得制限により、児童手当を受給されていなかった方につきましては、新たに認定手続きをしていただく必要がございます。これらの方の認定手続きにつきましては、申請猶予期間という規定がございます。9月30日までに手続きをされますと、4月に遡って手当が支給されるという規定でございます。ただし、4月2日以降に本市に転入された方、同日以降に対象となるお子さんを新たに養育されることとなった方につきましては、申請猶予期間の規定の適用はございません。これら手続きが必要な方につきましては、4月の中旬に対象者の抽出作業を行いまし、申請書及び案内チラシを郵送させていただきたいと考えております。また、あわせて広報等でも制度や手続きの周知を進めさせていただき予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 今の答弁をいただいた中で9月30日までの猶予期間、それに間に合わなかったとか、そういった場合の支給時期というのはどういうふうになっていくのでしょうか。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

9月30日までの申請猶予期間に申請をしていただかなかった方につきましては、申請の翌月からの支給となります。例えば、10月になってから申請をされた方につきましては、翌月の11月分の手当から支給となり、それ以前の手当は支給されないということになりますので、できる限りこういうことがないように周知に努めていきたいというふうに考えております。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 財政計画によりますと、子ども手当特例交付金、児童手当子ども手当特例交付金、これは財政計画では2,337億円ということになってはいますが、予算書の中でちょっとどこあたりかなというふうに探してみたんですが、そのところを詳しく説明していただきたいというのが一つです。

それから、この子ども手当について、寄附が、市町村に対して寄附ができるような制度の検討と、仕組みの検討というのが課題の一つでありましたけれども、これについてはどうなったかわかっておれば説明をいただきたいと思えます。

○総務部長（深水雄二君） お答えいたします。

まず、予算書は30ページでございます。地方特例交付金でございます。子ども手当特例交付金でございますが、地方特例交付金の中の児童手当及び子ども手当特例交付金として、今おっしゃいました2,337億円が予算措置をされております。これは平成18年度、19年度に拡充されました児童手当の地方負担の増加分と子ども手当の創設に伴う地方負担の増加分を交付対象とするものでございます。

議員御質問の子ども手当特例交付金でございますが、先ほど言いました、ページ、30ページでございますが、9款、1項、1目の地方特例交付金に計上しております4,782万3,000円のうち、1,317万円を子ども手当創設に伴う本市への影響額と見込み計上をいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「寄附は」と呼ぶ者あり）

○健康福祉部長（尾方 篤君） 子ども手当の寄附に関しましては、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律案第23条の中で規定がございます。その中では、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するための中で、手当を受ける前に市町村に手当の全部、または一部を寄附する旨を申し出た場合は、市町村は受給者にかわり、その手当を受けられることとなっております。

また、寄附を受けた市町村は、その寄附を次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために使用しなければならないと規定をされております。この寄附制度の詳細につきましては、いまだ国においても検討中となっておりますので、その結果をみながら市でも検討していきたいというふう考えております。

また、税額控除のための申告でございますが、これにつきましては、手当支給時期に納付をいただいた額について、寄附受領証明書を発行することになっております。これをもとに税務署での確定申告をしていただく必要がございます。

以上、お答えします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 尾方福祉部長には、出たり入ったり大変申し訳ないと思いますが、今、市町村に子ども手当を寄附した場合には納付書によって証明をするから、申告の際にそれを出すようにということでもあります。ということは、この子ども手当そのものは、いわゆる課税対象になるということでしょうか。

それともう一つは、23年度以降については、23年度予算策定の時期で検討するということになっておるわけですが、ちまたに聞いたところでは、この住民税や所得税の扶養控除の廃止がありますので、その扶養控除の廃止によって税の増額分については、子ども手当の経費のほうに充てるんだというような構想があると聞いておりましたけれども、その辺はどうでしょうか。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

まず、手当が所得に認定されるかということでございますけれども、認定はされないと、（「されない」と呼ぶ者あり）されないということでございます。

それから、23年度の子ども手当制度につきましては、23年度の予算編成過程において検討し、その結果に基づいて支給のための法律案を23年度通常国会に提出することとされております。持続的な制度として実施していく上では、その財源をいかにするかということ

が重要となっております、その議論の一つとしまして、議員御指摘の扶養控除の廃止という議論もあるようでございます。これにつきましては、平成21年12月23日付けの4大臣合意の中でも所得税、住民税の扶養控除廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う増収分を最終的に子ども手当の財源として充当することや、国と地方の役割や経費負担のあり方について論議を行うとされております。いずれにしましても、23年度以降につきましては、今後議論するとされておりました、最終的にどのような形になるか、現在は明確に定まっていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） それでは、この関係についての最後の質問となりますが、実は、この子ども手当が支給されるようになった場合に、その趣旨・目的に則って本当に子どものために使われるのかどうかという心配が実はあります。例えば、給食費の滞納あたりを見てみましても、親父さんは遊んで回ってパチンコ屋に行くけれども、給食費は払わない。そういった状況もあるやに聞いておりますので、そういった立場からするならば、せっかく子どもの健全成長を願って寄附された。しかも財源というなら借金で配られたその子ども手当がそういった親の遊興費に使われてしまっは大変だという気持ちがしますし、意味がないというふうに思います。そこらあたりについてのやはり、その親としての共通認識といいますかね、心構えというのをやっぱり喚起する必要があるだろうというふうに思います。

そこで短兵急に聞きますけれども、給食費未納の場合には、それにこの子ども手当から充当できるとか。そういった手立てていうのはできないのかなというのが一つあります。

もう一つは、子どもが3人おればその1万3,000円掛ける3が来るわけですから、親としては、これは働かんでもいいばいていうことで、不労所得みたいになってしまって親の労働力、がんばる力というのが逆にスポイルをされる。そういうふうになっていくのを非常に心配をしています。ここらあたりについて、市長の考えをお尋ねをしておきたいと思えます。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

子ども手当の趣旨は、次の世代の社会を担う子ども、一人一人の育ちを社会全体で応援するというふうな趣旨だというふうに聞いておるところでございます。今までさまざまに自民政権時代は組織に対してそのさまざまな補助、または支援をしてきたと。今度は組織から個人と、農家戸別所得補償にいたしましてもそうでございますけれども、組織から個人というふうな意識が底流にあるのではないかと感じております。一つ危惧をいたしておりますことは、これは35年ぐらい前でしたけれども、山本書店の山本七平さんが、イザヤ・ベンダサンというペンネームで「日本人とユダヤ人」という本を書かれました。その

中で、そのなぜローマが減んだのかというくだりがございます。なぜローマが減んだか、一つの理由として、パンとサーカスという言葉がございます。ローマ皇帝は民衆の要求により食べるものをすべて与える。いわゆる働かなくてよいわけであります。そして、働かないということであれば、次は余興ということでございますので、そこでサーカス、コロセウム等に象徴されるようなそういう格闘技を初めとしたさまざまな余興が提供されたと。そのうち、そういう浮かれ騒いでいるうちに傭兵に取ってかわられるという、そういう現実があるわけございまして、果たして、直接個人へというのが効果的な施策かどうかということは、私は甚だ疑問であるというふうに思っているところでございます。しかし、現在、国会で審議されております平成22年度における子ども手当の支給に関する法律におきまして、第2条の規定においては、受給者の責務として子ども手当の支給を受けた者は、その趣旨にしたがって用いなければならないと規定されているところでございます。私といたしましても、その給食費であるとか、保育料であるとか、さまざまなものにこの子ども手当が天引きできないかどうか。国会でもそういう議論はあっているようでございますけれども、しかし、今回の法案の中には、法改正というものはなされていないというふうに聞いているところでございます。国、県、市ともに先ほどのそのグローバルな視点に立ってではございませんけれども、財政状況が厳しい中で支給される借金による手当でございまして、その趣旨のとおり、次の時代を担う子どもたちの健やかな育ちに役立つ使い方をぜひしていただきたいというふうに念願をいたしております。

また、ある新聞の記事にこういうものがございました。ゼロ歳児からの発言という記事であります。そのゼロ歳児がもし自分に発言権があるとしたならば、今回の子ども手当をどのように思うかということでございまして、借金であり、自分が将来親に代わってこの借金を返さなければいけないということであれば、私は要らないと、そういうコラムだったというふうに覚えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 子ども手当については、いろいろ異論もあるわけですが、とにかく支給されることに決まったという中での質問をしてみたい。本当にその趣旨・目的に従って、市長が言われましたような方向で有効に使えることを願っておりますし、また執行部の皆さん方、そのための業務がまたふえるということで、御苦勞いただくかなというふうに思いますが、的確にそれが活用されるように祈念をしておきたいと思っております。

続きましては、同じ子育ての問題であります。高校授業料無償化の問題について、お尋ねをいたします。家庭の状況にかかわらずすべての高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、公立高校の授業料を無償化するとともに、高等学校等就学支援金を創設して、家庭の教育費負担を軽減することを目的に制度化をされますということで、この

高校授業料無償化が制定をされました。この内容について簡単に説明をいただきたいと思っています。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

制度創設の趣旨については、今、議員が御紹介いただいたとおりでございます、それについては省きたいと思います。

まず、対象となる学校でございますけれども、国公私立の高等学校、中等教育学校 ――これは中高一貫校あたりを指しているものと考えております ――の後期課程、それから特別支援学校の高等部、高等専門学校、これも1年生から3年生、専修学校、各種学校等、高等学校に類する課程として、文部科学大臣が指定するものというふうになっているところでございます。

続きまして、国の負担でございますけれども、公立高等学校につきましては、授業料不徴収として、地方公共団体に対して、授業料徴収相当額を国費により負担をいたすことになっております。私立学校の生徒につきましては、高等学校等就学支援金として、授業料について一定額、年額11万8,800円でございますけれども、それを助成し、学校設置者が代理受領することにより、教育費負担の軽減を図ることになっております。また、私立学校に通う低所得世帯の生徒については、所得に応じて助成金額1.5倍から2.0倍した額を助成するということになっております。その他いろいろございますけれども、私の手元でございます文科省が都道府県担当者会議の説明会で資料を出しておりますけれども、その公立高校の授業料無償化及び高等学校就学支援金のQ&Aというふうに123項目にわたってこういう場合はこうだというふうなことで示しておりますが、いずれもその多くがこういう方向である、あるいは予定である、あるいは調整中、検討中という表現がたくさん用いられておりますので、制度全体でこう確立したものとして、まだまだ把握できないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 今、教育長のほうから答弁をいただいたわけですが、公立高校の場合には、そういうことで同じ県の立場で、県のほうに国が肩代わり金をやるというところからいいんですが、就学支援金の場合にこれは親の所得によって、言われましたように、11万8,800円の0.5倍と2倍と、1.5倍と2倍ですね。そういうふうに学校のほうにいくわけですが、そこでお尋ねしたいのは、対象校が郡市内にはどれだけあるのかと。それから対象の学生数、生徒数、そういったものはどれくらいだろうかというふうに思います。

それからもう一つは、就学支援金については、親の所得、これは250万円以下だったというふうに思いますが、その場合には2倍ですね、11万8,800円の2倍ですから、23万7,600円になるはずですが、これが支給されるということです。ところがこの23万7,600円

というのは、その学校の授業料よりも高かった場合、当然差額が出てくる場合、そういう場合にはどうなるのかなど。その点についてわかっておればお尋ねをしておきたいと思います。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

九州技術教育専門学校等は専修学校ですので、対象となるところですが、高等課程に就学する生徒が対象ということになっております。全員ではございません。人吉準看護学院は、各種学校ですが、対象となる学生は、高等学校の課程に類する課程に就学しているものというふうになっております。人吉准看護学院は、高校教育課程を置いておりませんので、該当はいたしません。

対象の生徒数でございますけれども、昨年5月1日の学校基本調査によりますと、人吉高校全日制が811人、定時制が46人、分校が21人、計878人、多良木高校が222人、九技専高等課程が21人、球磨養護学校高等部20人、合計2,836人となっております。ただし、球磨養護学校の高等部の20人は、現在も保護者負担はないようでございます。

それから、その最後のオーバーした部分についてはどうなるかということについては、ちょっとまだ情報を得ておりませんので、ここで申し上げるということについてはできません。御了承いただきたいと思えます。

以上でございます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 制度は、大体法制化はしてあるわけですが、まだ国会も終わってませんしね。それは断定的なことじゃないかというふうに思いますが、しかし今の国会の状況からいきますと、間違いなく成立するとは思ってますけれども、そこで、これもあのう先ほど子ども手当と同じような気がかりの部分がありますのは、その休学中の扱いです。高校ですから、当然休学というのが出てきますし、休学中の扱いの場合にはどうなるのか。

それともう一つは、先ほど心配しましたように、親が授業料を出さんでもいいということになりますと、やっぱりそれだけたがが緩んで、不登校したり、不良化したり、そういうふうになっていく恐れはないのかと。やっぱり親が一所懸命やって授業料を工面してくれていると思えば、子どももやっぱりそれなりの考えがあるわけですが、もう授業料は国がやっただけん、親は出さんとだけんということになりますと、そういったたがが緩んでくるということも考えられます。そういった面について、どういうふうにかお尋ねをしておきたいと思えます。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

休学中については、支給対象とならないところでございますが、例えば、復学したということであるならば、普通の全日制で36カ月分の範囲内で支給をします。無料化するというようなことでございます。それから定時制であれば4年の12カ月ですので48カ月分。そ

の範囲内で支給するというような制度になるようでございます。

以上でございます。（「不登校」と呼ぶ者あり）

大変失礼しました。答弁漏れがありました。

御指摘の、この制度の運用について、やはりいろんな弊害が出てくるのじゃないかという御心配だったろうと思いますが、先ほど制度の趣旨を御紹介いただきましたように、家庭の状況にかかわらずすべての意思のある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるための制度でございます。保護者も子どもも趣旨を理解していただき、就学していただきたいというふうな思いが非常に強く私の中にあるところでございます。また、高校に就学する費用がすべて無償になるわけではありません。例えば、通学のための定期券代とか、修学旅行積立金とか、あるいは課外代等多くの保護者の負担がありますので、特に生徒の皆さんは義務教育とは違うことを認識していただき、意思を持って就学していただきたいと思っているところでございます。これまでも、中学校におきましては、進路指導を初めとして、すべての教育活動の中で、将来の夢や希望を持たせる指導が大変重要でございました。今回の制度の趣旨、精神を保護者も生徒も十分理解することで、むしろ高校進学後の不登校や中途退学が減少するのではないかと期待されているところでございますので、そういう趣旨を十分生かして、子どもも、親も生かしていただければというふう考えているところでございます。

以上でございます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 現下の経済不況のために、高校を途中でやめなければならない。そういった生徒たちもたくさんおるわけですから、そういった人たちをどう救うのかという大きな目的がありますし、本当に目的とするところに有効に使われるように私も祈念をしておきたいと思えます。

それから、36カ月が単位として支給されるわけですが、休学中はどうですかという問いに対しまして、教育長のほうは、休学中は支給されないということでしたけれども、私もそれでいいと思えますが、ただし、例えば2年間行って、1年間何らかの事情で休学しなければならなくなった場合には、支給停止の申請をするならば、その休学中の1年間というのは保留をされて、その次の1年間に復学したときに使われるはずだということ聞いておりますから、それで間違いないだろうと思っておりますから、申し上げておきたいと思えます。

それでは、最後になりましたけれども、市民の声から、不祥事や事故が多すぎるのではないかということについてお尋ねをしますが、これも、笹山議員のほうから質問がございまして、内容についてはかなり詳しく報告をされましたので。

それから、対応策についても庁舎内でどう対応されているのか。市長答弁を含めて言わ

れましたので、それはそれとして多としておきたいというふうに思いますが、ただ不祥事だけではなくて、交通事故等ですね、事故の問題については触れられておりませんので、そういった事故の問題を含めて、5年間の実態を報告してくださいということに申し上げておりましたので、それは報告をしていただきたいと思います。

○総務部長（深水雄二君） お答えいたします。

御質問は、過去5年間の不祥事や事故等の状況ということで状況をお尋ねでございます。

まず、不祥事により懲戒免職等に至った事案に限りましても、平成16年度から平成20年度までの過去5年間に懲戒免職が2名、懲役刑以上の罪が確定したことによる失職が1名、計3名でございます。また、平成21年度に入りましても、懲戒免職が1名、懲戒による解任となった嘱託職員が1名でございますので、平成16年度から現在まで、計5名の職員が不祥事による免職等の処分を受けております。平成元年度から平成15年度までの懲戒免職等につきましては、嘱託職員を含めて2名でございますので、近年の状況は、御指摘のとおり決して少ない数とは言えません。事態を重く受け止めているところでございます。

次に、損害賠償に該当する事故等ということでございます。平成16年度から平成20年度までの5年間で15件、年間の発生件数は2件から4件の間で推移しており、平成21年度においても既に3件の事故等が発生しているところでございます。平成16年度以降の全部の18件の内訳をみますと、職員の過失割合が8割以上の事故が全体の50%を占めておりますが、そのいずれもが必要かつ十分な注意を払っておれば防ぐことができた事故であると認識しているところでございます。性別では、男性職員が全体の約7割、年代別にみますと20代が44.4%と一番多く、ついで40代が27.8%となっております。また、訪問調査や施設間の連絡用務で臨時・嘱託職員も公用車を運転する機会が増加しておりますので、これは全体の2割については、臨時・嘱託職員によるものでございます。

以上が過去5年間の両方の数字でございます。事故件数につきましては、増加しないものなくなることなく、毎年度発生しておる状況は重く受けとめております。平成21年度から来年度にかけて、人吉警察署の御協力のもと、全職員対象の安全講習会を実施しておりまして、また実施する予定でございます。今年度は既に一部実施しておりまして、職員の3分の1が受講をしております。不祥事及び事故につきましては、本来1件でもあってはならないことと強く思っております。現状については大変重く厳粛に受け止めているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 今、交通事故を含めて、不祥事の問題について報告を受けましたし、年齢別の分析等もあったわけでありますが、それに対してどういう対応かということについては、これは笹山議員の質問の中でかなり詳しく市長の答弁も、また総務部長の答弁も

ありましたから割愛をいたします。

ただ一つだけ、事故に関して申し上げたいのは、今も報告がありましたように、事故責任の率が80%を超えるのが全体の事故数の半分以上を超えている。これは完全にやっぱり防げる事故ということになりますね。特にバックして後ろにおった車に打ち当たったとか、そういった事故は、これはやっぱり避けようと思えば絶対避けられる事故なんです。なのにやっぱりそのそういったものが何回か起きているということのやっぱりことの重大さを考えてみますと、なぜなのかと。先ほど笹山議員の質問に対して言われてましたような、庁舎内でのそれぞれの対応をされているようですから、その効果があっているのかどうかというのが一つありますね。帳面消しとしてやられたんであって、実効が上がってない。実際、効果がないということになりますと、せっかく庁舎内で努力をされたことが何もならんというわけですね。そこらあたりが非常に気になる部分でありますから、もう答えは要りませんけれども、申し上げておきたいと思います。

それから、もう一つ、これは私は田中市長よりも年上ですから、年上の苦言として聞いておいていただきたいと思うんですが、今、市長は非常に率先垂範、もうリーダーシップをとりながら、もうすべての分野に自分が先頭に立って頑張るんだと、そういう意気込みを持ってされております。そのことは、それだけのやっぱり覚悟と行動力が必要ですし、能力も必要ですから、私は多としておるんですが、ただそのことが、そのことが職員自体に無理がいつてしまっているんじゃないかなという思いもあります。市長が先を走られるから、自分たちもついて行かなきゃならんということで精一杯ついて行った、息切れした、余裕がなくなった、バックするとき後ろも見らずに運転したと。そういうふうになっていくということになれば大変ですから、そういうことになれば大変ですから、たまには職員を後ろを振り返ってですよ、後ろはついてくつとやろかなと、そういう思いもしてもらってはどうかという気がいたします。やはり一所懸命前だけ向いてついて行こうとすれば、やっぱりそれだけ余裕がなくなりますし、気持ちもあせります。あるこれはテレビで見たんですが、記憶力テストだったんです。大学生を二組に分けて、一方は、1時間一生懸命に何かを、記憶になるような勉強をさせるんですね。こっちは5時間連続してやるんです。こっちは同じ5時間だけれども、1時間しては30分休み、1時間しては30分休み、そしてこっちは連続5時間その覚えるために記憶作業をするんですね。そして5時間終わって、そして今度はテストするわけです。どっちが、どっちがたくさん記憶を残しておったかと思いませんか。30分を3遍か4遍入れて、記憶するために頑張った方が、連続5時間やったよりも実は多かったんです、こっちが。人間にとって、やっぱり休息というのがいかにその後の効果を挙げるためには必要かということの証明だったもんですから、市長のほうは非常に優れたリーダーシップがありますからいいでしょうけれども、私みたいな凡人は、やっぱり後ろを振り返って、みんなと肩たたきおうて、焼酎飲んで話しながらまとめ

ていくというふうな手法でここまでやってきたんですけれども、市長もたまにはそういう手法をとられて、自分だけが走ってリーダーシップとろうという形じゃなくて、たまには、おい、あんたに任せるから、あんたに任せるから精一杯やってねとか、そういう形でやってみられてはどうかなという気が私はします。これは市長に対しては非常に失礼な言葉かもしれませんがけれども、しかし、市長に対して何か苦言を言う人は、このメンバーの中には恐らくおらんでしょうから。私が一番年上の立場としてやっぱり言わなきゃしょうがないかなということで、失礼ではありますけれども申し上げましたので、ぜひ御一考を願いたいと思います。

それでは、もう市長の答弁はお受けいたしません。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

---

---

○議長（大王英二君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。どうもお疲れでした。

午後7時28分 散会

# 平成22年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第4号）

平成22年3月11日 木曜日

---

## 1. 議事日程第4号

平成22年3月11日 午前10時 開議

### 日程第1 一般質問

1. 松岡隼人君
  2. 豊永貞夫君
  3. 本村令斗君
  4. 西信八郎君
  5. 下田代勝君
- 
- 

## 2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
- 
- 

## 3. 出席議員（20名）

- |     |        |
|-----|--------|
| 1番  | 松岡隼人君  |
| 2番  | 井上光浩君  |
| 3番  | 豊永貞夫君  |
| 4番  | 川野精一君  |
| 5番  | 笹山欣悟君  |
| 6番  | 村上恵一君  |
| 7番  | 西信八郎君  |
| 8番  | 松田茂君   |
| 9番  | 永山芳宏君  |
| 10番 | 福屋法晴君  |
| 11番 | 森口勝之君  |
| 12番 | 田中哲君   |
| 13番 | 本村令斗君  |
| 14番 | 立山勝徳君  |
| 15番 | 仲村勝治君  |
| 16番 | 三倉美千子君 |
| 17番 | 山下幸一君  |

18番	下田代	勝 君
19番	簀毛	正勝 君
20番	大王	英二 君

欠席議員 なし

---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
副 市 長	林 健 善 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	堀 秀 行 君
市 長 公 室 長	荒 卷 通 君
総 務 部 長	深 水 雄 二 君
市 民 部 長	浦 川 康 徳 君
健康福祉部長	尾 方 篤 君
経 済 部 長	井 上 修 二 君
建 設 部 長	山 上 茂 君
市長公室次長	井 上 祐 太 君
総 務 部 次 長	坂 崎 博 憲 君
市 民 部 次 長	椎 葉 幹 夫 君
健康福祉部次長	中 村 明 公 君
経 済 部 次 長	蓑 毛 幸 一 君
経 済 部 次 長	椎 葉 文 雄 君
建 設 部 次 長	松 田 知 良 君
秘 書 課 長	福 山 誠 二 君
総 務 課 長	中 村 則 明 君
市 民 課 長	今 村 修 君
福 祉 課 長	加 賀 邦 保 君
道路河川課長	有 田 健 一 君
会 計 管 理 者	大 石 宝 城 君
水 道 局 長	多 武 芳 美 君
水 道 局 次 長	宮 原 真 二 君
教 育 部 長	赤 池 和 則 君
教 育 部 次 長	小 林 勇 君
社会教育課長	東 俊 宏 君

農業委員会 事務局長	鶴崎晴美君
監事 査査委員 局長	松江隆介君

---

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	永田正二君
次	長	村並成二君
庶務係	長	山本繁美君
書	記	和泉龍二君

---

---

○議長（大王英二君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

---

---

### 一般質問

○議長（大王英二君） それでは、直ちに一般質問を行います。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。

○1番（松岡隼人君）（登壇） 皆さんおはようございます。

まず最初に本年度で退職されます職員の方々、大変お疲れさまでした。退職後もそれぞれの場所でこれまでつちかわれてきました知恵と経験を十分に発揮していただき、さらなる市政発展のために御尽力いただきたいと思います。まずは、皆様の新たな人生が健康的で充実したものでありますことを心から祈念いたしまして、一般質問に移ってまいります。

通告に従いまして一般質問を行います。

まずは、市職員の不祥事に関して。続きまして、地域雇用対策。そして国保運営。次に子育て支援。最後に学校環境整備について質問を行います。

まずは、市職員の不祥事に関して、今後の対応についてですが、昨日、笹山議員、立山議員と同様の質問をされました。職員の資質が原因なのか、組織体制のあり方に問題があるのか、しっかりと原因を究明して対応策を講じてくださいというふうに私も申し上げるつもりでした。連続する市職員の不祥事や事故に対して市民は、なぜだろう、市役所はどうなっているのかという不信感をもたれているのは事実ですし、私もそのように思っております。火のない所に煙はたたずとよく言われますが、やはり何らかの原因がそこにあるのではなからうかというふうに思っております。

そこで、原因究明が求められている中、職員満足度調査が偶然本年の2月に行われております。この調査は、大体3年ごとに行われているようです。まだ、集計中で分析はされていないようですが、このアンケートを分析することによって、もしかしたらそこから何か見えてくるかもしれません。とにかく人吉市役所34名程度いらっしゃいますが、難関を突破された優秀な人材の集まりだと思っております。済みません、34名ですね、失礼いたしました。ありがとうございます。34名程度いらっしゃいますが、難関を突破された優秀な人材の集まりだというふうに私は思っております。市職員の方々に100%、いや120%の力を発揮していただくことが、つまりは市民の生活向上につながるわけです。市長を中心に職員一丸とな

って職務に励んでいただきたいということを申しまして、この件に関しましては、昨日から一般質問行われておりますので、これで終わりたいと思います。

続きまして、地域雇用対策、ふるさと雇用再生特別交付金事業について質問を行います。

青井阿蘇神社が国宝に指定されてから、地域の郷土史家や大学の教授などを講師としてお招きし、さまざまなセミナーが開催されております。市民の青井阿蘇神社に対する意識が高まったことと比例して、豊富な知識も身につけられたと思います。まずは自分たちが地元のことを知って、これを伝えたいという市民が増加したことは大変よいことですし、人吉市に活気が出てきたようにも感じております。

そのような中、平成20年度に人吉市、熊本県立大学NPOが連携し、青井阿蘇神社を舞台に伝統文化を継承する担い手育成に向け、笑顔でつなぐ地域の「宝」継承事業が国土交通省の新たな公によるコミュニティ創成支援モデル事業の採択を受け開始いたしました。

この事業では、人材育成講座の開催、社会実験、プログラムの開発などが行われております。平成21年度はふるさと雇用再生特別交付金事業を活用し、平成20年度に開発したプログラムを随時提供できる体制として、国宝青井阿蘇神社歴史伝統文化体験教育旅行等受入促進事業と食文化コミュニティビジネス創出推進事業が人吉市により計画されました。これは、まさに観光で飯を食べようという新たな取り組みだと思いました。市長の施政方針の中にもありましたとおり、雇用情勢が大変厳しい中、特に私たち若い世代にとっては夢のある事業だと思っておりまして、次につながることを期待いたしまして議会でも賛成いたしております。

ふるさと雇用再生特別交付金事業とは、地域の雇用失業情勢が厳しい中、地域の实情や創意・工夫に基づいて地域求職者等の雇用機会を創出する取り組みを支援するために厚生労働省が都道府県に対して、ふるさと雇用再生特別交付金を交付し、これに基づき都道府県が基金を造成したものです。都道府県か市町村が新たな事業を企画し、厚生労働省へ事業計画を提出し、それに基づいて行われているのがふるさと雇用再生特別交付金事業です。概要といたしまして、原則1年以上の雇用、もちろん更新可でございまして、制度が平成23年度までとなっておりますので、最長3年間いうまでもなく安定的な雇用、継続的な雇用が目的でございまして、対象事業が、1、都道府県または市町村が企画した新たな事業であること、既存事業の振りかえでないこと。2、建設土木事業でないこと。3、雇用機会を創出する効果が高い事業であること。4、地域内にニーズがあり、かつ今後の地域の発展に資すると見込まれる事業であって、地域における継続的な雇用が見込まれる事業であること。草刈り、単純清掃等の軽作業、事業継続性が見込まれない調査研究事業等は除くとあります。委託先は、民間企業、NPO法人、その他の法人または法人以外の団体等、シルバー人材センターは除く、直接実施事業は不可、事業の上積みは自らの財源により可とございまして。ふるさと雇用再生特別交付金は、本年度当初予算にも計上されております。先日、具体的な事業について

の説明はございました。3月3日の毎日新聞を見てびっくりいたしました。青井阿蘇神社関連予算を見送りという記事がございました。私としては雇用されていた人たちはどうなるのかと最初に思いました。と同時にこの記事にもございました人吉市が青井阿蘇神社に対して何もしないというふうにとらえる方もいらっしゃるのではないかと感じました。

平成22年度は、国宝青井阿蘇神社歴史伝統文化体験教育旅行等受入促進事業と、食文化コミュニティビジネス創出推進事業の予算を見送られるようですが、その理由をお尋ねいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○健康福祉部長（尾方 篤君） おはようございます。答えいたします。

ふるさと雇用再生特別交付金事業は議員申されたとおり、雇用継続が見込まれる事業において、安定的な雇用機会を創出する取り組みでありまして、地域での求職者を雇い入れて当該事業を実施する場合に要した費用を支給するものでございまして、実施期間は1年以上3年以内となっております。さらに委託事業の内容に関しましては、地域内にニーズがあり、かつ今後の地域の発展及び地域における継続的な雇用が期待される事業であることという定義づけもございます。しかしながらこれらの事業に関しましては、昨年12月議会一般質問でも取り上げられておりましたとおり、さまざまに青井神社に対する不満、苦情が寄せられたという経緯がございました。特に事業の実施場所や内容について誤解が生じやすい、地域のさまざまな主体との連携の仕組みが不足している等の課題が生じておりますことから、これらの経緯を踏まえますときに、国宝青井阿蘇神社あるいは人吉市というイメージのダウンにも避けられず、本年度の予算計上を断念した次第でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 1番。

○1番（松岡隼人君） 市と委託先、委託先と住民、また、観光客との間でさまざまなねじれがあり、事業の進め方、手段方法にずれが生じていたことは承知いたしておりましたが、雇用の創出、維持の面から見ると方向性としては間違っていないのではないかと私は思います。今、人吉市はチャンスです。今後このように注目されることはもうないと言ってもいいぐらいのチャンスが訪れております。今、やる時期だと市長も常々おっしゃっておりますし、私もそう思っております。観光客が増加してそれが実になること、観光で飯が食えることが望まれております。若者は高校を卒業すれば故郷を離れ、正職についていない同世代や人吉に帰って来たくても、帰って来られない人がたくさんおります。このような状況が続くのはよくありません。何とか雇用をとというのが私たち世代の一番の望みであります。今後、観光で飯が食えるためには観光客に対応できる体制が必要でしょうし、一人でも人がいて案内することが大事なのですが、完全ボランティアでは厳しい。

平成20年度はどうされるのか、観光で飯を食うためにはどうすればいいのか、雇用の創出

や意義についてどのように考えておられるのかも含めて、市長お尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） おはようございます。お答えをいたします。

言うまでもなく昨今の厳しい雇用情勢ということにつきましては、これまでも幾度となく申し上げてきたところでございます。雇用状況の悪化というものは市民生活に直接影響を与えるだけでなく、地域経済の停滞や人口減少などさまざまに負の影響をもたらすものでございます。したがって、地域における雇用創出の重要性というものは、地域経済、地域社会の活性化という点で非常に重要な意味合いを持っているものであると認識をいたしております。

施政方針でも申し上げましたとおり、市民みんなが健康で笑顔で暮らせるまちづくり、この実現に向けて観光で食べられるまち、農業で食べられるまち、企業誘致を政策の三本柱としているところでございます。観光で食べられるためには、よく例に出しておりますが、徳島県上勝町の葉っぱビジネス、このような事例、または今やこの九州地方でも脚光を浴びております鹿屋市の「やねだん」柳谷地区等々の事例もあるようでございます。これからは、もう一度原点に立ち返って人吉のさまざまな人材や団体、そして地域資源を活用し知恵を働かせていかなければならないというふうを考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 1番。

○1番（松岡隼人君） 人口減少、市職員数も減少しているにもかかわらず、行政の仕事量は年々増加しております。よく言われる協働の関係でまちづくりを進めていくためには行政は何をやり、民間では何をやるということをしっかり決めて、役割分担を明確にすることが必要だと思っております。先ほど市長がおっしゃいました徳島県の上勝町にいたしましてもやはり民間力というものが大変高い。その上で葉っぱビジネスが成功しているというふうに私自身感じております。行政に頼りきりでもいけないし、また行政が抱え込み過ぎてもいけない、基本は自助だというふうに思っておりますので、行政側も民間団体と良い協力体制をとりながら進めていけるような計画をぜひ作成していただきたいというふうに思います。

以上で地域雇用対策についての質問は終わります。

続きまして、国保運営、ジェネリック医薬品希望カード配布事業について質問を行います。

平成22年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算書を見ますと、2款、保険給付費が前年度比1億6,500万円ほど増加しております。本市の医療費は年々増加しています。また、今後もますます増加すると予想されております。このような状況を受け国民健康保険をどのように運営されていくのか。医療費削減への取り組みなども含めてお尋ねいたします。

○市民部長（浦川康徳君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

本市国民健康保険の状況でございますが、医療費が全国平均と比較しまして1割以上高い状況となっております。今後もこのような状況が続くものと考えております。

したがって、保険税をはじめとした財源の確保と医療費の抑制が大きな課題となっているところでございます。医療費抑制対策といたしましては、特定健康診査等による生活習慣病といった長期的な視点に立った対策のほか、ジェネリック医薬品の普及促進、及び訪問健康相談などの事業に取り組んでおるところでございます。

その中でもジェネリック医薬品は、特許期限が切れた新薬と同じ有効成分によりつくられ、開発経費が低い分だけ価格が安い薬のことでございまして、高血圧や糖尿病の治療など長期間にわたって薬を服用する場合に医療費節減の効果が高いと考えられますことから、国の補助事業により昨年7月に国民健康保険に加入する全世帯にジェネリック医薬品希望カードを配布したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 1番。

○1番（松岡隼人君） 昨年の7月に我が家にもカードが届いております。私の周りでもジェネリックという言葉が最近よく聞くようになりました。いろんなところで話題にもなっているようでございます。そこでカードを配布して市民の反応はいかがでしたでしょうか。また、どのような事業効果が得られておりますか、お尋ねいたします。

○市民部長（浦川康徳君） 御質問にお答えいたします。ジェネリック医薬品希望カードを配布しました直後には、薬代を安くできるのか、ジェネリック医薬品にはできないと言われたなどのお問い合わせや御相談を多数いただいております。市民の関心は非常に高いと感じております。

事業効果ということでございますが、現時点ではジェネリック医薬品の使用状況を把握できないため、医療費削減額については不明でございますが、この事業においては、医療費を直接的に抑制するだけではなく御自分の医療費を見直していただくといった啓発の部分も重要でございまして、その意味では非常に高い効果が得られたものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 1番。

○1番（松岡隼人君） 私は、先月会派で広島県呉市に視察研修に行っていました。研修内容はジェネリック医薬品についてです。呉市は、国保で自治体による後発医薬品情報通知を国内で一番最初に行われました。本市でも先ほどから出ていますように医療費の節減を目的にジェネリック医薬品希望カードを配布しておりますので、ゆくゆくはそちらの方向性を考えておられるのかなと思います。先進地を視察したわけではございますが、そのときの内容を少々説明させていただきたいと思っております。

まずは本市もですが、呉市も医療費が高い。呉市におきましては、全国平均の1.4倍だそうです。そこで、どうにか医療費を削減するためにこの事業を開始されたそうです。とはいっても私も担当者によく始められましたね、というふうにお尋ねをしたところ、その担

当者は、できるかできないかではなく、やるかやらないかですというふうにおっしゃいました。要は、市長がやると決めたから結果的にできたのだそうです。ただ、やるに当たって大事なこともしっかりと聞ききしてまいりました。大きくは二つ、市民への啓発がまず一つです。つまり市民がジェネリック医薬品について、正しい知識を得ること。次に、二つ目、医師会や薬剤師会の協力というふうにおっしゃいました。呉市におかれましては、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、老人クラブ連合会主催で市民公開シンポジウム、「みんなで考えようジェネリック医薬品」を開催されて市民意識の啓発を図られておりました。そのような経緯を踏まえ、後発医薬品情報通知を開始されたようです。

本市におきましては、啓発の部分で高い効果が得られたというふうに先ほど答弁されておりますが、私はまだまだ足りないではないかというふうに思っております。また、今後の方向性につきましても今のところ不透明でございます。

そこで、後発医薬品情報通知も含めて市の考えをお尋ねいたします。

○市民部長（浦川康徳君） 御質問にお答えいたします。

これまでジェネリック医薬品希望カード、パンフレットの配布及び広報掲載等により啓発を行ってまいりましたが、今後、医師会等の御協力をいただきながら市民への周知について、工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

また、ジェネリック医薬品に切りかえた場合の差額を個別にお知らせするためには、熊本県国民健康保険団体連合会の電算システムがそれに対応している必要がございます。連合会においては、今年度県内2カ所でモデル事業を実施しており、その検証後、システム整備がなされれば県内すべての市町村で通知が可能となりますので、個別通知を送付しさらなる啓発を行いたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 1番。

○1番（松岡隼人君） 差額を通知することにより、医療費はある程度削減されることは予想できます。それを市民が正しく理解できることが大前提になるだろうというふうに私、考えております。どうしてもやはり価格の面だけに目がいきますが、ただ安かろうではいけないと思います。薬としての本来の目的を果たすのが最も重要なことですので、それを踏まえた上で慎重に進めていただきたいというふうに思います。

この項に関しましては、これで質問を終わります。

続きまして、子育て支援につきまして、多子世帯子育て支援について質問を行います。

結論から申し上げますと、第3子以降の保育料を早急に無料化するべきだということです。西議員が同じ内容の質問を平成19年6月第3回人吉市議会定例会で行われております。それからやがて3年がたとうとしております。子育て世代は、今か今かと待ち望んでおりますが、いまだに実現していません。

当時の田中市長の答弁では、働く人たちを応援し、元気な子供を育てるために第3子以降3歳未満児の保育料の負担軽減は効果の大きい事業だと思われる。財源等の問題についても各担当課と前向きに協議していくというふうにおっしゃっております。

これまでどのような検討がなされてきたのか、本市の状況も含めてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。保育料の第3子無料化につきましては、保育園に同時に3人以上のお子さんが入所される場合は、3人目以降は無料としております。しかし、同時入所以外については無料化は行っていないのが実情でございます。

平成19年の西議員からの御質問以降、少子化対策の課題として継続して検討を続けておりますが、市長のマニフェストで書かれております就学前児童の医療費無料化を最優先課題として取り組んでまいりました。20年7月からは3歳未満を4歳までに、21年4月から就学前に拡大をいたしております。そういう関係で着手していない状況でございます。特に現在の財政状況の厳しい中では、既存事業の見直しとセットで検討する必要があるというふうと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 1番。

○1番（松岡隼人君） 他市の状況といたしまして、平成19年6月の時点で熊本県内人吉市を除く県内13市で平成19年度から実施された市が7市、平成19年度から実施で検討している市が3市、平成20年度から実施で検討している市が3市という状況でしたが、現在はどうなっているのでしょうか。状況をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。他市の状況でございますが、県内14市中、第3子無料化もしくは保育料の減額を行っていない市は、熊本市と人吉市の2市でございます。

この第3子無料化と申しますのは、満18歳未満の子で3番目以降の子どもが保育所に入所している場合にその保育料を無料とするものでございますが、県の補助対象となっております3歳未満の児童について無料とし、3歳以上の児童については通常どおりの保育料としているのがほとんどの市でございます。

また、荒尾市の場合は無料でなく半額といたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 1番。

○1番（松岡隼人君） 熊本県内の市で第3子以降の保育料を無料化にしてない自治体は、ついに熊本市と人吉市だけになってしまいました。町村はすべてこの制度をとっているということですので、熊本県内市町村全部合わせましても、熊本市と人吉市だけ残っているというふうに認識しております。人吉市は、多子世帯が他市町村と比較いたしましても出生率が高いことで知られておりますが、そこに対して支援が薄いのではないかとこのように感じて

おります。

さらに、昨今の経済状況から子育て世代の現状が容易に予測できます。雇用の機会が少なく、経済状況もよくない。本当に苦しい中、それでも若者は頑張ってたくさんの子供を産み育てております。そこに手当をぜひしていただきたいというふうに思います。

今の本市の状況を踏まえた上で市長に多子世帯子育て支援といたしまして、第3子以降の保育料無料化を進めるべきだと思いますが、いかがでしょうかお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

少子化対策として、第3子無料化の効果につきましては十分承知しているところでございます。本市で取り組む場合、3歳未満のお子さんの保育料を無料とするために約1,000万円かかるというふうに試算をいたしております。ただ、県の補助が半分ございますので、市の負担としては500万円の財源を確保する必要があります。

22年度の予算につきましても、福祉と教育の予算は十分確保しつつ、他の事業を見直し市民幸福向上と財政の健全化を両立できるように努めているところでございます。

第3子無料化の行政効果、県内14市のうち本市と熊本市のみ行っていないという状況を踏まえながらも、厳しい財政状況の中でもございますので、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 1番。

○1番（松岡隼人君） 県の補助等々の関係もございまして、本当は平成22年度の当初予算からお願いいたしますというふうに言いたいところでございますが、十分検討していただきまして、ぜひ平成23年度からはこの事業を進めていただきますように強くお願いいたしておきます。

以上でこの質問に関しましては、終わらせていただきます。

最後に学校環境整備、学校情報通信技術環境整備事業につきましてお尋ねをいたします。

議第1号、平成21年度人吉市一般会計補正予算書の第2表、繰越明許費のうち10款、2項小学校費、3項中学校費に学校ICT環境整備事業が計上されております。昨日も質問がなされておりますが、さらに細かく詳しくお尋ねしたいというふうに思います。

いわゆる、学校情報通信技術環境整備事業の中には、人吉市内の小中学校の先生たちに一人1台ずつパソコンが配置される事業が含まれており、昨年末に入札は済み、学校には既にパソコンが届いているというふうに思っております。このパソコン配備事業は繰越明許費の中に含まれているのでしょうか。また、含まれていないとしたらどこまで工事が進んでいるのでしょうか、お尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） おはようございます。お答えいたします。

学校ICT環境整備事業の中、教職員パソコンの整備につきましては、繰越明許費に含ん

でおります。進ちょく状況といたしましては、パソコンの各学校への納品が2月24日までに完了し、またサーバー側のOS、アプリケーションソフト等のシンククライアントライセンスにつきましても2月26日までに完了しております、状況としてはすぐに使用できる状況というふうなことでございます。

ただし、年度末及び新学期の繁忙期に一斉に新システムに切りかえることは困難であるという学校現場の事情がございますので、既存のシステムと新システムの併用期間を設けて、その間に切りかえを行うように考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 1番。

○1番（松岡隼人君） 今回、教員に対するパソコンを配備事業は、シンククライアント実装方式を用いられるというふうに聞いております。この方式は、アプリケーションの実行などすべての処理はサーバー上で行い端末側は、遠隔操作端末としての役割のみを担う方式だというふうに理解をいたしております。

シンククライアントの利点は、多数の人が使うパソコンに重要情報が保存されている状態では、セキュリティー対策が困難である一方、シンククライアントの端末側にはデータを持ってない特性が情報漏えい対策に効果的であります。教員の方にとりましても、この方式は大変歓迎されております。教員は在校中、児童・生徒と接しておりますので、パソコンを使った仕事は、中学校の教員に関しましては空き時間に使用するという事も考えられますが、児童・生徒の登校前、下校後にされているか、または家庭に持ち帰ってされているというふうに思っております。

基本的に現在情報の持ち出しは指紋認証付きのUSBを用いて教頭の許可を得て行われております。現在、情報漏えいUSBの紛失はないと認識しておりますが、常に不安と隣り合わせで移動されております。

そこで、シンククライアント実装方式の性質上、各職員の家庭のパソコンからもサーバーに接続し、情報を取り出すことは技術的には可能かと思えます。そのようなシステムに頼るべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

公務用パソコンの使用に関しましては、できるだけ教職員が使いやすいシステムにしたいと考えておりますけれども、利便性をよくするとセキュリティーが低くなり、セキュリティーを高めると利便性が悪くなるという難しい問題がございます。

そこで、公務用パソコン使用規程をきちんと定め、それを守る必要がございますので、現在、人吉市立教育研究所情報教育部会の先生方に御協力をいただきまして、県立学校等の仕様規程も参考にして、自宅からのアクセスも含めた利便性とセキュリティーの兼ね合い、情報資産の重要度による分類、学校内での管理体制をどうするかといったことを検討したセキ

セキュリティポリシー実施手順書の素案を作成したところでございます。その素案をもとに関係部署と協議をしながら早急に手順書制定を進めていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 1番。

○1番（松岡隼人君） 現在行われておりますそのUSBを用いての情報を持ち帰ることと、シンクライアント実装方式を用いて情報を持ち帰ること、どちらが果たしてセキュリティとして確率的に高いのか、そういうところも十分検討しながら進めていただきたいと思います。せっかくシンクライアント実施方式を用いられますので、現状よりも更に仕事の効率が上がるシステムを構築していただきたいというふうに思いまして、これで一般質問を終わります。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時59分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。

○3番（豊永貞夫君）（登壇） おはようございます。3番議員の豊永貞夫でございます。通告に従いまして質問してまいります。

その前に今定例会を最後に退職されます部長を初め多くの職員の皆さん長い間大変に御苦労さまでした。これからは、健康に留意されまして一市民として市政発展のために御尽力いただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、質問に入ります。

今回は2項目であります。教育行政と予防医療について質問してまいります。

まずは、教育行政で不登校についてであります。まもなく桜咲く新入学の季節を迎えます。しかし、毎年文部科学省がまとめる学校調査では、学校に行かない不登校の小中学生が平成18年度に5年ぶりに増加に転じて以降、12万人を越す危機的状況が続いている現実があります。

平成18年度は、前年度に比べ3.8%増加し、実に12万6,894人、小学生2万3,824人、中学生10万3,069人もの児童・生徒が長期間、学びの場、生活の場としての学校に通うことができていない状況です。平成19年度もさらに増加し12万9,254人と1.9%増加し、なかでも中学生は生徒全体に占める不登校の割合が2.91%と過去最高を記録しました。

平成20年度の調査でも、中学生の割合は2.89%と35人に1人、つまり1クラスに1人は不

登校の生徒がいるという深刻な状況であることがわかりました。

その背景に小学校から中学校へ進学する際の環境変化に対応ができず、生徒が不登校や問題行動を起こす中1ギャップ、その深刻さは不登校にあらわれます。文部科学省の調査によると、平成18年度の不登校の小学6年生の児童が8,164人であったのが、その児童が中学校に進んだ平成19年度の不登校の中学1年生の生徒数は2万5,120人と3倍近くにはね上がっていることが物語っています。

学級担任が児童を優しく見守る小学校から、学科担任制で授業が難しくなる中学へ進むと、学習のつまずきや問題行動の芽が噴き出すということでもあります。

未来を託す子供たちを社会全体で守り育てる環境を整えていきたいという思いから、本市の不登校対策への取り組みについてお尋ねいたします。

まず、本市の小中学校の不登校児童・生徒の実態についてお尋ねしますが、まず1点目は基本的なことではありますが、確認のためにお尋ねします。不登校という定義は、学校を何日以上休んだ場合が不登校となるのか。

2点目は、本市の不登校対象者は小中学校でそれぞれ何人いるのか。

3点目は、児童・生徒の中には教室ではなく保健室や別室などへ登校している生徒もいるとお聞きしました。現状をお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

まず、不登校の定義についてでございますが、文部科学省は不登校の児童・生徒を何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものと定義しております。

この定義に基づいて文部科学省が毎年行う調査によりますと、本市の不登校の児童・生徒数は平成18年度、小学校2名、中学校15名、計17名。平成19年度、小学校2名、中学校16名、計18名。平成20年度、小学校4名、中学校19名、計23名。平成21年度は、1月末現在で小学校1名、中学校22名、計23名で増加の傾向でございます。

また、本市の不登校の統計には含まれておりませんが、学校に行ったものの教室に入れず学校生活の大半を保健室や別室で過ごす児童・生徒も若干名おります。教室に行くことが難しい不登校の児童・生徒が一時的に教室以外の部屋に登校したり、不登校生が学級復帰に至る過程での居場所として、別室や保健室を活用しているところでございます。

担任の先生と連携をとりながら養護教諭や不登校サポーターの先生が対応され、学習や生活面での個別指導や支援などを行っております。

また、クラスメイトとの関係を維持できるように一緒に給食を食べたりするなど、不登校と教室の間をつなぐ居場所として、その役割は重要であり段階的な教室、再登校の支援方法として機能しております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 今、答弁いただきましたが、予想より多くの児童・生徒が不登校の状態になっていて、特に中学生が多いようであります。本来ならば中学生時代はクラブ活動や勉強で多くのものを学び、生涯にわたる友人関係をつくる時期でもあると考えます。また、思春期に入り子供から大人へと成長していく大切な時期でもあると思います。しかし、その半面、思春期であるがゆえに心と体のアンバランスな発達により、体調を崩すということもあるようであります。

本市の場合、昨年度の不登校者数は23名で、今年度も同数の23名ですが、小学生の人数は少なく、中学に入ってから不登校になるというケースは、文部科学省の調査と同じで全国的にも共通しているようです。中学生になってから不登校になるケースが多いのは、そこに根本的な原因があるのではないかと考えられます。文部科学省が調査した内容では不登校となったきっかけと考えられる状況では、中学生で一番多い原因として、本人にかかわる問題、2番目に友人関係、その次は学業不振、親子関係と続いております。

また、不登校状態が継続している理由として一番多いのは、不安など情緒的混乱、次に無気力、その次が他の児童・生徒との関係と続いております。また、不登校者に対して指導の結果登校する、またはできるようになった児童・生徒に、特に効果のあった学校の措置では、一番は家庭訪問を行い、学業や生活面での相談に乗るなどさまざまな指導・援助を行った。2番目に登校をうながすため電話をかけたり迎えに行くなどした。3番目にスクールカウンセラーなどが専門的に指導に当たった。4番目が保健室など特別な場所に登校させて指導に当たったという調査結果がされております。

ここでお尋ねしますが、学校の現場では生徒が不登校という行動をとるようになる原因、児童・生徒一人一人がそれぞれ違った原因きっかけがあるはずですが、本市において不登校の原因をどう分析されているのか、また中1ギャップや不登校を解消するための学校の取り組みと家庭との連携はどのようにされているのか。

それから、3番目に相談の体制、スクールカウンセラーなどの状況をお尋ねします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

まず、いじめや不登校が中学1年生で急増するという中1ギャップという実態でございますけれども、議員が先ほど御紹介されましたように、小学校6年生から中学校1年生に上がって急にふえるというふうな実態がございます。本市におきましても、年度にもよりますが同様な傾向がございます。不登校の要因や背景はさまざまであり一概に論ずることはできませんけれども、集団構成が変わり新たな人間関係が生じたこと、小学校の学級担任制から中学校の教科担任制に変わったこと、思春期における心と体のバランスの問題など、小学校と中学校の環境や人間関係の変化について何らかの関係があると推測できます。

個々の児童・生徒が不登校となる直接的なきっかけは、友人関係や学業不振のように学校生活に起因するもの、極度の不安・緊張・無気力等のように本人の問題に起因するものに分類されます。本市の不登校児童・生徒の報告を見てみますと、原因のわからない無気力や不規則な生活のリズム、集団になじめないなどさまざまであり、はっきりとした理由がわからないケースも多く不登校の要因、背景は多様化していると言えるのではないかと思います。

次に、中1ギャップの解消や不登校問題への取り組みでございますけれども、まず1点目として、新たな不登校児童・生徒を生み出さない未然防止策として各学級や学校で思いやりや正義感、人権、生命尊重をきちんと指導するとともに、児童・生徒がお互いを認め合い集団に帰属する喜びを感じる望ましい人間関係や集団づくりを進めることとさせていただきます。

また、教職員が日ごろから積極的に子供にかかわり、子供の悩みや不安を気軽に相談できる信頼関係を築くことも大切でございます。そして、学業でのつまずきが不登校のきっかけの一つになる例が少なくないことから、教職員が日々の授業の中で児童・生徒一人一人に対して認め、ほめ、励まし伸ばすという姿勢を大切にすることが大切であろうと考えております。

2点目は、不登校児童・生徒に対し、学校は組織的に取り組んでおります。担任が不登校児童・生徒を一人で抱え込むのではなく、学校全体の問題として学校長を初めとした校内の不登校対策委員会などが中心となり、個々の不登校児童・生徒の情報を共有して職員の共通理解を図り、他機関との連携を密にしながら協力体制のもと組織的に取り組みを進めることとしております。

3点目は、家庭との連携の取り組みといたしまして、家庭訪問を行っての学業や生活面での相談、電話をかけた、迎えに行ったりするなどの登校の促し、専門機関の紹介や関係諸機関との連携などが上げられます。

日ごろの子供の様子に気を配るとともに子供の変化に気づいた場合、家庭と学校の情報交換がスムーズに行える相談しやすい環境づくりに努めておるところでございます。

4点目は、中1ギャップの解消のために、小中学校の情報交換会や参観授業を通して児童の情報を共有し、小中の教職員同士の共通理解と意思の疎通を図るなど小学校と中学校の連携を心がけているところでございます。

5点目といたしましては、本市の中学校にはスクールカウンセラーや不登校サポーターを配置しており、その専門性を生かして本人や保護者との教育相談を行うなど相談体制の充実を図っております。学校だけでは対応が困難な場合には、いじめ、不登校アドバイザーやスクールソーシャルワーカーを活用し、家庭訪問やケース検討会議を持つなど福祉等の関係機関と連携しながら支援を行い、児童・生徒や保護者が抱えている悩みに耳を傾け、パートナーシップとしての解決の手助けを行っております。

このように不登校の状態や対応はさまざまでございますので、各学校においても今後も引

き続き不登校児童・生徒の状態の適切な把握に努め、一人一人に応じた支援が行われるよう教育委員会としましても、指導、支援を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 不登校になった原因は、学校生活での原因と本人の問題に分類されているということですが、親子関係などの家庭環境の原因も一つあると思われます。そのようなケースでは学校関係者だけでは解決できず、福祉関係との連携も必要になってくると思われま

す。いずれにしましても、本市においては不登校になった原因ははっきりとした理由がわからないというのが現状のようであります。学校の今、言われました答弁されました取り組みは、今現在できる対応の中でもうこれ以上ないというぐらいの内容になっていたと思います。しかしながら、不登校者の数は減っていないというのが現実であります。これが原因です、これをすると不登校が解消できますという妙薬があれば別ですけども、現実には大変厳しい状況であるというふうに認識しました。

また、学校の先生たちも日常の業務をしながら、先ほど答弁されました内容のことをやっていく中で、やはり大変忙しいというのも認識した次第であります。

原因の一つとして最近原因とみられる病気があります。不登校の子供たちが訴える症状としてだるさ、頭痛、腹痛、朝起きられない、午前中活動ができないなどがありますが、一見やる気のなさや、怠けているように見えるこれらの症状ですが、継続して訴える場合は起立性調節障害である可能性があるということでもあります。軽症の場合は治療しなくても大丈夫ですが、小児科、診療内科などを受診し、検査を受けることも必要になってくるということでもあります。この病気は、思春期特有でその数は小中学生の5%から10%でざっと100万人いると推定されております。これも一つの原因ではないかと思われま

すので、今後ちょっと検討、調査していただければと思います。不登校にいたる原因やきっかけはさまざまであり、その児童・生徒一人一人にあった対応が必要で、生徒が安心して相談できる場所も必要ではないかと思

います。本市中学校には、不登校の未然防止のためのスクールカウンセラー、不登校サポートといった相談体制が充実しているようでありま

す。学校に登校さえしてくれればそういった支援ができるのですが、不登校で出てこない児童・生徒に対しては別の手立てを考える必要があると思

います。埼玉県志木市では、2002年から不登校ゼロを目指す授業の充実の中で、不登校児童早期発見支援システムの確立とホームスタディー制度が実施されてい

サポートセンターの相談員が学校訪問時に情報収集することによって、不登校までにはいかないが休みがちな児童・生徒への対応を行うというものであります。不登校となった場合は、保護者からの申請に基づき、保護者本人との面接を行い、必要な児童・生徒へはホームスタディー制度を実施されるということであり、このホームスタディー制度とは、長期欠席の状態である児童・生徒の学習を学校以外の場で学習支援を行うものであります。対象となる児童・生徒の個々の原因、状況に応じて教育相談のプロジェクトチームを設置し、ケーススタディーを重ねて対応します。学習は一人一人に応じた支援内容とし、焦らず、押しつけず、見放さずを基本に進めるという制度であります。現在、学校の保健室や別室に登校できている児童・生徒は、学習支援等ができていますが、不登校の児童・生徒に対する支援としてこの志木市でされている訪問相談や、フリースクールなどのように学校施設以外の場でも支援が必要ではないかと思いますが、その考えをお尋ねいたします。

また、いじめによる不登校などのサポートはどうされておられるのかお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり本市における不登校問題につきましては、その背景や要因が多様化、複雑化していることもあり、さまざまな対応がなされているものの著しい成果があるとは言えない状況でございます。

また、不登校の状況は大変深刻なものとなっており、学校教育の問題としてだけでなく、将来の本市を担う青少年の健全育成という観点からも、不登校の問題の解決は極めて重要な課題であると受け止めております。

教育委員会におきましても、これまでの取り組みに加えて学校、地域、行政が一体となって本格的な対策を講じ、不登校の問題の解決に努めてまいりたいと考えております。

そこで、次年度からは、いじめや不登校の解消を図ることを目的とした人吉っ子アドバイザーを設置することといたしております。具体的には、日常的な個別相談、相談者への専門機関の紹介、専門機関への相談、県と教育相談員との合同相談、専門機関等との連携、ネットワークの構築などの業務でございます。また、アドバイザーが家庭訪問等を行い、不登校の状況を把握し、保護者や児童・生徒が安心して気軽に相談できる関係を構築し、学校や地域と連携しながら本市の不登校の課題に対し、適切に支援してまいりたいと考えております。

また、本市になります地域における学校教育を支援する体制などを活用いたしまして、人吉っ子アドバイザーを中心に不登校支援体制を整えてまいりたいと考えております。具体的には、公的施設に不登校児童・生徒の居場所などを確保して、不安や悩みの解消を図りながら相談活動や学習支援等を行い、学校復帰に向けた段階的な支援を行っていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 今、答弁であったように人吉っ子アドバイザーを中心に不登校支援体制を整え、公的施設に不登校児童・生徒の居場所を確保して、支援していくということですが、この人吉っ子アドバイザーの方というのは、どういう方を任命されるのかちょっと確認したいと思いますが、どういう方を考えていらっしゃいますか。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

現在考えていますのは、教職員のOBの方などを考えているところでございます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 教職員のOBの方を考えていらっしゃるということですが、この不登校の原因の中にも、いろいろ先ほどから言われておりますさまざまな原因がやはりあると思います。中には先ほどの起立性調節障害とか、また発達障がいとかそういうのも含まれておりますので、教職員OBの方がこれまでの経験上持っていらっしゃる知識・知恵というのをフル動員して対応されると思いますが、そういう新しい障がいとかそういう勉強もされて対応していただきたいと思っております。

これまでの対応では、なかなか不登校解消への成果が出ない状況だったため、本格的な対策を講じるため、人吉っ子アドバイザーの設置をされるわけですが、新年度から初められるということで、今後の不登校対策に対してこの活動もちょっと注目して見守っていきたいと思っております。

この項の最後ですけれども、不登校中1ギャップ解消について質問しておりますが、全国では小中学校別々の教育課程につながるのある時間割や指導法を取り入れた、小中一貫教育を始めている自治体があります。

熊本県では、熊本市富合小中学校や全国では特区を利用して取り組んでいる学校がありますが、この小中一貫教育についての教育長の考えをお尋ねします。

○教育長（堀 秀行君） おはようございます。お答えいたします。

いじめや不登校が中学1年生で急増するという実態が、全国的な問題となっておることについては御指摘のとおりでございます。

学習や人間関係など急激な環境の変化に適應できない中1ギャップという言葉も、もう既に一般的になったかなと感じておるところでございます。そして、その解消に向けて小中連携や小中一貫教育の必要性も叫ばれております。

本市におきましても、昨年11月に実施された熊本県いじめアンケート結果から、中学校におけるいじめの認知件数は、中学校1年生が最も多いという調査結果でありました。したがって、小学校から中学校への移行期における学習面の不安や人間関係づくりなどの心理的負担の軽減、いわゆる中1ギャップの解消を図り、児童・生徒がゆとりをもって落ち着いた学校生活を送ることができるよう小中連携や、小中一貫教育を通して小学校から中学校へ

段差のない滑らかな接続の必要性は強く感じているところでございます。

さて、お尋ねにありました小中一貫教育につきましては、国内でも御指摘のとおり教育特区の制度を利用して取り組んでいるところであります。その取り組みを見てみますと、小中学校の6・3制を維持しながら学びや生活の基礎となる力を育てていく、小1から小4までの4年間で前期、学びを伸ばしみずからの生き方を追求していく力をつける。中2から中3までの2年間で後期として子どもの発達段階のまとまりでとらえたカリキュラムを組んでいるところが多いようでございます。内容は、小学校の各教科から英語科、国際科など、そのねらいや特色に応じてさまざまな内容を検討しながら実施しているようでございます。

このような小中一貫教育を実施するには、特区申請が必要であります。本市といたしましては現行の制度を駆使しながら、今できる連携をさらに強力に進めていく必要があると考えております。本市内では、小中学校が一緒に行事を行ったり、総合的な学習の時間や教科の一部を交流授業で行うなど、小中学校間の連携が進んでいる状況がございます。特に、最近では中学校区ごとのつながりを深めていこうとする取り組みが進んできておるところでございます。ある中学校では、発表や発言の仕方から学習の進め方を小中学校で連携してつくり上げようとする学習に関する連携の取り組み、子供の成長を見据えた情報交換などの生徒指導上の連携の取り組み、総合的な学習の時間の内容を系統的に組み立てたりする教育課程に関する連携の取り組みなど、小中一貫校で行われているような連携も推進されているところでございます。

また、平成23年度から完全実施される小学校英語活動と中学校英語科では、学習内容の連続性や系統性を検討するなどの連携も進んでおります。今後、小中一貫教育の意義をしっかりと念頭におきながら各学校の連携促進をさらに図り、児童・生徒が安心して学べる環境を整備し、中1ギャップの解消や学力の充実に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） ただいま答弁いただいたように、小中一貫教育、中1ギャップの解消のためにそういう小学校、中学校の連携というのがやはり今後求められていくと思います。その不登校をなくすためにさまざまな観点から可能性を探る必要があると思ひ質問した次第であります。不登校問題については、今後の活動の推移も見守っていきたいと思ひます。この件に関しましては終わります。

続きまして、予防医療についてであります。まず、ヒブワクチンについてであります。これは昨年3月の定例会でも公費助成に対する質問、要望をさせていただいたわけですが、昨年の時点での答弁ではヒブワクチンが品薄状態のため、入荷状況や他市町村の公費助成の動向等を考慮しながら検討するというものであります。このヒブ感染症とは、ヒブ

細菌がのどから入って、脳を包む髄膜、のどの奥の咽頭蓋、肺などに炎症をおこします。年間600人の子供が感染し、細菌性髄膜炎や敗血症を起こします。約5%の方が死亡し、約25%の方に後遺症が残ると言われております。感染するのは、5歳児未満の乳幼児がほとんどで半数はゼロ歳から1歳の間であります。これをぜひ公費助成をお願いしたいというわけで質問するわけではありますが、昨年からの状況とあわせて公費助成に対する考えをお尋ねします。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

ヒブ感染症でございますが、乳幼児がかかると死亡したり、後遺症が残ったりする細菌性髄膜炎を予防するヒブワクチンでございますが、平成20年12月から発売が開始され接種が可能となっております。昨年の3月議会において、ヒブワクチン接種の推進についての御質問がっております。当時は、全国的にヒブワクチンの申し込みが急増し、品薄の状況で予約をしてから接種までかなりの日数がかかっている旨の答弁をいたしておりますが、残念ながら輸入されてくるワクチンのため、現在もワクチン不足が続いておるようでございます。

また、他市の状況につきましては、昨年の3月時点でワクチン接種の公費助成をしている自治体が全国で10カ所程度でございましたが、昨年の7月時点で約20カ所程度に増加をしております。県内におきましては天草市と上天草市が平成21年10月からワクチン接種費用の半額の公費助成を実施しております。

細菌性髄膜炎は、ゼロ歳から1歳の子供に多く発症し、生後2カ月から接種が可能でございまして、初回接種を何カ月から行うかで接種回数が異なりますが、標準的な接種回数は4回、1回当たりの料金は約7,000円程度となっております。公費助成につきましても、国・県・他市の状況を見ながら今度も検討をしてみたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 昨年と同じ御答弁ありがとうございました。

1年が経過してもやはり品薄状態が続いているようであります。このヒブ細菌、細菌性髄膜炎を引き起こすわけではありますが、次の肺炎球菌についても、これも小児用細菌性髄膜炎を起こす原因菌の中の一つであります。先ほどのヒブに次いで2番目に多い原因の菌であります。これも任意接種で高額なため公費助成が求められております。この小児用肺炎球菌ワクチンは今年の2月に接種できるようになりました。世界では100カ国以上で承認され、既に45カ国で定期接種にされているワクチンであります。細菌性髄膜炎の予防に有効で効果が高いワクチンであります。これはやはり日本でも定期接種化が望まれているものの一つであります。

本市においても、ぜひこのワクチンに対する公費助成を、先ほどのヒブと同じですけれども、公費助成のお願いをしていきたいと思っております。その考えをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

細菌性髄膜炎や肺炎、それに中耳炎などの重症感染症を引き起こす肺炎球菌の小児用ワクチンが、おっしゃるとおり22年2月24日から発売開始となり接種が可能となっております。肺炎球菌による細菌性髄膜炎は、国内で年間200人ぐらい発症しておりまして、肺炎が1万2,000人、また重症の中耳炎や敗血症などの原因にもなっておると言われております。

先ほどのヒブと合わせると、子どもの細菌性髄膜炎の原因の9割近くを占めておると言われておりまして、細菌性髄膜炎の予防としてヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンの両方のワクチンを接種することが望ましいとされております。ワクチンの接種年齢は生後2カ月から9歳まででございますが、標準的な接種回数は4回でございますが、接種開始の小児の月齢により回数は異なっております。接種料金は医療機関により異なりますが、1回当たり1万円前後でございますが、三種混合ワクチンやヒブワクチンと同時の接種も可能となっておりますようでございます。供給量につきましては、ヒブワクチンと異なり十分に確保してあり品不足にはならないようでございます。小児ワクチンが髄膜炎等の重症感染症の予防に有効であることは十分に承知しておりますが、先ほどの御答弁と全く一緒でございますが、今後とも検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 全く同じ答弁ではありましたけども、やはりこの高額ワクチンの接種は、子を持つ親としましてはやはりできるものならば摂取させてあげたい。私も二人子供がおりますので、させてあげたいと思っておりますが、なかなか高額で昨今の不況のこういう状況の中では、やはりちょっと高額であるために二の足を踏むというか、なかなか接種ができない状況である方々も多いと思われまます。ぜひ、また検討していただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

最後にはまた田中市長のほうにこの件について考えを質問させていただきますけども、その前に次の子宮頸がんの接種でございます。

昨日、三倉議員もこの子宮頸がんのワクチンの質問をされております。予防ワクチン接種が高額であるということは皆さん認識されたと思っておりますけれども、この子宮頸がんのワクチンは、このワクチン接種で予防が可能な唯一のがんとされておりまして、やはり高額なために二の足を踏む女性が多いのも事実であります。

昨年12月に全国に先駆けてこの助成実施を表明した新潟県魚沼市では、12歳女子を対象に費用の全額補助を検討し、また埼玉県志木市では小学6年生から中学3年生の女子を対象に全額補助を行うという新聞報道があつておりました。

昨日の三倉議員の答弁では、公費助成は財政的に厳しいという内容だったと思っておりますけども、1日たちましたので執行部の考えが変わられたかもしれませんので、私も子宮頸がんの

ワクチン接種への公費助成実施についての考えをお尋ねします。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

最初に申し上げておきますが、期待を持たせるような御答弁はできないことを申し上げておきます。

子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルスというウイルス感染によって引き起こされる病気でございます。20代、30代の若い女性が多くかかっているのが現状でございます。すべての女性の80%が一生に一度は感染していると報告をされております。国内において毎年約1万5,000人が、がんにかかりそのうち約3,500人が亡くなるという報告もございます。ヒトパピローマウイルスには幾つかの種類がありまして、うち一部のウイルスに対するワクチンが開発され、昨年12月からワクチンが接種可能となっております。接種年齢は10歳からでございますが、日本小児科学会が推奨する年齢は11歳から14歳までとなっております。これはこの間の年齢で1回接種すると20年ぐらいは大丈夫だというふうに言われております。接種回数は3回で料金につきましては、おおよそ5万円程度かかるようでございます。

子宮頸がんは、予防用ワクチンの接種で大幅に減少させることができますが、ワクチンですべての子宮頸がんを防げるわけではございませんので、ワクチン接種とともに子宮頸がん検診を定期的に受けることで早期発見が可能となっております。子宮頸がんの検診につきましては、検診の受診率は欧米で約80%でございますが、我が国では約20%と大変低いのが問題となっております。人吉市の平成20年度受診率は21.6%でございます。

公費助成につきましては、同じこと三度繰り返しますが、今後検討させていただきたいというふうに考えております。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 御答弁いただきました公費助成は、大変厳しいような感じを受けております。今まで質問しました3つのワクチンであります。ヒブと小児用肺炎球菌、子宮頸がん、それぞれの本市の対象人数というのはどれぐらいの人数がいらっしゃるのか、それぞれですね。それとまた、それぞれの経費、子宮頸がんに関しては昨日の三倉議員の質問の中で答弁されておりますけれども、今一度確認のために経費についてもお尋ねいたします。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

対象人数と経費でございますけれども、平成22年2月末現在でお答えをさせていただきます。ヒブワクチンにつきましては、対象は2カ月から4歳までで1,489人。経費につきましては、1,458万8,000円。小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、対象者は2カ月から9歳までで3,102人、経費は4,024万円となります。子宮頸がんワクチンにつきましては、先ほど申しましたように対象者は11歳から14歳まででございます。合計の720人となっておりますが、実施します初年度の経費につきましては、3,560万円程度となるようでございます。

また、今年度におきまして、検診受診率向上を図ることを目的に、20歳から40歳までの一

定の年齢に達した女性を対象とした、子宮がん検診の無料クーポン券を配布し事業を実施いたしております。受診率でございますけども、平成20年度が927人となっておりますが、平成21年度につきましては、現時点で1,256人と大幅に増加をいたしております。平成22年3月までの事業となっておりますので、今月になって駆け込みの申し込みがあつておるようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） かなりの高額なお金がかかるというのがよくわかりました。それから昨年の秋以降、乳がんと子宮頸がんに対するクーポン券の配布によりまして、ある程度の受診の向上につながつたと思われまふ。まだ3月いっぱい期間中でありまふので、正確なデータというのはそれ以降だと思ひまふ。これに関しましては、また次回にちよつとまとめて質問させていただきたいと思ひまふ。

最後に、田中市長にこの3つのワクチン、この件に関しまして田中市長はどう考えておられるかお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

大切な命がワクチンによってその病気の発症が予防できるということであれば、全額公費助成ということも一つの大きな政策であろうというふうに思つておりますが、本市におきましても概算で計算いたしましても約9,000万円。すべてのワクチンを公費助成することになりますと、9,000万円程度の経費がかかるということでございます。さまざまに助成をしていかなければならない項目というのはほかにもございますけれども、今後どういう項目、費目をです、または削減をしながら、そしてその削減分をどのようなところに充てがうていくかということを考えていかなければならないというふうに思つておるところでございます。よつて、どういうことができるかしっかりと検討をさせていただきたいと思ひまふ。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 子供の命を守るこのワクチン接種、あるいは子宮頸がんは女性特有のがんでありますので、女性の健康を守るために、また少子化対策の一環として私はこの公費助成をぜひお願いしたいと要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君）（登壇） 13番議員の本村です。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

内容といたしましては、一つ目にダムによらない治水対策で地元の経済効果などを論議しながら質問していきたいと思います。

二つ目は、国民健康保険についてで、県下で一番多いと、これは率の問題なんですけど、短期保険証の発行問題について質問していきます。

三つ目に、就学援助の問題で子どもの貧困にこたえる制度の充実について質問してまいります。

四つ目には、学校職員の健康保持について、精神疾患を予防・早期発見する対策について。

五つ目に、お城まつりとして、市民が参加しやすい取り組みについて。

六つ目に、日野熊蔵100周年記念事業としてブルーインパルスのアクロバット飛行について質問してまいりたいと思います。

では、まず一つ目のダムによらない治水対策についてです。ダムによらない治水を検討する場の協議が行われ、既に6回の会合が行われています。国土交通省はその協議と並行して、かさ上げ、築堤、河床の生成などの治水対策を球磨川において積極的に進めていることがわかりました。これは、大いに歓迎できることだと思います。私は、さらに治水対策が進むようこの質問を行います。このさらなる治水対策の前進は、2月9日に行われた人吉市議会の球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会の現地視察においても感じるものでした。

八代河川国道事務所の笠井所長は人吉橋左岸の河川改修未着工区間について、地権者の方が買収に応じることを了承された必要な手続きを済ませ改修を行いたい。ここの対策が済めば洪水時の水位を10センチほど下げることができるという旨の話をされました。

市長にお伺いします。この人吉橋左岸の河川改修について、どのように把握されていますか。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

球磨川水系の治水対策に関し、人吉橋下流左岸の掘削、築堤の状況及び効果についてのお尋ねでございます。

国土交通省にお尋ねしたところ、本件に関する交渉状況については、個人情報に関係するため詳細はお答えすることはできないという旨の回答をいただいているところでございます。

その中でも左岸の掘削、築堤ということが実現しました折には、今御質問がございましたとおり、その工事が完了いたしますと水位が10センチ下がるというふうな報告を聞いているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） ここの治水について、人吉市の治水の課題でありますので、ぜひ積極的に対策が進められてほしいなと思います。

それで次質問していきませんが、日本共産党熊本県議会と南部地区委員会は、1月29日に球磨川流域の現地調査を行いました。この現地調査は、水害や治水対策の状況を把握するために行ったもので、2004年の台風16号や2005年の台風14号で浸水した場所や、ダムによらない治水を検討する場において、論議の対象となっている場所の状況を見て回りました。現地視察でわかったことは、この数年間で治水対策が進んでいることです。芦北町の漆口においては、住民の方に話をお伺いしましたが本当にありがたいと話をされました。

また、さらに本年度も各所で治水対策の工事が進められていることと、地元の業者が工事を受注していることもわかりました。道路と家屋のかさ上げが進められている球磨村の小川では三和建设、淋では丸昭建設と哲建設、神瀬では哲建設、護岸工事と河床の生成が行われている八代市坂本では味岡建設、築堤が行われている合志野では八代市にある福岡建設が受注をしています。

このようなダム以外の治水対策においては、地元の建設業者が直接受注し、雇用の確保と地元の経済効果につながることを認識されていますかということをお伺いします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

議員も御承知のとおり第6回のダムによらない治水を検討する場において、中間の整理が行われたところでございます。

現在示されている治水対策が講じられることになれば、公共事業ということになりますので一定の経済効果があるものと思っております。当然地元の経済を潤すものにしていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） ぜひ地元にも潤うものになってほしいということですが、実際話を聞いてきた件がありますので、そこで質問を進めていきたいんですけども、1月29日の調査をもとに2月23日に国土交通大臣と国土交通省八代河川国道事務所長あてに2010年度においても十分な予算をつけ、球磨川の治水対策を着実に進めることを求める要望書を提出しました。2月25日にはこの要望書を持って、安達安人熊本県国政対策委員長とともに、人吉球磨建設協会の会長と副会長にごあいさつに行きました。懇談においては、まず今の建設業者の苦境をせつなに訴えられました。会長と副会長は、現在球磨川の治水対策工事をやっている業者の方だったので、いま行われている球磨川の治水対策の工事の発注をどのように感じておられるか伺ったところ、大変ありがたいと言われました。そこで、私たちはダム以外の治水対策が今後も前進するように積極的に頑張りたいと言うと、そのようお願いしたいという旨のことを言われました。現在行われているような球磨川の治水対策が地元の経済効果につな

がることを身近に感じるものでした。今後さらに多くの建設業者の方々に話を聞かせていただきたいと思っている次第です。

さて、2010年度においては、球磨川の治水対策を進めるための予算がさらに増額される模様です。2月9日に行われた特別委員会において、私が新年度予算について質問すると八代河川国道事務所の笠井所長は、来年度は今年以上の予算を要求している。全額取れるよう頑張りたいと答えられました。これを証明するかのように、国の新年度予算は直轄の河川改修事業が895億円から975億円に増額されています。国が河川改修の予算に力を入れようとしている今日、球磨川の河川改修を求める絶好のチャンスだと思います。

2月23日に八代河川国道事務所に要望書を提出したときに伺うと、2010年度に行ったならば、すぐに2011年度の工事計画を練っていくということでした。球磨川の河川改修が進むよう、国交省に予算をつけるよう積極的に要望すべきではないですかということをお伺いします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

早急に治水安全度、地域防災力を向上させる対策、なかでも直ちに実施する対策などにつきましては、随時実施をしていただくよう機会をとらまえて河川管理者の国・県にお願いをしてみたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） とりわけ今まで申しましたように、今チャンスの時だと思しますので、ぜひそのようにしていただきたいと思えます。

それから、次に移っていききたいと思います。二つ目の国民健康保険についてです。人吉市の国保世帯数に対する短期保険証の割合は、熊本県で一番高いですよ。普通このような数字は冷たい市政である熊本市が一番高いけれど、人吉市が高いのは問題ではないですかと熊本県から入手した資料を熊本市の議員から渡されました。私は人吉市が熊本県下で一番冷たい市政になっているのではないかと、という心配の思いからこの質問を行います。

まず、人吉市の実態を明らかにするために質問します。

滞納者に関する調査を、平成21年6月1日及び平成20年度実績で人吉市は熊本県に報告していることと思えます。そのときの国保の世帯数、滞納世帯数、短期保険証の交付世帯数、資格証明書の交付世帯数は、それぞれ幾つですか。

○市民部長（浦川康徳君） 御質問にお答えいたします。

最初に短期保険証について御説明いたします。短期保険証は、国民健康保険法は第9条において、保険税を滞納している世帯に対しては、通常より短い有効期間の保険証を交付することができることとされているものでございます。さらに1年以上保険税を納付しない場合には、一時的に医療機関窓口で10割を負担する、資格証明書を交付すると規定しているものでござ

います。これらの交付状況でございますが、平成21年6月1日現在の本市国民健康保険加入世帯数は6,354世帯でございます、そのうち保険税滞納世帯が1,797世帯28.27%、短期保険証交付世帯が1,159世帯18.24%、資格証明書交付世帯が79世帯1.24%となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 割合まで答弁していただきました。そのとおりで、私が計算した中でも、今人吉市は国保世帯数に対する短期保険証の交付世帯の割合が18.24%となっております。

これがどのような数字なのかということについて、今お答えいただいたそれぞれの数ですね、私が先ほど申しました熊本県の資料、これと確かに合致しております。この資料は、その報告からつくられたものであることはよくわかります。それでこの資料を使って、県内の自治体全部に使って計算してみました。確かに18.24%というのは熊本県で一番高い値となっております。熊本県下のすべての国保世帯数における短期保険証交付世帯の割合を計算すると、これは10.84%となりますから、この値は県平均の倍近いものと言えるものです。このように資格証明書の交付が多い背景には、短期保険証の窓口留め置きと一体になったねらいがあるのではないかと感じさせられます。短期保険証の窓口留め置きが、今全国各地で問題になっています。厚労省の調査によると短期証発行数は1996年の15万3,000世帯から、2006年の122万5,000世帯へと10年間で8倍にふえています。短期保険証の交付は接触の機会の確保が名目の目的とされています。しかし、実際には短期保険証を窓口交付として、短期証交付と交換条件にさせています。短期保険証窓口留め置きは、不可分の関係となっています。短期証交付と交換条件に滞納保険料の納付を迫るためには、保険証を窓口留め置くことが不可欠だからです。こうしたことから、短期保険証の発行の増加に合わせて保険証の留め置きが急増していると思われる。人吉市が短期保険証を多く交付したのは、保険証の留め置きを行い滞納した保険料の納付を多くの方に迫るためではないですか。

○市民部長（浦川康徳君） 御質問にお答えいたします。

短期保険証の交付数の多寡につきましては、市町村によって事情は異なるものと存じますが、県内47市町村中滞納世帯の割合がトップの熊本市34.48%に次いで、2番目の28.24%となっている中で、滞納世帯に対する短期保険証の交付割合は64.50%、県下で17番目ということでございまして、他の市町村と比べて極端に短期保険証の交付数が多くはないと考えております。

また、窓口留保につきましては、短期保険証を交付する目的が通常より更新期間を短くすることで、滞納世帯との接触回数をふやし、継続的な納付相談を行うことにより滞納状態を解消することでございますので、原則として市役所窓口においていただき手渡しで交付することになっているところでございます。

しかし中には、窓口に来ていただけない世帯もございますので、そのような場合には有効期限切れのお知らせの文書を送付するほか、臨戸訪問の際に更新手続きを案内しているところでございます。それでも残念ながら更新手続きをされない世帯があるという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 滞納に対する短期保険証発行が県内17と言われたんですけど、そうなると思うんですけど、ただ単に、率が高いとこちゅうのは滞納が少ないところがそうしてますから、人吉市は滞納率が高い上に、その滞納に対する短期保険証の発行率が高いもんですから、極めてたくさん発行されていることになるということになっているんですけど、それは被保険者からしてみれば、本当に無保険状態になってしまうことが考えられて、大変全体として考えてもね、非常に冷たく感じるんじゃないかなちゅうことはまず申しておきたいと思います。

それで、ちょっと今この前の質問ではちょっと分けて滞納の問題と窓口での留め置きのことを分けて答弁ありましたが、留め置きのほうでちょっと質問していきたいんですけど、2009年11月27日、参議院厚生労働委員会で小池晃議員は茨城県内の国保加入者約50人に1人が留め置き、つまり事実上の無保険と述べ、100万人弱が実は全国では事実上保険証を交付されていない無保険状態にあるという可能性があるという指摘し、全国的な調査を求めました。それに対して、長妻昭厚生労働大臣は、全国で問題が発生していることは考えられます。電話連絡や家庭訪問をするなど、速やかに手元に届くよう市町村にお願いすると答弁しました。それを受けて2009年12月16日に、厚生省保険局国民健康保険課長名で短期被保険者証の交付に際しての留意点についてが通知されています。この通知は人吉市にも当然届いているようですが、2の短期被保険者証の交付に係る一般的な留意点について、そこにどのように書かれているかお答えください。

○市民部長（浦川康徳君） 御質問にお答えいたします。

平成21年12月16日付け、保国発1216第1号、厚生労働省保険局国民健康保険課長から出されました短期被保険者証の交付に際しての留意点についてでございますが、その内容は大きく二つでございます。

1点目は、滞納世帯に属する中学生以下の子供に対する短期保険の交付に際しての留意点として、世帯主の納付相談がない場合には電話連絡や家庭訪問等による接触を試み、速やかに手元に保険証が届くよう努めることとされております。

2点目でございますが、短期保険証の交付に係る一般的な留意点として、滞納の解消に努めるよう求めているほか、滞納世帯との接触の機会を設けるために保険証を窓口で留保することはやむを得ないが、それが長期間に及ぶことは望ましくないこと、また実際に居住して

いない場合などには必要に応じ資格喪失等の適切な措置を講ずることとされております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 今、答弁いただきまして、国の通達では一定期間はやむを得ないが長期間は望ましくないと通達で述べています。この一定期間がどうなるかということなんですけど、この一定期間について2001年8月30日に、秋田県の全国国保主管課長会議に県国保医療指導室が報告した資格証明証等交付に関するQ&Aでは、一定期間（1カ月程度）を過ぎても呼出しに応じない者については、郵送並びに臨戸訪問により交付すべきと考えられています。石川県は、2006年3月16日に窓口留保の改善を求める通知を市町村あてに発行しましたが、この通知も一定期間を1カ月としています。一定期間は1カ月と判断できると思います。このことからすると3カ月の短期保険証は1カ月を過ぎたら確実に郵送もしくは家庭訪問を行い、被保険者に手渡すべきです。また、通知の趣旨からすれば、1カ月の短期保険証も期間内に郵送もしくは家庭訪問を行い、被保険者に手渡すべきだと思えます。その辺いかがお考えかお伺いします。

○市民部長（浦川康徳君） 御質問にお答えいたします。

本市におきましては、毎年8月に保険証の更新を行っておりまして、7月下旬には短期保険証の世帯も含めた対象全世帯に郵便書留により保険証を送付しているところでございます。その後、世帯主が納付相談に来られていない高校生以下が存在する世帯に対しましては、12月に保険証の更新手続をしていただくよう案内を行っております。

また、平成22年4月には第2回目の通知を予定しており、臨戸訪問等も含め接触の機会を設けるよう努めてまいりたいと存じます

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） お聞きしているのは接触の機会はよろしいんですけど、1カ月を過ぎたらですよ、渡すべきだと手渡すべきだとこっちは考えると。1カ月についてもある期間を過ぎたら手渡すべきだと、渡すべきだと言うんですけど、その辺どうされるのか。通知を受けて通達を受けて、そこをお伺いしたいと思います。

○市民部長（浦川康徳君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、本市では原則として窓口に来ていただくということで対応をさせていただいておりますので、できるだけ対象者の方は窓口においでいただく、これが他の納税者の方との公平性といえますか、そういうことも考えた上で、できるだけ窓口に来ていただいてということ、何回も言いますが原則としておりますので、また4月にそういった先ほど申しましたような通知も予定しておりまして、臨戸訪問等も含め接触の機会をとってそういった推進をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） そうやって窓口に預かってとのことなんですけど、こうなんです、国保健康保険法施行規則第6条でも保険者は世帯主に対して保険証、または被保険者資格証明証のいずれかを交付しなければならないとしているんです。ですから、被保険者に一定期間以上、被保険者証が届かない状態というのは、国民健康保険法施行規則に違反しているとも言える状態だと私は思います。だからそれはある程度過ぎたら被保険者に渡すべきだということを強く私は申しておきたいと思います。

それから、もう1点先、ほど短期保険証がふえたのは滞納の問題があると言われたんですけど、そこで質問をしていきたいと思うんですけど、そもそも多すぎる短期保険証の根底には、高すぎる人吉の国保税の問題があると思います。2008年度に国保税が大幅に引き上げられました。引き上げは平均でも1人年間2万2,835円です。毎日新聞は国保税について、全国調査を行い12月20日の新聞に掲載しています。その記事の中では、世帯所得200万円で40歳代夫婦と未成年の子2人の4人家族のモデルで、2008年度と2007年度の年間保険料を聞き、差額の算出をしています。その結果、人吉市は全国で5番目に値上げ幅が大きかった自治体となっており、2008年度の保険税は44万500円、2007年度との差は9万9,800円となっています。これでは、滞納者の増加は当然ではないでしょうか。

決算委員会で滞納世帯の推移を出してもらいましたが、2007年度には現年度で1,100戸だった滞納世帯が、2008年度には1,268戸へと急増しています。ちなみに後期高齢者の世帯が抜けた影響もありますが、滞納率は12.49%から20.16%という急増ぶりです。国民健康保険制度そのものが成り立っていくかどうかさえ疑われる数字だと思います。国保税の値上げによって滞納率が上がったことは明らかです。そうであるならば、高すぎる国保税を引き下げるべきではありませんか。

○市民部長（浦川康徳君） 御質問にお答えいたします。

保険税の額につきましては、医療費、後期高齢者支援金及び介護納付金等の支出額から国庫補助金等の財源を差し引いた残りを保険税として確保することとされており、それに合わせて税率を定めているということでございます。したがって、医療費が増大し続けている中、また市の財政も厳しいといった状況にあつて税率を引き下げるとは、非常に困難ではないかと考えているところでございます。市といたしましては、少しでも加入者の負担を和らげることができるよう、多くの方々の御理解と御協力をいただきながら医療費の抑制や収納率の向上に努力してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 全体を合わせてちょっと言ってきたんですけど、先ほども通達が出

たような背景ですね、どういう背景があるか。こんなことが起こってます。2006年1月25日、石川県加賀市の55歳の主婦Sさんが、無保険状態のため子宮がんの治療ができず、救急車運搬の翌朝、かけがえのない命が奪われるという悲しい事件が起きています。Sさんは5年前から保険税を滞納していたので、短期証に切り替えられ、しかも本人にその短期証が渡っていませんでした。Sさんはしばしば具合悪そうだったので、娘さんや友人から病院に行ったらと言われていました。しかしSさんは、なかなか病院には行かず痛み止めの薬を飲んでいました。2006年1月24日、どうしても我慢ができなくなり救急車で入院となりました。娘さんがありったけのお金1万円を持って市役所に行き、保険証をもらってきましたが、既に手当てできるような状態でなく翌朝に亡くなっています。当時加賀市は、保険税滞納者に対して、資格証明書ではなくて短期証明書を交付していました。しかし、短期保険証は窓口で置き留めし、被保険者が来庁し納付相談と引き換えに交付していました。したがって、Sさんのように滞納保険税を払えない人は長期にわたって窓口交付として置き留めされていました。このような、痛ましい事故をおこしてはいけないと私は思います。人吉市が高い保険税で、多くの短期保険証の方を生みだし、窓口で保険証の留め置きを行うならば、加賀市で起こったような出来事がここでも起こりかねません。国保税の引き下げを行い、窓口留め置きはやめるべきであるということを再度申しておきたいと思います。

なお、人吉市の保険料がどのくらいの場所にあるのか出る資料ができれば、一般的に3月末に出ますので、これが先ほど言いましたように値上げによって県下でもかなり高い位置にあることが私は非常に危惧されると思います。またその辺明らかになったらこの質問を行っていききたいということを申しておきます。

3番目に移ります。就学援助の問題についてです。今の子供の貧困が大きな社会問題になっています。児童のいる世帯の平均所得は、1996年以降11年間で9万円も下がっています。このもとで日本の子供のいる現役世帯の貧困率は、OECD経済協力開発機構、30カ国中19番目という水準となっており、子供の貧困率は14.2%という状態にあることも政府も初めて認めました。大阪府堺市での調査によると、生活保護受給者の4分の1はその親世代も生活保護を受けた経験があります。貧困家庭に生まれた子どもは、何の責任もないのにまた貧困を引きずってしまう、という貧困の連鎖の実態が明らかになっています。このような貧困の連鎖を打ち切るためにも、学校教育への私費負担を軽減させることは重要な施策だと思います。文部科学省の調査では、学用品や修学旅行費、学級費などの学校教育費が公立小学校で年平均5万6,020円、公立中学校で13万8,044円もかかっています。また、政府の世論調査によれば子育てのつらさの一番は子供の将来の教育にお金がかかるで、39.2%。子供が小さいときの子育てにお金がかかるも、20.1%です。そもそも主要国では無償になっており、また日本の憲法26条も義務教育はこれを無償とするとしています。本来このような教育費は無償であるべきです。ところが、残念ながら日本ではそうはなっていません。そのような状況の

中、就学援助の制度は大変重要になっていると思います。教育基本法第4条も経済的理由によって就学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならないとしています。子供の貧困が叫ばれる中、就学援助の制度はますます重要になっていくという認識はありますかということをお伺いします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

学校教育法第19条の条文に、経済的な理由によって、就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとうたっていますように、教育的見地から経済的な支援の必要性につきましては、認識をしておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） その必要性は十分認められるということでした。就学援助の制度はますます重要になるというふうに、多くの地方自治体が準要保護者認定基準を引き下げ、援助内容を後退をさせました。その背景には、国が2005年度から国庫補助を一般財源化したことがあります。人吉市も2006年度から就学援助の収入基準額に、母子家庭だけに支給される児童扶養手当の金額などを加えることにしたことが明らかになっています。その後、数年がたっていますので、さらなる援助内容の後退がないか心配になります。このような援助内容の後退はないかお伺いします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

就学援助の認定及び支給に関しまして、平成18年1月に議員おっしゃるように要綱の一部改正をいたしておりますが、それ以降には改正をしていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） その後、後退はしてないということに対しては非常に今の答弁で安心したところです。

2月19日の衆議院委員会で宮本岳志議員が、多くの地方自治体が準要保護認定基準を引き下げ、援助内容を後退させていること、その背景に2005年度から国庫補助を一般財源化した国の責任があることを追究しました。これに対して、川端文部大臣は実態を把握し、就学援助が適正に行われるよう市区町村を促したいと述べました。また、宮本岳志議員が国が621億円出せば各市町村の財政力に左右されず、児童・生徒の就学機会を補償できると質問すると、菅直人財務大臣は、2010年度予算で準要保護へ配慮されるよう地方交付税を手厚くすると述べています。この国会答弁からすると、地方交付税から就学援助への予算をふやし、就学援助制度を充実させることは道理あることだと思えます。このようにして就学援助制度を充実させるべきではありませんか。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

就学援助の認定基準に関しましては、県下49市町村のうち33市町村が基準を設けております。その中で人吉市と同様の基準を設けています市町村が11市町村でございます。他の22市町村におきましては、基準が6通り以上に分かれているところでございます。人吉市教育委員会としましては、現在のところ就学援助の基準等の見直しは予定しておりませんが、社会や経済状況の変動、また国・県の動向を考慮しながら、今後就学援助のよりよい制度のあり方につきまして検討してまいりたいと存じますし、今議員御紹介の国会の議論が、地方にもよりよく反映されるように願っているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 一番そうですね、国会としても国としてこれに手厚く配慮されるように私も望むところです。また、非常に今社会や経済状況の変動を考慮しながらという答弁もありましたけど、非常に子どもの貧困問題は社会問題として、注目されるようになってまいりましたので、ぜひともこの辺、就学援助につきましては前向きに検討していただきたいということを申しておきます。

続きまして、四つ目の学校職員の健康保持についてです。

田中市長は、施政方針にて市内小中学校の職員の安全及び健康を保持するために、産業医による面接指導体制を整備するとともに、人吉市学校安全衛生委員会を教育委員会に設置することを述べられました。このことは教職員からも歓迎の声が上がっており、先生方の現状を見据えた取り組みを評価したいと思います。今日とりわけ教職員の心の病は深刻です。この取り組みが充実したものとなるようこの質問を行います。

この質問を行うに当たって学校の先生方に話を伺うと、先生方は学校教員にとって精神疾患が今とりわけ深刻で、この精神疾患に対するケアこそが大事であることを教育委員会はしっかりと認識してほしいと言われました。今日学校教職員の精神疾患の問題は、マスコミからも重要視されています。本年1月の新聞を拾い上げただけでも、タイトルだけ言いますが、「教員の心の病対策、連携、医師やP T A」これは1月8日の朝日新聞大分版です。それから、社説「心病む先生、公務負担の軽減も急げ」これは1月11日の毎日新聞です。そしてまた、「ふえる教師の精神性疾患」これが1月12日の宮崎日日新聞。「病気休職の教員3分の2が精神疾患、神奈川」これは1月15日の読売新聞です。それから、「心病む先生県内で増加、公立学校で08年度最多の35人」これが1月19日の福井新聞と数多く取り上げられています。このように学校教職員の健康を考える場合、精神疾患の問題を重要視すべきであることを認識されていますかということをお伺いします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

文部科学省から本年2月に通知がありました資料によりますと、全国の公立小・中・高校

教職員の病気休職者数は、平成11年度で教職員93万9,369人のうち、4,470人、またその病気休職者のうち精神疾患者は1,924人でありましたが、平成20年度では、教職員91万5,945人のうち、病気休職者は8,578人、またその病気休職者のうち精神疾患者は5,400人となっております。このように教職員の精神疾患者数は増加の傾向にありまして、精神疾患の増加はとても重要な問題だと認識しております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 教育委員会としても精神疾患の問題は、重要だと認識されているということでした。実際に数字に上がっている以上に、多くの先生方が精神疾患になっていることも危惧されます。話を伺った先生方も、実際に精神疾患になったと自分は思っている、あなたは精神疾患になっているんじゃないかと聞かれたときに、なかなかそうですと言えるものではないと、潜在的に相当いるはずですよと言われたところです。

先生方の精神疾患に対応するためには、産業医としてこられる方が精神的なケアについての専門性をもっていることが重要になってくると思います。その辺はどのようになっているのでしょうか。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

産業医に関しましては、労働安全衛生法第13条第2項及び労働安全衛生規則第14条第2項に産業医の資格要件を明記してあります。この規定によりますと、日本医師会産業医学基礎研修及び産業医学基本講座を修了した者や、労働衛生コンサルタント試験におきまして、保健衛生区分の合格者等となっております。市教育委員会としましては、前者の産業医としまして必要な研修を履修しました専門的な知識を有する医者を産業医とする予定にしております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 専門的な知識等を有する方ということでしたので、これに関しましては、ぜひとも先生たちのケアが十分にできられますよう期待するところです。

あとは、先生方が気軽に相談できる体制づくりのほうも、重要だと思っているところです。インターネットで調べてみますと、例えば、東京都教育委員会は、精神保育相談として、平日の9時から11時まで教職員健康相談室を開き、電話での相談を受け付けているようです。また、土曜相談として、毎週土曜日の9時から11時までメンタルヘルス相談室を都内の2カ所で開いているようです。

自治体の状況によって当然変わってくると思うんですけれども、ただ同様の形態を求めるものではありませんが、どのような体制が最もよいのかを考えていく必要があると思っております。先生方が気軽に相談できるために、人吉市はどのような体制を考えているのでしょうか。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

議員の御意見のとおり、教職員が気楽に相談できる体制整備は、当然必要だと思いますし、重要だと思っております。

ただ、これからの体制整備でございますので、今議員指摘の他の自治体等の取り組み等も十分勘案しながら、そして産業医との契約に当たってその産業医も含めて協議を進めてまいりたいというふうに思っておりますのでございます。

以上、お答えします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） これからということでしたけど、県内でも早くこの体制を取り入れたいですので、積極的に考えていかれると思いますので、その辺先生たちがぜひ、気軽に相談できる体制も、いい体制ができますように期待しておるということを述べておきたいと思っております。

それから次に、5点目のお城まつりについて質問をしていきたいと思っております。お城まつりに本年は六調子大会が行われることになりました。急激な内容変更と準備期間の短さに、市民から不満の声が上がりました。この不満の声は、昨年や一昨年にも上がっています。このままでは市民が参加しにくいまちなってしまうことが危惧されます。市民が参加しやすいまちとなるようこの質問を行います。

私が住んでおります鬼木町は、お城まつりの夜のパレードに、青壮年部のみこしと女性部の踊りが温泉まつりのときから毎年参加しています。このことは同じ町内に住まれる市長も御一緒にみこしをかついだことがありますので、よく御存じのことかと思っております。ところが一昨年前のお城まつりでは、説明会から申込期限までの日数が極端に短くなってしまったために、そのことを打ち合わせする時間もとれず参加できないという事態になってしまいました。町内では不満の声が出ましたので、私も実行委員会事務局である担当課のほうに話しておきましたが、昨年度末においては十分な改善とはなりませんでした。さらに本年、町内からさらなる不満の声が上がりました。それは、本年行われる六調子大会の説明が、校区町内会会長になされたのが本年の1月16日になってからだったからです。参加を引き受けた鬼木町民の中からは、これでは余りにも準備期間が短いという声が出ました。

まずは、井上経済部長にお伺いします。

なぜ準備期間も十分に取れないころになってしか説明ができなかったのでしょうか。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えします。

六調子大会の準備期間でございますが、昨年11月、町内会嘱託員連合会の役員の方々に相談をいたしまして、御意見をいただきお城まつり実行委員会全体会議において審議され、新規事業として承認されたものでございます。その後、12月に町内会嘱託員連合会と公民館長連絡協議会の合同会議を開催いたしまして、実行委員会内に六調子部を設置していただき、

実施要領を作成し、12月に参加者の募集を各校区の公民館長にお願いしたところでございます。参加していただく団体の皆様には、準備期間が実質3カ月となってしまい、御迷惑をおかけしたと存じますが、今後は参加募集時期を早めに行うなど、参加いただく皆様の準備期間をできるだけ長くとれるよう、まつり実行委員会で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 準備をするほうの状況は、今答弁されたのでわかったとこなんですけど、しかしそのように参加する市民側のことはどうだったのかというのを述べながらちょっと市長のほうに質問してまいりたいと思います。

鬼木町が参加を引き受けてから、メンバーをそろえて練習を始めるまで大変でした。校区町内会長会での説明が行われた翌日の17日の夜には、町内会長と青壮年部役員、女性部の方々が集まり会議を行いました。急いで参加者を集めなければとても対応できないということで、その日のうちに参加呼び掛けの臨時の回覧板がつけられ、翌日の18日に各戸に回されました。

参加の集約ができたと思われる2月2日の夜には、町内会長、青壮年部、女性部、子供会の役員が集まり会議を行いました。そこで参加者の人数が少ないとわかると、電話連絡等で呼び掛けを行い、やっと練習が始められたのは2月12日でした。このような大慌ての取り組みの中、町民の中からは、実行委員会である田中市長は、市民がいかに苦勞して取り組まなければならないのかわからないのか、市長は思いつきでやっているのではないかという声が聞かれました。このような声は他の校区公民館や町内会でも出たことと思います。市長はこのような市民の声をどう受け止められるのかお伺いします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

市民の皆様方にこのお城まつりの参画をしていただくということに関して、大変御迷惑をお掛けしていることをまずもっておわびを申し上げたいと思います。

私自身も、市民の皆様方から六調子大会の準備期間が非常に短く、苦勞しているというふうな声は承っているところでございます。先ほど部長が答弁しましたとおり、今回新たな企画として六調子大会を計画しました関係上、このようなことになってしまったということでございます。六調子大会は、まつり実行委員会におきまして、企画立案され実行委員会内の公民館長連絡協議会で構成された六調子部を中心に実施されているところでございます。ただ、今回のこの六調子大会に関する目的と申しますのは、少子高齢社会を迎えた今日、さらに向こう三軒両隣の結びつき、そして人間関係を高めていっていただきたい、そのことによってひとつ大きな行事にさまざまな方々がさまざまな役割を担って参加していく中で、人間関係の醸成を図っていただきたいと、そのような思いからこの企画をしたところでござい

す。ただ、思いつきイコール軽率というふうな御指摘でございますけれども、この企画というものは実は3年ぐらい前から、どうしたら市民の皆様方が総参加できるお城まつりに仕立て上げることができるかということで温めてきたところでございます。

先ほど鬼木のおみこしのお話も出ましたけれども、鬼木においてはあと二つ大きな行事がございます。夏祭り、それから運動会でございますが、この運動会に関しましては、約一月ぐらいの準備期間をもって鬼木町内は皆さんが結束をして、そして運動会を開催しているということでございまして、この大会、六調子大会におきましては3カ月ないし4カ月の準備期間ということかもしれませんが、これが第1回、第2回、第3回と回を重ねるたびにそれぞれの動きもスムーズになってくるということではなかろうかと思っております。今回のことに関しましては、大変な御迷惑、御負担をお掛けしていることは、大変申しわけなくおわびを申し上げたいと思っております。

以上でございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 趣旨等も言われました。それで人は結構みんな賛同するんですけどね。ただ、それとまたおまつりがよいほうに発展することに関しては、それは市民も、大いに協力したいという思いはあるんですね、確かに。そして、しかし参加するほうもやっぱり計画や会議、人集め、準備をしていくという面がありますので、とりわけ変わるとき、大きく考えるときにどう対応すべきかということで、考えなきゃいけないと思っておりますけども、基本的に言われることは、おまつりの形態を変えていくとしても二、三年かけて少しずつ変えていくのがありようだと一般的に言われます。そして、もし今回の六調子大会のように大きく変えるのであれば、1年前には市民にその構想を示してほしいと、そうであればこちらも対応できるというところにあるんです。そもそも行事を前向きに発展させるためには、本年の行事の良かった点、悪かった点はどこかを明らかにし、来年はどのように改善していくかという総括が欠かせないものだと思っております。そのような総括がお城まつり開催後に行われるなら、来年の方向性も見えてくることだと思います。そして、市長がそれを早めに市民に示し、市民からの意見を聞いておくならば、今回のような不満の声は出ることもなかったと思います。このようにお城まつり後には総括行い、形態が大きく変わるような構想があるのであれば、早めに市民に方向性を示すようにしてはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

○市長（田中信孝君） 御指摘のとおりだろうと思えます。

昨年の反省会と申しますか、反省会プラス決算承認、事業計画、予算案の承認等々が11月17日になったということでございます。よって、12月の町内会連合会、または公民館連絡協議会等々のお諮りになったという次第でございまして、やはりお城まつり、5月の初旬のおまつりが終わり次第、できるだけ早く決算を整え、そして次の年の事業計画、そして予算案

というものを審議、そして御承認をいただくということを7月、8月中には完了しておくべきであるということは御指摘のとおりだろうと思います。

よって、今年はできるだけ早くその決算を整えまして、次の年の事業計画、予算案というものを御審議、御承認いただき、その結果をまた各町内の皆様方にお知らせし、そして一遍そこで町内の皆様方の御意見を賜りながら、改めて少なくとも秋ぐらいには、その事業計画の概要というものをお知らせするというふうにしてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） ぜひそのようにしていただいて、私も市民が本当に多く参加するまつりになってほしいという思いがあるもんですから、ぜひそのようにしていただきたいということを申しておきたいと思っております。

次に、日野熊蔵飛行100周年記念事業について質問してまいりたいと思っております。

2月8日の人吉市議会全員協議会で、日野熊蔵初飛行100周年記念事業についてという資料が配付され、内容についての説明が行われました。この事業の内容案に、ブルーインパルスによるアクロバット飛行が組まれています。日野熊蔵初飛行100周年記念事業を行うこと自体には大いに賛同するものですが、その中に計画されたブルーインパルスによるアクロバット飛行は行わないようにこの質問を行います。

資料の裏には事業案の概要が書かれており、ブルーインパルスによるアクロバット飛行の項目の下には航空自衛隊に依頼と書いてあります。既に自衛隊に依頼してあることがうかがえます。

まずは、荒巻市長公室長にお伺いします。どういういきさつと状況で依頼されたのかお答えください。

○市長公室長（荒巻 通君） お答えいたします。

航空自衛隊のブルーインパルスによる飛行を依頼することになったいきさつとその状況についてお答えいたします。

本市におきましては、第4次総合計画の都市像でもある「物語都市ひとよし」推進のために、ふるさとへの誇りと愛情に支えられたまちづくりを政策の一つの柱として、先人の物語を21世紀に語り継ぐための事業に取り組んでいるところでございます。地上で暮らす人類にとりまして、鳥のように空を飛ぶことは長年の夢であり、空を飛びたいという人類の希望を叶えるきっかけをつくった人物こそが、我が国では日野熊蔵翁でございます。

現在、一つの企画としてドキュメンタリードラマ制作や、パネル展などを考えておりましたが、関係者を通じて空の開拓者ということに焦点を当てるならば、航空自衛隊によるブルーインパルスを飛ばしてはどうか、知人を通じてそのあっせんをしてもよいがといった御提案、御紹介があったわけでございます。それも複数の方々からそういうお話が寄せられま

した。ブルーインパルスとは、航空自衛隊の存在をPRするため、航空自衛隊の航空祭や全国のさまざまな行事などで華麗なアクロバット飛行を披露する専門のチームでございまして、次から次へ繰り広げられる脅威のパフォーマンス、そしてその雄大にして精密なフライトは、国内外からも高い評価を受けており、今年度は全国23カ所のまつりやイベントに参加した実績があるようでございます。

そこで本市としましては、ブルーインパルスによる飛行を初飛行100周年記念に花を添え、また多くの市民に夢を与えるパフォーマンスとして、市民幸福向上ために意義あるものになるのではと考え、御提案を受け入れさせていただき、御尽力を賜るようお願いしたのがいきさつでございます。

なお、本市の対応としましては、正式に防衛省をお願いしたわけではなく、現在のところ御厚意によるあっせんのみという状況でございまして、飛行が行われるかどうかもわからないところでございます。

以上、いきさつと現在の状況をお答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 次、市長に質問していきたいと思うんですが、今の答弁ではあっせんを受けて提案を受け入れ、御尽力を承るようお願いしたとのことですが、当然市長とされては、そのいきさつを知っていて提案の受け入れを承認されたということですか。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

依頼が行われたことを知っていたのかという御質問でございますけれども、昨年10月ごろ、このあっせんの話を聞きおよんだところでございます。御厚意の趣旨である日野熊蔵翁の顕彰に花を添え、初飛行100周年を記念する意義あるものと考え、あっせんについて了承したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 知らないでなされるというのは当然考えにくいことですから、知っておられたと思うんですけど、そこで市長の判断が問われるというところで、質問を続けていきたいと思いますが、ブルーインパルスは航空自衛隊、松島基地第4航空団所属のアクロバットチームです。市民の中には、自衛隊は国を守るために必要だと考えている人もいますが、自衛隊は憲法違反と考えている人もいます。自衛隊のような戦力の不保持を規定した憲法については、3日の憲法記念日にあわせて朝日新聞社が実施した全国世論調査（電話で）によると、憲法9条を変えないほうがよいとの回答が66%にのぼり、変えるほうがよいの23%を大きく上回ったと、これは2008年5月2日のインターネットに出ています朝日新聞の記事です。と報じているように多くの国民が支持しています。また、自衛隊は国を守るために必要だと考えている人の中にも、イラク派兵などの海外派兵はすべきではないと今の自衛隊

に疑問を持っている人もいます。

この事業において計画されている日野熊蔵パネル展や、子供たちを対象にした紙飛行機大会など、他の内容については市民の賛同が得られるものであり、多くの市民が100周年を心から祝える内容になっていると思います。

そのような中に、市民の賛否が分かれるような内容を入れることは、全市民的広がりをもって100周年を祝う行事とはならないと思います。

市長は、お城まつりなどからうかがえるように、行事に多くの市民が参加することを望んでおられることと思います。そうであるなら、行事の中に市民の賛否が分かれる問題を持ち込むことは、市民参加に水を差すという認識はないのですか。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

本市におきましては、じゅぐりっと博覧会を初め、市民総参加の行事開催を促しているところでございます。そこで、日野熊蔵翁を顕彰するためのさまざまなイベントも実行委員会を組織し、多くの市民の方々の参加をお願いしたいと考えているところでございます。

このイベントに限ったことではありませんけれども、各種イベントを開催するに当たっては、100人が100人同じような考えを持ち、同じベクトルに向かえば問題はないわけですが、そこは必ず考え方や価値観の相違というものが出てまいります。

しかしながら、イベントを通した市民幸福向上の実現という考え方は、私も議員も含めまして万人が願っているところでございます。その実現のため指南や考え方に相違を述べられたという点も、市民総参加のプロセスの部分として真摯に受け止めていかなければならないというふうに考えているわけでございます。

今回のブルーインパルスによります飛行につきましては、賛否両論分かれる行事であることは承知いたしておりますが、賛成の声、反対の声、実際にあるわけでございます。日本最初のパイロットの日野熊蔵翁の顕彰に花を添えるふさわしいパフォーマンスであると、そして年間でも全国で20数回しか行われな世界トップレベルの技術を人吉の子供たちにも見せてあげたい、人吉の皆様にご覧いただきたいという第一義的な理由でぜひ御理解を賜りたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 100人が100人その賛成を得られないと言われても、かなり分かれるもの、賛否が分かれるものをわざわざ持ち込むことはないだろうというんですね。ほかの内容については大体もうみんな賛成しますよ。反対なんてわずかだと思んですけど、割ってもですよ。この問題はかなり分かれる問題だから、そこを持ち込まないでいいどちらの方が思うがあるんですよ。

それで、もう1点別の視点からお伺いしたいと思いますけど、アクロバット飛行には大き

な騒音が伴います。2007年4月28日に熊本城築城400年祭においてブルーインパルスによるアクロバット飛行が行われましたが、新聞にはまつり事務局によると飛行後は音がうるさいなどの苦情が12件あった、2007年4月29日の熊本日日新聞ですけど、そのように報じています。市民生活や医療機関、教育機関、家畜などに騒音被害があることが危惧されます。また、ブルーインパルスのパイロットの飛行技術がたとえ高いものであったとしても、墜落の危険性が全くなくなるわけではありません。1982年11月14日の浜松基地航空祭には、演技中に1機が墜落しパイロット1名が殉職、周辺住民12名の負傷者を出す大事故を起こしています。1991年7月4日には、金華山沖での飛行訓練中に2機が墜落し、パイロット2名が殉職しています。2000年7月4日には飛行訓練後の帰投中に2機が墜落し、パイロット3名が殉職しています。住宅地などに墜落した場合には多大なる被害が発生してしまいます。熊本市での騒音被害について調査したのかということと、墜落事故について知っておられたかということについて、お伺いします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

平成19年4月28日に熊本城築城400年祭にあわせてブルーインパルスによりますアクロバット飛行が行われ、熊本日日新聞によりますと、飛行時間を問い合わせる電話が70件、飛行後に音がうるさいなどの苦情が12件、よかったという意見が3件あったとのことで、爆音に対する苦情があることは事実であるようでございます。また、愛知県にございます航空自衛隊小牧基地の航空祭におきましても、愛知県春日井市が反対の立場を表明したという事実も聞きおよんでおります。このほかにも全国各地で飛行に対して反対運動があっていることを十分に認識しているところでございます。

また、アクロバット飛行によります墜落事故に関しましても、1982年の浜松基地航空祭の墜落事故をはじめ、2000年まで6名の死者と多数の負傷者を出しているのも事実でございます。危険性については十分認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 今までのすべて含めて、市民の賛否が分かれることや騒音被害、そして墜落の危険性を考えれば、ブルーインパルスによるアクロバット飛行はやめるべきではないかということをお伺いします。

○市長（田中信孝君） 自衛隊の最終結論がどのようになるかということはまだわからないところでございまして、直接自衛隊に本市から依頼をしているわけではございません。先ほども申し上げたとおりでございます。しかし、もし実現可能ということでありますと、日野熊蔵翁を顕彰するためにブルーインパルスによる飛行で、花を添えることができるのではないかと、記念行事に花を添えることができるのではないかとというふうに思っております。

初飛行100周年記念に際し、ふさわしいイベントの一つであるというふうに思っております。

す。御心配の件でございますが、ブルーインパルスによる飛行の形態は、宙返りなどの曲芸を行うアクロバット飛行などがあり、過去に墜落事故もあっておりますが、現在は安全性や騒音には細心の注意を払っているというふうに聞いております。実際にブルーインパルスのパイロットは、航空自衛隊のえりすぐりの隊員たちで構成されているようでございます。なお、飛行形態も曲芸などを披露するアクロバット飛行もあれば、曲芸などない編隊飛行などのさまざまな飛行形態があるというふうに聞いております。世界的にみましても、国家的規模のイベントでは航空機の飛行は珍しいことではございませんし、日本でも東京オリンピックや長野オリンピック、大阪万国博覧会等の開会式でもブルーインパルスによる飛行で演出に花を添えた実績がございます。

また、過去の実績をかながみましても、多数の航空ファンが全国各地から来訪されるということが予想され、経済効果も期待できるところでございます。

以上のようなことを考え、現に全国各地で実績があり多くの来訪者がありにぎわっていること、2000年度以降十数年間飛行による事故がないこと、毎年度これを恒常的に行うというものでもないということ、飛行100周年にちなんだ希有なイベントであるということ、何よりも飛行を待ち望んでいる方々も大勢いらっしゃるということを勘案しまして、飛行の決定を待ち望みたいと考えているところでございます。

昨日の渋谷敦先生の「球磨の夕映え」というコラムの中でもちょうど日野熊蔵生誕100年の記事が載っておりました。そのときは対潜哨戒機による編隊飛行が行われたというふうに記載されているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） いろんな多くの来訪者なんか言われましたけど、要するにブルーインパルスって要するに外から持ってくるものなんですね、あとに残るといものが何かあるものでもないんですよ。先日、田中市長がコーディネートされて、2月6日にまちづくりパネルディスカッションがなされましたが、そのときも基調というのは地元のすばらしいものに目を向けると、そこがまちづくりには大切なんだよというような、そんな話だったと私は感じています。

市長に一例あったのが、SLがやってきたときに何が行われたかということなんですけど、写真展や人吉構内の模型をつくった方々が展示されたりしたことがありました。これは非常にね、市民に目が向けられた取り組みだと思えますよね。そういう子たちにこういう方もおられるんだと、人吉のいわば宝ですよ。その人たちが自分たちに、まちづくりに参加できるんだと、そんな思いで参加しようという人たちが、意欲が出る人がね、ふえたんだと思います。

今度の取り組みにしても、人吉市内に航空ファンの方もおられると思えますよ。例えば

ラジコンとかね、模型とか、写真撮ってるとか、そういう方々に光を当てるのが大事じゃないかと私は思うんです。例えば、ラジコンでの曲芸飛行、スケールは違いますが、それはその後市民のまちづくりの参加への意欲がそういうので少しずつ広がっていくんじゃないかというふうに感じるところです。そういう考え方こそすべきであると思うということを申し上げまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後2時20分　休憩

午後2時38分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。

○7番（西信八郎君）（登壇）　皆さんこんにちは。7番議員の西信八郎でございます。

今年2月は、カナダのバンクーバーで開催されました冬季オリンピックで、日本選手が頑張らして大いににぎわいましたが、それと同時期2月27日にチリで大地震が発生し、多くの方が亡くなりました。日本でも津波の被害を心配しましたが、しかし死者の数で驚いたのは1月12日、カリブ海のハイチで発生した地震の被害でありまして、死者23万人という数字は想像をはるかに超えるものでありました。

崩壊した建物は耐震ゼロ建築だったことが見てとれました。ハイチは西半球の最貧国と言われ、地震対策どころではなかったと思われまふ。大統領府の屋根が落ち、首都一番のホテルが崩壊し、多くの子供たちが学校で命を落としました。支援に訪れた国連の派遣団も被害に遭いました。東海地震の不安を抱える日本でも、約5,000棟ある学校の耐震化はまだ途上であるなか、国の事業予算は学校の耐震対策費が前年度の3分の1に削られ、耐震化が滞るおそれがあります。少子化で子供対策は重要ですが、順番が間違っていないでしょうか。ハイチの食料や水の奪い合いをニュースで見て、このような暴動は日本ではあり得ないのでしょうか。

現在、食料の60%を海外に依存する我が国が、今後地球規模で水のひっ迫がいわれる中で、食料を世界から確保し続けることができるでしょうか。国連機関の報告によれば、現時点でも安全な水が飲めない人は約8億8,000万人いるそうです。人口増加や温暖化の影響で、使える水の量に一定の制限がある水ストレスを受ける人は、2025年に30万人を超える可能性があります。少子高齢化の日本は、そのころ団塊の世代の方も後期高齢者の年齢に達します。食料の輸入もままならないのではないのでしょうか。心配するところでございます。

それでは通告に従いまして、一般質問をします。

内容は1、農業問題として、戸別所得補償制度について。2、教育問題として、学校問題解決サポートセンターについて。続きまして、食農についてであります。

まず1、農業問題として、戸別所得補償制度については、昨日笹山議員と立山議員が質問されましたので、それを考慮しながら質問を進めたいと思います。まず、この制度の目的と概要については笹山議員が質問され、答弁を受けておられますので割愛をいたします。その答弁の内容について質問をします。水田利活用自給力向上事業にあります激変緩和措置については、本市は対象とならないということですが、激変緩和措置について詳細を説明ください。また、この事業では米の生産調整の達成にかかわらず助成対象となることから、米の過剰生産とならないのでしょうか。

次に、平成21年度の生産調整実績を平成22年度からモデル事業がはじめる戸別所得補償制度にあてはめた場合、どのくらいの試算になるのでしょうか。さらに本市の平成22年度の需要量に関する情報はどうなっているのでしょうか。それに伴う生産目標数量の配分はどのようなルールで行われるのかお尋ねをいたします。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えします。

激変緩和措置とはどんなものがあるかという御質問でございますが、新制度への移行に伴い、これまで産地確立交付金で受けていた助成額が大幅に減少する地域もあり、生産組合や集落営農等によっては生産体制が維持できなくなる恐れがあるため、激変緩和措置が講じられることになりました。具体的には三つの手法が考えられます。

一つ目は、その他作物10a当たり1万円の助成枠を活用し、新規需要米を除いた麦、大豆、飼料作物、そば、菜種、加工用米といった戦略作物への加算や、作物間の単価調整ができること。

二つ目が、交付単価が3万5,000円の麦、大豆、飼料作物のグループにおいて、平均助成単価が低い飼料作物から財源をねん出し、平均助成単価が低下する麦や大豆の単価をアップさせることができること。

三つ目が、各県に配分された激変緩和調整枠を活用し、県もしくは地域単位で単価の加算制度を設定することができるとあります。この中で熊本県においては、一つ目のその他の作物助成枠を活用した単価調整と、二つ目の麦、大豆、飼料作物間での単価調整は実施しないこととなっております。三つ目につきましては、地域協議会ごとに配分を行い、真に加算が必要な組織や個人を対象とした単価加算ルールを設定し、活用を図ることとなっております。

その他協議会の配分につきましては、飼料用稲などの地域需要米に対する助成額を除き、平成20年度の助成実績額に対し、平成22年助成見込額が減少する協議会へその減額割合に応じて配分することとなっております。逆に新制度の助成単価が平成20年度の助成単価をすべて上回る地域協議会においては配分の対象外となっております。

本市におきましては、後者の助成単価が上回るほうに該当しますので、配分枠はゼロとな

り対象外となったところでございます。

次に、本対策が米の生産調整にかかわらず、助成対象となることから米の過剰生産とはならないのかという御質問でございますが、本対策の導入について国においては、米戸別所得補償モデル事業では、生産数量目標に即した米生産を行った農業者を対象に、所得補償をするという強力なメリットとなるものであることから、これまで生産調整に参加してこなかった農業者も、新たに生産数量目標に即した生産を行うことが見込まれること。また、水田利活用自給力向上事業においては、米の生産調整に参加しなくても、麦、大豆など生産を行えば交付金の交付対象となりますので、これまで生産調整に参加してこなかった農業者が、段階的に転作作物の作付け拡大をしていくことも期待され、米の需給の引き締め効果が発揮できるのではないかと期待をされておられるようでございます。

市といたしましては、確かにこういった見込みや期待もできるとは思っておりますが、現在、農家説明を行っている中では、販売面や契約面で本制度に取り組むことが困難な農家も多数出てくるのではないかと考えているところでございます。そうなった場合、本対策に取り組まねば、逆に米の生産を拡大される農家も出てくるのではないかと考えているところでございます。よって、このような事態が全国的に広がれば、米の過剰生産になる恐れもあるのではないかと考えているところでございます。

次に、平成21年度の生産調整実績を平成22年度から戸別所得補償制度に当てはめた場合、どのような試算になるのかという御質問でございますが、平成21年度に産地確立交付金等で支払った交付面積を対象として、試算した結果でお答えさせていただきます。平成21年度産地確立交付金につきましては、総額で3,658万1,726円を22年3月末までに交付いたします。これを戸別所得補償制度に当てはめ、要件をクリアしたものと仮定しますと、水田利活用自給力向上事業の交付金は総額で7,126万5,365円の交付見込みとなり、3,468万3,639円の増となる予定でございます。また、米戸別所得補償モデル対策につきましては、比較対象がございませんが、試算したところでは21年度の生産調整達成者が22年度も生産調整を達成したものとした場合、交付額が総額で2,800万円程度になる見込みでございます。

次に、本市の平成22年度の需要量に関する情報はどうなっているのか。また、それに伴う生産目標数量の配分はどのようなルールで行われるかという御質問でございますが、まず、平成22年度の需要量に関する情報でございますが、全国の年間需要量は21年度と比較しまして、2万トンのマイナスとなり813万トンとなっております。その中で熊本県は、21年度から620トンの増となり20万7,080トン、人吉市は昨年と同じでございますが、3,108トンとなっております。これに伴います生産目標数量の配分につきましては、去る2月12日の人吉市水田農業推進協議会において、これまで同様全農家へ各農家の水田面積に応じて一律配分することとなっております。また、お互いの合意があれば農家個人間において生産目標数量の調整、やりとりができると決定されたところでございます。

以上、お答えします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 7番。

○7番（西信八郎君） 答弁いただきましたように、交付金額が大幅な増額となるということですが、昨日のこの制度の概要に答弁いただきましたように、経営安定対策などの前政策では、認定農業者、集落営農組織といった担い手の農業を中心とした政策が行われてまいりましたが、今回の制度は全農家を対象とし、個人でも助成対象となるため、窮屈な集落営農組織から飛びだそうという声も聞くところがございます。担い手農家の形づくりが進むなか、水を差すようなことにならないかと心配するところがございます。

それでは質問します。本市では、認定農業者支援や集落営農組織支援を進めてきましたが、今後の市の方針はどうか。支援のための独自策はないのか。また、農業委員会として、認定農業者等の意見交換会も行われたと聞きますが、今回の制度に対しましての意見はなかったのか。担い手支援はどう考えておられるのかお尋ねをいたします。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えいたします。

現在市で行っております認定農業者支援や集落営農組織の支援について、今後市の方針は、また、独自策はないのかという御質問でございますが、認定農業者や集落営農組織及びその他の農家に対しまして、現在市の単独事業として人吉市農業活性化対策事業補助金及び水路改修等にかかわる原材料の支給を、生産調整の達成を要件として実施してきたところがございます。これにつきましては、今回国の制度改正に合わせまして、人吉市農業活性化対策事業補助金のうち、飼料稲の苗代及びラップ代の一部助成につきましては、飼料稲の交付単価が8万円と高く設定された関係から廃止といたしております。また、人吉市農業活性化対策事業補助金、原材料支給ともに生産調整の達成という要件につきましては、撤廃することにいたしております。これまで利用できなかった農家や集落も利用できるようになります。また、これまで生産調整達成集落に対しましては、生産調整対策推進奨励金を交付してまいりましたが、今回の制度改正により、米の生産調整につきましては農家が選択できるようになりましたし、未達成における市町村へのペナルティーもなくなりましたことから、平成22年度からの交付を廃止いたしております。なお、これらにつきましては、既に農家説明会の中で農家の皆様へ説明をさせていただいたところがございます。

そのほか国・県の制度に従って進めてまいりました施策につきましては、国・県の今後の動向にあわせまして推進してまいりたいと考えているところがございます。

次に、今後の独自策についてでございますが、現在のところ新たな対策につきましては、今後の状況を見て検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○農業委員会事務局長（霧崎晴美君） こんにちは。それでは西議員の御質問にお答えいたします。

農業委員会としての立場から、今回の戸別所得補償モデル事業を進めることについて、農家から意見などが出てきていないのかという御質問でございますが、このことにつきましては昨日、笹山議員及び立山議員の一般質問に対しまして、経済部長がお答えしましたとおりでございます。

農業委員会では、地域活動の一つとしまして、認定農業者等との意見交換会を平成22年1月23日から2月17日までの間、5校区で開催いたしました。その際、農業者の方々からの御意見及び御質問はほとんどが戸別所得補償モデル事業についてであり、事業内容への理解を得たいとの意欲を強く感じたところでございます。

次に、今後の担い手対策についてどのように考えているのかとの御質問ですが、農地の分散化を解消し、生産性の向上及び効率を図る観点から、現在農地の面的集積に取り組んでいるところでございます。その集積対象者として、認定農業者、特定農業法人、一定の要件を満たす集落営農組織でございます。そのほかの担い手対策として、既存の農業経営基盤強化促進事業、これは農地の利用権設定でございます。及び農地保有合理化事業等の促進を図るため、農業委員会の農地地図情報システム及び農家台帳情報システムを活用しながら地域の状況を把握し、さらに地域農業員、JA、農業振興課との連携を図るとともに、農地情報等の共有化に努めながら農地の有効利活用を進め、農業経営の安定化へ向けた取り組みを目指しておるところでございます。

以上、お答えします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 7番。

○7番（西信八郎君） 答弁の中にありました生産調整対策推進奨励金は、生産調整を達成された農家振興組合に交付されていたものでありますが、これを事務費等に使い農家が親交を深め、そのまとまりのすえに集落営農組織ができてきたものと考えているところでございます。今回なくなるということで、それに代わる措置が何か考えられてないのでしょうか。質問いたします。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えします。

これまでの生産調整対策推進奨励金がなくなるということでございます。それに代わる措置が何かないかという御質問でございますが、市といたしましても農家振興組合の重要性は十分に承知しているところございますので、今後検討をさせていただきたいというふうを考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 7番。

○7番（西信八郎君） 十分に検討していただきたいと、そしてまたいい方策を提示していただきたいと思っているところでございます。

ここで市長にお尋ねしたいと思いますが、2月9日赤松広隆農相は、食料農業農村基本計

画策定の過程において、これからの農業を考える際、土地の集約、担い手の育成、集落営農は必要ときちんと位置づけてほしいと、衆院議員予算委員会で同企画部会の議論にこう注文をつけられました。また、それに基づく新たな食料農業農村基本計画は既に発表がされておりますが、戸別所得補償制度の対象がすべての販売農家となったため、担い手に不安は残っていると思います。

また、具体的な担い手支援策が見出せずに今おられます。本市の認定農業者や集落営農組織のあるべき姿を確立するため、本市独自の支援策が必要だと思っておりますが、人吉型の担い手育成につきまして、また今回の制度で人吉市の農業全般につきまして、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

国の事業が進められていく中で、人吉型の担い手育成、また人吉の農業全般についてどのように考えているのかという御質問でございますけれども、確かに今回の制度改正によりまして、地域では集落営農組織から脱退をされるとか、認定農業者への農地集積の面で影響が出るのではないかと不安をもっているところでございます。そこで、人吉型の担い手育成ということでございますが、答えになるかどうかわかりませんが、担い手育成につきましては、やはり地域農業の実情に合わせた担い手の育成が必要ではないかと考えております。

認定農業者の認定につきましても、これまでは認定要件として御承知のとおり農業所得、年間労働時間以外に生産調整の達成が義務づけられていたところでございまして、その点につきましても具体的にはまだ示されていないところではございますけれども、今回の制度改正に合わせて認定農業者の生産調整達成に関する部分も緩和されるというふうにかがっておりますので、その当たりが改正されれば市内の認定農業者も若干はふえるのではないかとこのように予測をいたしております。

また、集落営農につきましては、現在市内においては御承知のとおり下田代、それから大畑麓の二つの集落でございまして、地域農業を維持していくためには集落営農も引き続き進めていかなければならないというふうを考えております。よって、農地流動化や法人化及び補助事業等の活用などについて、農業者はもとより市、JA、県、農業委員会等で組織します人吉市担い手育成総合支援協議会と連携を図りながら、担い手の育成確保に今後とも努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、人吉市の農業全般についてでございますけれども、私も農業で食べられるまちということを標榜してございまして、新規作物として現在進めておりますとうがらし、キクラゲ栽培の振興を図りながら同時に他の経営部門の振興も図っていかなければならないと考えているところでございます。新しい新規農作物、これを基軸といたしまして集落営農または担い手、または育成に励んでまいりたいというふうを考えております。

そこで、さまざまに市のほうからも提案をさせていただきたいというふうに考えておりますけれども、農家の御意見や御希望も十分にお伺いしながら進めていかなければならないと考えております。

また、財源を伴う部分につきましては、国・県の事業も有効活用しながら、また必要に応じて市独自の施策も交えて、最終的には人吉の農業が活性化し、農家の所得向上につながっていくことができるようにというふうに考えております。

以上、お答えといたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 7番。

○7番（西信八郎君） 戸別所得補償制度につきましては、農家説明会を行いながら周知を進められているということでございますが、この制度は前の説明にありましており農家申請が必要でございますので、農家の申請漏れがないようさらに周知徹底をお願いしたいと思います。

また、明確になってない部分がありますが、本市の独自の担い手支援につきましては、どうぞよろしく願いいたします。

また、23年度以降には肉用肥育牛、酪農、養豚についても戸別所得補償制度を国が行うといっておりますので、肥育牛農家、酪農農家、養豚農家は本市でも認定農業者が多く、担い手として本市の農業を引っ張ってってもらわなければならない農家であります。つきましては、肥育牛、酪農、養豚それぞれの農家が主な戸別補償モデル事業の施行に向けて、国に本市の農家の実状を組み入れた制度となるよう申し入れていっていただきたいというふうに思っているところでございます。このことを強く要望しましてこの質問を終わります。

次に、教育問題として学校問題解決サポートセンターについてであります。

小中学校で23年、24年度本格実施される新学習指導要領において、授業時数がふえさらに先生方は忙しくなると思います。先生方の多忙化の要因の一つが、児童・生徒の保護者からの要望・要求の対応があると思いますし、中には筋の通らない要望・要求や強い怒りの感情を交えた要望・要求もあると思います。このような中において、昨年5月東京都教育委員会では、学校問題解決サポートセンターを開設しました。問題解決に当たる専門機関としては全国初の試みであり、教育関係者だけでなく弁護士、精神科医、臨床心理士、警察OB、行政書士など専門家がチームをつくって、学校側の不十分な対応や教師に理不尽な要求を繰り返す保護者とのトラブルの解決策を、公平・中立な立場で探るなど、奪還的に対応することで注目されています。

ここで質問します。本市において、先生方に理不尽な要求を繰り返す保護者からのクレーム問題で解決ができなかった事例、あるいは解決が困難だった事例はありましたか。また、専門家を入れた問題解決のための第三者機関はありますかお尋ねをいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

現在、学校におきましては、議員今お話のとおり保護者からさまざまな申し出、要求がございます。これは価値観の多様化を初めとしまして、個に応じた教育、教育的ニーズに応じた支援を進めるに当たっては、当然のことながら出てくるものと思います。それが正当な申し出、要求であるのか。つまり、学校が受け止め考えなければならないことであるのか、あるいは理不尽なクレームであるのかは判断を要するところでございます。学校内でのクレーム問題で解決できない事例、あるいは解決が困難だった事例があるかとお尋ねでございますけれども、理不尽なクレームというふうなことで申し上げれば現在のところございません。また、クレームということではありませんが、保護者が直接教育委員会に來られて就学及び校区外就学等に関して、いわゆる教育相談を行ったというふうな事例は数例ございます。

また、専門家を入れた問題解決の第三者機関はあるのかというふうなことでございますけれども、学校からの相談には学校教育課が対応しており、第三者機関の設置はございません。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 7番。

○7番（西信八郎君） 専門家を入れた問題解決のための第三者機関はないということですが、他市においては学校問題解決のための取り組みはどのようになっているかお尋ねをいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

県内の他市で第三者機関を置いているというふうなところは聞いたことがございません。従来の学校指導課、あるいは指導係というふうな名称を学校支援課、支援係というふうな名称にしまして、幅広く対応していくというふうなことをしているところはあるようでございまして、内容としましては、やはり教育委員会の担当課におきまして本市と同様の対応がなされておるというようなことでございまして、学校だけでは対応できないような申し出が保護者からあった場合、教育委員会と学校とが相談を行いながら対応するとしているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 7番。

○7番（西信八郎君） 小中学校の教育活動は、家庭や地域との結びつきが強く、問題解決は学校内で行うのが適当であるかもしれませんが、学校の先生の多忙を緩和して、子供の教育にエネルギーが注げるよう、また、クレームを公平・忠実に解決するため、教育委員会内に相談センターのような係りを設けて、問題解決に向けて体制づくりをしてはどうかと思いますが、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

学校から教育委員会への相談内容を見ますと、就学、転出入に絡む校区外就学、学力の補償、担任との人間関係などについて保護者から申し出があったということがほとんどござ

います。

その都度、解決策を学校と協議しながら検討してまいったところでございます。保護者からのさまざまな申し出につきましては、学校がその保護者との信頼関係において解決していくことが最善の方法ではないかと存じております。

もちろんこれまでのように教育委員会は、学校からの相談を受け対応していくことは必要であると存じますし、法的な対応が必要な場合には市の顧問弁護士の助言も受ける必要があらうかと存じます。また、来年度から人吉っ子アドバイザー事業を展開してまいる予定でございますが、この事業は学校、保護者、子供が抱えるさまざまな課題に専門の担当者が相談を受け、アドバイスしていくものでございます。相談の窓口としてそのような事業の展開も考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 7番。

○7番（西信八郎君） 来年度から市長の施政方針の中にありました人吉っ子アドバイザー事業を、本議会で予算化できれば展開されるということでございます。この人吉っ子アドバイザー事業の詳しい内容については、豊永議員が先ほど質問され、その中にありましたので割愛いたしますが、この事業を周知徹底していただき、この事業の中で保護者のクレーム等も相談を受け、解決していただければと思うところでございます。そして、この事業を進め相談を受ける中においてさまざまな実情を把握し、また必要性を感じられたときには第三者相談機関を考えていただければと思うところでございます。よろしく願いいたします。

次に、食の教育について質問します。

食と農について学ぶ食の教育は、子供たちへの教育という面からも、地域の農業を活性化させるという面からも大切なことだと思います。食の教育についての教育委員会のお考えをお聞きしたいと思います。

また、本市の各学校での取り組み状況はどうなっているのか。総合的な学習の時間の中でどれくらい取り組まれているのかお尋ねをいたします。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

食の教育は、余り耳慣れない言葉でございますし、しかしながら一般に食教育と食育というふうに通常言うようでございますが、農業体験学習を一体的に実施するものというふうにとらえられているようでございます。県下及び本市におきましては、系統的、組織的に食の教育に取り組んではおりませんけれども、議員が御指摘の現実的に行われているのは、実態を申し上げますと一、二年生の生活科での動物を飼ったり、植物を育てたりする活動。また学校によりましては、3年生以上の総合的な学習の時間におきましての農業体験、そういうものが食の教育というのに当たるのかと存じます。

一般に児童・生徒の生活体験が不足していると言われていたところですが、農業体

験も含めて体験活動は大変重要であると認識しております。各学校におきましては一、二年の生活科でサツマイモ、ミニトマト、枝豆、大根、落花生、夏冬の野菜、花類などの栽培に5ないし15時間。3年生からの総合的な学習の時間では、米、サツマイモ、白菜などの野菜、花類などの栽培に5ないし15時間あてております。特に、アイガモ米づくりに年間35時間あてている学校もございます。これらの農業体験では、栽培・収穫し自分たちで調理して食べるという、議員がおっしゃるところの食の教育となっているのではないかと考えているところでございます。

食の教育の取り組みについてどう考えるかということについてでございますけれども、総合的な学習の時間は学校がそれぞれテーマを決定し、内容を決めていくものでございます。多くの学校は、その中に農業体験も含めてさまざまな体験活動を入れております。それは子供たちに何かを気づかせ、学び、考え、判断し、問題を解決していくという総合的な学習の時間の目標に迫ることができるものであるからだと存じます。

学習指導要領移行期間に入り、総合的な学習の時間の時数は減というふうになっておりますけれども、体験活動の重要性を考えながらこれまでの内容を検討し、精選していく必要があるかと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 7番。

○7番（西信八郎君） 食の教育は、農業体験から自然への感謝、畏敬の念、恵みへの感謝、非常に意味のある活動だと思いますし、野菜嫌いの子供も自分がつくった野菜は食べるといった食育教育にもつながると思います。

学習指導要領の改訂で、総合的な学習の時間が40時間減少します。それに伴い本市の農業時間も減少すると思われませんが、教育長、今御答弁いただいた中にございしましたが、体験活動の重要性を考えながら、内容を検討し精選していただけるということでございますので、よろしく願いいたしたいと思っておりますのでございます。

学校での農作業は保護者がボランティアとして手伝っておられますが、保護者でできないところを農家の方に御協力していただいているわけでございます。しかし、種代、稲代、また機械の利用料など必要な経費が生じてきます。この経費に対する助成について、教育委員会はどのように考えられているのかお尋ねをいたします。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

例えば総合的な学習の時間における体験活動などのことを申し上げますと、講師としておいいただいた方には謝礼をこれまでも支払っております。その他、さまざまな形で生産者の方々などに学校がお世話になっておりますことも承知しているところでございます。必要な経費等については、これまでもその都度学校からの相談を受け対応してまいりました。現在本市では、第二中学校区におきまして学校支援地域本部事業を展開しております。学校を

支援していただくボランティアとして200名以上の方に登録をいただいておりますが、既に体験活動支援のボランティアとして活動していただいております。その他の校区におきましては、そのような方々の協力を得ながら体験活動を進めていければと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 7番。

○7番（西信八郎君） 食の教育を進める上での必要な経費等について、しっかりと教育委員会で対応していただきますよう強く要望いたします。

最後に、3月31日で退職される方々に長年の御苦勞に感謝を申し上げますとともに、退職後も元気で過ごされますよう御祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時23分 休憩

午後3時40分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

ここで時間の延長をいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。

○18番（下田代勝君）（登壇） 18番の下田代でございます。きょうは、こんにちはと言えるところがきのうよりもよかったかなと思います。気温もきょうは少しぬるんだようでございまして、城趾の桜も開き始めたようでございまして。3月この期は中学、高校、大学と本当は新卒の皆さんが胸を大きく膨らまして巣立っていくときでございますけれども、現実には景気の低迷が依然として続いておりますし、雇用不安と厳しいものでございます。

質問は一つに、特用林産物の振興。二つに、人吉市社会福祉事業団への経営移譲。三つに教育振興についてであります。

特用林産物としましてはキノコ類がありまして、その中でもシイタケ、ナメコ、エノキダケなど、近年では新しくエリンギなどが知られております。そうしまして、栽培方法もこれまでの原木栽培、そういうことから近時は菌床栽培が確立をいたしまして、また健康食品としてキノコの消費量も大きく伸びてまいっております。人吉市におきましても、これまでシイタケ、ナメコ、ヒラタケなど、そしてまたキクラゲの栽培が近時行われているようでございますが、何せ菌床の入手に困難があると、これは価格の問題もあったと思いますけれども、あると言われておりました。この菌床につきまして、昨年12月議会でも明らかになりましたように、誘致企業の共栄精密株式会社が菌床製造に着手をいたしまして、現在15万床製造への段階にあるようでございまして、近いうちにはさらに50万床、70万床の製造が可能になるということでございます。ちなみに年間30万床の栽培、これはキクラゲの例でございますが、

30万床の栽培ができれば、これはもう日本一ということになるようでございます。

お尋ねをいたします。全国的なキノコ需要の動向はどうなっているんでしょうかと、シイタケ以外のキノコについてもどうでしょうか。人吉市内の動向はどうでしょうかお尋ねをいたしておきたいと思えます。1回目です。

○経済部長（井上修二君） お答えします。

全国的なキノコの需給動向でございますが、平成20年度実績でお答えします。林野庁の主要な特用林産物の生産動向によりますと、全国消費量が乾燥シイタケで1万566トン、うち国産が3,867トン、輸入が6,759トン、また輸出も60トンでございます。輸入割合は64%となっております。生シイタケは7万5,031トン、うち国産が7万342トン、輸入が4,689トンで、輸入割合が6%となっております。これは、平成19年度実績と比較しますと消費量は微減でございますが、輸入率が乾燥しいたけで69%から64%、生シイタケで13%から6%と減少し、国産シイタケの占める割合が大きくなっております。

また、生産額で申しますと乾燥シイタケ194億円、生シイタケ780億円、それぞれ前年比19.8%、3.5%の増となっております。生シイタケに至りましては、平成16年度輸入割合が29%ありましたが激減しております。これらの主な要因は、毒入りギョーザ事件に代表される食の安全によるものと考えられますが、生シイタケの大きな伸びは菌床栽培によるシイタケ栽培技術の普及が大きな役割を果たしているものと思えます。シイタケ以外のキノコでございますが、生産額で見ますと、平成20年度と19年度を比較した場合、ヒラタケは2.1%の減でございますが、エノキダケ、ブナシメジ、エリンギなどがふえており、キノコ類全体で2,640億円の生産額があり、前年比9.1%の伸びとなっております。

市内の動向でございますけれども、平成21年度特用林産物需給動向動態調査によりますと本市におきましては、平成20年生産量で乾燥シイタケが約5トン、生シイタケで約6.6トン、キクラゲが一部郡部を含めて約17トンとなっております。

以上、お答えします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） ただいまお答えをいただきましたように、非常にシイタケ類、キノコ類、伸びてきているようございまして、特に国産と食の安全性ということもあるようございまして、輸入量に比べて国内生産が伸びてきていると、非常にいい傾向にあると思えます。こういうことから考えまして、今後はこのキノコ類、シイタケをはじめとしまして、国内はもちろんのことですが、国外へも海外へも大きく期待ができるのではないかとそういう意味ではやはりこれからのいろんな面でプラス要因がたくさん出てきているなと思うわけでございます。そういうような現実、全国の動向、人吉市の動向を踏まえまして、今人吉市のこのキノコに対する、キクラゲ等も製造されているようございまして、取り組みはどうなっていますかということですが。

例えば、菌床、キクラゲの生産工程と先ほど共栄精密のお話も申し上げましたし、お答えもありましたけれども、その生産工程、それから菌床生産の現状ということでございます。将来は50万床から70万床ということであるようでございますが、この現状、栽培者の募集といたしますかね、確保といたしますか、これについてはどうなっているのでしょうか。

そしてまた、栽培組織、結局、栽培をしていく場合には、一つ一つのことではなくて、法人とかいろいろなことがあろうと思うんですが、そういう組織これはどうなのかなと、販路、もちろん生産すればその出口といたしますか、販路が大事なことでございまして、そこらのとこについてはどのようなお考えをもっておられるのかと、また見通しをもっておられるのかと。それから、キクラゲ、これはキノコ類でございますが、この培養栽培に既存の施設、ここの利活用はできないのかなと、例えば、私の考えでは学校の旧廃校の施設等がございまして、校舎等がございまして、いろいろな条件整備というのはあるかもしれませんが、そういう利活用はできないのかなと、更に菌床栽培をいたしますと、今度は廃菌ここの処理といたしますか、利用といたしますか、そこらについてはどうなのかなと一般的には堆肥化とか木質燃料、これは木質ペレットあたりも出ると思いますが、ここらについてお聞かせをいただきたいと思えます。

○経済部長（井上修二君） お答えします。

一つ目の市のキノコに対する取り組みでございますが、これまで国産キクラゲの産地化、ブランド化を目指してきたところでございますが、生産基盤となる菌床の安定供給ができないということから、振興策が遅れてきたところでございます。

また、二つ目の菌床キクラゲの生産工程でございますが、菌床栽培とは丸太を使う原木栽培とは違ひまして、おが粉に糖分などの栄養体を混ぜて袋詰めし、高温殺菌した後、無菌室で種菌を植菌し、一次培養、二次培養後、菌が蔓延した状態で栽培ハウス等に移して発生させるものでございます。

三つ目の菌床生産の現状でございますが、12月議会の一般質問にもございましたが、この菌床の製造に本市の誘致企業でございます共栄精密株式会社様が地元農林家の方々のお役に立てて、なおかつ自社の雇用にもつながるならばという観点から工場内の施設を最大限利用しながら取り組んでいただくこととなっております。工事も順調に進み3月末ごろには試験運転が行われる見込みで、22年度は試験栽培を行いながら、技術の確立を図っていくとお聞きしております。

四つ目の生産者の募集でございますが、昨年11月、12月に農林家の方々や森林組合の理事会等で御説明を行いまして、また先日3月4日に行いました人吉市農家振興組合長、JA農家振興組合長合同会議等でも御説明をしたところでございます。今後、キクラゲ勉強会のようなものを早急に立ち上げまして、栽培技術事業の内容補助事業の導入等々の市ができる、またお手伝いを含めて、検討する場を設けていきたいと考えているところでございます。

五つ目の栽培組織につきましては、農業法人を組織していただければというふうに考えております。今後、補助事業の展開を考慮しながら法人化が6月から7月ごろをめどに行われればよいというふうに考えているところでございます。

次に、六つ目の販路確保につきましては、12月の議会でも説明しましたように、各方面からお問い合わせをいただいております。特に外食産業、学校給食関連、食品加工会社等への連絡調整、情報収集を図りながら集出荷加工施設も視野に入れて進めてまいりたいと考えているところでございます。

七つ目のキクラゲの培養栽培に既存の施設は使えないのかという御質問でございますが、これにつきましては、関係部署と協議しながら可能性について模索をしていきたいというふうに考えております。

最後の廃菌床の利用はどうかということにつきましては、堆肥化及び木質バイオマス燃料として再利用が可能かどうか、関係機関と情報交換しながら調査研究を行いたいというふうに考えております。

以上、お答えします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） 部長のほうからただいまお答えをいただきましたが、お答えの中でやはりポイントとなるのは、やっぱり二次培養かなと、いろんな資料等も見まして一番ポイントとなる二次培養をどうやるのかと、例えば企業側がやればいいのかと、または栽培者側がやったほうがいいのかと、人吉市はどう考えていった方がいいのかなと、これはお答えをいただく必要もないかとは思いますが、ここらに大きなポイントがあるのではないかなと、お答えができるということであればお答えをしていただいてもいいんですが。それから、菌床生産の現状としましては、共栄精密株式会社がそのところで製造体制が確立したことによりまして、速やかに生産者の確保といいますか、募集といいますか、これをやっぱり早く行わなければならないと思うわけでございます。現時点で応募状況はどうなっているのかなという気付きもあるわけですが、今始まったばかりのようですし、ここでは正確な数字はとらえられていないかとは思いますが、中山間地もここらについては、中山間地域の動きそこらについてのいうならばアプローチといいますか、中山間地域でも手軽に参入できるような体制づくりが必要なのかなというふうに私は感じているところでございます。

そしてまた、栽培組織として農業法人、これは早く立ち上げていかなきゃならないのかなと、それはどうしてかといいますと受け皿づくりが遅れますと、いろいろなものが他地域へ流出する恐れがあるのではないかというふうに思うわけでありまして。キクラゲといわゆるキノコの培養に既存の施設の活用をするのはどうかという、先ほど申し上げましたが、これはやっぱりぜひ、例えば学校の廃校とか休校とか、そういうことだけじゃなくて他業種でもいろんなそういうような施設はお持ちかもしれません。そうした場合に、そこらもきちんと把

握をしていただいて、やはり体制を整えていただくと、調整をしていただく、そういうことも必要ではないかと思うわけであります。

それから、廃菌床の利用ですが、先ほどありましたように堆肥、木質燃料等のペレット化等もあるようでございますし、ここらは先進地もたくさんあるようでございますから、十分に研究をしていただいて、そこらまで一緒にきちんと処理ができれば、いいのかなと。非常にキクラゲの製造から最後の廃棄までということで、そこにはまたいろんなサイクルができて、雇用あたりもそこらでまた派生してくるんじゃないかと、派生するわけでございます。

そこで、ここらがやっぱりこれからの今お答えをいただきました中での重要な検討課題のかなと、早急に御検討いただく課題なのかなと思うわけであります。

そこで、三つ目に次にシイタケの原木栽培、これは言葉の中にも私からの質問の中にも、そして部長のお答えの中にもこの原木栽培という言葉が出ました。今まで原木栽培と、今は菌床栽培というのが大きく変わってきているようでございますが、原木栽培これは、ほた木ですね、このシイタケは生も乾燥シイタケも、お話によりますと風味があり特上品として評価が高いと、そういうこともおっしゃる方がいらっしゃいます。ただし、原木栽培になりますと生産コストに難点があるというようなことでございます。そういうことも含めまして原木の蓄積量、これは市有林、財産区有林、私有林など、どのくらいあるのかなと、そこらについてもお知らせをいただきたいと思えます。

それから、先ほど触れましたが原木としてのいわゆるこれは生産業者でもシイタケは生産をなされているようでございますが、今度菌床あたりがさらに伸びていくとすればあわせて言うならば、先ほど申し上げましたように言葉がきついかもかもしれませんが、極上品としてのシイタケ生産というようなことも考えられるのかなと、そしてさらに原木をそういうほた木あたりを使いますと、枝木の小さい所なんかは残るわけでございまして、これはもう先ほどおっしゃったように、おがくず、おが粉、そこら辺に十分利用できましようし、そしてまたそこらを薪炭にも利用できましようし、そして今度は家庭用の、我が家で楽しむほた木としてもやっぱり利用できるんじゃないかと、そういうことの販売も考えられないのかなと思うわけであります。

そして、さらに栽培者が身近に栽培ができるように、例えば人工ほだ場といいますか、そういうことは考えられないのかなと、庭先で住居近隣の土地を使つてと、例えば田んぼとか、畑とかそういうのがあるわけでございまして、そういうところも使つてと、栽培作業がまたは日常管理が容易となり、そしてまた高齢者等にも負担が軽くなって栽培に従事できるというようなこともできるんじゃないかと、そういうことで、ほだ場あたりも考える必要があるのかなという気がするわけでございます。ここらについてのお考えをお聞きしたいと思えます。

○経済部長（井上修二君） お答えします。一つ目の原木の蓄積量でございますが、本市の

クヌギ施業面積は平成19年度現在で市有林27ヘクタール、財産区有林90ヘクタール、県有林26ヘクタール、私有林188ヘクタールの合計331ヘクタールで、その推定蓄積量は約6万立米となっております。そのうち、シイタケ栽培に適した11年から20年生、いわゆる3から4齢級は面積で108ヘクタール、蓄積で1万5,600立米で全体蓄積量の26%となっております。一方、適正伐期を逃し大きくなり過ぎたものが218ヘクタールの4万3,200立米にのぼっております。二つ目のほだ木の販売でございますけれども、クヌギ林の健全な更新を図るためにも、菌床原料としてのおが粉利用や都市部で需要が高まっている木炭原料等への利用も考えられるところでございます。また、ホームセンター等においても家庭用ほだ木としても販売されておりますので、今後検討をしてみたいと思います。

三つ目の人工ほだ木の設置でございますが、これまで林間でのほだ場では作業性、労力に非常な負担がかかり生産者の高齢化に伴って、シイタケ栽培離れが進む要因でもありましたので人工ほだ場の導入も検討課題となるのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） ただいまお答えをいただきましたように、原木も相当数あるようでございます。ただその中で3、4級、樹齢とすれば15年から20年生でしょうかね、そういうもの3、4級以上15年から20年生以上の大きなものも相当占めているということでございまして、やはりここらについても、きちりとしたちゃんとした経営計画、それから造林計画といいますかね、そこらもやっぱり立てていただければこれは非常に良くなるのかなという気もいたします。そういうことも含めまして、このキノコ生産、キクラゲを中心としたキノコ生産、製造というのがやはり大きな一つの何かをもっているのかなと思うわけであります。

そういうことから市長にお尋ねをしたいと思います。キノコ栽培等の今後の推進についてでございますが、まずキノコが新しいタイプのいわゆるキノコには多くの種類も食用キノコがあるわけでございますね。キクラゲに加えまして、これらも取り入れられるお考えはございませんかと。そして、また推進体制の基盤といえましょうか、その基本になりますのは、根本になりますのはやはりプロジェクトチーム、それぞれがそれぞれのセクションにおいていろんなことをやって、集まってということじゃなくてひとつのポジション、セクションですか、推進室ですか、言葉はこれは適切じゃないかもしれませんが、そういうところを設置をして、そしてしっかりした体制、推進を行うのはどうなのかなと。特に専門技術者の育成も必要ではないかなと。やはり職員、栽培者などの中からやっぱりそういう方がいらっしやれば非常にいいのかな。そういう育成も必要ではないのかなと。

それから、中山間地域との組み合わせ、さっきの市長の答弁にもありましたようにトウガラシとか、そういうこともあるようでございますが、このキクラゲを中心としたキノコ類についても、中山間地との組み合わせが非常に面白いものがあるんじゃないか、また貴重なも

のがあるんじゃないかと。いわゆる中山間地農地の荒廃地あたりの再生にもつながりますし、いろんなものでメリットが出てくるんじゃないかと、それから何といたしましても大きなポイント、これは二次培養についてのここをやっぱりしっかりと、むしろ市が後押ししてでも、これはやっぱり設置したほうが企業側というよりも生産者側でやったほうが非常にメリットが高いというふうに思うわけでございます。

そういうことについてどうお考えなのか。そしてまた、ほかの農産品について市長の考えがあれば、それもお聞かせいただければと思います。よろしく申し上げます。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

キノコ類に着目した経緯でございますけれども、何度も申し上げてきておりますけれども、徳島県上勝町の葉っぱビジネスであります。この葉っぱビジネスにより80代、90代のお年寄りでも月15万円程度は稼いでおられる。そして、一昨年は老人ホームさえなくなった。老人ホームに入居する人がいないということでもあります。寝ているよりも葉っぱをちぎってきれいに洗い、出荷するほうが御本人も非常に元気であると、そういう事実を踏まえまして、人吉市では葉っぱビジネスに対応するものとして何か、ということでキノコということに思いついたわけでございますけれども、先ほど部長が説明しましたとおり、非常に日本のキノコというのは需要が国産品として高まってきているところでございます。

今後どのような段階に進んでいくかということでございますけれども、当然二次培養というのは生産組合による法人化を考えているところでございます。それによって生産組合がじかに二次培養を手がけていただくことによりまして、結果的にはさらなる農家所得の向上につながるという御指摘は議員のおっしゃったとおりでございます。そのように、二次培養の生産組合も早急に立ち上げまして、または乾燥、または加工等々もその生産組合で行っていったらどうかというふうに考えているところでございます。

当面考えてまいらなければならないことはたくさんあるわけでございますけれども、農家、林家だけではなく、これが家庭でも栽培できるようなキノコ類というものも着目をしていかなければなりませんし、今後さまざまな団体、企業等々にもこれを推奨できる、耕作放棄地等もあるわけでございまして、こういう所を活用していくということもその解消につながる一つの手段であるというふうに考えております。それから、15年から20年過ぎたいわゆるほだ木でございますけれども、これは先ほどおっしゃいましたとおり、おが粉として活用をすることができます。決して大きくなり過ぎたということではないと、こういうところにも先ほど御指摘がありましたとおり、このおが粉の製造あたりに関しましても雇用が生まれてくるということではなかろうかというふうに思っております。

いずれにしても、家庭でも地域でも、団体でも企業でもさまざまなところがこのキノコ栽培というところにかかわっていただき、所得向上につなげていただければ大変ありがたいということでございますけれども、要は入り口はどれだけ広げることができましても、要

は出口でございますので、この出口の確保をしっかりとやるということでございます。ほだ木による乾燥シイタケにつきましては、これはもう数百トン単位での出口は確保しているわけでございます。しっかりとこのほだ木によるシイタケ栽培というのも奨励してまいりたいと思いますけれども、そういう人工ほだ場というそういうものも耕作放棄地等々との解消ともあわせて考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、市民みんなが健康で笑顔で暮らせるまちづくり、これを標榜しているその一つの手段がこのキノコ栽培でございます。大いに官民一体となって力を合わせて進めてまいりたいというふうに考えております。

その一つの基軸として推進室等々の設置ということでございますけれども、昨年4月に機構改革をしたばかりではございますけれども、重要な課題でありますので、機を逸しないように、しっかりとこの推進室等々の考えも持って今後を考えていかなければならないというふうに認識をいたしておるところでございます。

それから、他の農産品について、ほかに考えはないかということでございますけれども、先般ある専門家からワサビ栽培というふうなこともございましたが、従来よく静岡とか富士山麓あたりで生産されておられるワサビ栽培方式とは違いまして、ボックス式によるワサビ栽培という新しい農法が開発されているようでございまして、これはもう特許を取っておられます。そういうものが今全国に広がりつつあるところでございます。熊本にもその施設栽培をしておられる所があるようございますので、見学をさせていただいたり、専門家の御指導をいただきながら、このワサビ栽培というものも研究してまいりたいというふうに考えているところでございます。しかし、ワサビ栽培の先ほども申し上げましたように入り口だけではなく、まずは出口をしっかりとしたいと、どういうところに出荷をするのか、そこをしっかりと踏まえたところでのワサビ栽培の導入に踏み切っていかなければならないのではないかとこのふうにも思っているところでございます。

すべての農産物にしても、ほかの加工品にしても、生産物にしても、まずは出口というところが最重要な課題であるというふうに認識しておりますので、そういう推進室または技術系の職員の養成というものも大切になってこようかと思っているところでございます。

今までは、地産地消というものが盛んに叫ばれてまいりました。地産地消の次の段階は私は地産他消であると、地元で生産したものをよそに売って稼いでくると、地産他消というのが今後の人吉市の大きなテーマというふうになってくるというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） ただいま市長のほうからその取り組みについて、やはり重要施策の

一つとしてしっかりやっていきたいというお考えを示していただきました。ぜひ進めていただきたいなと思っております。

一応、これでこの項は終わりました、次に入ってまいります。

次は、通告をいたしておりました事業団の移譲についてでございます。

人吉市社会福祉事業団この経営移譲、このことについてお尋ねをしてまいりたいと思います。

人吉市社会福祉事業団は、平成3年設立をされまして、幾多の変遷を経まして地域福祉の充実を推進をしてきているのは御承知のとおりであります。そして、このたびの移譲に至ってきたものでございますが、その要因の主なものの一つとして、やはり今生きております障害者自立支援法による新体系移行には多額の資金を要し、厳しい行財政事情を抱えておる地方公共団体には、その対応に限界があるということも否めないものがあったのではないかと思います。

今回の質問は一言でいいますと、経営移譲について入所者、利用者のまたはその関係者等からの不安の声を受けてのものであります。お尋ねをしたいと思います。人吉市社会福祉事業団設立の経緯と、それから経営状況に向けて、その現状についてお尋ねをしておきたいと思えます。

まず、1回目としますので、よろしく願いをいたします。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

まず、設立の経緯でございますが、社会福祉法人人吉市社会福祉事業団の設立は、昭和46年7月16日、社会福祉事業団等の設立及び運営基準についてに基づきまして、議員おっしゃいました平成3年12月1日熊本県の認可を受けて法人登録を行ったところでございます。

設立要件でございますが、少なくとも二つ以上の施設の経営を社会福祉事業団に委託しようとする都道府県、または市が設立できるものとありまして、設立の際の基本財産につきましても、市が設立する事業団にあっては300万円以上を当該地方公共団体が出資するものとなっております。

まずは、設立目的でございますが人吉市養護老人ホーム延寿荘条例及び人吉市知的障害者授産施設希望ヶ丘学園条例で定める設置目的等を果たすために、2施設の管理運営の委託を主たる目的といたしております。平成4年4月1日、蟹作町に人吉市養護老人ホーム延寿荘が新築移転いたしましたので、延寿荘及び希望ヶ丘学園の管理運営を委託し、平成11年7月1日に人吉市知的障害者授産施設うぐいす荘が新たに開所をいたしましたのであわせて委託を行ってまいったところでございます。平成18年4月1日、社会福祉事業団を指定管理者としまして選定し、3施設の管理運営を委託してまいりました。期間としましては、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間でございます。障害者自立支援法施行に伴ううぐいす荘におきましては、ケアホームとして20室の完全個室化を計画いたしましたのですが、現入

所者が36名であり、20名の入所は可能でございますが、16名については対応策といたしましては、新たにケアホーム4棟を新築しなければならないことなどを検討してまいりました。しかし、平成21年度障害福祉サービス報酬等の改正によりまして、入所施設の緩和措置といたしまして、現行どおりの施設運営ができることになっております。

このことから、平成21年8月に事業団と今後の運営について協議を行ったところでございます。事業団からは、うぐいす荘は現行のままの入所支援施設36名定員で継続運営を行い、施設入所希望者についても施設の民営化をしていただければ、事業団でケアホーム2棟の新築は国の補助で建設できる。また、平成21年度末まで指定管理者の中途解除と経営移譲をお願いしたい旨の申し出がされているところでございます。

事業団におきましては、去る平成21年10月1日に延寿荘の身元引受者、希望ヶ丘学園、うぐいす荘の保護者の方々に今後の施設運営について説明がなされ、参加者の御意見としましては、事業団職員と施設利用者及び保護者等がこれまで築き上げられた信頼関係を大切に、今後とも利用者の方々が安心して施設利用できるよう事業団への経営移譲の要望があったところでございます。

事業団からは、平成21年11月13日付けで市に対し、指定管理者の指定中途解除申出書及び人吉市公の施設の経営移譲申請が提出されております。平成21年12月市議会定例会におきまして、それぞれの施設の開始条例案と、市有財産譲与についてを御承認をいただいております。これを受けまして市におきましては、平成22年2月に国及び県に対しまして、社会福祉施設等施設整備費補助金に係る財産処分の報告書を提出し、今月初めに事業団は県に対し、3施設の同一事業及び同一定員での継続した事業所設置申請を行っております。今3月議会定例会におきましては、議第38号、市有財産の無償貸付についてを上程をさせていただいております。御承認いただければ平成22年4月1日付けで事業団との間に建物譲与契約書、また土地使用貸借契約書等の締結をする予定でございます。

以上、お答えいたします。

恐れ入ります、訂正方お願いしたいんですが、設置の目的で、2施設の管理運営の委託と申し上げたそうですが、正解は「受託」でございますので、訂正方お願いいたします。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） 部長のほうからお答えをいただきました。これまで御承知のように人吉社会福祉事業団が地域福祉に大きく貢献してきたわけでございますけれども、4月からは新たな体制の事業団となり、それは多くの課題も抱えながらのスタートであろうと思います。

そこでお尋ねをしたいと思いますが、このスタートするに当たって、思われる課題、それについてどういうものがあるのかなとお尋ねをしたいと思います。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

課題でございますけれども、まず1点目は事業団の財政基盤の安定及び確保であります。平成22年度からは、延寿荘については民間施設給与等改善費加算が適用になりまして、それに障害者施設につきましては、支援費が公設施設の場合1000分の35の減額措置がなされておりましたが、この減額分が解除となり歳入面では増額になると考えております。

希望ヶ丘学園は昭和61年1月、築24年になります。別館等の作業室は既存の建物を改修した経緯ありまして約40年になるようでございます。延寿荘は平成4年3月、築18年、うぐいす荘は平成11年5月、築11年でございます。今後施設の建てかえ等の工事費の積立てが必要になりますが、事業団においては年次積立てによる資金確保や国・県等補助金の活用といった中長期の経営プランを立てておられるようでございます。

二つ目に、この経営プランに沿って、すべての職員が経営感覚と利用者のニーズに即した対応を行うためには、職員の意識改革及び人材育成が重要になると思っております。事業団においては危機管理の研修及び体制の確立、利用者の処遇マニュアルの構築及び専門的サービスの提供、研修等を計画されておりまして利用者本位のきめ細やかな福祉サービスを提供していただいておりますが、今後もさらに利用者が安心して施設利用できる環境整備に努められると考えております。

最後に、事業団が現在展開しております旧事業を継続することにとどまらず、先駆的事業の展開が必要でありまして、時代の変化に即した柔軟な体制を整備されることを期待をしておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） 課題についてお答えをいただきました。

やっぱり主なものとしましては、やっぱりどうしても考えられるのは、部長のお答えにもありましたように財政基盤といいますか、その安定それと確保ですね、そしてまた実際に施設は経年も相当たっているわけですから、やはり年次積立てによる資金の確保、これはこの二つは非常に大事であろうと思います。そのほかにも国・県補助金の活用これも重要なことでございますし、これは何といたっても職員の意識改革、これはもう申すまでもないということでございますが、新しくスタートをしていく施設としまして、今部長のお話の中に先駆的事業というような、その展開というのも必要であろうというお話がありました。先駆的事業とはどういうものを指したらいいのかなと、具体的におわかりならば教えてもらいたいと思います。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

大まかな事業を申し上げたいと思います。まず、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援を行う生活介護事業。二つ目に、障がい者が地域で安心して生活するために夜間態

勢としてのケアホームやグループホームでの援助事業。訪問介護事業としまして、地域利用者へのホームヘルプサービス事業。四つ目に、人吉球磨において障がい児や発達障がい児が増加傾向にありまして、療育を受けることのできない方々が多数おられますので、待機者の緩和策としての受けづくりの検討。五つ目に、地域福祉を推進するためのボランティア養成や福祉人材育成の研修会の開催など、今後地域での多様化する社会ニーズに対し新たな展開を期待をしておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） 先駆的事业、これからこういうものを展開をし、またいろんなことを開拓をしなければならぬと思うわけです。これは今までと違って新しい体制、独立支援型のやり方でしょうから、他の施設、この事業団ではなくてよその施設、ここらとの競争といえますか、こともあろうわけでございますね。やはり厳しい事業経営といいたししょうか、そういうことになっていくのかなというふうに考えるわけでございますが、これはしっかりと新しい事業団がそこらもふまえて頑張っていられるものと私たちも思っているわけです。

しかし、これらの課題をうけましてもう一つお尋ねしたいと思いますが、今後の展開について、こういうのを乗り越えて、踏み越えてどう進められていくのかなと、例えば利用者が今後も安心して入所、通所、そういうことができるようにするためにはどうなのかなと、それから職員の給与体系、処遇、やはり人が大事でございますから、ここらも今まではいうなら地方公共団体に準じてというようなかっこうできたと思います。ここらについては、どうお考えなのかと、それから利用者、また入所者が高齢化をし、要介護の必要がでてくるかと思うんです、より以上の介護が、そうした場合にそういうことに対して対処できるのかなと、そういうことも含めて今後の展開についてお聞かせをいただきたいと思います。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

まず、利用者が今後も安心して通所、入所を利用できるのかということでございますが、これまでの措置制度から利用者中心の自立支援型福祉制度への大転換が行われております。福祉サービスは行政、地域住民、事業者がそれぞれ主体性をもって地域のことは地域が独自に福祉レベルを決めることができることが基本となっているところでございます。この流れの中で事業団もみずからその役割を果たし、質の高いサービスを提供する施設としての存在価値を高めていくことは大切だと考えているところでございます。その上で施設経営の安定は不可欠でありまして、これまでに培ってきた利用者や保護者の皆さんと職員との信頼関係、支援にかかわるノウハウを生かした独自の事業を展開していくことで、専門性をもった施設として安心して御利用いただけるものと考えておるところでございます。

それから、職員の給与体系でございますが、事業団職員の給与につきましては、事業団を設立するに当たって国から社会福祉事業団等の設立及び運営の基準が定められておりまして、

その中に事業団職員の処遇は事業団を設立した地方公共団体の職員に準ずるものとするのとされておりまして、設立以来この基準で職員は処遇をされてきたのが現状でございます。経営移譲したあとにおきまして、事業団は当然この規定は遵守されるのではないかと考えておるところでございます。

それから、利用者の高齢化についてでございますが、現在事業団の施設利用者の重度化、高齢化が進んでいるのは事実でございます。延寿荘では既に車いすや歩行器などの利用者が6割でありまして、入浴等の介護者は8割に達しておりまして、要支援、要介護認定を受けた利用者が過半数を超えているところでございます。このことから、利用者個々の心身の状況、ニーズについて把握を行い個別処遇計画に基づいた生活支援を提供できるよう支援を行っておりますし、現在においても併設しております居宅介護サービス事業者や事業所を効果的に利用しておりますし、一つ一つの支援に多くの時間を費やしているのが現状でございます。また、事業団では介護予防としまして、利用者の状況に応じてレクリエーション等の充実を図り予防対策にも一層取り組んでおります。

今後とも利用者の皆さんが安心して御利用していただける施設を目指し、地域における地域福祉の推進の一翼を担っていく主体としても、十分対応できるものと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） 展開として質の高いサービスを提供する施設とすると、職員の給与体系、また処遇も従来どおりになるであろうと、そして利用者、入所者の高齢者への介護もこれは対応ができていくと、対応するというようなことであります。要するに質の高いサービスこれは最高の使命でございます。福祉施設はそうあるべきだということで思います。

このサービスを向上させ、確保し、維持をしていくのはすべて人の手、人の心であろうと思います。施設の経営ということ、また、経営安定ということのそういうことのみにとらわれることのないように職員の削減とか、パート嘱託職員の増などによるサービス、それらの低下を招くことがないようにお願いをいたしておきたいと思っております。

それから、市長にひとつお尋ねをしておきたいと思っております。社会福祉事業団、申し上げましたように新しく4月1日から進んでいくわけでございます。いろんな努力が、最大の努力がなされていくと思っておりますけれども、歩み始めた組織でございますし、この事業団がもしも最悪の事態、そこら辺に直面したときに、また破綻、そういうことはないと思っておりますが、そのような危機にまた直面したとき、具体的なことを言いますと資金等について市が支援を行い、利用者の不安を解消してあげると、そういうことについてのお考えは市長どうお考えなのかお尋ねをしたいと思っております。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

今後10年間の財政計画が示されております。この内容を市といたしましては、十分検討いたしました結果、施設譲与しても事業団が運営可能であるというふうに判断をいたしました。経営上の一つの要因にもなったところでございます。おっしゃるとおりいわゆる経営が成り立つかどうかということが一番重要な課題でございます。当然、事業運営に当りましては、さまざまリスクが考えられるわけでございます。特に、社会福祉制度の動向につきましては、社会情勢や経済状況、また市町村の財政状況等にも左右されるわけございまして、不安定な要素を持っていることも事実でございます。もし不測の事態が生じたとき、その原因が何によって生じたものか、社会福祉制度によるものなのか、または経営判断の誤りにあるのかなどを分析し、解決していかねばならないと考えているところでございます。それがもし社会福祉制度によるものであるときは、国等に対して要望を行ってまいりたいと思っておりますし、また経営判断に問題が生じたその原因であるということが判明した場合は、事業団からの求めに応じて必要な助言等を行っていきたいと考えております。

また、一方では災害について、予測不可能ではございますが、火災につきましては建物保険等で対応できるかと考えておりますが、予期せぬようなチリ等の大地震が起きたときは、人吉球磨全域が災害に遭い行政機関はもとより各種施設等にも大打撃をこうむりますことから、市といたしましては国・県に対して災害救助法の適用申請を行い、復興計画を市議会と十分御相談しながら検討させていただきたいというふうに考えております。

また、市といたしましては民営化後の事業団に対しましても、評議員等として市職員の配置を行い、常に運営や財政状況が悪化することのないように体制を整えてまいりたいというふうに考えております。同時に事業団の経営状況等につきましては、情報公開によって事業の透明性を確保し、利用していただく皆様方には安心して利用できる職員の質の向上や、環境整備を行っていただけるものと考えておりますし、事業団のさらなる発展を期待しているところでございます。

経営判断による財政悪化という万一の事態がそれでも生じたというときは、議会にも十分御相談をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） ただいま市長からお答えをいただきました。やはり利用者、通所者、そしてまた関係する保護者、関係者の皆さん方、やっぱり一番の懸念といいますか、感じておられるところはそこあります。具体的に親御さんとしては、私が先に逝ったときにうちの子はどうなるのかなと、そしてまた御兄弟の場合には先に逝けばどうなるのかなという御心配があるわけです。だから、公設民営から民設民営ということになることへの不安感というのがどうしても払拭できない。そういうことからのお話であったということを十分お考えいただきたいと。市長がおっしゃったように万が一そういうことがあった場合には市としても

十分考えていくというお話がありましたので、多分にそういう方たちも関係者の皆さんも御安心なされるんじゃないかと、ぜひお願いをしておきたいと思います。

では、次の項にまいります。次は、教育問題でございます。

通告は、全国学力・学習テスト状況調査についてお願いをしております。

新聞でこのことにつきましては、学力テスト参加73%と、それから全国小中学校抽出が63%が希望と、この見出しで全国47都道府県の参加小中学校数の割合が報道をされてきました。御承知のとおりだと思います。九州では、九州・沖縄8県で参加率では、沖縄県が93.4%と、そして熊本県が83.6%、他は100%でございます。福岡も宮崎も大分も佐賀も100%でございます。そこでお尋ねをいたします。熊本県は83%の参加率と、いうなら希望でございますが、その83%の中で人吉はどうなっているのでしょうか。

まず、お尋ねをしたいと思います。

○教育長（堀 秀行君） お答えをいたします。

本市の場合は、抽出校、希望利用校含めまして、すべての学校で実施することになっております。

以上でございます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） 熊本県が83%でございましたので、ちょっと心配をいたしました。

今教育長のお答えで、実はほっとしているところでございます。人吉はさすが皆さん方がしっかりとその問題もとらえておいていただいているのかなという気がしたわけでございます。

文科省は、希望参加の場合、採点、分析、費用そこらは自治体負担としてそういうようなことを言っているようでございますが、他県の例では県が市町村へ財政支援を行うということも報道されております。そういうことも聞いております。希望校、利用校への対応はどんなされるのかと、人吉市はどうお考えになっているのか、まずお聞かせをいただきたいと思っております。

この学力・学習テストこれらは、このことをはかることはいわゆる学力をはかるというのはこれはもう当然でしょうけど、それ以上に、生活習慣等、これが把握できると、学習調査の分析が非常にその重要性も高いと言われておるようでございます。我々、秋田県にも実は研修に行ったわけでございますが、非常にきちんとしたすばらしい、どこの県もそうなのかもしれないが、分析をされておましてしっかりと活用をされているということのようでございます。そういうことでお聞かせをいただきたいと思っております。

要するにきちんとした分析をどう行うのか。それについてお聞かせいただきたいと思っております。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

平成22年度全国学力・学習状況調査実施要綱によりますと、各教育委員会等においては希

望利用による調査を行う場合は調査の実施前までにあらかじめ作業方法等を定めるとともに、必要な措置を講じることとしてございます。議員がお尋ねの採点、分析等の費用についてでございますが、県からの財政上の支援はないところでございます。

また、市費につきましても、平成22年度におきましては予算措置については考えていないところでございます。この調査におきまして、教育委員会としましては学校内での活用等を基本的な方針としております。各学校で採点、分析及び全国の結果が出た後の全国との比較、あるいは経年比較等を実施してまいる予定でございます。また、問題を活用して自作問題を作成したり、授業の改善を図るなど教職員の資質向上におきまして、各学校で活用していただきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） 教育長のお答えでは22年度ですか、今年度は市としても考えてはいないということのようでございます。この学力・学習テスト、やはり新聞紙上等でもいろんな議論もありますし、政権下でもいろんな問題もあるようですけれども、やはりこれだけやっぱり重要な問題でございますので、人吉市の教育委員会ではどのようないわゆる検討といえますか、議論がなされたんでしょうかね。これについて、例えば本当に重要であるとすればやはり市費の投入、そこらについてはもう少し真剣にとらえられて、22年度は考えていないというようなことではなくて、もっとしっかりした検討があつてよかったんじゃないかなと思うんですが、それでちょっとそこらのところで内容は別として、その対応でも結構ですから、お教えいただければと思います。

○教育長（堀 秀行君） ただいまの件については、校長会等でも協議をいたしたところでございますが、事務局としては、テストの実施時期等のからみでなかなか当初予算で措置をするということが難しいということも一つの理由でございました。しかし、必要性については、議員のおっしゃるとおりにやはり分析あるいは採点という作業も大変でございますので、予算化をしながら、実施してもらうということのほうがやはり今まで議場でも議論がされましたように、教職員の多忙さの改善というようなことにもかかわってきますので、そういう予算面の措置というのも、やっぱり今後考えていかなければならないとは思っているところでございますが、当初で予算措置をお願いしなかったのは先ほどの理由でございました。

以上で答弁を終わります。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） 今、お答えで校長会では検討してきたと、私が申しあげました教育委員会というのは5名の委員さんがいらっしゃいますよね、月1回ぐらいその委員会が開催をされていくと思います。やはりこういう重要問題というのは事務レベルというよりも、そういうような委員会、5人で設置されている教育委員会、そこらではどのようにとらえられ

たかなということをお聞きしたんですが、それはそれとしてお答えなければそれで結構ですが、分析を利用校がやられてそれぞれだということ、例えばそういうそれぞれということよりも国の一定の方向、または方法、それから目安、そういうことをもって分析を行えばより比較ができれば、正確にまたその位置がわかるというふうに思うわけでございます。せめて県レベルでやれるような、また各市町村と情報を交換しながら、例えば熊本県なら熊本県の市でいいわけですよ。また球磨郡市の市町村等もいいわけですよ。そういうことで交換をしながら推進のための協議、または共同でやれると、そういうこともやっていただければなど、またやっておられるかもしれませんが、それらについてそういうお気持ちはどうなのか、やっておられればそういうことでお聞かせをいただきたいと思います。

それから、もう一つ、教育長が教職員の多忙さといいますか、それは私もよく認識をしております。しかし、教育はそれは別サイドの問題で多忙さは別サイドでまた解決してあげるといのが必要であって、本市はこれの学力・学習調査の本質とそれとは別問題だと思うんですが、それについてもお考えをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

この調査は全国の調査結果と比較できるという点が最大の利点であると存じているところでございますが、各学校は通常の定期テスト兼学力調査等を実施いたしますが、それぞれに分析の方法を持っております。それらを活用し、各学校において分析を進めたいと存じます。また、教育委員会といたしましては、結果をグラフ化して全国と比較したり、校内の度数分布をグラフ化する等の各学校で活用できる分析ソフトを紹介する予定でございます。

なお、教職員の多忙さ、多忙との関連ということでないのではないかというふうな御意見でございました。先般の12月の議会でもございましたでしょうか。やはり教職員が多忙であると、その要因の一つとしていろいろテストが多いんじゃないかというような議論もされたところがあって、そういう議論が頭にあってお答えをしたところでございます。

以上でございます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） 教育長もしっかりといろんな教育面で頑張ってお力をされているということは認識をしておりますので、ここらについても今後しっかりとした議論を重ねておいていただきたいと思います。

この問題につきまして、市長にお尋ねをしたいと思います。

市長は、教育についても深い造詣をお持ちだと思います。この学力・学習状況調査等につきまして、先の議会でも市長は人吉市の小中学校の位置を全国及び熊本県の中で、レベル以上にあるということで満足することではなくて、やはり全国のトップクラスまでと、そういうことにいってほしい、そういうお答えをいただいたと思っております。そこで、市長の高い思いを学力・学習状況調査希望校への対応に積極的にのせていただきたいと思いますが、これ

についてどうお考えなんでしょうか。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

全国学力・学習状況調査につきましては、行政刷新会議の2010年度の予算概算要求の無駄を洗い出す事業仕分けによりまして、抽出方式という実施になったわけでございます。全国学力・学習状況調査というからには抽出校だけでなく希望校におきましても私といたしましては、国によってこれは負担すべきであるというふうに考えておりまして採点、分析まで国でお願いをしたいというふうに考えているところでございます。今後、その費用等につきまして、県からの御承知のとおり財政の支援はございませんし、本年度は市費についても考えておるわけではございません。ただ、平成23年度以降の実施につきましては、全国学力・学習テスト状況調査のあり方や、他の自治体の取り組み状況を参考にしながら熊本県または九州全国の市長会等々でも、国による負担ということを要望してまいりたいというふうに考えているところでございます。

全国トップレベルの人吉の学習力と学力というものの前に、やはり熊本県の中でもトップということをまずは目指してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） 市長からお答えをいただきました。

22年度、そこまでは予定をしてなかったと、しかしこれは市長、私も教育、非常に門外漢ながら、思い入れが強うございます。23年度は仮に国・県が対応できなくてもぜひ人吉市では実行していただきたいと思うわけでございます。

そして、市長が思われるせめてまず熊本県一に、そしてできるなら全国のトップクラスにということで人吉市の教育力が上がれば非常にうれしいことだと私も思いますので、これは強くお願いをしておきたいと思えます。

ただいま、いろんなことで三つの私の質問に対して、御答弁をいただきました。

特用林産物としてのキノコ栽培、これは農林業振興、とりわけ中山間地農業の振興あわせて他産業との組み合わせで、いうならば人吉市の救世的な役割、これが期待できるんじゃないかと思えます。いうならば農林業における基幹産業、基幹産品の一つとしてもとらえていただきたいなど、大いに推進を図ってほしいと思えます。

それから、新しい民営へ人吉市社会福祉事業団への経営移譲につきましては、要は福祉の本旨である、入所者・利用者に最高のサービスを行っていただき、保護者、関係者も含めて安心して任せられる施設であることだと思います。移譲したとはいえ人吉市は、これまでどおりしっかりと、先ほど市長のお答えもありましたように、その後ろ盾であらねばならないと思えます。今後も新しい人吉市社会福祉事業団のこの推移につきまして、私も見極めてまいりたいと思えます。

最後になりましたけれども、今議会を含めまして議場において、私たちの質問に答えていただきました、これまで懇切丁寧に御指導をいただきましたこの議場におられる井上部長、尾方部長、そして浦川部長、そして蓑毛次長、それから鶴崎局長、それから有田課長、こういう皆さん方を初め3月末で御退職をされます職員の皆様に心からの感謝と、御慰労を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

これで、一般質問を終わります。

---

---

○議長（大王英二君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。どうもお疲れさまでした

午後4時56分 散会

# 平成22年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第5号）

平成22年3月12日 金曜日

---

## 1. 議事日程第5号

平成22年3月12日 午前10時 開議

### 日程第1 一般質問

1. 川野 精一 君
2. 井上 光浩 君
3. 永山 芳宏 君
4. 仲村 勝治 君
5. 森口 勝之 君

### 日程第2 委員会付託

---

---

## 2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
- 
- 

## 3. 出席議員（20名）

- |     |          |
|-----|----------|
| 1番  | 松岡 隼人 君  |
| 2番  | 井上 光浩 君  |
| 3番  | 豊永 貞夫 君  |
| 4番  | 川野 精一 君  |
| 5番  | 笹山 欣悟 君  |
| 6番  | 村上 恵一 君  |
| 7番  | 西 信八郎 君  |
| 8番  | 松田 茂 君   |
| 9番  | 永山 芳宏 君  |
| 10番 | 福屋 法晴 君  |
| 11番 | 森口 勝之 君  |
| 12番 | 田中 哲 君   |
| 13番 | 本村 令斗 君  |
| 14番 | 立山 勝徳 君  |
| 15番 | 仲村 勝治 君  |
| 16番 | 三倉 美千子 君 |

17番	山 下 幸 一 君
18番	下田代 勝 君
19番	簀 毛 正 勝 君
20番	大 王 英 二 君

欠席議員 なし

---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
副 市 長	林 健 善 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	堀 秀 行 君
市 長 公 室 長	荒 卷 通 君
総 務 部 長	深 水 雄 二 君
市 民 部 長	浦 川 康 徳 君
健康福祉部長	尾 方 篤 君
経 済 部 長	井 上 修 二 君
建 設 部 長	山 上 茂 君
市長公室次長	井 上 祐 太 君
総 務 部 次 長	坂 崎 博 憲 君
市 民 部 次 長	椎 葉 幹 夫 君
健康福祉部次長	中 村 明 公 君
経 済 部 次 長	簀 毛 幸 一 君
経 済 部 次 長	椎 葉 文 雄 君
建 設 部 次 長	松 田 知 良 君
秘 書 課 長	福 山 誠 二 君
総 務 課 長	中 村 則 明 君
市 民 課 長	今 村 修 君
福 祉 課 長	加 賀 邦 保 君
道路河川課長	有 田 健 一 君
会 計 管 理 者	大 石 宝 城 君
水 道 局 長	多 武 芳 美 君
水道局次長	宮 原 真 二 君
教 育 部 長	赤 池 和 則 君
教 育 部 次 長	小 林 勇 君

社会教育課長	東 俊 宏 君
農業委員会 農事務局長	靄 崎 晴 美 君
監査委員 監事務局長	松 江 隆 介 君

---

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局 長	永 田 正 二 君
次 長	村 並 成 二 君
庶務係長	山 本 繁 美 君
書 記	和 泉 龍 二 君

---

---

○議長（大王英二君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き一般質問を行い、その後、委員会付託を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

---

---

### 日程第1 一般質問

○議長（大王英二君） それでは、直ちに一般質問を行います。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。

○4番（川野精一君）（登壇） おはようございます。4番議員の川野精一です。あさっては市内中学校の卒業式です。春は別れと出会いの季節とありますが、本年度をもって退職なさる市職員の皆さん、長年のお勤めお疲れさまでございました。いつもの顔が見れなくなると思うと少し寂しいのですが、今後とも御指導をよろしくお願いいたします。そして何より、健康でお過ごしいただき、また笑顔でお会いしましょう。

それでは、通告に従いまして、1 観光政策から、まち歩き観光の重要性と実践について、鉄道近代化産業遺産の活用について、新幹線全線開通に向けての情報発信について。2 交通政策から、公共交通の利用促進について、JR肥薩線、くま川鉄道、タウンバス。3 交通安全関係（市民の声より）、痴呆症高齢者の保護と対策についてを質問いたします。

まず、まち歩き観光の重要性と実践についてですが、現在、全国の観光地では、ガイドと歩くまち歩き観光が人気です。これは、旅行形態が個人・小グループ化になり、観光客の嗜好がふえたことで幾つかのプログラムされたまち歩きをチョイスできることも好評の一因ですが、旅先での触れ合いを楽しむ傾向が多く見られます。土佐の「土佐っ歩」、大阪府全体で取り組む「大阪あそ歩」など好事例が多数ありますが、昨年11月に長崎市の国際コンベンション協会に「長崎さるく」を勉強に行きました。NHK大河ドラマの龍馬伝放映を目前に控えて、コンベンションの担当課長さんも気合いが入っていましたが、私は長崎さるくの成り立ちに感動しました。簡潔に申しますと、現在の長崎さるくは、2006年の「長崎さるく博06」に始まりをみますが、現長崎市長の田上富久氏が、2003年市役所職員時代にアイデアし、後に市民参加型で作り上げたイベントです。コーディネートプロデューサーいわく、きっかけは長崎への観光客数の歯止めのきかない減少の改善策として、長崎市と市民の検討委員会でまち歩きの推進が提案され、長崎市観光2006アクションプランとして生まれたものです。「まちを生かし、人を生かし」の基本理念のもと、観光を従来の見物型から体験型へ転換し、まちの生活文化に触れて、まちの魅力を体験する観光のあり方を実現し、それによ

って市民自身、我が町への誇りを高めることを強調しています。何だか人吉市にぴったりで、「じゅぐりっと」と重なります。市内にある与謝野晶子・鉄幹の句碑も、3月1日の川開き祭での披露で11基となりました。西郷さんゆかりの場所もあります。また、人吉温泉観光協会の魅力ある観光地づくり委員会では、地域の魅力再発見事業として、相良三十三観音を初め、大畑駅、矢岳駅、主要な公園や観光地を見て回り、改善箇所の洗い出しを行っています。今こそ市民が企画し、市民が実行し、結果としての利益も市民が享受するという理念のもとに、人吉市においてもプログラムに基づくまち歩き観光を今以上に推進すべきと考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

1回目の質問といたします。

○市長（田中信孝君） おはようございます。議員がおっしゃるとおり長崎におきましては、長崎さるくが観光客の皆様的好评を得ていると聞き及んでおります。さまざまなテーマを設け、そのテーマごとにその長崎を歩いていく、非常にその観光客の方々にとられても学びが多い、アミューズメントともに学びが大変多いと聞き及んでおります。

近年の観光は、地域に住んでいる住人が自信を持っている自然や文化など、観光案内人など語りべによって紹介してもらうことが観光客のニーズとして増加しており、その最たるものが長崎さるくであると考えております。

人吉にとりましても、まち歩き観光は重要な観光素材の一つであると認識しております。人吉市におきましては、平成7年に人吉観光案内人協会が設立され、現在まで多くの観光客の方々に御案内していただき、好評を得ているところでございます。さらに近年、約2時間でめぐる「人吉じゅぐりっと」と銘打ったコースを設定されて、日々観光客の方々の案内に励んでおられます。この人吉じゅぐりっとは、J R 東海ツアーズやANAセールス等のフリープランの中のオプションの商品として販売されているところではございますが、今後さらに御指摘のように、さまざまなテーマを設け、特に人吉市内中心部におきましては、歩いてまさにめぐるのにはちょうどよい環境であるというふうに思っておりますので、まち歩きの観光のニーズがふえてくると考えております。発地型観光の旅行エージェントの商品としてだけでなく、人吉市にお越しいただいた方々が容易にこの観光案内を受けられるよう、着地型観光としてのシステムを官民一体となって構築してまいりたいと思っております。

以上お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 4番。

○4番（川野精一君） 御答弁いただきました。

ちなみに、長崎市の案内ガイドさんは、1回の案内につき1,000円の報酬があります。これは、お客様から500円をいただき、残金はコンベンション協会が負担しますが、実質市からの補助金が出て、パンフレット等の資料も市が負担しています。行政の支援なくしては赤字とのことですが、今後自立していきたいということでした。また、まち歩き中にお土産を

買ったり飲食もしますから、市民の受益は結構あると感じました。

同規模の博覧会の10分の1といわれる低予算で成功をみた「さるく博06」は、長崎市の過去最高の628万人を動員した長崎旅博覧会1990年以来、減少を見せていた観光動員数を、歴代2位の570万人へ新しい手法で回復させました。以後、平成19・20と微減傾向で推移していましたが、その間に坂本龍馬ブームが来て、亀山社中の建物復元やボランティアの語りべなど充実させ、全55コースのさるくをバージョンアップさせ、恐らく来年度は過去最高をマークすると思います。全国から長崎へと動く観光客を、熊本・人吉を含む南九州へと足を運ばせる施策も喫緊の課題と思います。

ここで、関連なのでお尋ねしたいのですが、先ほど御答弁の中にありました着地型観光としてのシステムの構築は、どのセクションで行うことがよいと市長は思われますでしょうか。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

どのセクションでと突然の御質問でございますけれども、やはり観光振興あたりが中心になりまして、やはり観光案内人協会または人吉観光協会等々を基軸といたしまして、官民一体となって進めていくということではなかろうかというふうに思っております。

昨日の松岡議員の御質問にもありましたとおり、青井阿蘇神社、それからこのお城周辺、またはさまざまな神社仏閣、そして人吉の偉人たちの遺跡と、そういうものが駅でそれが発信されていくのか、青井阿蘇神社で発信されていくのか、このお城周辺で発信されていくのか。さまざまなそのポイント、基地、ベースというものもつくり上げて、気軽に観光客の皆様方がお立ち寄りをいただき、気軽にその観光案内を求めることができるというふうな環境を整えることが重要であるというふうに思っております。

以上お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 4番。

○4番（川野精一君） 御答弁をいただきました。私も観光協会あたりの機関でつくっていくのがベストではないかなという気がいたします。6月に法人化を迎えておりますので、そのあたりまたいい方向で進んでいければなというふうに考えます。

それでは次に、長崎市の注目観光地で自治体や議員の視察が大変多いのが、軍艦島と呼ばれる端島です。御存じの方も多いと思いますが、ここはかつて海底炭坑でにぎわった半分以上がコンクリートの人工の島で、東京以上の人口密度を有しながらも生活水準の高い島でしたが、廃坑となり現在は無人島です。廃墟と化したビル群が残り、現在、近代化遺産として注目され、世界遺産への登録運動とともに、2006年8月には経済産業省が、端島を含めた明治期の産業施設を地域の観光資源として生かしてもらおうと、世界遺産への登録を支援することを決定し、2008年9月に九州・山口の近代化産業遺産の一部として世界遺産暫定リストに追加登録されることが決まり、2009年1月に記載されました。

我が人吉球磨にも、100年を迎えた明治期の近代化遺産、肥薩線があります。JR九州さ

んの持ち物ではありますが、ともに利があるならば経済産業省へも大いにアピールして、SL人吉と絡めて観光商品としての活用を望みますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

○市長（田中信孝君） 肥薩線の魅力は沿線の豊かな自然、それから近代化と近代化の過程において、日本が失ったさまざまなものが残っているということが考えられるところでございます。肥薩線における近代化産業遺産は、ループ線やスイッチバック、球磨川を渡る三大橋梁、開通当時からこの駅舎、全国で唯一とされる石づくりの人吉機関庫など、明治や大正の時代を思い起こさせる形で残っておりまして、長崎の軍艦島にもひけをとらない産業遺産であるというふうに考えております。この時代において、このような近代産業遺産は、マニアの方だけではなく一般の観光客の方々にも、いにしえ、古きよきものを呼び起こすものとして大変人気が出ているところでございます。この肥薩線には、人吉—吉松間にSL人吉、いさぶろう・しんぺい号が運行し、さらに吉松—鹿児島間には、はやとの風が運行しており、これらの観光列車と肥薩線の近代化産業遺産とあわせもって、スローな列車の旅をPRして、平成23年の春には全線開業します九州新幹線鹿児島ルートで、鹿児島にお越しになった観光客の皆様を、ぜひ人吉市に呼び込む施策を打っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 4番。

○4番（川野精一君） 御答弁賜りました。

ことし1月に取りまとめられた人吉球磨地域緊急観光動態調査を見てみますと、主な交通手段では、複数の交通手段を利用したものの組み合わせを見ると、「鉄道を利用した南九州の観光ルートが形づくられていることが今回の調査でも実証された」とありました。また、SL下車後の宿泊地では、人吉球磨地域が37.4%、鹿児島が32.2%、霧島が9.7%と、霧島集中論は適合しません。これは、団体での予約が難しいSL人吉の特徴かもしれません。また、観光客の主な交通手段で51.7%を占める自家用自動車への来客の取り込みも、SL人吉と肥薩線、近代化遺産と、先ほどの人吉まち歩きで、市長の言われる観光で食べられるまち、人吉そして球磨の姿が見えてくると思います。

次に、来年3月に全線開業する九州新幹線ルートに関西・中国地方から乗り入れるJR西日本新幹線のマーケットには大いに期待するところですが、先般JR西日本営業本部の方たちと意見交換の場があり、3月の開業時に行われるダイヤ改正とともに、関西地区で売られる九州の新規商品を大いに取り上げたいとのことでした。そのためには、ある程度プログラムされた観光素材を夏までには欲しいとのことでした。

そこで、市長は夏までにどのような情報発信を考えておられますでしょうか、お尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

旅行エージェントに対しましては、九州新幹線鹿児島ルートが開業します平成23年度上期に旅行商品を造成していただくためには、議員御指摘のとおり夏まで、もしくは最低10月までには観光素材を提供していかなければならないというふうを考えているところでございます。

この人吉球磨地方、何を売り出していくかということでございますけれども、それはもう御承知のとおり、さまざまな本場に恵まれている観光素材を持っているわけでございますし、例えば、この人吉球磨というのは、鎌倉時代以来からの神社仏閣、文化財というものが熊本県全体の7割を占めるほどのものがございます。それから、別の観点からとらえますと、戦国末期あたりまでは、あらゆるキリシタンを含めたあらゆる宗教が混在している非常にユニークな、全国でもめずらしい地域ではないかというふうにも考えているところでございます。そこに球磨川下りや温泉や球磨焼酎、さまざまに人吉に点在しております城下町の風情、先ほど申し上げました偉人の足跡等々も含めまして、売り出していく観光素材は山のようにあるというふうに思っておりますので、ただいま旅行エージェントとともに、着地型の旅行商品の開発を行っているところでございます。

そのような中で、また行政といたしましては、九州観光推進機構が主催し、東京・名古屋・大阪・福岡で旅行エージェントに対して開催されます商品説明会に積極的に参加し、他の地域にない人吉球磨の魅力ある観光素材を積極的に売り込み、商品造成をお願いしているところでございます。先般、福岡でも25社の旅行エージェントをお招きをして、観光協会で説明会を行ったということでございますが、そのような折にも積極的に私自身が出向きまして、そして旅行商品を売り込んでまいりたいと思っておりますけれども、東京あたりでも状況の機会をとらえまして、さまざまなマスコミ・雑誌をお招きをして、この人吉を売り込んでまいりたいというふうを考えているところでございます。

その他、個人客の呼び込みを目的として、平成20年度、21年度におきましては、九州新幹線鹿児島ルート沿いの福岡・熊本・鹿児島でテレビスポット、すなわちCMを放送し、さらに平成21年9月からは、大阪梅田駅構内には県とタイアップをいたしまして、SL人吉の大型電照看板も設置したところでございます。

行政以外で人吉温泉観光協会内にあります、誘致宣伝委員会及びSL人吉九州新幹線対策を担当する特別委員会におきまして、広島・山口・福岡・鹿児島などで旅行エージェントを訪問し、商品造成のお願いを積極的に行っていただいております。

今後の一つの機軸として、九州新幹線が九州の西側の大きな動線として確立されるわけでございまして、そのいわゆる九州横断特急、これが別府から人吉まで走っておりますけれども、この沿線自治体とも協力しまして、九州温泉博覧会、スローな旅というものも企画してまいりたいと思っております。

今後も、さらに体制、そして組織が一新されるであろう人吉温泉観光協会などと協力し、

連携し、各地で開催されます商品説明会に積極的に出席して、旅行エージェントとの関係を密にし、人吉の魅力ある観光素材を情報発信することにより、多くの商品造成を行っていただくようお願いし、個人客に対しましては、さまざまなメディアを通して観光人吉のイメージアップを図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 4番。

○4番（川野精一君） 御答弁いただきました。大変心強く聞かせていただきました。

観光協会での宣伝活動にあっては、少ない予算で本当によくやっけていただいております。先ほど申し上げましたように、6月に法人化の予定ですが、独り立ちするまでは、今後とも行政の温かい支援をよろしくお願いいたします。

次に、交通政策における公共交通の利用促進についてですが、この件は危機感も強く、たびたび質問事項に上がっております。くま川鉄道の利用促進策や公共交通の空白地対策は、さきの笹山議員の質問のとおり、交通弱者の足を守るためにも必要不可欠です。また、今回、九州産交さんのおかげで運行が開始されました「さるく人吉」は、高校生を初め市民の皆さんに好評の声を多く聞きました。多くの方に御利用いただきたいと思います。

そこで、市としての利用促進策をお尋ねいたします。

○市長公室長（荒巻 通君） おはようございます。お答えいたします。

まず、くま川鉄道における観光面での利用促進策でございますが、ことしも先週6日からSL人吉の運行が開始されたところでございます。JR九州様の発表によりますと、去年は4月25日から11月末までに実運行日数は148日、乗客数が3万2,000人と、多くの観光客の方々に訪れていただいております。あとはこの3万2,000人の方々を、いかにくま川鉄道の利用につなげていくかということが最も重要なことございまして、具体的には、くま川鉄道が計画します観光列車「KUMA」を利用した「KUMA旅」への誘客を積極的に支援していきたいと考えております。

また、くま川鉄道につきましては、観光面からだけではなく、地域の公共交通として圏域で支えていかなければならないと考えております。特に、輸送人員の大半を占める学生の利用が、少子化等々によりまして開業当初からいたしますと4割程度減少し、大変厳しい経営状況となっております。

今後は、学生及び交通手段を持たない高齢者など、地域住民のためにももう一度原点に立ち返り、乗ろう運動のような地域が一体となった、マイレール意識の形成に取り組んでいかなければならないと考えております。具体的に申し上げますと、くま川鉄道と連携を図りながら、高校生の新入生を対象に定期券購入のPR実施、また、市町村の広報等を活用いたしまして、会社の厳しい経営状況を公開するなど、多くの方々に鉄道を利用していただけるような啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、バスの利用促進策でございますが、産交バス様の企業努力によりまして、今月1日から市内循環型のタウンバス「さるく人吉」が運行されました。通学者・通勤者向けの安価な1カ月定期券も発売されておりまして、先ほど川野議員からもありましたように、評判はおおむねよいと伺っております。さらに、交通空白地帯も一部解消できるような運行経路となっており、地域住民の方々の利便性はかなり高まったのではないかと考えております。今後は、高校生を対象に定期券購入のPRを実施するなど、産交バス様と連携を図りながら利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 4番。

○4番（川野精一君） 御答弁いただきました。

くま川鉄道につきましては、人吉球磨地域交通活性化協議会で、年間利用4万人増を提示されましたが、市長の言われる、マイレール意識をより具体的に実施事業の中に盛り込んでいただきたいと思っております。例えば、以前募集がありましたくま川鉄道サポーターともいえる「がまんちょ会」の活性、失ってはいけない交通機関だからこそ、地域住民で前売りセット券のようなものを、本当は定期券がいいと思うんですけども、購入することによって支えるなどの方法もあるかと思っておりますし、また、販売チャンネルを委託することも可能ではないでしょうか。

また、たびたびのJR九州旅行事業部での会談の中で、SL人吉に対する人吉市民の歓迎ぶりがとても好評です。しっかりと鉄道を守っていく意味においても、市として鉄道利用促進都市宣言（仮称）などを行ってもよいのではと思っておりますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） JR九州からの、SL人吉からの観光客をくま川鉄道に誘導できないか、こういうお話もあるわけでございますが、大変重要な戦略の一つであります。

よって、その定期券とか、または1,000円券とかいろいろその販売をして、人吉球磨の皆様方に、このくま川鉄道を大いに利用し愛していただくという提案もさまざまにあるわけでございますけれども、そういう鉄道にも使える、買い物にも使える、あらゆるものに使える一つのカードというものを発行したらどうかというふうな考え方もございまして、今度、商店街やら、またあらゆる企業団体、お店とも連携をしながら、くま川鉄道の乗車券と組み入れた、東京でいえばSuicaとか、そういうふなカードと連携をしていくというのも一つの方法であろうと思っております。しかし、やはり本筋と申しますか、基本的には我々が、この地域公共交通第三セクター鉄道を残すということをはっきりと決断し、そしてこれを私たち自身の問題として、まず意識改革というのが大切ではなかろうかというふうに思っております。我々地域の財産としてのくま川鉄道を考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。このことを今一度確認することが重要である、この人吉球磨の

我々住民一人一人が、それを確認することが重要であるというふうを考えております。これを受けまして、今般の人吉球磨地域公共交通総合連携計画の策定につながったところでございます。

今後、沿線各自治体ごとの実行委員会など設立をさせていただきますして、それぞれの自治体でくま川鉄道を盛り上げてまいりたいというふうにも考えているところでございます。

ただいま川野議員から、公共交通利用促進都市宣言（仮称）を行うことで、マイレール意識を高めることができないかというありがたい御提案でございますが、本当にそういう時期に来たというふうに私は感じているところでございます。いや、もう時期に来たというよりも、切羽詰まっていると。そういう至近の状況でもございます。もし踏み込んだ表現をさせていただくならば、人吉球磨のライフスタイルを少々変えてでも、くま川鉄道や地域公共交通を利用していただきたいと願っておりますし、地域の住民の皆様方の御理解と実践を改めてお願いをしてまいりたいというふうに思っております。くま川鉄道再生のために取り組めることは、あらゆることを取り組んでいくという決意を、それぞれ住民一人一人が持つことが大切であるというふうに考えております。

以上お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 4番。

○4番（川野精一君） 御答弁いただきました。まさしく残さなければいけないという見地から、しっかりとみんなで守るんだという意識を、もう人吉球磨全体で持てるように、この交通活性化協議会の中でも、力強く引っ張っていただきますように、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、認知症高齢者の保護と対策についてですが、この件は認知症で徘徊癖のあるおじいちゃんをお持ちの方からお話がありました。当初は、交通事故にでも遭ったら皆さんに迷惑がかかるのでとのお話だったので、交通安全関係として通告いたしましたが、いろいろ調べるうちに、私自身もっと深い問題を抱えているということに気がつきました。

私の母方祖母もアルツハイマー型認知症を患い亡くなりましたが、介護される御家庭の大変さは、関係されなくてはわからないことだと思えます。

2030年には、認知症高齢者は350万になるといわれており、65歳以上の人口の1割を占めると言われております。高齢化を迎えた今の社会では、いつ自分や自分の家族に発症するかわかりません。認知症をしっかりと学ぶことが必要だと感じました。

質問ですが、認知症高齢者の保護の観点から、現在の市の状況、現状についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（尾方 篤君） おはようございます。お答えいたします。

本市では、平成18年11月に人吉市高齢者地域包括支援ネットワークを立ち上げております。これは1点目に高齢者の虐待の防止、早期発見のため。二つ目に認知高齢者の見守りのため。

三つ目に地域包括支援のため。この三つの役割をあわせ持つものでございます。

このネットワーク会議の委員には、医療機関としまして医師会、総合病院、吉田病院、光生病院。それに専門機関としまして警察署、消防組合、消防団、法務局、人権擁護委員、弁護士、司法書士。また地域見守り機関といたしまして郵便局、銀行、タクシー協会、トラック協会、新聞販売店、コンビニエンスストア等防犯協会、それに民生委員、町内嘱託員、老人クラブ、高齢者相談員、校区社協など。このほかにも、各介護サービス事業所と多くの御協力をいただいております。

この中で認知高齢者の見守りが必要な理由としましては、虐待や徘徊による事故、あるいは消費・金融被害、財産管理などさまざまな問題が発生していることが挙げられております。このような現状の中、徘徊による事故、行方不明等の対応のために家族から申し出があった方につきましては、高齢者見守りネットワーク情報書の作成を行い、各関係機関に事前に情報の提供を行い、見守りをお願いしておるところでございます。具体的に情報書の中には、御本人の顔写真、特徴、普段の行動の様子などを記入し、例えば見かけられたらすぐ家族に電話連絡を入れていただくケース、あるいは午後5時までどこどこ方面に歩かれていたと記憶にとどめていただき、午後5時以降に見かけられたときは、家族に連絡を入れていただくなど、対象者に応じた対応の仕方も記入をいたしております。

登録者は、平成18年度3人、平成19年度が10人、平成20年度13人、平成22年2月末現在16人の方を、このネットワークの対象者として見守りをさせていただいております。平成18年度からの4年間の対象者実人員は、26名となっております。

これまでに夜間に行方不明者の通報がありまして、各タクシー会社へ電話で協力を依頼し、また朝早い時間から地域で活動される観点から、新聞販売店、牛乳配達所にファクスで行方不明者の情報を伝え、協力を依頼させていただいたこともございました。

以上お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 4番。

○4番（川野精一君） 御答弁いただきました。

認知症高齢者を支えるネットワークが、全国560の市町村に存在するということです。特に、都市部では効果的な活用が難しいというふうに出ておりました。原因としては、通常業務を終えた団体に夜間の協力が求めにくい、警察以外に情報を知られることを拒む家族が多い、地域住民の力も借りたいが個人情報取り扱いが難しいなどが挙がっておりました。

登録された方だけでなく、対象者を広く考えて対策がとれないものでしょうか。他地域の例などございましたら、あわせてお伺いしたいと思います。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

現在お願いしているネットワークで登録者に限らず、地域の中で、例えば夜中に高齢者が一人で歩いているなどの、おかしいと感じられたときには声をかけていただいたり、場合に

よっては保護していただくなど、今後もお願いをしていきたいと考えております。

また、現在のネットワークの委員の方々に、ガス協会、九電など定期的に高齢者にかかわりを持っていただいている機関にも、協力をお願いしてまいりたいと考えております。

さらに警察署の連携のもと、人吉市地区防犯協会連合会で行われております「くまっ子安心メール」、熊本県警で行われております「ゆっぴー安心メール」など、地域の安心・安全に関する情報発信や、消防団との連携のもと、団員へのメール配信などを使って認知症高齢者の見守りを行っていききたいというふうに考えております。

今後、人吉市に限らず、球磨郡の各町村と協力のもと、球磨圏域全体のネットワーク体制がとれるよう努力をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、21年・22年度に認知症地域支援体制構築等推進事業というのがございまして、これを行っておりますのは県内の7市町村でございます。管内では唯一錦町が取り組みをされております。取り組みの状況といたしましては、認知症にやさしい地域づくりネットワークという名称で、既存のネットワークを再構築され、関係機関による支援のネットワークを強化されるということでございます。また、まちの情報配信メールで「にしきお知らせメール」の中に、「どけおっとメール」というメニューを追加し、登録をしていただいた方には、行方不明者が発生した場合等に、搜索の情報を発信して協力をお願いするというような内容になっておるようでございます。

以上お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 4番。

○4番（川野精一君） 御答弁いただきました。錦町の取り組み、多分モデル事業で予算があるので、できることなんだと思うんですけども。以前、夜間徘徊者を見かけたら110番通報をとというチラシを見たことがあります。警察にも本当協力してもらわなきゃいけないんですけども、夜間徘徊者を見かけたら電話する窓口そういうものを、警察になるんでしょうけども、何とか構築、きちんとした形態でできないかなというふうに考えます。東京練馬区の徘徊高齢者搜索隊のネットワークには、愛犬家の散歩を巧みに利用したユニークなネットワークが存在するようです。犬の散歩をされる方々同士が同じ時間帯にコミュニケーションを持たれるので、そのあたりで徘徊者の搜索にも一役買っているという事例を聞きました。本件にも、みんなで知恵を出しながら市民の皆さんが喜ぶまちづくり、地域づくりを進めていきたいと思えます。

以上で一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前11時00分 開議

○議長（大王英二君） 休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。

○2番（井上光浩君）（登壇） 2番議員の井上光浩でございます。時間の調整をしていただきまして、まことにありがとうございます。いつもどおり簡潔に質問をまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

本市におかれましては、春風マラソンに3,200名を超えるお客様、また多くのボランティアの皆さんのおかげで大いににぎわったと思います。大変喜ばしいことだと思います。

また、西議員も言われましたが、ことしはカナダ・バンクーバー冬季オリンピックが開催をされました。国民に多くの感動を覚えさせ閉幕をいたしました。日本選手団は銀メダル3個、銅メダル2個を獲得しました。フィギアスケートの浅田選手、スピードスケート男子500メートルの長島選手、そして特にスピードスケート、日本では女子団体追い抜きとありますが、パシュートは金メダルにわずかの差で銀メダルでありました。選手は4年に一度、このオリンピックのために日夜努力をしてきたであろうと感じながら報道を見ておりますと、ふと思うことがございました。我が国の必殺事業仕分け人と呼ばれる国会議員の中には、「どうして世界一でなければいけないんですか、2番ではいけないんですか」と、堂々と発言される方もいらっしゃいますが、スポーツだけではなく、文化、そしてあらゆる分野で、世界一を目標に頑張っている国民がいることを理解をしていただきたいと感じたのは、私だけではないと思います。

それでは、通告に従がいきまして質問を進めてまいりたいと思います。私の質問は、2項目に絞り行います。

まず1点目は、経済振興策より、緊急雇用対策についてであります。2点目は、市民の声より、防災対策についてであります。1点目の緊急雇用対策については、質疑の中でも永山議員、そして一般質問の中では松岡議員がされておりますが、重複する点もありますが私なりの視点で質問を行います。

熊本労働局は、1月の県内の有効求人倍率は、前月の0.02ポイント上回る0.41倍で、10カ月ぶりに0.4台を回復したと発表しました。本市においては、市長の施政方針にありますが、人吉球磨の有効求人倍率は、12月末の0.28に対して、1月末は0.34倍と数字上では上向きになっているとありますが、実情は厳しい状況であると感じられます。

そこで、昨年12月から雇用された緊急雇用対策の雇用状況、再就職状況等はどうなっておりますか、お尋ねをいたします。

1回目の質問を終わります。

○経済部長（井上修二君） おはようございます。お答えします。

12月から開始しました緊急雇用対策につきましては、延べ124名の雇用をいたしたところ

でございます。この間、作業系臨時職員7名、事務系臨時職員1名の計8名の方が、新たな仕事が見つかったことから退職をされておりまして、また、ほかに2名の方が職業訓練のために退職をされておりまして、緊急雇用の業務に従事しながら就職活動もあわせて行っておられるところでございます。

緊急雇用の雇用期間も残りわずかでございますが、先月末からは業務に従事されている班ごとにハローワークでの就職活動の時間も確保いたしているところでございます。このような機会を最大限活用していただきまして、今後の就業の場の確保に努めていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2番。

○2番（井上光浩君） 少しずつではありますが、再就職の成果があらわれているというところでありまして。しかし、まだまだ本市の雇用状況というのは厳しいものがあります。

そこで、施政方針の中で、ふるさと雇用再生特別基金事業で15名、緊急雇用創出基金事業で115名の雇用を計画されておりますが、現在雇用されている方々をそのまま雇用されるのか。まずそれが1点目。

また、新たな施策で重点分野、雇用創造事業として、介護、医療、農林、農業者を育てる雇用を行う計画であります。具体的にどういった施策であるのかお尋ねをいたします。この点につきましては、永山議員も質問をされておりましたけれども、重複いたしますが質問をいたします。

○経済部長（井上修二君） お答えします。

ふるさと雇用再生特別基金事業で15名、緊急雇用創出基金事業で115名の雇用について、来年度も引き続きその方たちを雇用するのかという御質問でございますが、ふるさと雇用再生特別基金事業につきましては、地域における継続的な雇用が見込まれる事業において、安定的な雇用機会を創出する取り組みでございます。原則的には実施期間は1年以上3年以内となっておりますので、15名の方につきましては、希望される場合は来年度も継続して雇用を行うことができます。一方、緊急雇用創出事業におきましては、地域内にニーズがあり、離職した非正規労働者、中高年齢者等の失業者の次の雇用までの短期6カ月以内の雇用、それから就業機会のふさわしい事業であるということから、できるだけ多くの方に就業の機会を与えるという趣旨から、新規雇用する労働者の雇用就業期間は6カ月以内とし、1回に限り更新できると要項で定めております。したがって、雇用期間が1年以内の方は、その残存期間の雇用は引き続き可能でございますが、1年に達している方の雇用は継続できないということになっております。

次に、重点分野雇用創造事業については、緊急雇用創出事業のうち、介護、医療、農林水産、環境、エネルギー、観光、地域社会雇用の6分野に該当する事業について、当初から雇

用期間を1年以内として実施することが可能となっております。また、従来の緊急雇用創出事業では不可とされていましたが職場外での技術研修などに関する費用も認められております。本市では、重点分野雇用創出事業として7事業を予定しております。このうち、要介護認定適正化事業及びエコ乗り物観光振興事業につきましては、昨年からの継続事業でございます。この重点分野事業に組み替えを行ったものでございます。

専門職による特定保健指導及び健康教育事業は、特定保健指導及び健康教育を実施する栄養士1名を雇用し、生活習慣病への取り組みについて、治療重視から予防重視への転換を図るものでございます。

耕作放棄地を活用した農業生産技術習得支援事業は、8名の雇用を予定しております。耕作放棄地を活用し、農産物の農業生産技術を習得し、農業従事者として自立を図るものでございます。

伝統・歴史・文化体験型観光インストラクター育成事業は、2名の雇用を予定しております。地域の観光素材を活用したイベントや、プログラムを企画・立案し、実行できる人材を育成するものでございます。

また、耕作放棄地を活用した農業担い手人材育成事業は、2名の雇用を予定しております。将来の農業による自立を目指し、農業大学校への研修派遣を行うとともに、実技研修として耕作放棄地を活用し、農業生産技術を習得し、農業従事者としての自立を目指すものでございます。

最後に、地域福祉人材育成事業は、1名の雇用を予定しております。社会福祉事業に従事しながら、ホームヘルパー2級講座と介護事務講座を受講させ、介護分野の資格取得をし、人材の育成を図るものでございます。

以上お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2番。

○2番（井上光浩君） 今回の事業につきましては、技術研修、また資格等々についても雇用を広げられるというところではありますが、この事業につきましては短期間のつなぎという事業であります。その間に再就職先、また新しい分野に人材を育成しているという事業であると思っております。

そこで、先ほど川野議員も言われましたが、春は卒業のシーズンでもあります。この春、高校の卒業生の就職内定率を少し調べてまいりました。県内では76.9%、全体のうち76.9%の方が就職をされたというところでもあります。内定者のうち、県内での就職は51.2%にとどまっております。これは過去2番目に低い数字でありまして、県外への流失を顕著に示しております。

そこで、この春、高校新卒者の未就職、就職がままならなかった方々の対応も、この事業の中で検討をされたのかお尋ねをいたします。

○経済部長（井上修二君） お答えします。

新規高卒者の就業支援につきましては、人吉商工会議所が事務局をしております。人吉球磨雇用対策協議会という組織の中で、去る2月16日に「人吉球磨の雇用を考える」という会議が行われたところでございます。会議の中では、各高校の進路指導の先生と企業との意見交換の場もございまして、管内の高卒者の就職状況は、昨年48名だったのがことし同期では、70名の就職が決まっているということで、管内においては昨年よりよい状況であるということとございました。

しかし、県外、特に自動車関連の不況の影響で、近畿・東海地方の求人が減っているということで、球磨工業高校の例でございしますが、例年就職希望が6割で、進学希望が4割だったのが、ことしは就職が厳しいということで4割が就職を希望し、6割が進学を希望するという状況にあるということとございました。また、2月18日の段階で就職未内定者をハローワークに確認しましたところ、22名おられるということとございます。そのうち、人吉球磨管内に就職を希望された方が13名で、さらに、そのうち人吉市内にお住まいの方は5名でございまして、現在まだ就職活動をされており、結果待ちという方もいらっしゃいますので、実数はまだ少なくなるのではないかとこのように考えているところでございます。

高校新卒者の未就職者への対応につきましては、緊急雇用創出事業で市が直接雇用する事業もございまして、その中で対応していきたいというふうに考えております。

以上お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2番。

○2番（井上光浩君） 検討というか、横のつながりで検討されているということとございました。また、管内の人吉球磨の新卒者についても、積極的に募集をしていただきたいと思っておりますし、進めていただきたいと思っております。

そこで、高校生の求人状況について少し時間をいただいて、現状を私なりに述べたいと思います。実は、本市内にあります2校の高等学校の普通高校、工業系でございますけれども、進路指導の先生方にお話を聞く機会がございましたので、お時間をいただきたいと思っております。工業系でございますけれども、求人件数を20年度と21年度、聞いてまいりました。関東が20年度263件ありましたが、21年度につきましては185件。中京地区につきましては161件、これが極端にひどく73件の求人だったと。関西につきましては、93件に対し21年度は67件。中国・四国につきましては20年度が23件、21年度が13件。そして九州にいきましたら、57件につきまして21年度は38件。熊本県は38件に対しまして、21年度は25件というところであります。人吉球磨につきましては20年度が15件、21年度は19件、4件ほどふえたというところではありますが、総数にしますと20年度が654件ありました求人数が、21年度は420件まで落ちているという現状でございます。その中で驚きましたのが、錦町のほうに2社企業が、こちらでは大手と呼ばれている会社がございまして、2企業合わせて3名の求人数であったという

こととございます。400名以上の会社であります、3名しかいなかったというような現状であります。

補足をいたしますと、高校生の場合は、7月1日が就職の解禁日でございます。そして、大学生については解禁日はない、現在のところないのです。私どものときは9月1日が解禁日だったと思いますが、現在は解禁日はないということとございました。質問をいたしましたところ、中京地区、関東地区、就職された方たちの雇用状況と、管内に就職された方たちの給与の差はどうですかと申し上げたところ、初任給で県外、また大企業に勤められた方は大体15万円ぐらいです。人吉球磨の場合は13万円です。最初は2万円ですけれども、県外の中京地区や関東地区、関西地区に就職した人たちのベースアップの差が大きいため、子供たちはあちらで家を建て、あちらに住んでしまいます。こちらに帰ってくることはないのです。ないというか、帰ってこれる人たちが少なくなっている。そういうことが如実に出ているところとございます。そして、地元の採用が1月か2月にしか出てこない。高校3年生の卒業前です。そういうことで地元にはなかなか就職ができない。7月には大企業が来るので、あちらのほうを先に決めてしまいますという現状を報告されました。

そこで、高校生の就職状況でございますけれども、そのほかにも、実は人吉市の出身の方で高等学校が、例えば鹿児島県とか、宮崎県とか、熊本市内とか行かれた高校生もいらっしゃいます。その人たちが就職がなくて地元に戻ってきて、仕事がないという方もあります。そのあたりも検討課題に上げていただいて、雇用につなげていただければと思います。

その点を踏まえて、田中市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

施政方針の中でも述べさせていただきましたけれども、人吉球磨の雇用情勢というのは、いまだ大変厳しい状況にあるという現実がございます。新規高卒者を含めた就職支援対策につきましては、国策として取り組んでいただく必要があるというふうに、この昨年末からの緊急雇用を実施して痛感しているところでございます。

市が独自の対策をとったといたしましても、これは暫定的な対策にしか過ぎないということとございます。そういう観点から、ぜひ国策として取り組んでいただきたいというふうに考えておるところでございますけれども、中長期的な市独自の対策としましては、やはりこれは企業誘致などではないかというふうに考えているところでございます。これらを、やはりより積極的に取り組んでまいらなければならないと感じております。

それで市といたしましては、新規高卒者を含めた就職支援対策についても、今後も国や県の補助金を積極的に活用し、取り組んでいく所存でございます。

以上お答えといたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2番。

○2番（井上光浩君） 本来なら、この質問はここで終わるところでありますけれども、市

長が企業誘致等々についても述べられましたので、そこで一つ質問をさせていただきたいと思えます。

国策であるということは私も理解しておりますけれども、厳しい雇用状況、人吉球磨の雇用状況であります。そこで、先日は企業誘致について、その受け皿づくりの中核工業地帯の説明会も開いていただきました。もちろん私も出席をしたわけですが、丁寧な説明であったと思えます。関係部署におかれましては、積極的に活動をされておると思えますが、施政方針の中にもありましたように、直近の情報として、雇用創出の中で企業誘致が一番大事であると。重要課題であるということは、実は先ほど言いました2校の進路指導の先生方、また校長先生方も同じようなことを言われました。

そこで質問でございますが、直近の情報でP Vエキスポ（国際太陽電池展）が開催され、本市も人吉球磨のブースを出展し、誘致活動をされてきたということをお聞きしました。その活動状況について、1点だけお聞きしたいと思います。

○経済部長（井上修二君） お答えします。

P Vエキスポ2010（国際太陽電池展）は、3月3日から5日にかけて東京ビックサイトで開催されたものでございまして、ことしは世界18カ国、出展企業570社と、アジア最大規模の太陽電池の展示会で行われました。

本市といたしましても、人吉球磨地域産業雇用創出協議会として球磨郡の職員と一緒に熊本県のブースに隣接し、合同の展示ブースを出展いたしましたところでございます。活動内容といたしましては、ブース来訪者に人吉球磨地域の企業誘致パンフレット等を配布し、工業用地の情報を提供するとともに、名刺交換や出展者の関連企業の訪問を行うなど、誘致活動を行ってきたところでございます。

以上お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2番。

○2番（井上光浩君） 今回の質問で緊急雇用対策ということで質問いたしました。これは先ほど申し上げましたが、再就職への準備というような位置づけであると私は思えます。それとともに、企業誘致を並べてやっていかなければならないと、厳しい状況ではあります。担当部署におかれましては精いっぱいやられておるということは私も認識しております。今後も大いに進めていただいて、ありとあらゆる手段を講じていただければと思っております。強く要望いたしますので、この質問を終わります。

それでは、2点目の質問に入ります。

防災対策についてであります。私は現在、球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会に所属しております。この点につきましては、委員長のほうから本議会委員長報告があると思えますので、その内容については申し上げますが、防災については、河川のはらん、そして洪水被害、それ以外であってもさまざまな災害があると思えます。

そこで、本市において災害が起きた場合、孤立集落が起き得る場所等々の可能性がある集落の把握状況はどうなっておりますか、お尋ねをいたします。

○総務部長（深水雄二君） おはようございます。お答えします。

孤立集落が起り得る可能性がある集落の把握状況はとの御質問でございます。孤立集落になり得る要因としては、今おっしゃいました河川のはんらん、土砂災害等が考えられます。このほかにもいろいろ地震等もあろうかと思えますけども、このはんらん、災害についてちょっと考えてみました。

こういうことが起きますと道路が寸断され、孤立してしまう恐れが出てまいります。このような要因から、孤立するのではないかと思われる地域でございますが、例えば中神町の大柿・小柿、東大塚町、西大塚町、田野町、鹿目町、上永野町永葉、大野町、矢岳町などいろいろあろうかと思えますけども、要するに道路が1本とか2本とか、少ないところがやっぱり可能性があるのかなというふうに思っております。それでも、やっぱり市全域におきましては、このほかにも、また詳細にわたりますともっとあろうかと思えますので、このことにつきましては、さらに把握、調査を進めてまいりたいと考えております。

以上お答えします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2番。

○2番（井上光浩君） 本市においては、ハザードマップ（人吉市災害避難地図）を本年の6月に配布する予定であります。

そこで2回目の質問に入りますが、総務省消防庁では、全国1,800の市区町村に対して、災害時要援護者の避難支援対策への取り組み状況の調査結果を発表いたしました。これは平成21年3月31日現在であります。避難を手助けする前提プランを策定した市町村が、全体の32%に当たる576自治体だそうです。未策定の市町村のうち、549自治体、全体の30.5%がまだ策定中である。675市町村、これも区が入りますが、37.5%は策定すら着手していないということが明らかになっています。

そこで、本市の策定状況はどのようになっておりますか、お尋ねをいたします。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

本市では、災害時要援護者支援計画、これは災害対策本部の救護部としての対応マニュアルというふうに御理解をいただきたいと思えます。これを平成20年5月に策定をいたしております。この計画は、地震・風水害・その他の災害が発生した場合における災害時要援護者の避難の支援、及び平常時における準備行為及び災害発生時における措置について必要な事項を定めて、もって要援護者の避難の的確かつ迅速な実施に資することを目的として策定をいたしております。また、その中には、例えば避難所での高齢者・障害者・乳幼児・妊婦等への対応の仕方とか、あるいは必要な器具・物資、あるいは必要な医術等についても、個別の策定についても、うたっておるところでございます。

以上お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2番。

○2番（井上光浩君） 策定をされておるといところでございますが、災害時に支援が必要な要援護者、障がい者の方もいらっしゃいますし、小さな子供さんもいらっしゃるということでございますが、名簿の整備状況についても公表されておりますので、質問をさせていただきたいと思っております。

全体の中で、要援護者に対する名簿の作成でございますが、全体で1,196自治体（66.4%）が整備中でありまして、まだ全然着手をしていない未着手が604自治体（33.6%）。一人一人の具体的支援方法まで定めた個別プランは、1,074市町村（59.7%）が全く未着手という状況であります。

本市の災害時要援護者名簿の整備状況はどうなっておりますか、お尋ねをいたします。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

災害時要援護者名簿につきましては、本人または家族の同意のもとで、平成18年度から民生委員、児童委員の皆さんの御協力をいただき、要援護者台帳の整備を進めておりまして、現在約1,200名の御登録をいただいております。

また今年度は、国のセーフティネット支援対策等事業費補助金を活用しまして、地図と連携した災害時要援護者避難支援システムの導入を図っております。このシステムの導入によりまして、要援護者の方や避難を支援していただく協力員の地図情報や避難経路も色分けして表示ができておりまして、さらに、要援護者情報の閲覧や安否確認処理も可能になるため、要援護者避難支援の効率化及び合理化が図られるものと考えております。

今後は、まだ登録をされていない要援護者の方々への周知及び広報を積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2番。

○2番（井上光浩君） 取り組みは進められているといところでございますが、いろいろ現代の問題がありまして、担当部署においては御苦勞があるのではないかと考えております。今後も進めていただいて、要援護者の情報を確立していただければと思います。

そこで、今回この孤立集落について質問をいたしておりますが、近年の災害による犠牲者のうち、各方面で災害が起きておりますが、高齢者の割合が非常に高うございます。そこで、ちょっと古くなるかもしれませんが、近年の災害による犠牲者のうち、高齢者の占める割合ということで出ております。これは平成20年度災害時要援護者に関する全国キャラバン、これは内閣府のほうからでございますが、平成16年新潟・福島豪雨では、死者・行方不明者16名のうち高齢者が13名、81.3%。平成16年福井豪雨、死者・行方不明者が5名、そのうち4名の方、80%。平成17年台風14号が、死者・行方不明者29名のうち20名、これは69.0%。

平成18年7月豪雨、これは死者・行方不明者30名のうち15名、50%ということでございます。非常に高齢者の方の犠牲者が多いということは数字的にも出ております。

そこで、本市においての孤立集落の高齢者を含む災害時要援護者の避難計画の具体的な内容はどうなっておりますか、お尋ねをいたします。

○総務部長（深水雄二君） お答えいたします。

孤立集落となり得る集落にお住まいの高齢者や要援護者の方々の避難支援計画を作成する上で、集落における危険箇所の把握、つまり各種ハザードマップの整備が大変不可欠、重要であると認識しております。

具体的な対策としましては、いろいろあろうかと思えますけども、幹線道路や集落へのアクセス道路網の整備、通信網の整備や避難所の確保、いざ有事の際に救助活動が出てくるであろうと思われ救助ヘリのためのヘリポートの位置づけ、また各集落におきます避難訓練など、細やかな対策が必要になってくると考えます。

したがって、ハザードマップの作成を進めている地域生活課や要援護者避難支援計画の所管であります福祉課、道路河川の管理を担当しております道路河川課など、庁内の関係各課を含め全庁的に、また、外部のいろんな関係機関と連携を強くとりながら、総合的に孤立集落対策に対する具体的な対策の検討を早急に進めていかなければと考えております。

以上お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2番。

○2番（井上光浩君） 総務部長のほうから答弁がありましたけれども、危険箇所の把握、つまり各種ハザードマップの整備が不可欠であるということでございます。また、建設部関連になりますが、幹線道路、集落へのアクセス等々についても出てまいりますし、これは全庁的に取り組んでいただく形になると思えますけれども、やっぱり高齢者の方、小さい方、体が不自由な方がいらっしゃいますので、そのあたりを踏まえていただきたいと思います。

現在、世界ではチリやきのう西議員が言われましたけれども、ハイチで起きた大地震など、天災はいつ来るかわからないということでございますが、また本市においても、道路の崩落のため迂回路が隣県付近まで回らなくてはならないというところもあるようでございます。矢岳町については、四谷のほうを整備をしていただいておりますので、大変地元住民は喜んでおられますけれども、まだまだ財政的に厳しいとは思いますが、そのあたりを勘案いただきまして、整備のほうも進めていただきたいと思います。

余談ではございますが、五木村では北分署の新設が行われておりますけれども、五木村自体でヘリポートの建設を計画されております。そういったことは、竹野川での災害の際に、自衛隊のヘリによる救助があったために、たくさんの方が助かったというような実例もございます。そのあたりも対策の中に入れていただいて、検討をしていただければと思います。

早急な対策を強く要望をいたします。

最後に、3月31日をもちまして退職をされます職員の皆様方、また、この議場におられます各部長の皆様方、まことにありがとうございます。長い間の御苦勞大変だったと思います。退職後もどうか体を御自愛いただきまして、人吉市政を見守っていただき、そしてまた、私どものような若輩者にも御教示を賜ればと思います。心より念じまして、私の一般質問を終わります。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 9番。

○9番（永山芳宏君）（登壇） 若干12時までは20分ほどありますので、その間で済ませていきたいと思っております。9番議員の永山でございます。簡潔に質問をいたしますので、御答弁のほどよろしく願いいたします。

通告しています項目は2点でございます。1点目、道路改良から、市道戸越永葉線について。2点目、木材需要より、木材の利用促進についてでございます。

まず1点目、市道戸越永葉線の改良計画については、3年前、平成19年3月の定例会で一般質問で取り上げさせていただいております。この路線、市道戸越永葉線は、全長2,544メートルのうちの黒坂橋から約200メートル地点は、平成14年3月に工事が二車線化で完了をしております。前回要望をお願いいたしました一ツ橋までの区間、約200メートルの区間で今回もお尋ねするわけですけれども、その間の落石等の危険箇所については、崩落防止等の工事はしてありますが、いまだ改良はなされておられません。また、この道路は通学路でもありますし、その後の改良計画はどうなっていますでしょうか、お尋ねいたします。

○建設部長（山上 茂君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

この道路は、矢黒町と永野町を結んでおります、議員おっしゃいましたように、全長2,544メートルの路線でございます。この路線にあります黒坂橋につきましては、老朽化に伴う架けかえ工事を平成4年度に着手し、平成5年度に竣工したところでございます。また、黒坂橋から永野町入り口にございます一ツ橋までの区間におきまして、特に幅員が狭いところの延長195メートルにつきましては、平成9年度から平成10年度に測量設計を行い、平成11年度に用地の御協力をいただき、平成12年度から工事に着手をしまして、平成13年度に二車線道路として完了したところでございます。

議員御指摘のところは、市道下戸越永野線と交差するところから一ツ橋までの延長約267メートルの区間でございますが、仮に一ツ橋の架けかえ工事を行うことになると、地域の皆様方が利用される迂回路が大変遠くなるという問題が出てまいります。そのようなことから、現在の橋を利用しながら工事を行うこととなりますので、新たなところに橋を設置することとなります。それに伴いまして、道路線形も変わり、住宅等の移転が発生することにもなり、相当な事業費を要することとなります。このようなことから、現在の厳しい財政状況を勘案しますと、早急な対応は非常に難しいと考えているところでございます。

以上お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 9番。

○9番（永山芳宏君） 今、答弁をいただいたわけですが、3年前同じような答弁をいただきました。前回、当時の建設部長も、「現在のところは最終計画案ではございませんけれども、道路の改良に伴って、一ツ橋の架けかえをすることになりますと、迂回路が大変遠くなるということなどを考えます。現在の橋は残したまま、ほかの位置に移転するというふうなことになりますと、住宅等の移転等も発生する。相当な費用がかかるように予想されますので、早急な対応はということになりますと、現在のところ大変厳しい状況であります」と答えておられます。

若干、語句が変わっただけでございますけれども、まあ3年間、非常に残念な思いをしております。設計計画がなっているかなと若干は期待したところでございますけれども、非常に残念でございます。

答弁の中に、一ツ橋の架けかえという件がございましたけれども、今この橋関係で橋梁診断等がなされておるとお思います。この一ツ橋もその橋梁診断の対象となる橋なのか。また、橋梁診断対象橋であれば、診断結果、また結果がわかっておれば、その結果についてお答えをお願いしたいと思います。

以上です。

○建設部長（山上 茂君） 御質問にお答えいたします。

3年前の答弁と同じということでございますけれども、現在、さらに厳しい財政状況でもございますので、御理解を賜りたいと存じます。

ただいまの御質問でございますが、橋梁長寿命化修繕計画策定に向けて、現在、市道の橋梁、橋長15メートル以上64橋、15メートル未満224橋、計288橋につきまして点検調査を行っているところでございます。

議員御指摘の一ツ橋につきましても、その橋梁点検調査の対象となっておりまして、現在調査を進めておるところでございます。診断結果がまとまりますには、まだしばらく時間がかかるようございまして、現在のところ結果が出ておりません。

以上お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 9番。

○9番（永山芳宏君） 現在調査中であると、診断結果にはまだ時間がかかるというような答弁でございますけれども、もし補修、補強、架けかえが必要となった場合は、改良を含めまして早急な対応をお願いしたいと思います。

続きまして、さざなみ保育園のところから戸越永葉線と交差するまでの路線、下戸越永野線であります。この路線で、さざなみ保育園とせん月保育園との区間、せん月保育園から戸越永葉線と交差するまでの区間に、側溝、農業用水排水路があります。この路線は小学生の

通学路でもあり、朝夕二つの保育園が近くにある関係上、送迎時に非常に車が多く、また車が離合する際には、子供たちがそのふたのない側溝のふちに乗って待避しなければならない状況になったりするときもあります。また、雨水の多いときには溝と路面の区別がつかないときもあります。登下校中の安全な通学路かと思いますが、安全なスペースを確保するための対応策等があれば、お尋ねしたいと思います。

○建設部長（山上 茂君） お答えいたします。

当該地には西瀬小学校を初め、さざなみ保育園、せん月保育園などがございまして、朝夕の送迎時には多数の車が往來をしまして、議員御指摘のような状況になっているのではないかと考えられます。

早急に現地状況の確認を行い、児童の安全な通行を図るためにどのような対策がとれるのか、検討させていただきたいと考えているところでございます。

以上お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 9番。

○9番（永山芳宏君） 道路改良ということで、二路線について道路改良計画と、安全なスペースの確保ということでお尋ねしましたけれども、22年度の予算を見るときに、土木費のほうも1億6,400万円減額をされております。厳しい財政状況というのは非常にわかりますけれども、土木費の予算を確保するためにも、担当の財政課のほうにも強く要望され、予算確保をしていただければというふうに思っております。

この件については終わりました、次に、木材需要の点から、木材利用推進について質問をいたします。

人吉球磨地域は、非常に豊かな森林資源を有する地域でもあります。また、基幹産業である木材産業は、依然として続く木材価格の低迷、また世界的な不況、住宅着工数の激減、また輸入外材もいまだ多く輸入されており、地元木材業界は今までにない危機的状況に直面しております。

現在の杉丸太価格も、立方当たりの単価も1万円を割る非常に厳しい現状であります。また、製品につきましても、人口減少の影響、そしてまた、いまだ回復の兆しが見えない経済状況では、製材品の売れ行きも不安定な状況であります。民間の住宅着工戸数も伸びず、このような状態が長期化すれば、木材産業もまた廃業・倒産に追い込まれる状況下にあります。ここ二、三年では、やはり毎年のように二社から三社が廃業・倒産されているのも現状でございます。倒産・廃業されますと、そこで働いておられた賃金未払いというような問題も生じているのが現状であります。

そのような状況から、本市でいろんな公共事業を手がけられておりますけれども、近年の木材利用状況はどれくらいあるのか、事業名、数量等がわかれば、お尋ねをいたします。

○経済部長（井上修二君） お答えします。

人吉市の公共事業における県産木材の利用状況でございますが、主に杉材を利用しております、平成18年度が市営住宅東間団地建替整備事業に220立米、それから東小学校プールの壁及び屋根工事に21立米、平成19年度が市営住宅東間団地建替事業に167立米、人吉市弓道場床・壁の木質化に10.97平米、それから平成20年度は木材の利用はございません。それから平成21年度は、西瀬小学校の大規模改修工事に108立米と、人吉駅前広場整備事業のうち、回廊新築工事と駐輪場新築工事に72.5立米となっております。また平成22年度は、大畑小学校の床工事に木材利用を予定しているところでございます。

以上お答えいたします。

大変申しわけありません、19年度の人吉市弓道場床・壁の木質化に10.97平米と言ったところでございます。立米でございます。大変申しわけありません、訂正方をお願いします。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(大王英二君) 9番。

○9番(永山芳宏君) 今、木材の人吉市における公共事業についての利用状況に事業名、また数量を答弁いただきましたけど、若干使ってはいいただいているので安心はしましたけど、若干少ないような感じもしております。ゼロではなかったのが唯一救いではございますけれども、今、民間住宅40坪ぐらいの家をつくるのに換算しますと、6戸から8戸ぐらいの家しか建てていないような数量かなというふうに、私なりの換算をしたところです。箱物の事業、非常に財政状況の厳しい中での事業が少ないので利用量も少ないのかなというふうには思っているわけですが、木材は住宅、構造物だけの利用でないというのは私もわかっておりますし、また今後、木材というのはやはり化石資源の代わりにエネルギーとしての利用、また地球温暖化防止に貢献することや、また資材が今コンクリートなどから環境にやさしい木材というふうに転換することにより低炭素社会づくりを進めることなど、木材利用の拡大に対する期待は非常に大きいものがございます。いわゆる地球温暖化防止への貢献であり、また政権交代後、コンクリート社会から木の社会へというような転換を実現するために、木材利用の促進拡大しかありません。農林水産省が今考えておられるのが、10年後の木造自給率50%、どれだけの大きな数字かちょっと今の現状では把握できない部分もありますけれども、本市は75%が森林でございます。これだけの地域木材資源があるわけですが、市長がきのう、だれかの答弁のときに、地産地消ではなく地産他商という言葉が使われました。そういった観点からも、木材利用拡大推進を強く要望しておきたいと思っております。

最後に、今月3月末で退職をされる職員の皆様方、長年の勤務、大変お疲れでございました。今後は、第二の夢、第三の夢があるかとは思いますが、健康に留意され、御活躍されることを御祈念申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長(大王英二君) これで暫時休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時51分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。

○15番（仲村勝治君）（登壇） 15番の仲村です。通告に従いまして、質問いたします。

施政方針より、人吉城跡保存整備事業について、次に、第5次人吉市総合計画について、最後に、市民の声を質問いたします。

人吉城跡保存整備事業は、昭和57年7月、史跡人吉城跡保存管理計画策定委員会の発足から始まったと考えます。史跡人吉城跡は、昭和31年8月11日、文化財保護委員会あてに当時の人吉市長淵田長一郎氏より史跡申請がされております。昭和33年3月18日、熊本県史跡に指定され、昭和36年9月2日、国指定史跡となりました。資料によりますと、国・県の再三の指導にも管理団体が決まらず、昭和57年文化財保護法に基づき人吉市が史跡人吉城跡の管理団体の指定に同意したとあります。当時の市長は永田正義氏であり、「自然公園都市ひとよし」が総合計画のタイトルでありました。そして昭和59年度、史跡人吉城跡保存管理計画書が策定されました。昭和60年度から発掘調査、復元工事、歴史館の建設等、今日まで事業が続けられてきました。新しい保存管理計画書が策定された場合、整備事業は平成15年に追加指定された中世城址跡の保存、発掘に重点が置かれ、御館ゾーンの整備がおくれるのではないかと考えます。御館ゾーンの発掘調査は、相良氏の居住跡であります。現在は、相良神社の土地の買い上げが進んでいないことが、発掘調査が遅れている原因と思います。

質問ですが、史跡の土地の公有化、つまり民有地の買い上げ状況についてお尋ねいたします。昭和36年9月2日、指定を受けた地域の公有化率、残地域の面積と残件数、平成15年8月27日、追加指定を受けた地域の公有化率と残地域の面積と残件数でございます。

○教育部長（赤池和則君） こんにちは。お答えいたします。

まず、昭和36年9月2日、指定を受けた史跡の面積は13万7,917.64平方メートルで、現在12万5,499.47平方メートルの公有化が終了し、公有化率は90.99%となります。残りの面積は1万2,418.17平方メートルで、神社所有地を含め3筆の民有地が残っております。

次に、平成15年8月27日、追加指定を受けた史跡の面積は7万8,204.48平方メートルで、追加指定後7万4,832.68平方メートルの公有化が終了し、公有化率95.68%となり、残りの面積は3,371.80平方メートルで、6筆の民有地が残っております。

以上お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 15番。

○15番（仲村勝治君） 当初の計画が、91%の土地の買い上げで1万2,000平米残っている。追加の部分のが、96%の土地の買い上げで、残が3,000平米。当初の計画のうち、約1万

2,000平米のうち、神社所有が大部分を占めていると思います。神社の敷地は城主の生活の場であり、史跡人吉城趾の最も重要な箇所でもありますので、公有化のほうを先に進めてほしいと考えております。

この公有化を進めますと、景観がどうなるのか。現在までの整備計画でよくわかると思いますが、景観については非常に立派になると思います。それで、保存計画書に上げられています景観として重要なところを質問していきます。

七つの箇所が整備計画書に上げられております。1番目が大手橋から本丸方向、2番目が胸川左岸から右岸の石垣、3番目が球磨川右岸から城郭全体、4番目が球磨川の中川原から城郭の全体、5番目が水ノ手橋から球磨川左岸の石垣や城郭全体、6番目が水ノ手橋詰めから武者返しの石垣、7番目が堀の西南角から堀とあります。これが相良お堀のことだと思います。以上の7カ所です。7カ所のうち2カ所の景観が整備されていないと思います。一つは大手橋から本丸方向、大手橋からは市庁舎があり、景観を阻害していると考えております。二つ目は堀の西南角から堀の景観であります。現在、堀の所有は相良神社でありますので、神社の許可を得るか、堀と周囲の部分を買上げをして堀の周囲を整備すれば、すばらしい景観がよみがえるのではないかと考えます。

それで、堀及びその周囲の整備について整備する考えはないかをお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

相良神社前の堀につきましては、昭和57年度に国・県の補助を受け、しゅんせつ工事を実施しております。今回策定する保存管理計画書におきましては、相良神社前の堀及び周辺地域は、相良神社境内地を含めまして、御館ゾーンという名称となります。御館跡は、江戸時代を通じて相良家当主の居住区であった場所で、現在の相良神社境内地にございました。将来、この御館跡の整備を実施するとなると、土地の公有化、神社の移転補償、発掘調査等を経ての整備工事となり、保存管理計画書の中では長期的な整備計画として位置づける所存でございます。

以上お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 15番。

○15番（仲村勝治君） 長期的な整備計画ということでございますが、堀の中にはもう一つ重要な橋がかかっております。この橋についても質問してみたいと思います。

相良神社の入り口に御館御門橋がかかっておりますが、この御館御門橋は、平成6年4月28日、市指定の有形文化財となりました。同じ日付で長福寺阿弥陀堂、佐無田家文書、荒毛遺跡が市指定有形文化財となっております。その後、平成16年10月22日、御館御門橋が県指定重要文化財とされました。天草市の国指定重要文化財、祇園橋がございます。延長は28.6メートル、1832年完成、今から約200年前とあります。御館御門橋と祇園橋は、同じような石づくりの桁橋でございます。御館御門橋は、延長もかなりあり、高欄は高く、力強さが残

っております。橋の中央の橋脚は特殊な形をしており、全体を支える力強さを感じます。丁番にコンクリートの部分がありますが、この部分は忠霊塔を建設したとき、重量物を渡したために池の中に折れて落ちたと人から聞いております。堀をしゅんせつすれば、破損した岩が出てくるかもしれません。

この橋を詳しく調査すれば、国指定重要文化財になるような建造物と思いますが、市として調査する考えはないか、お尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

御館御門橋は、既に人吉市教育委員会で橋の測量、図化作業、古文書等の調査を実施し、その結果を踏まえて、平成16年7月8日、熊本県重要文化財への指定申請を行っております。調査の結果は、御館御門橋は人吉城跡内、相良神社前の堀にかかる長さ約10メートル、幅約6メートルの石の桁橋で、明和3年（1766年）の銘があり、熊本県内最古で建設の状況を伝える古文書も残り、当時の石工の技術などを伝える貴重な建造物であることがわかり、平成16年10月22日、熊本県指定重要文化財となっております。

議員がおっしゃいますように、現在、御館御門橋と同様の桁橋は、本渡市の祇園橋がございます。この橋は天保3年（1832年）に町山口川にかけられた橋で、江戸時代天草街道の道路橋として日常的に使用されていたもので、橋の長さ、規模におきまして日本最大級のものでございます。桁橋の部類の中で、熊本県内を代表するものを一つということで、平成9年12月3日、本渡市の祇園橋が国の指定を受けております。御館御門橋は、熊本県内最古ではございますものの、本渡市の祇園橋とは別の視点での新たな評価を得ない限り、国指定重要文化財としてのハードルはかなり高いと考えているところでございます。

以上お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 15番。

○15番（仲村勝治君） 橋の測量、図化作業はもう実施しているということですが、石づくりの桁橋をつくるためには、橋脚の基礎の部分を十分調査しなければならないと思います。桁橋でも基礎が違えば全体が違ってきますから、基礎は十分調査すべきだと思います。また、県内を代表するもの一つということで天草の祇園橋ということですが、人吉市の場合は、歴史的に重要なもので、熊本県が考える代表というような考え方にとらわれずに、国に申請してみるべきだと思います。そのために、やっぱり池の周囲、それから池の周囲の買い上げ、これは堀の周囲の買い上げ、それと同時に、しゅんせつして基礎調査をしっかりとってもらったら、天草の祇園橋とはまた違うように展開するのではないかと思いますので、以上要望しておきます。

それでは続きまして、人吉城跡の重要な景観の1番目に上げられておりました、大手橋から本丸の方向の景観についてでございますが、市庁舎が景観を阻害していると考えます。永国寺のほうから城を見るとき、電柱と市庁舎でお城の景観がよくわかりません。こんな状態

ですから、私としましては市庁舎は移転すべきと思っております。理由は二つあります。文化財保護法に基づく人吉城跡の管理団体として指定されることに同意しているからでございます。それともう一つは、現在の市庁舎は建築後約50年経過して、公共用建物として耐震基準を満たしていないと考えるからでございます。以上の理由で、早急に移転すべきと考えます。

現在進めている計画での位置づけは、どのようになっているかをお尋ねしておきます。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

現在策定しております保存管理計画書の中での位置づけというふうな観点からお答えさせていただきます。

人吉城跡の保存管理につきましては、文化庁との協議の上、昭和59年度に保存管理計画書を策定し、人吉城跡を江戸時代末期の姿に戻すというふうなことで明治時代以降につくられたものであって、史跡とは関係ないものは移転するということを基本としており、市庁舎は移転対象物件として位置づけられております。また、現在策定中の保存管理計画書の中におきましても、市庁舎は引き続き移転対象物件としての位置づけとなるものでございます。

以上お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 15番。

○15番（仲村勝治君） 計画としては、市庁舎をずっと第1回目から移転を念頭に置いてされているようでございますが、国が史跡整備に補助金を出して進められたことは、大変人吉市にとってはありがたかったことかなと思います。国の税収は減少して、国・県の歳入不足を考えますとき、今までのように史跡に保存発掘に補助金を出せるのかな、国・県はその補助金を出せるような状態かなと考えます。今のままの市庁舎が史跡に残るなら、国は新しい保存計画書を策定しても、庁舎が移転完了するまでは約束というところで、ストップするのではないかなと思います。市庁舎の建設時の資料を見ますと、当時の人吉市長淵田長一郎氏に、人吉市庁舎の新築として昭和36年4月18日に進達されております。昭和36年5月26日、許可されております。昭和36年9月2日、国指定となっております。そして、昭和57年4月7日、人吉城跡の管理団体の指定に人吉市は同意しているということでございます。そして、57年4月9日より人吉市教育委員会が同意しています。このような経過でございます。そして、57年7月からこの人吉城跡保存管理計画策定委員会が発足してきたということでございますから、この管理計画が策定された計画書によって現在まで延々として続けられたのが、この人吉城の整備だったと思います。

今回の市庁舎の移転について質問したいんですが、質問通告をしていませんので、一応次回に機会があればやりたいと思います。それで、市庁舎について市長の考えが少しでもあれば、基本となりますからお伺いしたいと思います。いかがでしょう。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

文化庁との約束によりまして、現在位置から移転しなければならないということは承知をいたしております。事実関係としては、市庁舎移転特別委員会で移転候補地が2カ所に絞られたという経緯がございますが、現在この問題について具体的な検討は行っておりません。

今後、この問題にどのように取り組んでいくかということでございますが、現有施設の有効活用を図りながら、財政負担の少ない規模、手法を研究していく必要があるというふうに考えております。

以上お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 15番。

○15番（仲村勝治君） 具体的に2カ所には絞ってあるが、具体的には決まっていないということですので、私ももう少し勉強してから、しっかりとした質問をいたしたいと思っておりますので、そのときはよろしく願います。

続いて、第5次人吉市総合計画について質問いたします。

今回は資料の配付をお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。

これは、人吉市並びに人吉球磨の人口推計をした資料を、これインターネットから引き出したものでございます。国立社会保障・人口問題研究所の資料でございます。この資料で、人吉球磨の地域の将来の人口推計によれば、10年後の人吉市は、2020年で3万2,380人と推定されています。人吉市が1町3村で合併しました昭和17年2月11日の人口は、一番上に書いてございますが、3万3,757人、世帯数が6,773世帯でありました。これは第4次人吉市総合計画の人吉歴史年表に記載された数字でございます。

人吉市にとりまして10年後の人口減少は、人吉の財政、観光、そして農業、学校教育、それから保育所の統廃合にもなるのかなと考えます。例えば、現在の世帯数での人口減少は、空き家の増加、高齢者のひとり暮らし、また生活用品の中で最も重要な食料品の買い物が不自由するような地域が出てくるかなと思います。今の世界では考えられないような状況が起こってくると私は考えますが、このような状況の中で、第5次人吉市総合計画を策定されます人吉市長としての計画に対するその考え方といいますか、それをお尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

国立社会保障・人口問題研究所が、平成17年に実施された国勢調査をもとに推計した人口によりますと、2020年の人吉市の人口は3万2,380人になる状況でございます。もちろん統計上の推計でありますので、社会的な要因等でそうならないかもしれません。がしかし、数量とか数とかいうものは、一つの大きなエネルギーといえることは間違いがございません。市政を預かる者として、やはり企業誘致や産業の振興を底支えして、少しでも人口の流失を防ぎ、人口の増加・維持を図る努力をしていかなければならないと考えているところでございます。ただ、現実の事柄としては、少子高齢化、そこに起因する人口減少は国体にかかわる大きな問題でございますし、全国平均をはるかに上回る高齢化が進展する本市にとっても、

最も重要な課題の一つでございます。この人類史上最大の少子高齢社会をどう総合計画に反映していくのかということでございますが、総合計画の大きな想定要件の一つであることは間違いがございません。すべての施策の前提、背景になるものだと思っております。

議員が御指摘のとおり、このまま少子高齢化、人口減少が進めば、限界集落という象徴的な言葉もありますように、空き家の増加、ひとり暮らしの問題、あるいは町内会組織など、コミュニティ自体の存続など問題が顕著化し、教育、福祉、環境問題、住宅政策、交通政策、消費生活、産業構造、社会保障にしても、すべてこの人口減少、少子高齢化を念頭に置いた政策・施策事業を組み立てていくことになるかと認識をいたしております。

また、角度を変えて見ますと、本来の社会のありようとして、昔のように、あるいは発展途上国のように国・県・市が何もかもやるといふ社会から、住民同士の助け合いや、人々との結びつきから解決していくことも一つの方向性ではないかと考えているところでございます。

以上お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 15番。

○15番（仲村勝治君） 今後は、私も右肩上がりの経済成長はないと思っております。今市長が言われた17年の国勢調査による推計でございますが、人吉市の人口は球磨郡の中では大変激しいようでございます。その人口就業形態といいますか、第1次、第2次、第3次の人口就業の形態からいけば、人吉市は第3次産業が約70%を占めております。そういう形態でございますので、しっかりした計画になっているか、市長が常に言っておられます「地域が笑顔で支えあう」というそのような計画がされているか。この計画は議会に提案されますので、私たち議会としても議員それぞれしっかり勉強して、また議会に提案されたときに質問してまいりたいと思います。

続きまして次の質問に移ります。一番最後になりますが、道路に愛称をつけることについて質問いたします。

道路に愛称をつけるのは、県道のように市町村の境を超えた道路につけるような一面もございしますが、道路の利用者が、道路に対して愛着を持てるような愛称をつける市町村もございします。人吉球磨では、広域農道をフルーティロードと呼んでおります。また、人吉市内では、ひなまつりのパンフレットにおひな通り、鍛冶屋町通りが記載されております。また、水ノ手通りといわれるように、自分たちでお金を出し合って募集した箇所もございします。青井ときめき通りというところは、関係者で決められたというような話を聞いておりますが、実際まだここは確認しておりません。

東京都の場合、129路線で起点・終点があり、愛称がついているということをインターネットで調べました。そのほかにも福岡市が41路線、石川県、秋田県、野々市町など、インターネットを引くと、道路に愛称をつける事業は全国に展開しているようでございます。

観光都市、歴史の都市を目指す人吉市長として、市民が道路に愛着が持てるような愛称をつけられるのか。現在、愛称を使っている道路、これをもっとパンフレット等に記載させて、普段呼ばれるような名称にさせていただけるのか、御質問いたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

欧米や日本では、偉人の名前を道路や空港の名称にしたり、あるいは国内でも、通称海岸通りとか親不孝通りとか、よく目にするところがございます。

この人吉市におきましても、昔はきめ細かに町の名前が決められておりました。例えば肥後銀行の東側の通りは十間町でありますし、九日町も札ノ辻を境に、西の方は西町でございました。そして、それから南北へ通る道は横西町と、大変きめ細かな町の名前がついておりました。また、東京や関東周辺にはよく坂の名前がございます。東京は坂の多い町であるわけですが、柿の木坂とか、道玄坂とか、無縁坂とか、神楽坂というふうな名前が浮かんでまいります。やはり起点と終点の地区名で、例えば宝来城本線と呼んだり、地区名の新町地内第2号線と呼ぶのは、わかりやすい部分もございませうけれども、親しみに欠けるといふか、情緒に訴える部分は少ないと思っております。そういった点で、観光地としてふさわしい道路の呼び名といった考え方は、仲村議員に共感するところがございます。

道路の愛称を公募したり、地域住民でつくられたりすることは大変よいことだと思いますし、道路管理者としても、愛称で呼んでいただけて道路を大切に使用していただくということは、大変ありがたいことだと存じております。

しかしながら、これは押しつけるものではなく、自発的な行為といえますか、一番よいのは皆さんが親しみを込めて呼び続けていただくことで、その道の名前、愛称というものが認知されることが大切ではないかと思っております。その土地の歴史、風景、出来事、名物などが人々の思いとして道の呼び名にしみこんでいくようなものが、後世に残って行くものというふうに考えております。

議員が御紹介された水ノ手通りについても、今後地域の皆さんに呼び続けられることで、本当の意味での愛称になっていくものだと考えております。

そういった意味で、市で公募するという方法もございませうが、市民運動やまちづくりの取り組みの中から提案されてくる。そして、それが皆さんの認めるところの愛称となって、市のマップや観光パンフレットに記載されていくような観光都市でありたい、そう思うところでございます。

九日町や紺屋町周辺の皆様方におかれましては、昔の名前に戻そうではないかという機運もございませう。一方、例えば鎌倉文化や相良700年の歴史を意識してみますと、例えば桜馬場とか、札ノ辻とか、城下町の風情を感じさせる通り名や場所などもございませうので、歴史を振り返りながら市として行うべき道の愛称づくり、言いかえれば、歴史の継承にも取り組んでいかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 15番。

○15番（仲村勝治君） 道路の愛称については、市長が言われるように押しつけないで、親しみのある愛称が地区から上がってきたら、地区から上がってきてそのままじゃなくて、やっぱりパンフレットとか広報紙とか、ああいうので十分周知していただければ、その名前で住民間で理解し合える場合が出てきますが、その地区で愛称をつけても、全然他の地区に周知されないならば、もうそこで終わってしまいます。今後、市長が言われるように、パンフレットに記載されるようお願いいたしまして、質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（大王英二君） これで暫時休憩いたします。

午後2時25分 休憩

午後2時36分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君）（登壇） 11番の森口です。よろしく申し上げます。

通告に従いまして、質問をいたします。

今回は1点だけ、市長の施政方針から、人吉市男女共同参画基本計画の見直しについてであります。

通告した理由を申し上げます。市長は、今般の施政方針におきまして、平成22年度は計画の見直しの年となるので、議会、市民の意見を聞きながら、よりよい計画の策定をすと述べておられます。

そこで、私は平成17年9月議会におきまして、本件について質問をいたしております。当時は、きょうも傍聴いただいております福永市長でありましたけれども、そのとき私は、いまだ国民にも広く理解されていないような少数かつ特定の思想に流されることなく、真の意味での男女共同参画社会の構築に向けた市としての方向性を出していただきたいと、見直しの要望をいたしております。市長は、今般議会、市民の意見も聞きながらということでもありますので、通告をさせていただいたところでもあります。

ところで、きょうの議論に関係をいたしますので、少し私なりの意見を述べさせていただきますけれども、最近市民の方々とお話をしておりまして、昨今の政治状況、あるいは経済状況等々いろんな意味を込めて、最近どうも何か変かよねと、近ごろの日本はおかしいんじゃないのというような話題によくなります。そのときに私が決まって思い出しますが、ここでも二、三回たしか紹介をいたしましたけれども、例の中国の李鵬首相の発言であります。

1995年、李鵬さんがある国の首脳と会談をしましたときに、「中国は、これから日本のこれまでの発展具合を参考にするべきじゃないか」とおっしゃったときに、李鵬さん即座に、「日本は国家ではない。あと20年もすれば消えてなくなる」と断言をされました。この言葉は、私は李鵬さんが単なる思いつきとか日本憎しとか、そういうので発言されたんじゃないと思うんです。御存じのとおり、中国には社会科学院というのがありまして、これはアメリカのCIAみたいなものなんでしょうけども、ここの、あるターゲットにした国に対する情報収集、分析、未来予想、そういう能力というのは私はすごいものがあると思います。ターゲットにした国の政治状況でありますとか、経済状況でありますとか、あるいはその国にとって一番大事な、その国の将来を予測される教育の問題でありますとか、そういうあらゆるものを情報収集して分析して未来予想すると、そういうのが私は李鵬さんの心のどこかに知識としてあって、そういう発言になったのではないかと私は思っております。1995年でございますから、今2010年、その発言から15年たちましたけれども、私は、ひょっとしたら李鵬さんの予想が当たったかもしれないというような観測、思いをしております。といいますのは、何せ政権が代わって新しい総理大臣が生まれまして、その総理大臣の言葉が、「日本の国土は、日本人だけのものじゃない」という発言をされまして、ああ、これは大変なことになったぞと、ひょっとしたら李鵬さんの言葉は当たるかもしれないという思いをいたしているところであります。この1995年というのは、私はいろんな意味で節目になった年じゃないかと思っております。といいますのは、その前の80年代後半に、教科書検定におきまして、近隣諸国条項という妙な条項が追加されまして、自分の国の教科書をつくるのに近隣諸国に配慮をしなければいけない。これは、私は配慮じゃなくて遠慮、この場合の配慮というのは、もう私は遠慮と一緒に思っております。それから1995年には、年明けてサリン事件がありましたし、また、その年は当時の文部省と日教組が歴史的な和解をしたといわれるそういうこともございました。それから明けて96年、今の男女共同参画基本法の前提となります男女共同参画ビジョンというのが策定されまして、どうもあの90年代、バブルも弾けました。あのころが、一つの節目の時代だったのかなというふうに私は感じているところであります。

そういうことをちょっと心の隅に置きながら、これから質問をしてみたいと思いますが、これはいつごろまでに見直しをされるんでありましょうか。

1回目であります。

○総務部長（深水雄二君） 御質問にお答えいたします。

現人吉男女共同参画基本計画の推進期間が、平成16年度から平成22年度までの7年間となっております。次期の基本計画は、平成23年度からとなる予定でございますので、平成22年度中に見直しを行いたいと考えているところでございます。

以上お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 11番。

○11番（森口勝之君） 私があえてわかり切ったような質問をしたのはなぜかということをお願いと思いますが、今の基本計画が策定されるまでの流れが、これはもう全国的にそうなんですけれども、国の、先ほど申し上げました男女共同参画ビジョンから始まって、国の基本法、それから基本法成立、それから基本計画の閣議決定、それから熊本県の推進条例の制定・施行、それから人吉市の基本計画の策定まで、非常にばたばたといいいますか、あれよあれよという間にそれぞれの段階で計画が策定されてきたと、そういう流れがあります。しかも、その国のビジョンを作成するに当りまして、大きく関与したとされております大沢真理という、私に言わせれば過激なお考えの持ち主の方でございますけれども、それから上野千鶴子さんというのも御存じかと思いますが、かかわっておられますが、そういう方の思想、要するにジェンダーフリーの思想が、強くそれぞれの段階で反映されたまま、ばたばたとこう決まってしまうと、広まってしまうと、そういう流れがあるんです。後々、この大沢さんはこのようにおっしゃっています。解説書の中で、ビジョンの中で採用された、要するに、ちょっと長い話なんですけど要約しますと、「性別に縛られず、あるいは性別にかかわらず」という文言こそ、我々の主張するジェンダーからの解放を志向するものである。してやったり」と解説をしていらっしゃいます。そして、その流れを見透かしたような動きが、特に教育分野におきまして実施される傾向があらわれてまいりましたので、何か変だよねと気づく自治体があちこちに出てきたと。そもそもジェンダーって何だということから始まる疑問なんですけれども。それで、例えば、東京都の教育委員会では、ジェンダーという言葉はもう使うなと、使用禁止を出しました。それから、学校における男女混合名簿もだめだという通達を出しました。今御案内のとおりでございますけれども、それから、例えば鹿児島県あるいは石川県とか徳島県、あちこちの県議会が、ジェンダーフリー教育をやるなという決議をしっかりと採択しているということで、先にできちゃったんだけど、後からよくよく考えて調べてみたら、これはおかしいぞというような形でそれぞれが成立してきたと、そういう流れがあるわけです。

そこで、今般、当市の基本計画見直しにつきましては、ひとつじっくり腰を据えていただいて、そのいろんな思想的なものも勉強しながら進めていくべきではないかと、そういうことで質問したところであります。ぜひとも、年度末になっていきなり、はいできましたとやって、このような本、冊子を我々に差し出すんじゃなくて、原案作成の段階からどうだろうかというようなことを持ちかけていただきたいと。執行部と議会といろんな意見を戦わせながら、立派な基本計画をつくり上げていただきたいと、そのように思っているところまでですかという質問をしたところであります。

一つだけ提案をさせていただいておきますけれども、参考資料の一つとして、熊本市が最近推進条例をつくりました。これは全国的にも非常に評判がよろしゅうございます。ぜひと

もこれを参考に、こういうものも参考にさせていただきたい。ちなみにその中では、「性別にかかわらず」という文言は一切入っておりません。ぜひとも見ていただきたいと思います。

それでは、基本計画の内容に踏み込みながら質問をしていきますけれども、私は、見直すべき最大のポイントは、計画書は手元にはないと思いますが、計画書の4ページでありまして、「男女共同参画とは」と定義づけをしてあるんです。人吉市の計画の男女共同参画に対する定義づけ。私は、もうこの部分が見直す、まずは最大のポイントであろうと思っておりますが、ちょっと短いので読んでみますけれども、「男女平等という考え方についての理解は広がってきていますが、依然として社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）による差別は、私たちの意識や行動の中に根強く残っています。女だから男だからと性の違いだけで男女の固定的な役割・分野を押しつけることは、生き方や人生の選択に制限を及ぼし、一人一人が持っているさまざまな可能性を阻害する要因となっています。このため、そのような意識の解消、要するにジェンダーの解消、ジェンダーの解放とともに、男女みずから選択した生き方ができ」云々と書いてありまして、性別にかかわらず自分の夢を実現できるよう、男女がともに支え合い、責任も担い合う社会が、男女共同参画社会ですということでございますけれども、私は、まさにこの部分こそ、ジェンダーフリー思想そのものであるというふうにとらまえております。要するにジェンダーによる差別意識は解消すべきである。つまり、男と女を区別することは差別であるというふうな考え方であります。よって、男らしくとか女らしくというのは、もう絶対だめ、こういう方たちに言わせると。学校においては、男の子は君づけ、女の子はさんづけ、これは絶対だめです。それから、男の子は、例えば黒いランドセル、女の子は赤いランドセル、そういう色分けだめ。桃の節句とか端午の節句、こいのぼりだめ、主人と呼ぶのだめ、家内と呼ぶのだめ、だんだんだんだんエスカレートしてくるんですけれども、そういうとにかく男女を区別することは、差別であるからだめだよという考え方なんです。これはどうも私は納得できないところなんです。そして、そのような部分を曲解して、自分の思想信条に都合のいいように解釈して、教育分野で実践をしようとしている人たちがいる実態であります。私は、これは将来の日本にとって非常に危険ではないかと思っております。ただ、人吉市がこのような計画を策定されました。これは、当時の状況とか経過からして、これはしょうがなかったのかなという面があります。何せ国のほうからばたばたと下りてきて、ひな形があって、それで見てつくったわけですから、しょうがない部分もあったのかなと思っております。また、当時の市長も、男らしく、女らしくを否定するのはいかがかというような御意見であったようにも憶えております。

そして、さすがに国も変だなというのに気づきました。2005年になって気づきました。閣議決定で国もこのように表明いたしました。「ジェンダーフリーという用語を使用して、性

差を否定したり、男らしさ女らしさや男女の区別をなくして、人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統・文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる」という表明をしたところであります。

さて、お尋ねしたいと思えますけれども、この過激といえれば過激なんですけれども、ジェンダーフリー思想に対する市としての考え方、そして、今申し上げました男女共同基本計画における現行の定義づけ、これを大胆に見直す意思がとおりでしょうか、ないでしょうかということをお尋ねしたいと思えます。

○総務部長（深水雄二君） お答えいたします。

ジェンダーフリーに対する市の考え方、それから定義の大胆な見直しについてどう考えるかという御質問でございました。

市民の皆様一人一人が、お互いにその人権を尊重しながら責務を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すというのが、市の基本的考え方でございます。計画見直しに当たりましては、人吉市男女共同参画推進懇話会を初め、パブリックコメントを募集するなど、市民の皆様の御意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

定義の大胆な見直しについて御質問がございましたが、平成17年12月の閣議決定に伴い、内閣府男女共同参画局から事務連絡という形でジェンダーフリーについてのお知らせが、翌年の1月から2月にかけてございました。その内容は、男女共同参画基本計画においては、社会的性別、いわゆるジェンダーの視点について明確な定義が示され、使用されるとともに、ジェンダーフリーという用語を使用する不適切な事例が紹介されております。また、ジェンダーフリーについては、この用語をめぐる誤解や混乱を解消するため、基本計画において、地方公共団体においても今後この用語は使用しないことが適切と考える旨のことが記載されております。

市といたしましても、この閣議決定も踏まえ、御質問の点につきましては、いろいろな御意見等も賜りながら、十分に検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 11番。

○11番（森口勝之君） 今、前段の部分で、「性別にかかわらず」と、さらっとおっしゃいましたけれども、その意味をどのようにとらえるかというのは、これは難しいんですけれども。私は、失礼ですけど余りよくおわかりじゃないのかなと思っておりますよ。単純な生物学的な男、女という意味でおっしゃったんですか。あのですね、二通り意味がありますね、生物学的に男であるか女であるのか。で、これにも書いてます、社会的、文化的に形成された男であるか女であるか。要するに、ジェンダーというのはそちらなんです。大沢氏たちが言っているのは、そちらをとらまえて性別にかかわらずという文言を入れ込んだん

ですよ。だから、それを曲解して、自分の都合のいいように使用している人たちがいる。その辺よく考えてくださいよという意味で、先ほど来申し上げたんですけれども。そういう意味で、今上程されております推進条例、この間、質疑の日にもありましたけれども、あの中にも「性別にかかわらず」という文言が前文で入っておりますね。私は、あれはよろしくないと思いますよ。ほかの自治体にも、ちょっといいなというような自治体のと比べてください、どういう表現してあるか。その辺のところ、私はもうちょっとしつかり、大変御無礼ですけれども、勉強していただきたいと思います。この間、質疑でもやらせていただきましたけれども、あのまんまの推進条例では、私はちょっと賛成しかねるなというような気持ちでおります。しっかりと見つめ直していただきたいと思います。

それでは次に、ちょっと具体的な話に入りますけれども、これは教育委員会関係だと思えますが、市内小中学校における男女混合名簿の採用状況について、お聞かせください。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

小中学校10校のうち、男女混合名簿を使用しておりますのは、7校であります。人吉東小学校、第一中学校、第二中学校の3校は、男女別名簿を使用しております。それ以外が、男女混合名簿というふうなことでございます。

以上お答えいたします。

失礼しました。もう1回答弁させていただきます。

小中学校10校のうち、男女混合名簿を使用しております学校は、人吉西小学校、東間小学校、大畑小学校、西瀬小学校、中原小学校、田野小学校、第三中学校、以上、小学校が6校、中学校1校の計7校であります。男女別名簿を使用しております学校は、人吉東小学校、第一中学校、第二中学校、以上小学校1校に中学校2校の計3校でございます。

以上お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 11番。

○11番（森口勝之君） 丁寧に御答弁いただきましたけれども、要するに、学校長の御判断でこうなっているんでしょうから、てんでんばらばらとまではいかんけれども、対応が分かっていると。一中、二中、東小が男女別名簿を採用中と。それから、その他の学校が男女混合名簿を採用しているということでございますが、かつて日本教職員組合、日教組ですけれども、活動方針の中に、ジェンダーフリー教育の推進というのを掲げておりました。かつてというか数年前までですね。今は就学前教育におけるジェンダー平等の積極推進というようなふうになっているようでございますけれども、かつてはそうございました。

誤解のないように言っておきますけれども、私は組合員に所属している先生方全部が、特定の思想をお持ちとかそういうのを言うつもりは毛頭ございません。我々と考えを同じくする先生方いっぱいいらっしゃいますし、日ごろおつき合いもさせていただいておりますから、誤解のないようにはお願いしておきたいと思うんですけれども。

とにかく日教組は、そういうジェンダーフリー教育を推進しようという活動方針に上げておりましたけれども、その1丁目1番地が男女混合名簿の積極採用ということなんです。1丁目1番地なんですよ、とにかく。

さっきも言いましたけれども、男の子と女の子と区別するのは差別だから、名簿を一緒にしなきゃだめだ。もちろん靴それに倣ってでしょうから、靴箱もぐちゃぐちゃ、ロッカーもぐちゃぐちゃ、あるいは、お泊まり合宿で男女別々分けるのは差別だ。だからグループ分けして男女混合でお部屋をどうか、お着がえも別々に分けるのはだめだとか、挙げ句の果ては、今やっているところもあるかもしれませんが、運動会の入場行進も男女一緒になきゃだめ、がちゃがちゃ。駆けっこに至っては、これはもう別々とんでもない、男女一緒に走らせて、最後はお手手つないで仲良くゴールインなんて、そういうことをやっている学校が実際あるわけですね。一体どうなっちゃってるのというような気分ではありますが、一つだけぜひとも紹介したい記事がございました。

これ、皆さん読まれた方多いと思います、つい最近ですから。3月6日土曜日、先週の土曜日、熊日日新聞のコラムがありましたのですが、私は、これはもう拍手を送りましたね。熊日さんも、こういういい記事たまには載せてくれるんだなというので、大変失礼ですけども本当うれしくなりましたけれども。バンクーバ五輪が終わってから、「平成日本の自己矛盾」という投稿を藤原新也さんという方が出しておられまして、ちょっとかいつまんで紹介しますと、日本という国ほど自己矛盾に陥っている国は世界でも珍しい。将来熾烈な争いの中に投げ込まれる五輪選手の卵たちも、その幼少時代の体育授業や運動会の中では、優劣や勝ち負けのあってはならない不可思議な平等主義を教え込まれるからである。人は平等でなくてはならないという大人のきれいごとの思惑の中で、皆一緒に手をつないでゴールラインを切る。ちょっと書いてありますけれども、翻って金六つ、銀六つという快挙を成し遂げた日本の人口の半分にも満たないお隣、韓国の児童教育はどうか。韓国の方に聞かれたそうあります。韓国では考えられないことです、駆けっこに優劣をつけないなんて。そんな過保護な国は世界でも恐らく日本だけじゃないですか。むしろ全力を出しきって、自分や相手の力を知ることが本当の人間教育であり、人間を鍛えることじゃないでしょうか。日本人選手が五輪でぎりぎりの争いで負けてしまうあのひ弱さの原因が、今のお話でわかったような気がします。藤原さんの意見ですけども、優劣をつけてはならないという教育をたたき込んでおきながら、いざ五輪になると、かねや太鼓で勝て勝てと熱狂する日本の大人の身勝手さと自己矛盾、それは競争原理が当たり前の世界標準の中では、ただの笑い話であるというコラムではありますが、私は本当に全くそのとおりだと思います。

ちょっと紹介させていただきましたけれども、さきに紹介いたしました内閣の閣議決定でも、こういうふうに書いてあります。児童・生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着がえ、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例はきわめて非常識であると。内閣

もこのように公表してあります。このような、まさにジェンダーフリー教育といいたししょうか、そのような考え方の入り口が、男女混合名簿ということでございますけれども。

そこでお伺いしますが、基本計画の中にございます学校での男女平等教育の推進の中から、男女混合名簿の利用促進という項目を除外するお考えはございませぬか。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

教育現場においては、毎日の出欠の確認を初めとして、成績処理、校納金の徴収、保健関係の統計等、いろんな場面で名簿を使用しているところでございます。特に男女別の名簿が必要な場合もございますし、保健関係の統計やスポーツテストの集計は、男女別の処理が必要でございます。以上のようなことを考えますと、すべて男女混合名簿を利用するとか、男女別名簿に限定するというのではなくて、利用目的に応じて使い分けてもよいのではないかと考えているところでございます。

以上お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 11番。

○11番（森口勝之君） 今のはただの技術論ですね、技術論。私は、実はこういう質問してもいいのかなと思ったんだけどしなかつたんです。というのは、男女別であった名簿を男女混合にした理由、男女混合にしたことによる教育上の効果、それを市が推進する理由、学校によって採用がてんでんばらばらの理由などなどを、突っ込んで質問してもよかつたんですよ。だけど答えられないでしょう、今は。思想的なものが絡みますから。ですから遠慮したんですけれども、どうぞひとつしっかり考えていただいて、とっかかりからその経過、思想的なものをしっかり考えていただいて、強いリーダーシップを私は発揮していただきたいと思ひますよ。そういう意味では、東京都の教育委員会はすごいと思ひしております。それはいろんな、はっきりいって妨害とかいろんながあると思ひます。これはしょうがない、思想それぞれのお考えですから。だけど、時としてはそういうのを毅然とした態度で対応していくというのが、私は最終的には将来の日本にとって、教育にとって正しい道じゃないかなと思ひています。ぜひとも計画の見直しでありますから、その辺のところを十分お考えいただきたいと思ひています。

それでは次に基本計画の中の、これも私はもう本当に不思議でしょうがないんですが、リプロダクティブヘルス・ライツ理念の啓発についてお伺ひします。

これは主管が健康管理課と教育総務課ということになっております。これは今でいいますと、部でいえば健康福祉部と教育部ということでしょうけれども、このリプロダクティブヘルス・ライツ理念の啓発を、その両方で啓発していくんだ、学校教育の場でも啓発していくんだということですが、一体このリプロダクティブヘルス・ライツって何なんだということは、この計画書の一番巻末部分に書いてありますね。リプロダクティブヘルス・ライツとは、1994年カイロで開催された国際人口開発会議において提唱された概念で、重要な人

権の一つと認識されている。「性と生殖に関する健康権利」と訳し、すべての男女は肉体的・精神的・社会的にも良好状態で、安全で満足のある性生活を送り、産むか産まないかを決める自由と権利を持つという考え方。安全で満足のある性生活を送り、産むか産まないかを決める自由と権利を有すると。果たして、このような理念を学校教育の中で積極的に推進して啓発していく、そういう必要があるのかなと私は常々感じております。もちろん母性の尊重、あるいは生涯を通じた女性の健康支援という観点からは、これは必要であります。さっき言ったような、安全で満足のある云々という話ですけども、これは、この間の質疑の中でも質問しました妊娠・出産・中絶も入るんだということで、そういうお話でしたけれども、そういうことを啓発していくことが、私は健やかな成長が期待される児童たちにとって果たして必要かどうか、非常に疑問に思っております。この辺もしっかりお考えいただきたいと思います。

それで実際に、このような理念を啓発しようとしてかつて策定されたのが、これはもう有名になりましたし、130万部も作成され幾らかあったかわかりません。中学生のためのラブ&ポディーブックを、全国に配布したんですね、よく御存じだと思います。国がつくったんですよ、130万部。ところが、一部生徒に渡ったところもありますけれども、人吉市の場合は運良く水際でとまった。生徒の手元には届かなかったということで、私はよかったかと、その点は思っておりますが、これを市長はごらんになったことございますでしょうか。ございませんか。はい。じゃ後ほど差し上げたいと思いますが、これは本当にこの神聖な議場で私紹介したくないんです。本当読んだらちょっと恥ずかしいような記述もあります、ずっと読むと。この中でも、要するにリプロダクティブヘルス・ライツ、さっきのですね、のことも子供たちに教えてあるんです。リプロとはこんなもんなんだよと。セックスするかしないか、子供をつくるかつからないか、産むか産まないか、どんな方法で産むか、ときには中絶など。こういうのを、学校で、要するにリプロを啓発していく必要があるのかなというのを以前から私は感じておりました。

そこで、お伺いをいたしますけれども、これは今廃版になったから、それでいいじゃないかという話じゃないんですよ。このつくったこと自体が問題でありますね、こういう考えを持っている人がいるんですから、国のお役所の中には。そして実際、現場でもいるんです、教育の現場でもですね。だから、そこが問題だと言っているわけで、この本、もう廃版になったからいいじゃないかという話じゃ全くありませんので。

お伺いしたいと思いますけれども、基本計画の中におけるこのリプロダクティブヘルス・ライツ理念の啓発活動、これを学校云々というのを取って、健康福祉部に限定するというについては、いかがお考えでございましょうか。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

御承知のとおり、学校教育は、一番の基本は学習指導要領に基づき教育活動、学習内容が

定められていることについては、議員御承知のとおりだと思います。

今回の御質問にかかわる内容といたしまして、いわゆる性教育は保健分野で取り扱うことになっておりますし、家庭科におきましては、家庭と家族の基本的な機能、子供が持つ環境としての家族の役割などの内容がございます。また、道徳におきましては、男女の協力や異性についての正しい理解と人格の尊重が取り扱う内容としてあっているところでございます。さらに、人権教育は、学校教育の大きな柱の一つでございます。

以上のように考えますと、学校教育が主管いたします内容と基本計画の内容とは密接に関連するものと存じます。基本計画の小中学校の取り組みに学習指導要領の内容以外の取り組みや、逸脱した内容が盛り込まれましても実施することはできませんので、計画策定時に担当課と十分協議をしなければならないと存じているところでございます。

以上お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 11番。

○11番（森口勝之君） 最後のほうで、担当課と十分協議という言葉が出て安心しました。それまでは、ちょっとよく御答弁の内容、把握できませんでしたが、しっかり考えてやっていただきたいと思います。

きょうは、計画の見直しについての私の意見等とも述べさせていただいておりますので、ぜひとも考えていただきたいと思います。そしてまた、このリプロの理念の啓発を計画から取り下げたからといって、その学校で性教育ができないとかそういうのは全くないと思います。常識的な教育がちゃんとできていけるものだと思っておりますので、お考えいただきたいと思っております。

私は、このようなりプロダクティブヘルス・ライツの理念を、これは「性の自己決定権」と言われているようですが、性の自己決定権として必要以上に叫ぶ人、それから夫婦別姓制度について、姓名の自己決定権として主張している人々、子供の権利条約を曲解して、子供の人権を子供の自己決定権として声高に叫ぶ人、これらの人たちは、私は、同じ人かもしれないけれども、赤い糸か白い糸か知りませんが、そこの部分ではしっかりと一本の糸で思想的につながっている人たちではないのかなという思いがずっとしております。リプロに洗脳された子供たちが、夫婦別姓制度導入によって家族の名前もてんでんばらばらになり、子供の自己決定権を強烈に叫び始めるとどうなるか、私考えました。ついには、全国子供連合が結成をされ、ことしから配給される子ども手当をめぐって、僕たちによこせ、私たちによこせとクーデター勃発、大変な世の中ですね。何せ国家防衛費よりもたくさんのお金子供たちに配給されるわけですから、これは大変なことです。以前は、子供は親の背中を見て育つと言われていました。今も言われていますけれども、ことしの夏から先、子供は国の背中を見て育つ、そういう国になってしまったんじゃないかなと思って、本当に非常に心配をしております。そういうような懸念を持っているわけでございますけれども、今のちよっ

とつけ加えますと、よく以前は、手元不如意で御飯がちょっと少ないというときには、お父さんお母さんは、腹が痛えとか、もう腹いっぱいだとか言って子供に分けてあげた。子供はわかっていたんですね、そういうのは。ちゃんとわかって、そういうのをありがたうなと思いつながら食べて、そういう親の背中を見て育ったと思うんですよ。本当に子供は親の背中を見て育つ、それが子供が国の背中を見て育つようになったら、これ大変なことだと私は思っておりますので、改めて言わせていただきました。

ここで、市長に質問いたします。

この地域のありようですね、将来のありよう。指針となる男女共同基本計画、あるいは男女共同参画社会の構築について、市長はいかような御見解をお持ちであるか、お聞きしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

その前に、ときの李鵬首相が、あと20年であるというふうに予言されてから15年たったということでございましたけれども、きのうも立山議員の御質問の中で申し上げさせていただきましたけれども、日本のある期間としては、日本の財政破たんは5年後であるということで、ぴったり20年というのが合うのかなというふうに私はさっきから聞いておったところでございますが。韓国のお話も出ましたので、本題からは少しずれるかもしれませんが、韓国の現状を少しお話をさせていただきたいというふうに思っております。

韓国という国、今度バンクーバオリンピックでも金メダル・銀メダル・銅メダルとも、日本を凌駕する成績を残しておられる国でございます。目標がどこにあるのかと。当然、日本であります。しかも国力を見てみますと、今や日本の人口の3分の1強の4,600万人ぐらいの人口数ではございますけれども、その20倍の人口を要するインドと経済的には並んでいるということでございます。輸出額にいたしましても、いまやイギリスを抜いております。昔は貧しいソニーといわれたサムスンが、今ヒューレットパッカード社を抜きまして、世界第一の会社へと押し上がっております。しかも、そこにトヨタのリコール問題でありますから、ヒュンダイをはじめとした自動車産業は、これからさらに伸んでいく。人口も日本の3分の1強、国土にしましては、日本の4分の1しかない、そういう国が世界に伍して、どういうその思いで国が一つになって発展をしていくのかと、ここを私たちはしっかり学ばせていただかなければならないというふうに思っております。教育の根本から日本は考え直さなければいけないときにきているのではないかと、というふうな気もいたしているところでございます。

そこで、本題に立ち返らせていただきますけれども、男女共同参画についての見解ということでございますけれども、男女共同参画社会の実現は、男女共同参画社会基本法に位置づけられているように、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題でございます。今後、少子高齢化がより一層進むことが予想され、さまざまな社会情勢の変化の中で、これまで社会

や経済の発展を支えてきた制度や慣行の改革が求められており、男女共同参画社会の実現への取り組みは必要不可欠なものであるというふうに考えております。

これまで森口議員が御質問いただきましたように、御懸念があらうかとは存じますが、本市におきましては、議員がお考えのようなジェンダーフリーとは異なる、しっかりとした条例または計画を策定していかなければならないというふうに考えております。立ち返って、それが大きく教育にも反映されるからであります。

私としましては、市民の皆様が、個々人が夢を持って生きることができる、男女共同参画社会の実現に向けて努力をしてみたいというふうに考えておりますし、強いて申せば、男女共同参画社会の構築からさらに一歩進んで、老若男女共同参画社会づくりを目指してみたいと。人吉市民、男性であらうが女性であらうが、若者であらうがお年寄りであらうが子供であらうが、みんな支え合って生きていく、そういう社会の実現を目指してみたいというふうに考えているところでございます。

以上お答えといたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 11番。

○11番（森口勝之君） いろいろ申し上げましたけれども、私の思いがどのように伝わったかわかりません。この基本計画というのは、市の将来のありように対する指針となるべき計画だと思えます。どうぞ今の市長のお考えを盛り込みながら、しっかりとしたものをつくっていただきたい。

国家が今ふらふらしておりますので、こういうときこそ、この地方が国家観を持ってしっかりした地域をつくり上げていく、そういう姿勢が大事じゃないかと思っております。よろしく願いしておきます。

最後になりましたが、今月末をもって退職されます職員の皆さん方、本当に長いことお疲れさまでございました。これからも、大所高所から我々を御指導いただきたいと思っております。お元気でお過ごしいただきたいと思っております。

これで質問終わります。

○議長（大王英二君） 以上で一般質問は全部終了いたしました。

---

## 日程第2 委員会付託

○議長（大王英二君） 次に、日程第2、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第1号から陳第32号まで、一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（永田正二君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成22年3月第1回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第1号平成21年度人吉市一般会計補正予算（第10号）につきましては、3ページの〔別記1〕に記載のとおり、議第12号平成22年度人吉市一般会計予算につきましては、4ページの〔別記2〕に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。

また、陳情の件名等につきましては、5ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

なお、人事案件につきましては、委員会付託はございません。

以上でございます。

---

## 各委員会付託事項表

議第1号	平成21年度人吉市一般会計補正予算(第10号)	各委 [別記1]
議第2号	平成21年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算 (第2号)	総文
議第3号	平成21年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算 (第5号)	総文
議第4号	平成21年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第6号)	厚生
議第5号	平成21年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算(第2号)	厚生
議第6号	平成21年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)	厚生
議第7号	平成21年度人吉市介護保険特別会計補正予算(第6号)	厚生
議第8号	平成21年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算 (第6号)	厚生
議第9号	平成21年度人吉市水道事業特別会計補正予算(第5号)	厚生
議第10号	平成21年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算 (第5号)	厚生
議第11号	平成21年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算(第1号)	経建
議第12号	平成22年度人吉市一般会計予算	各委 [別記2]
議第13号	平成22年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算	総文
議第14号	平成22年度人吉市カルチャーパレス特別会計予算	総文
議第15号	平成22年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算	厚生
議第16号	平成22年度人吉市老人保健医療特別会計予算	厚生
議第17号	平成22年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算	厚生
議第18号	平成22年度人吉市介護保険特別会計予算	厚生
議第19号	平成22年度人吉市介護サービス事業特別会計予算	厚生
議第20号	平成22年度人吉市水道事業特別会計予算	厚生
議第21号	平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計予算	厚生
議第22号	平成22年度人吉市国民宿舎特別会計予算	経建
議第23号	平成22年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算	経建
議第24号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	総文
議第25号	人吉市地域公共交通会議設置条例の制定について	総文
議第26号	人吉市職員の給与に関する条例及び人吉市職員の勤務時間、	総文

	休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議第27号	人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	総文
議第28号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第29号	人吉市消防団条例等の一部を改正する条例の制定について	総文
議第30号	人吉市民まちづくり応援事業条例の制定について	総文
議第31号	人吉市民まちづくり応援事業審議会設置条例の制定について	総文
議第32号	人吉市男女共同参画推進条例の制定について	総文
議第33号	人吉市男女共同参画推進審議会設置条例の制定について	総文
議第34号	人吉市長期継続契約を締結することができる契約を定める 条例の制定について	総文
議第35号	人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	総文
議第36号	人吉市健康増進計画・食育推進計画策定委員会設置条例の 制定について	厚生
議第37号	委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更 について	厚生
議第38号	市有財産の無償貸付けについて	厚生
議第39号	権利の放棄について	経建
議第40号	損害の賠償について	厚生
議第41号	損害の賠償について	厚生
陳第32号	休日歯科診療に関する陳情	厚生

[別記1]

議第1号 平成21年度人吉市一般会計補正予算（第10号）
○予算委員会 第1条 歳入予算の補正（全款） 第4条 地方債の補正
○総務文教委員会 第1条 歳出予算の補正 1款 議会費 2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費を除く） 9款 消防費 10款 教育費 12款 公債費 13款 諸支出金 14款 予備費 第2条 繰越明許費（1款 議会費、2款 総務費、9款 消防費、10款 教育費） 第3条 債務負担行為の補正（2款 総務費（3項を除く））
○厚生委員会 第1条 歳出予算の補正 2款 総務費（2項 徴税費及び3項 戸籍住民基本台帳費） 3款 民生費 4款 衛生費 第2条 繰越明許費（3款 民生費、4款 衛生費） 第3条 債務負担行為の補正（2款3項 戸籍住民基本台帳費）
○経済建設委員会 第1条 歳出予算の補正 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 11款 災害復旧費 第2条 繰越明許費（6款 農林水産業費、7款 商工費、8款 土木費）

[別記2]

議第12号 平成22年度人吉市一般会計予算

○予算委員会

- 第1条 歳入予算（全款）
- 第3条 地方債
- 第4条 一時借入金
- 第5条 歳出予算の流用

○総務文教委員会

- 第1条 歳出予算
  - 1款 議会費
  - 2款 総務費（2項 徴税费及び3項 戸籍住民基本台帳費を除く）
  - 9款 消防費
  - 10款 教育費
  - 11款 災害復旧費（4項 文教施設災害復旧費及び5項 その他公共施設公用施設災害復旧費）
  - 12款 公債費
  - 13款 諸支出金
  - 14款 予備費
- 第2条 債務負担行為（2款 総務費）

○厚生教委員会

- 第1条 歳出予算
  - 2款 総務費（2項 徴税费及び3項 戸籍住民基本台帳費）
  - 3款 民生費
  - 4款 衛生費
  - 5款 労働費（1項3目 シルバー人材センター費）
  - 11款 災害復旧費（1項 厚生労働施設災害復旧費）

○経済建設委員会

- 第1条 歳出予算
  - 5款 労働費（1項3目 シルバー人材センター費を除く）
  - 6款 農林水産業費
  - 7款 商工費
  - 8款 土木費
  - 11款 災害復旧費（2項 農林水産施設災害復旧費及び3項 公共土木施設災害復旧費）

[提出陳情件名]

陳第32号 休日歯科診療に関する陳情

[継続審査件名]

○総務文教委員会

陳第28号 永住外国人地方参政権付与法案に反対する意見書の提出を求める陳情

陳第29号 改正国籍法に関する意見書の提出を求める陳情

陳第30号 多目的運動広場建設に関する陳情

○厚生委員会

陳第26号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出に関する陳情

陳第27号 介護保険制度見直しに関する陳情

○経済建設委員会

陳第17号 国の責任で、安心・安全な国土づくりを求める意見書提出に関する陳情

---

---

○議長（大王英二君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。どうもお疲れでございました。

午後3時29分 散会

# 平成22年3月第1回人吉市議会定例会会議録（第6号）

平成22年3月25日 木曜日

## 1. 議事日程第6号

平成22年3月25日 午前10時 開議

日程第1	議第24号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
日程第2	議第25号	人吉市地域公共交通会議設置条例の制定について	
日程第3	議第26号	人吉市職員の給与に関する条例及び人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第4	議第27号	人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第5	議第28号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第6	議第29号	人吉市消防団条例等の一部を改正する条例の制定について	
日程第7	議第34号	人吉市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について	
日程第8	議第35号	人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第9	議第36号	人吉市健康増進計画・食育推進計画策定委員会設置条例の制定について	
日程第10	議第37号	委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更について	厚生
日程第11	議第38号	市有財産の無償貸付けについて	
日程第12	議第40号	損害の賠償について	
日程第13	議第41号	損害の賠償について	経建
日程第14	議第39号	権利の放棄について	
日程第15	議第1号	平成21年度人吉市一般会計補正予算（第10号）	各委
日程第16	議第2号	平成21年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第2号）	
日程第17	議第3号	平成21年度人吉市カルチャーパレス特別会計補正予算（第5号）	総文

日程第18	議第4号	平成21年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第6号)	}	厚 生
日程第19	議第5号	平成21年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算(第2号)		
日程第20	議第6号	平成21年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)		
日程第21	議第7号	平成21年度人吉市介護保険特別会計補正予算(第6号)		
日程第22	議第8号	平成21年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算 (第6号)		
日程第23	議第9号	平成21年度人吉市水道事業特別会計補正予算(第5号)		
日程第24	議第10号	平成21年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)		
日程第25	議第11号	平成21年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算(第1号)	—	経 建
日程第26	議第12号	平成22年度人吉市一般会計予算	—	各 委
日程第27	議第13号	平成22年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算	}	総 文
日程第28	議第14号	平成22年度人吉市カルチャーパレス特別会計予算		
日程第29	議第15号	平成22年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算	}	厚 生
日程第30	議第16号	平成22年度人吉市老人保健医療特別会計予算		
日程第31	議第17号	平成22年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算		
日程第32	議第18号	平成22年度人吉市介護保険特別会計予算		
日程第33	議第19号	平成22年度人吉市介護サービス事業特別会計予算		
日程第34	議第20号	平成22年度人吉市水道事業特別会計予算		
日程第35	議第21号	平成22人吉市公共下水道事業特別会計予算	}	経 建
日程第36	議第22号	平成22年度人吉市国民宿舎特別会計予算		
日程第37	議第23号	平成22年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算	}	総 文
日程第38	議第42号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて		
日程第39	議第43号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて		
日程第40	諮第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて		
日程第41	諮第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて		
日程第42	陳第28号	永住外国人地方参政権付与法案に反対する意見書の提出 を求める陳情		
日程第43	陳第26号	後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出に関する 陳情		

- 日程第44 陳第17号 国の責任で、安心・安全な国土づくりを求める意見書提出に関する陳情 } 経 建
- 日程第45 球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会委員長の報告
- 日程第46 公益的施設の適正配置に関する特別委員会委員長の報告
- 日程第47 人吉球磨広域行政組合議会の報告
- 日程第48 人吉下球磨消防組合議会の報告
- 日程第49 川辺川総合土地改良事業組合議会の報告
- 日程第50 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

## 2. 本日の会議に付した事件

- ・ 日程第1 から日程第50まで議事日程のとおり
- ・ 追加日程

緊急質問について

議第44号 平成21年度人吉市一般会計補正予算（第11号）

議第45号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第46号 人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について

意見第22号 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチン及び子宮頸がんワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書

意見第23号 国営川辺川総合土地改良事業の促進に関する意見書

意見第24号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書

## 3. 出席議員（20名）

1 番	松 岡 隼 人 君
2 番	井 上 光 浩 君
3 番	豊 永 貞 夫 君
4 番	川 野 精 一 君
5 番	笹 山 欣 悟 君
6 番	村 上 恵 一 君
7 番	西 信 八 郎 君
8 番	松 田 茂 君
9 番	永 山 芳 宏 君

10番	福屋法晴君
11番	森口勝之君
12番	田中哲君
13番	本村令斗君
14番	立山勝徳君
15番	仲村勝治君
16番	三倉美千子君
17番	山下幸一君
18番	下田代勝君
19番	蓑毛正勝君
20番	大王英二君

欠席議員 なし

---

#### 4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田中 信孝君
副 市 長	林 健善君
監 査 委 員	篠崎 國博君
教 育 長	堀 秀行君
市 長 公 室 長	荒 卷 通君
総 務 部 長	深 水 雄二君
市 民 部 長	浦 川 康徳君
健康福祉部長	尾 方 篤君
経 済 部 長	井 上 修二君
建 設 部 長	山 上 茂君
市長公室次長	井 上 祐太君
総 務 部 次 長	坂 崎 博憲君
市 民 部 次 長	椎 葉 幹夫君
健康福祉部次長	中 村 明公君
経 済 部 次 長	蓑 毛 幸一君
経 済 部 次 長	椎 葉 文雄君
建 設 部 次 長	松 田 知良君
秘 書 課 長	福 山 誠二君
総 務 課 長	中 村 則明君
市 民 課 長	今 村 修君

福祉課長	加賀邦保君
道路河川課長	有田健一君
会計管理者	大石宝城君
水道局長	多武芳美君
水道局次長	宮原真二君
教育部長	赤池和則君
教育部次長	小林勇君
社会教育課長	東俊宏君
農業委員会 農事務局長	靄崎晴美君
監査委員会 監事務局長	松江隆介君

---

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	永田正二君
次長	村並成二君
庶務係長	山本繁美君
書記	和泉龍二君

---

午前9時59分 開議

○議長（大王英二君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、早速、議事日程に従い、各委員長の報告を求めます。順次、採決をいたします。

---

---

#### 日程第1 議第24号から日程第8 議第35号まで

○議長（大王英二君） まず、日程第1、議第24号から日程第8、議第35号までの8件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。

○18番（下田代勝君）（登壇） おはようございます。総務文教委員会に付託をされました日程第1、議第24号から日程第8、議第35号までの8件につきまして審査の結果を報告いたします。

日程第1、議第24号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは平成21年12月24日付けで解任処分、これは懲戒免職相当でございますが、として嘱託職員の不祥事に対する責任によるものであります。市長が10分の1カ月、副市長が20分の1カ月となりまして、そうなりますと市長が10分の3と、副市長が20分の3ということになります。でありまして、ここらは審査の結果、異議なく認めることに決しました。

日程第2、議第25号人吉市地域公共交通会議設置条例の制定についてであります。これは道路運送法の一部改正に基づき、乗り合い事業の対象範囲が拡大をされ、定期路線以外での乗り合い旅客の運送についても乗り合い事業として、そういうことになったものであります。

審査の中では、タクシーは入れるのか、また守秘義務の内容等はどうなのか、事業用自動車の運転者が組織する団体とは、タクシーがデマンドのとき支援はあるのか、産交とはどうなるのか、二重支援とはならないか、それから人吉は球磨郡との兼ね合いがあるが、そこらはどうするのか、さらに今後NPOとか、他の人の算入は考えられるのか、産交とのその場合の調整は。タクシーも協議会等で対応できる。それから、運転者が組織する団体とは、組合等ということになります。タクシーがデマンドのときは支援の対象、産交とは調整となる。なお、二重支援とならないように図っていく。人吉市は球磨郡との協議調整も図っていく。条例でいう守秘義務はとりたててはないということでございます。あえて言えば、料金とか、そういうことが事前というふうなことのようでございます。こういう意見がありまして、質疑応答の結果、異議なく認めることに決しました。

日程第3、議第26号人吉市職員の給与に関する条例及び人吉市職員の勤務時間、休暇等に

関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは労働基準法の一部改正に伴い、長い時間外勤務を抑制するために、月に60時間を超える時間外勤務にかかる支給割合を、平日が100分の125であったものを100分の150、それから平日深夜100分の150であったものを100分の175などに引き上げるものであります。さらに、1カ月60時間を超える時間外勤務を行った職員に対して、支給割合の引上げ分の支給にかえて時間外勤務代休時間を指定する仕組みを導入するものであります。

審査の中では、いろいろ意見がありました。サービス、いわゆる自主とでもいいでしょうか、サービス残業といわれる時間外のそういう整理もちゃんとやってほしい。各部、各課における実績とセクションによるばらつき、この把握と整理をどうするのか。それから、時間外手当もない、代休もとれない、そういうような現実のとらえ方などの厳しい意見がありまして、審査の結果、異議なく認めることに決しました。

日程第4、議第27号人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。これは国家公務員法、退職手当法の改正に準じましての条例の一部改正であります。すなわち退職手当の支給制限及び返納について、従来は在職中の免職相当の非行があった場合、禁固以上の刑確定により支給制限、返納等がありましたが、改正によりまして当該職員が在職期間中に懲戒免職処分を受ける行為があった場合、退職手当を支払い前、支払い後であっても、本人または遺族に対し、支給を制限または返納を命じることができるとしたものであります。

審査の質疑応答としましては、審査会の決定に不服申立てはできるのか、遺族には救済方法は無いのか、使ってしまった場合はどうなるのか。不服申立てはできるし、遺族にも救済方法は知らせていく。遺族のその後の生計も勘案をして、返納額等については減免することもできるなどありまして、審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第5、議第28号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。これは雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、船員保険法及び地方公務員災害補償法が改正されたために、条例の一部が改正となるものであります。現行条例の第2条第2項の船員保険法の部分を削除をし、「第3号と第4号」を「第2号と第3号」とし、第16条中に船員保険法の部分である「46条の2」を削除するものであります。本市には、船員に係る該当職員はいないため、影響はないとの説明を受けまして、審査の結果、異議なく認めることに決しました。

次に、日程第6、議第29号人吉市消防団条例等の一部を改正する条例の制定については、これは消防団組織、部編成の中で一部に班長が4名を超えているところもあるため、消防委員会、理事会等の協議にも基づき、副部長の職を設けるものであります。

理由としましては、部長の負担を軽減する、部長職への準備といたしまして、こういうことも考慮して副部長の職を設置するものであります。副部長は、意見の中で、2名もあり

得るかということに対しまして、基本的には1名ということであります。その質疑応答をいたし、審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第7、議第34号人吉市長期契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてであります。これは地方自治法234条の3に基づく契約でありまして、各年度の予算の範囲内で債務負担行為を予算で定めることなく、複数年度にわたり契約を締結する制度であります。例としましては、電気、ガス、水の供給等に加え、翌年度以降にわたり物品を借り入れる契約など、これはOA機器リースとかそういうことがございますが、例年4月1日から債務の提供を受ける庁舎管理業務委託料等もあります。

審査の中で、OA機器借入れは全庁的でやるのか、予算額として500万円を超える場合、メリット・デメリットは、実施はいつからか。OA機器借入れは各課で行い、500万円以上は債務負担行為とする。メリットは、契約事務の効率化、入札金額の削減等につながる。デメリットとしては、デメリットというよりも懸念されることは、契約期間中に著しい技術革新等があった場合、そういう契約の継続上に若干不利益になる場合がある、そういうことが質疑応答されました。さらに、今後も運営については、総務文教委員会に報告をしていくということで、審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第8、議第35号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、新たに四つの審議会等設置により、それに伴い所要の改正を行うものであります。新たに人吉市地域公共交通会議、人吉市民まちづくり応援事業審議会、男女共同参画推進審議会、そして産業医の削除であります。

産業医は、市の非常勤職員ではなくて、労働安全衛生法上で事業場としての設置をしなければならないことと、現在、健康診断等はその兼ね合いで、病院との委託契約、そういうことに基づくことから、現状に合わせ条文の整理を行うものであります。

付託を受けました条例案件等の審査においても、総務文教委員会の意見をおきたいと思えます。なお、この条例についても、全員異議なく認めることになったわけでございますが、申しあげましたように、総務文教委員会の総意見としましては、上位関係法とのかかわりなく、人吉市が創設制定する条例は、規則要項案などあわせて精査、整理を行い、公布と同時に施行できるよう万全の体制をお願いしておきたいと、そういうふうに臨んでいただきたいと、このように申し添えておきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。議第24号から議第35までの8件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第24号、議第25号、議第26号、議第27号、議第28号、議第29号、議第34号、議第35号は原案可決確定いたしました。

---

---

日程第9 議第36号から日程第13 議第41号まで

○議長（大王英二君） 次に、日程第9、議第36号から日程第13、議第41号までの5件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。

○12番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、おはようございます。厚生委員会に付託されました日程第9、議第36号から日程第13、議第41号の5件について、審査の結果を御報告いたします。

まず、議第36号人吉市健康増進計画・食育推進計画策定委員会設置条例の制定についてありますが、これは健康増進法第8条第2項に規定する健康増進計画及び食育基本法第18条第1項に規定する食育推進計画の策定について審議するため、人吉市健康増進計画食育推進計画策定委員会を設置する条例であります。

執行部より計画策定に至った背景、経過や条例の内容についての説明があり、委員から第3条委員会の組織の中で、学識経験者を有する者とはとの質疑に、GNPネットワーク、医師会、保健補導員、食生活改善推進員協議会、地産地消推進協議会等を考えているとの説明がありました。

次に、議第37号委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更について、この委託協定は現在進めている人吉浄水苑の改築工事にかかわるもので、工事内容は反応タンク施設、送風機施設、水処理運転操作施設等の機械及び電気設備工事を、平成21年度、平成22年度の2カ年で実施しているもので、平成22年度分の金額1億3,500万円を4,000万円減額し、9,500万円とし、協定金額の合計を同額減額し、2億1,000万円を1億7,000万円に変更するものでございます。

減額の理由は、委託を受けた日本下水道事業団が工事業者を選定する際に行う競争入札の結果、予定事業者との差額が生じたために、協定金額の減額を行うとの説明がございました。

次に、議第38号市有財産の無償貸付けについてありますが、これは人吉市養護老人ホーム延寿荘、人吉市知的障害者授産施設希望ヶ丘学園及び人吉市知的障害者授産施設うぐいす荘の民営化を図るため、人吉市養護老人ホーム延寿荘の敷地、人吉市蟹作町字西中通211番地1外11筆、面積が8,075平米と、人吉市知的障害者授産施設希望ヶ丘学園、人吉市蟹作町字西並木112番地、面積が4,288.28平米、それに人吉市知的障害者授産施設うぐいす荘、人吉市蟹作町字西中通222番地1外7筆、面積が4,823.78平米の合計面積が1万7,187.06平米を、人吉市蟹作町字西中通222番地1社会福祉法人 人吉市社会福祉事業団に対し、財産の無

償貸付けを行うものでございます。

委員の中から、契約書（案）の中の第1条、契約物件で「ただし、九州電力等の支柱等が占有している面積については、契約物件から除外するものとする」となっているが、無償貸付けする面積はこれらを除外した面積かとの質問に、支柱等が占有している面積も含まれている。そこで、この契約書（案）の第1条、契約物件の中の「ただし、九州電力等の支柱等が占有している面積については、契約物件から除外するものとする」との部分が無償貸付けする面積とそぐわないので、このただし書きの部分を削除するとの説明がございました。また、九州電力等の支柱等の財産収入はどこに入るのかとの質問に、人吉市財産規則の中の第9条の2、普通財産の貸付けの手続の3で、「普通財産の貸付契約の内容には、必要な条件を付するものとする」の条文により、人吉市に直接入るとの説明がございました。

なお、質疑に対して、不備な説明等もあり、3月24日に厚生委員会を再度開催し、説明を受けたところでございます。

次に、議第40号損害の賠償について、これは平成21年6月30日、午前11時頃、差し押さえ物件を台帳と照合するため、段ボールに入れて保管場所から移動する途中に、段ボールの底から差し押さえ物件が落下し、破損した事故に関し、相手方と人吉市の間で損害賠償の額を3万6,000円と決定し和解するものとの説明がございました。

委員の中から、鑑定士はどこかとの質疑に対し、県の伝統工芸館を通じて、熊本市の鑑定士に依頼した。また、差し押さえ物件の保管場所はどこかとの質疑に対し、旧水道局の庁舎に保管しているとの説明がございました。差し押さえ物品の保管管理を徹底するように注意いたしております。

次に、議第41号損害の賠償について、これは平成21年12月22日、午後4時20分頃、市の公用車が中青井町方面に向かうため、掛井眼科医院駐車場から市道下林南願成寺線へ後退したところ、同医院駐車場に駐車するために、市道下林南願成寺線上で停止していた相手方車両と接触し、相方の車両が損傷した事故に関し、相手方、人吉市下新町359番地、医療法人社団健成会 理事長 山田和彦氏と人吉市との間で損害の額を16万9,150円と決定し和解するもので、過失割合は人吉市が10で、相手方がゼロとの説明がございました。

委員会では、度々の公用車事故に対し、職員管理及び公用車の安全管理を含め、事故の問題、課題等を検証、究明するように強く申し入れを行いました。

以上5件、慎重審査の結果、全員異議なく、原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君） 厚生委員長にお尋ねをしますが、日程第12、議第40号損害の賠償に

ついて、審査の結果についてご報告をいただきました。花瓶の損失料3万6,000円で解決をしたということですが、一つは、3万6,000円は保険金の適用なのかどうか。二つ目は、この差し押さえの原因となった税金の滞納の方はどういうふう処理をされたのか。それから、こういった花瓶の鑑定料、鑑定士にお願いをしたという御報告をいただきましたが、こういう場合の鑑定料はいくらぐらいかかるのか。この3点について、審査をされておるならば御報告をいただきたいと思います。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 当委員会では、今の14番議員の質疑に関しては、具体的には執行部からの説明はございませんでした。

以上です。

○議長（大王英二君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、採決をいたします。議第36号から議第41号までの5件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第36号、議第37号、議第38号、議第40号、議第41号は原案可決確定いたしました。

---

---

#### 日程第14 議第39号

○議長（大王英二君） 次に、日程第14、議第39号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君）（登壇） おはようございます。経済建設委員会に付託されました日程第14、議第39号権利の放棄について、審査の結果を報告いたします。

本件は、平成20年度建第17号下林南願成寺線改築工事に関し、平成20年7月3日、請負金額2,194万5,000円で、有限会社古川工業と契約を締結しておりましたが、当該会社が倒産したことにより発生した債権の放棄をするものであります。

内訳は、前払金877万円から出来高金額636万5,426円を差し引いた金額240万4,574円は、平成20年10月16日、西日本建設業保障株式会社が人吉市あてに入金されておりますが、平成21年12月28日に破産手続廃止の決定が下されたため、前払金額余剰金に係る利息金2万1,937円が回収不能となり、債権を放棄するものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼

ぶ者あり)

質疑もないようですので、採決をいたします。議第39号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第39号は原案可決確定いたしました。

---

---

#### 日程第15 議第1号

○議長（大王英二君） 次に、日程第15、議第1号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 皆様、おはようございます。予算委員会に付託されました議第1号平成21年度人吉市一般会計補正予算（第10号）のうち、第1条歳入歳出予算のうち歳入（全款）、第4条地方債の補正について、審査の結果を報告いたしますが、まず15日の委員会の進行におきまして、混乱を招きましたこととお詫びいたします。

それでは、進めます。今回の補正につきましては、国の二次補正によるきめ細かな臨時交付金事業に要する経費の増額によるもののほか、国・県の補助事業などの事業費の確定や、最終見込みによるものであり、総額にそれぞれ1億2,636万4,000円を追加し、予算の総額を162億9,244万7,000円とするものです。

地方債補正につきましては、人吉駅前広場整備事業費7,420万円の追加補正等です。

委員から、公共投資臨時交付金、きめ細かな臨時交付金は、いずれも臨時的なものか。もしなかったら、半分ぐらいしかやれないだろうとか、交付金で相当助かったと思うがなどの問いに、21年度の臨時交付金などで21年度の事業に交付されるものに限ったものであるとの答弁がありました。

慎重に審査した結果、全委員異議なく認めることに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（大王英二君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。

○18番（下田代勝君）（登壇） 総務文教委員会に付託をされました日程第15、議第1号平成21年度一般会計補正予算（第10号）のうち、1款議会費、2款総務費、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、第2条繰越明許費及び第3条債務負担行為の補正につきまして審査の結果を報告いたします。

まず、繰越明許でございますが、まず第2条の明許としまして1款1項議会費253万2,000

円、2款1項総務管理費248万6,000円は、環境対応車、これはハイブリッド車ですが、この購入費でございますが、購入希望者が多くて、今年度内に納車が見込まれないということによるものでございます。

9款1項消防費、全国瞬時警報システム受信設備設置事業302万6,000円は、消防庁で進めておりますシステム開発が相当遅れておりますために、年度内に事業完了が見込めないということによるものでございます。

10款1項教育総務費のユビキタスタウン構想推進事業費4,366万1,000円は、3月補正でタブレットパソコン購入分1,200万円を追加をし購入するものですが、年度内納入ができないために、またJ-A-L-E-R-Tの導入がおこなわれているために繰り越すものでございます。

2款小学校費、小学校修繕工事は、きめ細かな臨時交付金事業でございますが、採択から期間がないために繰り越すものでございます。学校I-C-T環境整備事業は、校内L-A-N配線工事等が年度内に完了しないために3,904万9,000円を繰り越すものでございます。安全・安心な学校づくり交付金事業は、エアコン設置工事を夏休みを中心に行うために、また太陽光発電設置工事のパネル製作に3カ月の期間を要するために5億809万3,000円を繰り越すものでございます。小学校特別支援学級教室改修工事は、東小学校難聴特別支援教室の新設で、春休み期間中に工事を行うために工事費300万円を繰り越すものでございます。小学校耐震補強工事設計業務委託料2,519万8,000円は、東小、西小、中原小の耐震実施設計委託で臨時交付金事業でありまして、採択から期間がないために繰り越すものでございます。小学校床改修工事は、大畑小教室等の床改修工事で、きめ細かな臨時交付金事業でありまして、夏休み期間中に工事を実施するため、工事費1,500万円を繰り越すものでございます。

3項中学校費、学校I-C-T環境整備事業に小学校と同じ理由で2,171万4,000円を繰り越すものでございます。安心・安全な学校づくり交付金事業は、エアコンと太陽光発電の小学校と同じ理由で、二中耐震工事も夏休み期間中となるために、工事費3億2,011万1,000円を繰り越すものでございます。

5項社会教育費、大畑公民館北側の駐車場舗装工事は、臨時交付金事業で採択から期間が少ないために、工事費340万円を繰り越すものでございます。

6項保健体育費、村山公園テニスコート改修工事費725万6,000円は、採択後、期間がないために繰り越すものでございます。西瀬地区の多目的広場整備及び川上哲治記念球場防球ネット設置工事1,214万2,000円、これは採択後、期間がないために繰り越すものでございます。

債務負担行為でございますが、債務負担行為の変更につきましては、第4次電算システム事業（住民情報システム）の限度額を1億8,423万5,000円から1億2,831万円へ減額補正するものでございます。同じく、第4次電算システム事業（財務会計システム）の限度額を3,700万5,000円から2,506万円へ減額補正を行うものであります。これらにつきましては、電子自治体推進委員会、これは会長が副市長になりますが、内に住民情報システム選定部会

並びに財務会計システム選定部会を設置をしまして、1月21日にプロポーザル方式によりましてプレゼンテーションを実施をし、評価委員による評点により、いずれも行政システム株式会社熊本支店に決定を行っております。

審査の中で、1社でプレゼンテーションを行ったのかと、他の入札との兼ね合いはどうかと、正当な競争原理といえますか、そこらが必要ではないのかと、今後の在り方とは、それから安定性も含めて、財務会計システム選定については、実績のある県内2社にて行ったということでした。そのような質疑応答でございます。

歳出の主なものとしましては、1款議会費、1項議会費391万3,000円の減額補正は、主なものとしましては、9節の普通旅費で、これは常任委員会旅費の不用額等であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費7,274万7,000円の増額補正は、主なものとしましては、3節退職手当、これは3名分でございますが、この増、及び13節委託料の減、20年度定額給付金給付事業事務費の返還金等でございます。3目文書広報費139万4,000円の増額補正は、主なものとしまして、12節役務費、郵便料の増で、市の特別便の割引がなくなったためでございます。7目企画費5,163万3,000円の増額補正は、主なものとしましては、産交バスの運行に対します地方バス運行等特別対策補助金の増などでございます。

9款消防費、2目非常備消防費679万3,000円の減額補正は、8節報償費の減で、これは消防団員退職報償金22名分、560万7,000円の確定によるものでございます。3目消防施設費530万3,000円の減額補正は、防災行政無線基本調査業務委託料の入札残でございます。5目災害対策費220万3,000円の減額補正は、主なものとしまして、13節委託料、洪水ハザードマップ策定委託料の入札残でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務費、18節備品購入費1,033万2,000円の増額は、ユビキタスタウン構想推進事業による児童・生徒用パソコンの購入費等でございます。2項3目学校建設費3,550万4,000円の増額補正となっておりますが、内容は13節委託料1,659万3,000円の増、これは太陽光発電とエアコン設置工事の実施設計が一緒になったことによります660万5,000円の減、西瀬小に特別支援学級不認定によりますパソコン室増設工事委託料200万円の減、東小・西小・中原小の3小学校耐震補強設置委託料2,519万8,000円の増等でございます。14節使用料及び賃借料1,278万7,000円の減、これは西瀬小プレハブ借上料の入札による減でございます。15節工事請負費3,169万8,000円の増、これは西瀬小学校耐震補強及び大規模改修工事の入札による1,330万2,000円の減、そして空調設備工事及び大畑小教室等床工事費4,500万円の増の相殺によるものでございます。

10款3項中学校費、3目学校建設費は604万4,000円の増額補正であります。13節委託料337万5,000円の減は、太陽光発電とエアコン設置工事の実施設計を一緒に委託したことによります減となっております。15節工事請負費941万9,000円の増は、空調設備設置工事費等の増でございます。4項幼稚園費、1目幼稚園費260万円の減は、私立幼稚園就園奨励費交付

金に係る人数減によるものであります。5項社会教育費、2目公民館費317万4,000円の増額補正は、大畑公民館の北側駐車場の舗装工事費であります。6項保健体育費、2目体育施設費1,931万円の増額補正は、村山公園改修工事費及び西瀬地区多目的広場整備費であります。7項学校給食センター費、1目学校給食センター運営費931万7,000円は、給食配送委託料の減などが主なものでございます。

審査の中で、学校の耐震工事は遅滞なく進めてほしい、工事はできるだけ分割発注にしてほしい、今後、国などの予算の削減はないのか、西瀬小学校特別支援学級の対応は、自治体国際協会とはどういうものなのか、図書の寄附団体はどこなのか、給食輸送業者の選定方法は市内に主たる事務所がある企業を、建設部で積算を行い入札は総務部となるので協議を行っていく、いわゆる発注に対してでございます。夏休み期間中は、工事完工を図っていると。それから、自治体国際協会とはALTあたりを推挙してくれる、そういう組織だと。それから、西瀬小特別支援学級は県から職員配置がなく、設置ができなかった。次善としまして、西瀬小には知的障がい者の学級に入る方法もある。普通教室に特別支援があるので、それに入れる方法もある。それから、近隣の学校に入る方法も保護者と協議をしている。それから、図書の寄附は国際ソロプチニストである。それから、給食配送での指名業者の選定は人吉市内に事務所がある、そういうことで原則としておりますということの質疑応答がありました。

13款諸支出金、10目人吉応援団基金費43万8,000円の増は、県からの熊本ふるさと寄附金交付金及び9名の方々の寄附金でございます。

14款予備費は1億1,839万5,000円の増額補正をいたしております。

いずれにしても、これは現地調査も踏まえながら、慎重に審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上でございます。

○議長（大王英二君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。

○12番（田中 哲君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第15、議第1号平成21年度人吉市一般会計補正予算（第10号）のうち、第1条歳出予算の補正で、2款総務費のうち、2項徴税費及び3項戸籍住民基本台帳、3款民生費、4款衛生費、第2条繰越明許費のうち、3款民生費、4款衛生費、第3条債務負担行為の補正のうち、2款3項戸籍住民基本台帳費について、審査の結果を御報告いたします。

今回の補正は、主として事業費の確定や事業事務の決算見込みによるものでございます。

2款総務費、1目税務総務費を1億7,636万4,000円とするもので、主なものは13節委託料の68万5,000円の減額で、これは土地移動修正データ入力委託料について、土地の分・合筆実績の減少によるものでございます。2目賦課徴収費は2,651万円とし、主なものは13節委

託料の25万3,000円の減額で、これは土地の移動が少なかった字図、地籍図、集成図の修正委託が減少したためでございます。

3款民生費は7,675万2,000円を減額し、予算総額を52億6,219万7,000円とするもので、1目社会福祉総務費は242万8,000円を減額し、16億4,787万8,000円とするもので、主なものは20節の扶助費の153万円の減で、これはセーフティネットに住民手当緊急特別措置費の申請が見込みより少なかったためでございます。4目老人福祉施設費は1,253万9,000円を減額し、2億1,141万5,000円とするもので、主なものは15節の工事請負費の858万4,000円の減で、これは養護老人ホーム延寿荘のスプリンクラー設置工事費等の減によるものでございます。2項児童福祉費、2目児童措置費は3,926万8,000円を減額し、16億7,645万3,000円とするもので、主なものは19節負担金補助及び交付金の2,769万9,000円の減で、保育単価の減額改定と入所児童数の減少によるものでございます。3項生活保護費の2目扶助費は746万6,000円を減額し、6億1,850万6,000円とするもので、747万6,000円の減額の主なものは、生活保護扶助費の約40%を占める医療費の伸びが見込みより少なかったことによるものでございます。

4款衛生費は4,370万円を減額補正し、予算総額を15億3,313万4,000円とするもので、1項保健衛生費、4目健康増進費は1,199万6,000円を減額し、7,195万1,000円とするもので、13節委託料の減額は、これは結核予防事業のレントゲン検診、各種健康診査事業での検診及びがん検診の受診者が見込みより少なかったことによるものでございます。2項清掃費、1目清掃総務費は2,933万5,000円を減額し、10億6,908万3,000円とするもので、この減額は人吉球磨広域行政組合し尿ごみ処理施設及び葬祭場負担金の減額分で、旧し尿処理場焼却炉等の解体工事費の入札残が主なものでございます。

第2条繰越明許費のうち、3款民生費、1項社会福祉費、福祉総合システム改修事業の450万円は、子ども手当の申請手続を4月上旬から行う予定でございしますが、事務手続上、システム導入やテストデータによる稼働テストに1カ月以上期間を要するので、平成21年度内に事業が完了しないので、平成22年度に繰り越すものでございます。

また、4款衛生費、1項保健衛生費、環境対応車購入事業の250万円は、保健センター公用車購入での今回の補正予算計上のため、入札等に期間を要するために平成22年度へ繰り越すものでございます。

第3条債務負担行為の補正のうち、2款3項戸籍住民基本台帳費は、戸籍システム機器リース料の限度額が確定したことから、262万5,000円を減額し補正を行うものでございます。慎重審査の結果、全員異議なく、原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第15、議第1号平成21年度人吉市一般会計補正予算（第10号）、第1条歳出予算の補正のうち、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費のうち第2項農林水産施設災害復旧費、及び第2条繰越明許費のうち6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費について、審査の結果を報告します。

まず、審査の経過にしたがって、繰越明許費から報告いたします。各款の繰越総額は、6款農林水産業費1件、5,804万9,000円、7款商工費4件、3億493万8,000円、8款土木費12件、3億1,532万3,000円であります。

主なものは、まず6款農林水産業費、2項林業費のうちの緑の産業再生プロジェクト促進事業5,804万9,000円の繰り越しについては、昨年12月議会において予算計上されたものでありますが、機械等の生産ラインにおける組立作業に時間を要し、納入予定時期が4月下旬ころまでずれ込むことにより繰り越すものであります。

審査の中で委員から、本件に関連して球磨川林業事業協同組合に対し、過去に納入された林業機械等の使用状況の調査の必要性についての意見が出され、執行部からは会計検査の対象であり、使用状況については今後とも精査を行う旨、答弁がありました。

次に、8款土木費、4項都市計画費のうち、地域活力基盤創造交付金事業人吉駅前広場整備事業1億6,030万円の繰り越しについてであります。本件については昨年9月議会において予算計上されたものであり、また繰り越すことについては笹山議員の方から一般質問で取り上げられた案件であります。支援することになった理由につきましては、一般質問における答弁のとおりであります。懸案でありましたJR側との協議事項についてはすべて完了しているとのことであります。

また、行政財産である都市公園内における駐車場についてであります。都市公園内に駐車場を設置して料金を徴収し、市の収入となるのであれば、条例との関連性は不可欠であります。ただし本法であります都市公園法第6条ないし第7条及び建設省計画局長通知により、駐車場を便益施設として第三者、この場合はJRであります、に占用許可をした場合、その駐車場内は第三者の管轄区域となり、市の関与外におかれるとのことであります。

次に、8款土木費、4項都市計画費のうち、中川原公園整備事業5,130万1,000円の繰り越しにつきましては、国土交通省との河川協議に4カ月の期間を要し、最終的な許可が昨年10月末にずれ込んだことにより、工事着工に遅れが生じたものであります。

続きまして、第1条歳出予算の補正関連につきまして、主なものの審査の結果を報告いたします。

まず、6款農林水産業費は595万2,000円減額し、補正後の額を4億5,603万3,000円にするものであります。主なものは6款1項2目19節負担金補助及び交付金のうち、人吉市農業担い手対策（農業後継者対策）事業補助金16万円は、矢岳町谷牧場への新規就農者1名に対す

る補助金であります。

次に、7款商工費は3,761万8,000円減額し、補正後の総額を8億1,701万8,000円とするものであります。主なものは7款1項2目15節工事請負費4,560万円の減額は、携帯電話等エリア整備事業で予定しておりました鹿目地区の整備につきまして、携帯電話業者N T Tが直接事業を行うことになったことによるものであります。19節負担金補助及び交付金のうち人吉市中小企業不況対策資金利子補給金442万7,000円の増は、現下の厳しい経済情勢を反映し、昨年度61件の申請であったものが、本年度は122件と申請件数が激増したことによるものであります。

次に、8款土木費は1,453万円を増額し、補正後の総額を17億2,404万円とするものであります。主なものは8款2項6目交通安全対策費のうち、15節工事請負費820万円の増額は、国の第二次補正予算、きめ細かな臨時交付金事業で行うものであり、大畑小、中原小、東小の各学校の通学路にグリーン線を引くカラー舗装に対する事業資金であります。なお、本件につきましては、大畑小周辺の現地確認を行っております。

3項1目15節工事請負費3,139万6,000円の増額は、これも国のきめ細かな臨時交付金事業で行うものであり、一二三ヶ迫団地の2棟、3棟の屋上防水改修などを行う事業に充当するものであります。

4項3目公園整備費、15節工事請負費1,026万3,000円の減額は、内訳として石野公園バラ園整備工事を実施しなかったことによる不用額、及び中原公園整備工事の入札残、合計1,450万円の減。逆に、石野公園園路側溝改修工事366万円及び村山公園給水送水ポンプ取替工事60万6,000円の合計430万円の増との差引合計額であります。

次に、11款2項農林水産施設災害復旧費は31万円を減額し、補正後の総額を622万8,000円とするものであります。

以上、慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しましたが、最後に繰越明許費に関し、経済建設委員会の意見を申し添えます。

〔意見〕今般、経済建設委員会に付託された繰越明許費のうち、特に建設部所管12件については、それぞれ理由はあるものの、いずれも市民生活及び観光客、ひいては地場産業にも多大な負の影響を与えるものであり、今後は十分な検証と反省のもと、再び今回のような事例が発生しないよう市政運営には万全を期して当たられんことを経済建設委員会の総意として申し添える。

以上であります。報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの各委員長の報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第1号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第1号は原案可決確定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

---

---

### 日程第16 議第2号及び日程第17 議第3号

○議長（大王英二君） 次に、日程第16、議第2号及び日程第17、議第3号の2件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。

○18番（下田代勝君）（登壇） 総務文教委員会に付託をされました日程第16、議第2号並びに日程第17、議第3号について審査の結果を御報告いたします。

まず、日程第16、議第2号人吉球磨地域交通体系整備特別会計補正予算（第2号）は歳入歳出それぞれ3,361万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,150万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、繰入金3,307万4,000円であります。歳出は、2款事業費、1款鉄道経営対策事業費、19節補助金、人吉球磨地域交通体系整備助成金3,307万5,000円であります。施設整備費としましては、電路検修工事、軌道整備改良工事、踏切舗装改良工事、橋梁、これは鉄橋等でございますが、この改良工事、車両全般の検査、これはエンジン着脱工事、車両、これはエンジンの変速機オーバーホール、その他車両の取りかえ、枕木交換等によるものであります。

審査の中で、今後の進め方としまして、新たな枠組みはどうするのか、基金残は1億2,400万円ということであるが、災害対応はどうしていくのか、今後の球磨川鉄道は大きな難題を抱えている。現在、市、郡の企画総務課長10名で協議を進めている、昨年はこのことも含めまして、長崎県の松浦鉄道を調査研修を行っているということでございます。

それから、基金が枯渇した場合はどの方法をとるのかというようなことでございますが、球磨地域の鉄道が通っているところ、通っていないところなど、協議継続中で、考え方としては前向きである。それから、災害には国の助成もあるので、不測の事態も考慮し、1億2,400万円のうち、でき得れば1億円のその程度の固定化というものは検討する必要があるということなどでございます。

このような質疑応答を行いまして、厳しい状況を再認識しながら認めることに決ま

した。

次いで、日程第17、議第3号平成21年度カルチャーパレス特別会計補正予算（第5号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額は1億362万7,000円でございます。

歳入で、1款使用料及び手数料、1目手数料、カルチャーパレス使用料が370万9,000円の減となっております。これはホール棟、コミュニティ棟の使用料減であります。

5款諸収入、2項雑入では178万2,000円の増となっております。これは自主文化事業入場料、玄海竜二ショーでしょうか、その増であるようであります。

審査の中で、ホールとコミュニティ棟の使用状況はどうなっているのか。自主文化事業、これは玄海竜二ショーは非常に好評であったと聞いているので、今後も老若男女、やはりそういう好まれるようなバランスのとれた自主公演事業を行ってほしいというような意見がございました。

それから、ホール棟で対前年比で14件の減、コミュニティ棟では48件の増と、それから展示室で5件の減というような報告も受けました。こういうことでございます。自主文化事業は今後も研究を重ねていきたいということでございます。

このような質疑応答を行いまして、審査の結果、認めることに決しました。

以上でございます。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。議第2号及び議第3号の2件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第2号、議第3号は原案可決確定いたしました。

---

---

#### 日程第18 議第4号から日程第24 議第10号まで

○議長（大王英二君） 次に、日程第18、議第4号から日程第24、議第10号までの7件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。

○12番（田中 哲君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第18、議第4号から日程第24、議第10号までの7件について、審査の結果を御報告いたします。

議第4号平成21年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,421万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億2,758万7,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税は3,627

万5,000円を減額し8億5,856万4,000円とするものでございます。2目退職被保険者等国民健康保険税には452万4,000円を増額し7,202万円とするものでございます。3款国庫支出金は203万6,000円を減額し8億8,242万9,000円とするものでございます。4款県支出金は203万6,000円を減額し2,173万円とするものでございます。5款療養給付費等交付金は3,187万6,000円を減額し2億6,561万5,000円とするものであります。7款共同事業交付金は1,678万8,000円を増額し5億4,499万円とするものでございます。

歳出の主なものは、1款総務費、1項総務管理費に6,798万4,000円とするものであります。2款保険給付費、1項療養諸費は2,100万円を減額し28億5,729万4,000円とするものであります。2項高額療養費は500万円を減額し3億4,573万3,000円とするものでございます。7款共同事業拠出金は1,447万5,000円を減額し5億8,429万5,000円とするものであります。8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費は230万8,000円を減額し2,921万2,000円を計上し、2項保健事業費は170万円を減額し1,587万円とするものでございます。12款の予備費は179万5,000円を減額し1億5,638万8,000円とするものであります。

第2条債務負担行為の補正は、特定健診及び特定保健指導等委託料の限度額を45万4,000円とするものでございます。これは対象者の減少によるものでございます。

次に、議第5号平成21年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,317万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ954万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、1款支払基金交付金を1,199万9,000円減額し140万1,000円に、2款国庫支出金を860万円減額し140万3,000円に、3款県支出金を215万円減額しゼロ円とするものでございます。4款繰入金を37万3,000円減額し177万7,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、1款の療養諸費を2,317万2,000円減額し320万3,000円とするものでございます。

次に、議第6号平成21年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ784万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,583万4,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料は1,172万9,000円を減額し1億9,174万円とするものでございます。1,172万9,000円の減額は、主に死亡に伴う減額でございます。2目普通徴収保険料は325万8,000円を増額し1億1,042万9,000円とするものでございます。189万4,000円の現年度分増額は、主に今年度75歳に年齢到達された方は普通徴収であることによるものでございます。

歳出の主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金は762万円を減額し、4億1,946万8,000円とするものでございます。

次に、議第7号平成21年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算

の総額に歳入歳出それぞれ149万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9,920万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、3款国庫支出金、1項国庫負担金は426万円を増額し5億4,142万7,000円とするものであります。2項国庫補助金は136万4,000円を減額し2億8,006万2,000円とするものであります。4款支払基金交付金は1,448万8,000円を減額し9億3,261万4,000円とするものでございます。7款繰入金、1項一般会計繰入金は250万円増額し4億9,458万8,000円とするものでございます。2項基金繰入金は999万9,000円を増額し2,736万8,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費は1,382万6,000円を増額し、27億8,473万8,000円とするものでございます。2項介護予防サービス等諸費は156万3,000円を増額し1億2,506万4,000円とするものであります。3項高額介護サービス費は268万7,000円を増額し7,397万円とするものでございます。5項特定入所者介護サービス等費は1億4,739万6,000円とするものでございます。4款基金積立金は4,092万7,000円とするものであります。5款地域支援事業費、1項介護予防事業費は369万6,000円を減額し3,895万4,000円に、2項包括的支援事業・任意事業費は2,680万8,000円、7款諸支出金に1,301万9,000円を計上するものでございます。

次に、議第8号平成21年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,928万8,000円とするものでございます。これは事業費の最終見込みによるものでございます。

次に、議第9号平成21年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第5号）は、水道料金収入及び事務事業費等の決算見込みによるものでございます。収益的収入及び支出におきまして、収入は第1款の水道事業収益を1,249万8,000円増額補正し、合計を5億7,232万円とするものでございます。

内訳の主なものは、1項営業収益で1目給水収益の水道料金900万円の増額は、当初予算では過去の実績による有収水量の下がり幅を考慮していたものを、12月末までの有収水量が予想より伸びたので、実績に合わせ増額するものでございます。2項営業外収益、3目雑収益の365万円の増額は、落雷に伴うテレメーターの修繕工事費用に係る保険料でございます。

支出は、第1款水道事業費用を814万2,000円減額補正し、合計5億698万円とするものであります。

内訳の主なものは、1項営業費用、2目配水及び給水費の484万3,000円の減額は、14節委託料の214万3,000円の減で、これは配水池敷地内整備業務委託などの確定によるものでございます。17節路面復旧費は270万円の減で、これは路面補修工事が予定していた事業量より少なかったことによるものでございます。4目総係費の381万3,000円の減の主なものは、14

節委託料の220万8,000円の減で、これは水道料金システム改修業務委託料などの減でございます。2項営業外費用の2目消費税の100万円の増額は、給水収益の増額見込みに伴い、消費税納税額を概算で増額するものであります。

次に、資本的収入及び支出におきまして、収入は第1款資本的収入を189万5,000円減額補正し、合計3,080万6,000円とするものでございます。内訳は、2項工事負担金189万5,000円の減額は、工事費の確定に伴う工事負担金の減によるものでございます。

支出は、第1款資本的支出を1,588万7,000円減額補正し、合計2億3,318万円とするものでございます。内訳は、1項建設改良費、1目構築物費、1節一般改良工事の1,400万円の減で、これは県の蓑野橋架けかえ工事に伴う配水管添架工事予算を県が橋の工事を繰り越したことにより、21年度予算分を減額し、新たに新年度予算に計上するための減額が主なものでございます。2節負担金工事の188万7,000円の減額は、工事費の入札残によるものでございます。

債務負担行為は、水道企業会計システムリース料の金額の確定に伴い、限度額を245万1,000円に変更するものでございます。

次に、議第10号平成21年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,382万6,000円を増額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ21億7,084万9,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、1款分担金及び負担金、1項負担金は757万6,000円を増額し1,159万1,000円とするものであります。757万6,000円の増額は、受益者負担金の現年度分の大型店舗や病院等の新規賦課分について、次年度以降分の一括納付額に伴うものと、受益者負担金の滞納繰越分でございます。2款1項使用料の主なものは、下水道使用料で610万9,000円を増額し6億3,612万2,000円とするものであります。

歳出の主なものは、1款に6億7,777万9,000円を計上してあります。1目事業費の272万3,000円の減額のうち、1節報酬の46万5,000円の減と、9節旅費の34万3,000円の減は、これは下水道事業運営審議会が一度も開かれなかったことによるものでございます。2目維持管理費の714万円の減は、13節の委託料650万円の減で、これは浄水苑の処理水、汚泥、排ガス、流入水の分析及び汚泥運搬処分業務等にかかわる委託料の減が主なものでございます。2款公債費に14億1,648万6,000円を計上してあります。2目利子の635万9,000円の減は、平成20年度に借り入れました公的資金補償金免除繰上償還借換債及び事業債の借入利息の確定に伴う利子の減によるものでございます。3款予備費は3,007万8,000円を増額し7,658万4,000円を計上してあります。

以上、7件、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり認めることに決しました。

以上、御報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。（「なし」と呼

ぶ者あり)

質疑もないようですので、採決いたします。議第4号から議第10号までの7件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大王英二君) 御異議なしと認めます。

よって、議第4号、議第5号、議第6号、議第7号、議第8号、議第9号、議第10号は原案可決確定いたしました。

---

---

#### 日程第25 議第11号

○議長(大王英二君) 次に、日程第25、議第11号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

11番。

○11番(森口勝之君)(登壇) 日程第25、議第11号平成21年度人吉市国民宿舎特別会計補正予算(第1号)について、審査の結果を報告いたします。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25万6,000円とするものであります。

内訳は、歳入が、2款1項1目財政調整基金運用利息1万5,000円を増額し、補正後の総額を5万7,000円とし、歳出が、1款1項1目一般管理費1万5,000円を増額し、補正後の総額を5万8,000円とするものであります。

審査の結果、異議なく認めることに決しました。

報告を終わります。

○議長(大王英二君) ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑もないようですので、採決いたします。議第11号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大王英二君) 御異議なしと認めます。

よって、議第11号は原案可決確定いたしました。

---

---

#### 日程第26 議第12号

○議長(大王英二君) 次に、日程第26、議第12号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 予算委員会に付託されました議第12号平成22年度人吉市一般会計予算のうち、第1条歳入歳出予算のうち歳入（全款）、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算流用について、審査の結果を報告いたします。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ137億5,640万5,000円とするものです。平成22年度は歳入の特徴としまして、主要一般財源の減収分を普通交付税、臨時財政対策債で補っているのが、今年の際だっている点でございます。

市税は、個人・法人市民税ともに、景気の動向を反映しまして大幅な減収が見込まれています。

また、固定資産税、市たばこ税、都市計画税等も減収が見込まれていまして、平成21年度当初予算に比較しまして、総額約1億5,000万円の減額となっております。

委員から、自主財源は最高で何パーセントぐらい占めていたのかとの質問に対し、平成9年、13年が42%、あとは40%前後という数字であるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（大王英二君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。

○18番（下田代勝君）（登壇） 総務文教委員会に付託をされました日程第26、議第12号平成22年度一般会計予算のうち、1款議会費、2款総務費、9款消防費、10款教育費、11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、及び第2条債務負担行為について、審査の結果を報告いたします。

まず、債務負担行為でございますが、第4次電算システム導入事業、機器使用料は23年4月から新たなオープン系システムを構築することになっておりまして、より新しい機器を導入するため、今年度限度額の設定を行うものであります。期間を22年度から27年度とし、限度額を4,555万8,000円とするものであります。

次に、歳出の主なものでございます。1款1項1目議会費に1億9,616万8,000円で、前年比503万1,000円の減になっております。これは常任委員会行政視察等旅費の減等でございます。9節旅費に常任委員会行政視察旅費に443万3,000円、11節に市議会会報印刷代として103万4,000円、19節に交付金として政務調査費480万円が計上されております。

2款総務費、1項1目一般管理費が8億6,730万4,000円で、前年に比べ8,095万3,000円の増となっております。これは機構改革に伴います企画課、契約管財課等、職員の増、水道局定年退職予定2名分の退職手当を水道事業特別会計へ繰り出すことになっております。4,476万6,000円でございます。ちなみに定年退職9名分、2億3,393万5,000円も計上されております。9節普通旅費にまちづくり親善大使招へい旅費及び町内嘱託員の研修旅費等に

952万1,000円が計上されております。13節委託料1,409万8,000円には、職員健康診断委託料557万9,000円、公会計支援業務及び事務事業体系化支援業務委託料300万円が計上されております。14節使用料及び賃借料に熊本県東京事務所派遣職員住宅借上料等156万円も計上されております。13節工事請負費に防犯灯18基分、75万6,000円であります。

3目文書広報費1億788万2,000円には、11節印刷製本費「広報ひとよし」分1,191万9,000円、12節役務費、郵便料1,200万円、イントラネット光ファイバー使用料等の経費895万3,000円を計上されております。13節委託料2,208万5,000円には、IP電話機保守委託料、地域イントラネットシステム保守庁内ネットワークグループウェアシステムの保守委託料等が計上されています。18節備品購入費2,892万7,000円には、情報系端末機91台、ディレクターサーバー2台、議会中継システムエンコーダー購入費等がございます。

5目会計管理費、11節印刷製本費52万7,000円、決算書等の印刷製本費でございます。

6目財産管理費4,907万1,000円は、庁舎別館の管理費でございます。その中で、13節委託料1,322万2,000円には庁舎清掃委託料等1,020万円が含まれております。

7目企画費が6,625万6,000円であります。その中で主なものとして、1節報償費124万1,000円は、地域交通会議委員並びに総合計画策定審議会委員報酬等であります。9節旅費163万円の中には、姉妹都市ポルトガルアブランテシユ市との青少年国際交流に伴う引率旅費が含まれております。13節委託料1,368万9,000円には、日野熊蔵100周年記念事業としましてドキュメンタリードラマ「郷土の偉人シリーズ日野熊蔵伝」と、そういうことの製作委託料1,250万円が含まれております。19節負担金補助及び交付金4,948万5,000円のうち、人吉球磨広域行政組合負担金運営費に4,286万円、企画費に298万4,000円があります。19節補助金330万円のうち、青少年国際交流に伴う人吉市国際交流協会へ200万円、日野熊蔵100周年記念事業補助金として100万円があります。

10目情報管理費6,797万2,000円であります。主なものとしましては、13節委託料1,292万1,000円、これは住民基本台帳改正事前調査業務委託料及び郵便物カスタマバーコード業務委託料等でございます。14節使用料及び賃借料3,667万1,000円の中には、22年4月から開発を始めますオープン系システムのハードウェア機器等の546万1,000円があります。18節備品購入費891万3,000円は、第4次電算システム等に伴いサーバー類の購入を行うものであります。これは一部メーカー型番指定、地元発注ということになるようでございます。

11目交通安全推進費372万9,000円のうち、11節消耗品費51万2,000円、これは新入生ランドセルカバー購入費等でございます。

4項選挙費、2目参議院議員選挙費1,713万円、これは7月執行予定の参議院議員選挙費、その投開票事務に要する経費であります。

3目県議会議員選挙費475万円は、23年4月執行予定の県議会議員選挙で、22年度中に必要な予算を計上しているものであります。例えば期日前投票とか、その管理者、立会人報酬

等がありますし、ポスター掲示場等の運營業務等もあります。

5項に統計調査費、2目統計調査費は1,586万円であります。本年度は学校基本調査、それから工業統計調査、農林業センサス調査、国勢調査、経済センサス調査で、調査区設定が実施をされ、その調査の調査員報酬等であります。

9款消防費、1目消防総務費は4億578万7,000円であります。その中の主なものとして、19節負担金で人吉下球磨消防組合負担金等で3億9,743万6,000円があります。

2目非常勤消防費が5,397万2,000円でありまして、その主なものは、1節報酬1,696万4,000円、これは消防団512名の報酬及び出動報酬等であります。

3目消防施設費は2,875万9,000円であります。主なものは、15節の工事請負費、防火水槽築造工事3カ所等でございます。18節備品購入費は、小型動力ポンプ購入費663万6,000円があります。

4目水防費で425万7,000円、主なものとしましては、九日町排水機場操作業務委託料387万5,000円があります。

5目災害対策費1,362万2,000円、ハザードマップの印刷代等411万6,000円、内水排除ポンプ備品購入費として596万4,000円等があります。

審査の中で、防犯パトロール用のその備品とはどういうものか、防犯灯18基設置場所はどうなっているのか、それから職員研修の内容、その回数、それからマニフェスト研修はどうなっているのか、それから総合計画とマニフェストの関係、防犯協会の組織メンバーは、ポルトガルの交流において児童生徒たちに経済格差が生じないようにと、それから郵便物カスタマバーコード化は、それからスマートインターの動向はどうなっているのか、小型ポンプの設置数、条件場所、そこらはどうか、それから災害用内水排除ポンプは、その設置時期はどうなのかということでございます。

それに対しまして、防犯パトロール備品は夜間蛍光ベストでございますということでございます。それから、防犯灯18基は、これは予定設置数であるということでございます。それから、職員研修は年7回実施をし、初任、接客、キャリア——これは5年目の職員でしょうか——に分類をしながら進めていると。もちろん管理職研修もあるわけでございます。マニフェストとは何か、そういう研修も行っていると。それから、総合計画とマニフェストの整合性については、やっぱり研究を進めている。もちろん、当然その総合計画の中にそこらも入るわけでございます。それから、防犯協会はこれは人吉警察署管内で市町村長、それから議長がメンバーとなっている。それから、ポルトガルとの青少年交流については、ことしは小中学生はそういう負担がないように行っていきたい。そう検討していきたいということでございます。それから郵便物、これはカスタマバーコード化については、この顧客問題でございますが、電算システムの改修を行い推進を図っていくということでございます。スマートインターの動向については、現政権下では動いてはいないということでございます。小型

ポンプは中神、これは分団でいえば3-3、戸越鹿目4-3、木地屋5-3、大畑7-3、これに計4で配置をしていきたいと。要するに耐用年数が15年を超しているようでございます。それが基準ということでございます。災害用の内水排除ポンプは、大柿地区に8インチを4基入れたいと、出水期に入った場合は直ちに装置していきたいというようなことでございます。このように多くの意見、質疑応答がなされました。

10款教育費、1項教育総務費、2目の事務局費に1億6,466万7,000円があります。主なものとしましては、1節報酬2,892万4,000円で、これは特別支援教育支援員15名と、それから外国語指導助手、ALTでございますが、この2名のいわゆる報酬等であります。それから、8節報償費127万4,000円は、リテラシー支援学習サポーターへの講師謝礼であります。13節委託料295万9,000円、これは産業医等への委託料でございます。19節負担金補助及び交付金223万7,000円は、私立学校助成として学校法人赤山学園への補助が主なものでございます。

2款の小学校費、1目学校管理費は9,866万7,000円であります。主なものとしましては、1節の報償費として2,471万9,000円で、学校評議員30名、小学校事務用務嘱託員報酬等であります。11節に需用費に5,254万3,000円と、これは電気とか光熱水費でございます。それから、13節委託料1,100万円、これは小学校の浄化槽清掃、それからまた学校警備等の経費であります。

2目教育振興費が3,088万5,000円あります。主なものは、13節の知能検査等手数料に500万6,000円、18節理科教材備品等購入費に716万円、20節扶助費としまして、要保護、準要保護児童就学援助費等に1,111万1,000円でございます。

3項中学校費、1目学校管理費5,177万9,000円、主なものとしましては、11節電気料等需用費に3,182万9,000円、13節中学校の浄化槽清掃委託料等に551万3,000円などがあります。

2目教育振興費に2,624万4,000円で、その主なものは、13節委託料として知能検査等に439万4,000円、20節扶助費として、要保護準要保護生徒就学援助として1,084万2,000円あります。

4項幼稚園費、1目幼稚園費2,248万4,000円、私立幼稚園就園奨励金交付金であります。

それから、5項社会教育費、1目社会教育総務費1億9,088万円、その主なものは1節の報酬として社会教育委員20名ほかへ407万2,000円と、28節繰出金としまして、カルチャーパレス特別会計へ7,310万円などがあります。

2目公民館費3,569万7,000円、その主なものは、1節報酬として、校区公民館長8名ほかへ1,193万7,000円あります。13節校区公民館事業委託料などに705万6,000円があります。

3目図書館費としまして1,837万6,000円のうち、主なものは18節の備品購入費として、図書購入費等478万8,000円があります。

4目文化振興費に865万9,000円で、14節使用料306万7,000円、人吉球磨総合美展、または犬童球溪顕彰音楽祭等の会場借上げ等があります。

5目の文化財保護費2,982万9,000円は、岩屋熊野座神社保存修理事業等に19節補助金としまして318万8,000円が主なものでございます。

6項の保健体育費、1目保健体育総務費は7,718万8,000円で、主なものとしまして、1節報酬1,273万2,000円は、学校医その他への報酬。13節委託料117万4,000円は、校区民体育祭、人吉駅伝大会、電算処理のための委託料。それから、19節補助金としましては、おどんな日本一武道大会に252万円の補助、それからひとよし春風マラソンに450万円の補助等であります。

2目体育施設費には6,518万円ではありますが、13節委託料として体育施設指定管理料6,282万6,000円が主なものであります。

7項1目学校給食センター運営費は1億4,001万5,000円であります。主なものは、11節の電気燃料等需用費に3,027万9,000円、13節給食調理業務委託料に8,525万8,000円などがございます。

審査の中で、意見としまして、学校支援員5名の配置はどうなっているのか、人吉っ子アドバイザーはどうなのか、産業医の対象は個人か病院か、それから教職員研修はどうなっているのか、現場から備品購入の要望、その達成率はどういうふうになっているのか、学校用務員は全校に配置をされているのか、日本スポーツ振興センター保険は学校内のみなのか、また学校外にも適用されるのか、それから要保護準要保護世帯の状況はどうなっているのか、社会教育委員のバッチといたしますか、これがあるようでございますが、これについてはどうなのかと、それからいきいき芸術体験教室は、それから教育関係、各種協議会への補助金はどうなっているのか、人吉歴史館、相良清兵衛屋敷、この表札作成があるが、これはどうなのか、史実に基づいて、やはり本来のあり方を考えるべきではないかと、それから水質検査はプールなのか、それからこれまでの異常はないか、それからおどんな日本一武道大会、要望額満額か、満額というような予算と聞いているが、その予算は余った分は繰越しなのか、それから各種大会への補助金のあり方をきちんと精査しておくべきではないか、それから通学路のグリーンラインの進め方はどうなっているのか、廃棄物収集業務、これは事業系一般廃棄物がどうかなどの多くの意見がありまして、質疑応答を行い審査を進めました。

それから、12款1項公債費、1目元金が13億2,992万9,000円で、前年に比べ2,132万6,000円の増であります。これは臨時財政対策債等のいわゆる据置期間が終了しまして、元金償還が始まったことによるものであります。

2目利子2億5,752万9,000円で、前年度に比べ2,100万4,000円減額となっております。これはスポーツパレス建設事業で借り入れしました地域総合整備事業債などの減に伴う長期債利子の減であります。

14款予備費に5,604万7,000円が計上されております。

以上、慎重に審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上でございます。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

引き続き、議第12号について、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。

○12番（田中 哲君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第26、議第12号平成22年度人吉市一般会計予算のうち、第1条歳出予算で、2款総務費のうち2項徴税费及び3項戸籍住民基本台帳費、3款民生費、4款衛生費、5款労働費のうち1項3目シルバー人材センター費、11款災害復旧費のうち1項厚生労働施設災害復旧費について審査の結果を御報告いたします。

2款総務費、2項徴税费は、前年度比343万5,000円の増で、2億796万7,000円でございます。

3項戸籍住民基本台帳費は、前年度比1,117万9,000円増の8,854万4,000円でございます。主なものは、14節使用料及び賃借料の1,069万円で、前年度比523万円の増でございます。18節備品購入費は、公的個人認証サービス機器と新規のIC旅券（パスポート）用交付窓口端末機の購入費77万8,000円でございます。パスポートにつきましては、申請受付・交付等の事務の権限委譲を受け、ことしの6月から市で発行することになります。

3款民生費でございますが、前年度比5億7,520万3,000円増の54億3,011万円でございます。

1項社会福祉費の1目社会福祉総務費は、前年度比3,090万5,000円増の16億1,442万9,000円で、主なものは19節負担金・補助及び交付金の熊本県後期高齢者医療広域連合負担金4億2,976万円で、前年度比3,038万円の増となっております。

2目心身障害者福祉費は、前年度比4,419万円増の6億7,761万7,000円でございます。これは新法移行に伴う増や利用者の増、また新規として障害者自立支援事業嘱託職員1名の増によるものでございます。

3目老人福祉費は、前年度比1億6,132万円増の2億202万8,000円でございます。主なものは、19節負担金・補助及び交付金の地域密着型サービス拠点等施設整備補助金1億8,025万円で、これは小規模特別養護老人ホームを1カ所と、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を3カ所整備するものでございます。また、「ねんりんピック2011熊本」人吉実行委員会補助金140万円は、平成23年10月、熊本県で全国健康福祉祭（愛称ねんりんピッ

ク)が開催され、人吉市では囲碁大会が行われることに伴うものでございます。

4目老人福祉施設費は、前年度比4,011万6,000円減の1億4,021万9,000円でございます。主なものは、13節委託料の中の老人福祉施設入所委託料1億3,980万1,000円で、これは養護老人ホームへの入所措置の委託料でございます。その他の経費はすべて介護予防拠点施設「岳寿館」の維持管理にかかわるものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、前年度比908万9,000円増の5,689万2,000円でございます。これは病児・病後児保育事業の事業拡大に伴う増、それにファミリー・サポート・センター事業の増などでございます。

2目児童措置費は、前年度比3億3,873万3,000円増の20億1,824万8,000円でございます。これはことしから始まる子ども手当等によるものでございます。

3項生活保護費、2目扶助費の前年度比1,219万6,000円増は、医療費等の伸びによるものでございます。

4款衛生費ですが、前年度比6,153万円増の15億7,475万3,000円でございます。

1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は前年度比759万7,000円増の1億4,903万2,000円、2目予防費は前年度比で514万4,000円増の4,944万2,000円、3目保健センター費は前年度比729万3,000円増の5,023万3,000円でございます。

2項清掃費、1目清掃総務費は前年度比4,152万7,000円増の11億3,348万6,000円で、主なものは、19節負担金・補助及び交付金の人吉球磨広域行政組合負担金で、前年度比4,000万1,000円の増の11億107万4,000円でございます。

2目塵芥処理費は、前年度比156万1,000円減の9,956万8,000円で、人件費の減及びごみ減量に伴う減額でございます。

5款労働費、1項労働諸費、3目シルバー人材センター費は、前年度比と同額の1,441万円でございます。

11款災害復旧費、1項厚生労働施設災害復旧費は存目でございます。

慎重審査の結果、全会一致で原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君）（登壇） 経済建設委員会に付託されました日程第26、議第12号平成22度人吉市一般会計予算の歳出のうち、5款労働費（1項3目を除く）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費のうち、2項、3項について、審査の結果を報告いたします。

まず、5款労働費は、総額1億5,669万2,000円で、前年度比9,305万8,000円の増でありま

す。うち本委員会付託分は、1項3目を除く1億4,228万2,000円であります。主なものは、5款1項4目地域雇用創出推進費のうち、ふるさと雇用再生特別交付金事業委託料及び緊急雇用創出事業委託料、合計1億2,375万4,000円であります。なお、ふるさと雇用再生特別基金事業は7件で、予定雇用人数15名、緊急雇用創出基金事業は23件で、予定雇用人数115名であります。

次に、6款農林水産業費は、総額2億8,548万1,000円で、前年比6,811万3,000円の減であります。減額の主な理由は、農業委員会費、農業総務費、林業総務費における人件費の減、及び農業振興費における生産調整対策推進奨励金や圃場整備事業等の償還金補助金の減等によるものであります。

なお、負担金補助及び交付金関連では、人吉市農業活性化対策事業補助金900万円、ひとよし産業祭実行委員会補助金250万円、農地・水・環境保全向上対策事業共同活動負担金219万円等、いずれも前年と同額が計上されております。

また、3項1目水産業振興費の中で、球磨川漁業協同組合に対する補助金100万円も前年と同額であります。これにつきましては、委員から、補助金を交付するに至った経緯、アユ放流に対する算出根拠、流域自治体の負担状況等々の質問があり、放流につきましては、昨年実績数5万2,900尾、他の自治体は八代市100万円、山江村24万円、相良村42万円、五木村30万円、球磨村30万円の補助をしているとの回答でありました。いずれにしましても、球磨川漁業協同組合の総会資料、事業計画等の精査を行った上で、しっかりとした検証作業に当たるよう要求をいたしております。

次に、7款商工費は、総額4億2,678万1,000円で、前年比5,276万3,000円の減額であります。減額の主な理由は、工業用地造成事業特別会計繰出金の減であります。

1項2目商工業振興費、19節負担金・補助及び交付金2,445万5,000円のうち主なものは、人吉物産振興協会補助金125万円、人吉市中小企業不況対策資金利子補給金250万円、人吉商工会議所補助金950万円、小規模事業指導事業補助金500万円等であります。

3目観光費、12節役務費のうち1,200万円は広告料、19節負担金・補助及び交付金のうち主なものは、熊本県観光連盟負担金53万円、人吉温泉観光協会補助金600万円、これは申請額の半額であります。日本百名城人吉お城まつり実行委員会補助金1,200万円、じゅぐりっど博覧会実行委員会補助金200万円等ありますが、このうち人吉温泉観光協会については、7月までに法人化が予定されておりますが、委員から、法人化後は自立を目指すべきであるとの強い意見がありました。また、日本百名城人吉お城まつりにつきましては、関連事業費を合算すると相当額になり、また祭りのありように対する各委員の思いから、さまざまな意見が出されております。要約をいたしますと、2日間の日程の中にあれもこれもと多彩な行事を入れ込むことにより、事業費が増大しているのではないかと、祭りに対する費用対効果の検証はなされているのか、祭りのあり方と事業費補助のあり方については、今後とも十分な

検証と議論が必要であるということではありますが、執行部からは、観光客を巻き込んでの市民総参加を促し、例えば日本三大祭り、九州最大の祭りと肩を並べられるような盛り上がりを目指してまいりたいとの答弁でありました。

次に、8款土木費は、総額10億1,262万9,000円でありまして、前年度比1億6,407万3,000円の減であります。主なものは、2項1目道路橋梁総務費、13節委託料380万円は、橋長15メートル以上の64橋について、長寿命化修繕計画策定業務に対するものであります。

3目道路新設改良費、15節工事請負費8,600万円は、交付金事業青井二日町線改良工事等に充当するものでありますが、委員から、本路線については交通渋滞を避けるため、駅前工事、人吉橋改修工事終了後、着手するように要望が出されております。

5目橋梁新設改良費、15節工事請負費7,700万円は、交付金事業、人吉橋橋梁補強・補修工事に充当するもので、今年7月までに完成予定であります。

4項1目都市計画総務費、28節繰出金2億9,000万円は、公共下水道事業特別会計繰出金であります。公債費減を最大の要因として、昨年比9,000万円の減であります。

4目街路事業費、15節工事請負費3,643万4,000円は、紺屋町南町線外1線道路改良工事に充当、工期は8月以降に着工し、年度内完了予定となっております。

なお、8款土木費に対する総合的な意見として、年々減少することについての懸念が委員から示されました。

最後に、11款災害復旧費は、豪雨等の災害に対応するための時間外勤務手当が主なもので、あとは存目予算であります。

以上、慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの各委員長の報告に対し質疑はありませんか。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。

○5番（笹山欣悟君） 総務文教委員長の方に、お尋ねをちょっとしてみたいと思っています。実は、議第30号のところで、質疑をすればよかったのかなとちょっと思ったところなんですけれども、予算とも絡みますので質問していきたいと思っています。

予算書は60ページ、61ページになりますが、この報酬と、費用弁償のところで男女共同参画推進審議員、それから人吉市民まつり応援事業審議会委員のそれぞれの報酬、もしくは費用弁償等も予算計上されて、委員長の報告によれば、予算については全会一致で認めたというようなことで報告がありました。ただ、この委員の基礎となります条例については、今回まだ認めてありません。そういったところで、条例案を認めずに、予算を認めるということは、その辺の整合性がとれないんじゃないかなあとと思っています。ですので、その議第30号についても基本となるまちづくり応援事業条例、もしくは男女共同参画条例を認めずに、委

員の報酬は認めてあるというふうな形になっていきますので、その辺の整合性についてどのように審議をされたのか、その点についてお尋ねをしておきたいと思います。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） ただいまの御質問にお答えをしておきたいと思います。

確かに条例につきましては、二条例とも慎重に審査をするということで継続をいたしております。そして、報酬審議等につきましては、ここにございますけれども、当然、条例、そしてまた審議会を設置されれば、報酬等も表裏一体となろうかと思うわけですが、今回はこれは認めておいても、審議報酬等を認めておいても、特別にいろんな支障はないということで、やはり継続して審議しておいて、その条例等は、報酬等については一応認めておいて、運営は差し控えると。そしてまた、予算の執行については、当然必然として、凍結のような恰好になるということで、今回いろんなことでこれを修正しますと、また6月の時点でいろいろとまた結論が出た段階でいろんな修正があるかもしれませんし、そうした場合には非常に事務執行上、煩わしくなるというようなことから、今回は報酬等については一応認めておいて、そして次の定例会までにきちんとした結論を出すということで、皆さんの御意見を諮ってきたところでございます。

以上でございます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） ということは、この2本の条例が6月議会もしくは9月議会の中で審議をされて、その中で可決をするまでは、この予算については凍結をするというようなことで、総務文教委員会の中でそこまで審議をされて、こういった形で認められたということで理解しておいてよろしいんですかね。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） はい。そのように理解をしていただいて結構だと思います。

○議長（大王英二君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、質疑を終了します。

ここで、本件については討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。13番議員の発言を許可いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君）（登壇） 議第12号平成22年度人吉市一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

田中市長の川辺川ダム問題に対する姿勢は評価するものであり、また川辺川ダム建設促進協議会は、国などに提出する治水対策の要望書から、川辺川ダム建設の文言を削除しました。そこで、総務文教委員会へ付託された部分については、促進協議会への負担金が含まれて

おりまして賛成いたしました。

しかし、この予算案の中には、農林水産業費に川辺川総合土地改良事業組合負担金が含まれており、これに反対するものです。

相良村の徳田村長は、2月24日、事業推進の賛同者が3割程度という意向調査の結果を踏まえ、柳瀬西溝と飛行場水路を含めた国営川辺川総合土地改良事業の推進は困難と判断しました。

昨日の熊日新聞を見てみますと、組合長でもある川辺川総合土地改良区の内山理事長は、2地区を除外した事業計画を検討した上で、事業廃止も視野に検討する考えを示しています。

農水省は、農水省新案を進める上で、水利権の問題があり、人吉市と相良村の土地改良区の総代会の特別決議が必要との条件を示していました。水利権をもつ相良村の2地区の農家代表からは、3月2日付けで、相良村土地改良区理事長宛に要望書が出され、新規取水に関する同意の問題について、「条件交渉する気持ちはありません。理事長や総代会の独断で決定することは認められません」と書かれています。

これに対して、理事長からは、3月5日付けで、「皆様に条件交渉を進めることはいたしません。理事会や総代会のみで決定することは訴訟問題になり好ましくない」という回答書が返ってきています。相良村土地改良区が総代会による特別決議を上げるはずはありません。もはや農水省新案は一步も前に進めないことは明らかです。

また、最大受益者の農家が、この事業に反対しています。事業を強引に進めることは、土地改良事業の精神を踏みにじる蛮行であり、絶対に許されるものではありません。しかも、これまでの事業説明会への参加者は、常に二十数パーセントに過ぎず、多くの農家に支持されていません。さらに、中心的な水田農家を対象から外すことにより、残った農家の維持管理費等負担金が大幅に増えることは間違いありません。

このような状況の中、6市町村長は、地元農家の実情に合った、身の丈に合う利水事業へと方向転換すべきだと思います。そのためにも川辺川総合土地改良事業組合は、即刻解散すべきだと思います。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（大王英二君） 以上で討論を終了します。

それでは、採決いたします。採決は起立採決といたします。

議第12号について、各委員長報告どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（大王英二君） 起立多数であります。

よって、議第12号は原案可決確定いたしました。

---

日程第27 議第13号及び日程第28 議第14号

○議長（大王英二君） 次に、日程第27、議第13号及び日程第28、議第14号の2件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。

○18番（下田代勝君）（登壇） 総務文教委員会に付託を受けました日程第27、議第13号並びに日程第28、議第14号について、審査の結果を御報告いたします。

まず、議第13号、平成22年度人吉球磨交通体系整備特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算総額は311万6,000円でございます。

歳入は、人吉球磨地域交通体系整備基金の運用利息が主なものであります。

歳出は、基金利息積立金311万5,000円が主なものであります。

審査の中で、基金管理は広域行政組合で行うべきではないか、また市町村の課題として早急な対応が必要である、球磨川鉄道株式会社ということも考慮すべきではないかなどの意見がございまして、審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次いで、議第14号、平成22年度人吉市カルチャーパレス特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算総額は9,714万9,000円であります。

歳入の主なものは、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料2,316万7,000円、3繰入金、1項1目一般会計繰入金などあります。

歳出の主なものは、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節給料の1,837万1,000円、11節需用費、これは電気、上水道等であります。1,829万1,000円、13節委託料、これは舞台業務等の委託料でございますが3,030万5,000円などあります。

審査の中で、プラネタリウムの使用状況と、そしてまた公立文化施設自主事業中止保険料の内容等、これについて質疑応答がありまして、審査の結果、異議なく認めることに決しました。

以上でございます。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので採決いたします。議第13号及び議第14号の2件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第13号、議第14号は原案可決確定いたしました。

---

日程第29 議第15号から日程第35 議第21号まで

○議長（大王英二君） 次に、日程第29、議第15号から日程第35、議第21号までの7件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。

○12番（田中 哲君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第29、議第15号から日程第35、議第21号までの7件について審査の結果を御報告いたします。少々長くなります。

まず、議第15号平成22年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億6,277万1,000円とするもので、前年度比1億3,059万2,000円の増でございます。

歳入の主なものは、1款国民健康保険税が一般被保険者と退職被保険者合わせて、前年度比2,200万3,000円減の10億936万1,000円で、歳入に占める割合は21.19%でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、2目高額医療費共同事業負担金、3目特定健康診査等負担金を合わせて、前年度比8,315万8,000円増の9億1,707万円でございます。

2項国庫補助金が1目財政調整交付金、2目出産育児一時金補助金合わせて、前年度比1,913万2000円増の3億2,562万4,000円でございます。

4款県支出金が1項県負担金と、2項県補助金を合わせまして、前年度比2,401万9,000円増の2億1,928万4,000円でございます。

6款前期高齢者交付金が前年度比8,212万7,000円減の8億5,776万9,000円、7款共同事業交付金が前年度比6,135万5,000円増の5億8,956万7,000円でございます。

9款の繰入金、1項他会計繰入金が前年度比1,127万2,000円減の3億222万7,000円、2項基金繰入金が前年度比1億4,999万9,000円増の1億5,000万円でございます。

10款繰越金が前年度比7,000万円減の1億5,000万1,000円であります。

次に、歳出の主なものでございますが、2款保険給付費、1項療養諸費は、医療費の支払いに要するもので、療養給付費、療養費、それに医療費審査支払手数料合わせまして、前年度比で1億4,245万7,000円増の28億9,701万3,000円でございます。

2項高額療養費は前年度比2,013万5,000円増の3億4,663万1,000円で、これは医療費の負担額が高額になったとき、収入等により定められた自己負担額を超えた分を高額医療費として保険者が負担するものでございます。

3項出産育児諸費は前年度比258万1,000円増の2,690万1,000円で、今年は1人42万円の64人分を計上してございます。

3款後期高齢者支援金等は75歳以上の医療費を保険者として負担するもので、事務拠出金合わせて前年度比で5,733万6,000円減の4億4,281万7,000円でございます。

6款介護納付金は前年度比2,056万2,000円増の2億1,292万7,000円。

7款共同事業拠出金は高額な医療費を県内市町村国保の保険者間で共同で支弁する事業拠出金で、前年度比で437万2,000円増の6億314万2,000円でございます。

次に、議第16号平成22年度人吉市老人保健医療特別会計予算は、歳入歳出の総額を歳入歳

出それぞれ101万1,000円とするものでございます。前年度比で2,537万2,000円の減でございます。

なお、老人保健医療特別会計は平成22年度が最終年度となる予定でございます。

次に、議第17号平成22年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,324万円とするものです。前年度比で3,273万6,000円の増でございます。

歳入の主なものは、1款後期高齢者医療保険料が1目特別徴収と2目の普通徴収を合わせまして、前年度比で430万2,000円増の3億1,494万2,000円でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金が1目事務費繰入金と2目保険基盤安定繰入金合わせまして、前年度比519万6,000円増の1億2,447万7,000円でございます。

5款諸収入、4項受託事業収入は前年度比2,341万8,000円増の2,341万8,000円でございます。これは75歳以上の健康診査事業にかかわる広域連合からの受託費でございます。

歳出の主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金の前年度比で1,032万8,000円増の4億3,481万3,000円でございます。

3款保健事業費、1項健康診査事業は前年度比2,341万9,000円増の2,341万9,000円で、これは保健センターを通じて行う後期高齢者の健康診査にかかわる経費で、13節後期高齢者健康診査委託料2,144万4,000円が主なものでございます。

次に、議第18号平成22年度人吉市介護保険特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億3,850万7,000円とするものでございます。前年度比で2億7,032万8,000円の増でございます。

歳入の主なものは、1款保険料、1項介護保険料が前年度比1,048万8,000円増の5億3,742万円でございます。

3款国庫支出金、1項の国庫負担金が前年度比5,980万2,000円増の5億6,994万1,000円で、2項国庫補助金が前年度比3,009万4,000円増の3億852万9,000円でございます。

4款支払基金交付金が前年度比9,387万3,000円増の9億9,486万5,000円でございます。

5款県支出金、1項県負担金が前年度比で4,162万4,000円増の4億9,449万1,000円で、2項県補助金が前年度比で142万5,000円増の1,130万3,000円でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金が前年度比で3,499万6,000円増の5億689万円で、2項の基金繰入金が前年度比で179万7,000円減の1,268万5,000円でございます。

歳出の主なものは、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費が前年度比で2億8,522万3,000円増の29億1,665万4,000円で、1目居宅介護サービス給付費9億171万4,000円、2目地域密着型介護サービス給付費3億4,763万8,000円、3目施設介護サービス給付費15億3,681万5,000円、6目居宅介護サービス計画給付費1億1,521万6,000円が主なものでございます。

2 項介護予防サービス等諸費が前年度比で518万7,000円増の1億2,686万3,000円で、1 目介護予防サービス給付費1億546万7,000円が主なものでございます。

3 項高額介護サービス等諸費が前年度比で1,225万8,000円増の7,967万6,000円で、1 目高額介護サービス費7,013万6,000円、3 目高額介護合算療養費929万円が主なものでございます。

5 項特定入所者介護サービス等費が前年度比955万2,000円増の1億4,841万7,000円で、1 目特定入所者介護サービス費1億4,803万1,000円が主なものでございます。

5 款地域支援事業、1 項介護予防事業費に4,318万3,000円、2 項包括的支援事業・任意事業費は前年度比で660万4,000円の増の3,089万6,000円。

8 款予備費が前年度比で4,384万4,000円減の200万円でございます。

次に、議第19号平成22年度人吉市介護サービス事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,937万1,000円とするものでございます。前年度比で551万3,000円の減でございます。

歳入の主なものは、1 款のサービス収入が1,221万3,000円、2 款繰入金1,715万7,000円。

歳出の主なものは、1 款総務費の1,519万円と、2 款サービス事業費が1,408万円でございます。

次に、議第20号平成22年度人吉市水道事業特別会計予算は、収益的収入及び支出におきまして、収入の主なものは第1 款水道事業収益が6億1,319万1,000円で、前年度比5,370万9,000円の増でございます。

1 項営業収益に6億1,210万円、内訳は1 目給水収益といたしまして、水道料金が5億3,760万円、2 目受託工事収益の主なものとして、3 節の他会計負担金が180万円、3 目その他の営業収益の主なものとして、5 節の加入金が222万1,000円、それに7 節雑収益の公共下水道使用料徴収事務委託料2,390万8,000円、2 項営業外収益に108万8,000円、3 項特別利益に3,000円が計上されております。

支出の主なものとしましては、1 款水道事業費用が5億5,502万4,000円でございます。前年度比4,569万9,000円の増でございます。

1 項営業費用に4億9,413万7,000円、内訳は1 目原水及び浄水費の主なものは、11 節委託料が水源地敷地内整備業務委託料のほか、水質検査業務委託料など320万4,000円、14 節修繕費が導送水管漏水修繕等で510万円、16 節の動力費が茂ヶ野・古仏頂・井ノ口水源地の動力費で756万円などでございます。2 目配水及び給水費の主なものは、14 節委託料でテレメータ点検調整委託料などに1,028万6,000円、3 目受託工事費の主なものは、7 節の工事費で市内一円消火栓修繕・設置工事が200万円など、4 目総係費の主なものは、14 節委託料が水道料金システム保守委託料など2,524万9,000円、16 節の借損料が印刷機・複写機リース料など713万3,000円、22 節保険料が日本水道協会水道賠償・機械設備保険など315万8,000円、2 項

の営業外費用に5,619万2,000円、3項特別損失に269万5,000円、4項予備費に200万円を計上してあります。

次に、資本的収入及び支出の収入の主なものは、1款の資本的収入に前年度比で30万円増の3,300万1,000円計上してあります。

内訳は、1項企業債に3,000万円、2項工事負担金に300万円、3項固定資産売却に1,000円の計上でございます。

支出の主なものは、1款資本的支出に前年度比で5,616万円増の3億396万4,000円が計上されております。

1項建設改良費2億3,119万4,000円の内訳は、1目構築物費の1節一般改良工事の工事費などに1億8,462万9,000円、2節負担金工事の工事費などに521万2,000円、3節起債対象工事の工事費などに3,020万円、2項企業債償還金に7,077万円、3項予備費に200万円計上されております。

次に、議第21号平成22年度人吉市公共下水道事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,516万5,000円とするもので、前年度比7億4,291万8,000円の減でございます。

収入の主なものは、2款使用料及び手数料、1項使用料が前年度比655万7,000円増の6億3,657万円。

3款の国庫支出金、1項国庫補助金が前年度比で5,500万円減の1億1,405万円で、これは下水道管渠築造工事や浄水苑改築更新工事に対する国の補助でございますが、新政権の行政刷新会議における事業仕分におきまして、下水道事業は本年度から新たに創設される社会資本整備総合交付金を活用して実施されることになっているようでございます。

5款繰入金、1項一般会計繰入金は前年度比で9,000万円減の2億9,000万円。

6款繰越金は前年度比で2,200万円増の4,300万円。

8款市債は前年度比6億2,570万円減の2億9,830万円で、ことしは公共下水道債を1億2,630万円、また一般会計からの繰入金を抑えるため資本費平準化債を1億円と、国の見直しにより創設されました元利償還金の全額が後に交付税に算入されることとなる下水道事業特別措置分の7,200万円が計上されております。

歳出でございますが、1款事業費、1目事業費は前年度比9,904万5,000円減の3億2,762万7,000円で、主なものは13節委託料が下水道管渠工事設計委託料など1億9,045万2,000円、15節工事請負費が管渠築造工事などが7,280万円、2目の維持管理費は前年度比で1,915万2,000円減の2億5,356万3,000円で、主なものは13節委託料で、人吉浄水苑等運転管理業務委託料など2億1,167万8,000円が計上されております。

2款の公債費は、元金、利子の合計で前年度比6億2,392万1,000円の減で7億9,895万4,000円でございます。これは前年度まで計上していた公的資金補償金免除繰上償還借換債

の臨時特例措置期間3年が平成21年度で終了したことに伴う借換債の減と、繰上償還に伴う利払いの軽減で、前年度と比較いたしまして大幅な減額でございます。

以上7件、審査の結果、全会一致で原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので採決いたします。議第15号から議第21号までの7件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第15号、議第16号、議第17号、議第18号、議第19号、議第20号、議第21号は原案可決確定いたしました。

---

---

#### 日程第36 議第22号及び日程第37 議第23号

○議長（大王英二君） 次に、日程第36、議第22号及び日程第37、議第23号の2件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君）（登壇） それでは、日程第36、議第22号平成22年度人吉市国民宿舎特別会計予算について、審査の結果を報告いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、4款1項1目繰越金19万円、歳出の主なものは、2款1項1目予備費充当19万6,000円であります。

審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第37、議第23号平成22年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算について、審査の結果を報告いたします。

本予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,000万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、3款1項1目繰越金4,000万円であります。

歳出の主なものは、1款1項1目人吉市中核工業用地造成事業、13節委託料3,168万円で、これは人吉市中核工業用地基本設計業務委託料に充当するものであります。

執行部の説明では、本計画を策定するため、調整池の位置等を含む約40ヘクタール程度について詳細測量を実施し、500分の1の図面を作成するとのことであります。

なお、昨年実施されました地下水の水質検査につきましては、1日700トン、飲料にも適合するほどの良好な水質であったと報告を受けております。

3款1項1目予備費に832万1,000円充当いたしております。

以上、慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので採決いたします。議第22号及び議第23号の2件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第22号、議第23号は原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時22分 休憩

午後2時41分 開議

○議長（大王英二君） ではここで、休憩前に引き続き再開をいたします。

---

---

#### 日程第38 議第42号

○議長（大王英二君） 次に、日程第38、議第42号を議題といたします。

お諮りいたします。議第42号は選任同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第42号は選任同意することに決しました。

---

---

#### 日程第39 議第43号

○議長（大王英二君） 次に、日程第39、議第43号を議題といたします。

お諮りいたします。議第43号は任命同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第43号は任命同意することに決しました。

---

---

#### 日程第40 諮第1号

○議長（大王英二君） 次に、日程第40、諮第1号を議題といたします。

お諮りいたします。諮第1号は推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、諮第1号は推薦することに決しました。

---

---

#### 日程第41 諮第2号

○議長（大王英二君） 次に、日程第41、諮第2号を議題といたします。

お諮りいたします。諮第2号は推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、諮第2号は推薦することに決しました。

---

---

#### 日程第42 陳第28号

○議長（大王英二君） 次に、日程第42、陳第28号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。

○18番（下田勝代君）（登壇） 総務文教委員会に付託をされました日程第42、陳第28号永住外国人地方参政権付与法案に反対する意見書の提出を求める陳情について、審査の結果を報告いたします。

審査の中で、意見としまして、現政権の中でも永住外国人地方参政権付与については意見が分かれているが、日本国民というのが原則であり採択すべきである。帰化を行い、日本国民となるのが原則である。県下の状況はどうなっているのかなどの意見もありました。そして、さらに永住外国人の地方参政権を付与するのは、地方自治法にも合致すると思われるので不採択とすべきであると、こういう意見が二つに分かれましたので、採決の結果、賛成多数で採択となったものであります。

なお、少数意見の留保がなされております。

以上でございます。

○議長（大王英二君） ここで、本件については少数意見の留保がなされておりますので、少数意見の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君）（登壇） 陳第28号永住外国人地方参政権付与法案に反対する意見書の提出を求める陳情に反対の立場から、少数意見の開陳を行います。

私が、この陳情に反対するのは、永住外国人にも地方参政権を与えるべきだと思うからです。

その理由として、一つ目には、その地域の住民として長く生活し、地方行財政と密接なかわり合いをもつ外国人に対して参政権を付与することは憲法に明記されている地方自治の

精神からいっても必要な課題となっているからです。

憲法には、地方自治の本旨という言葉があります。これはその地方にかかわる問題は、その地域に居住する住民の意思によって決められるべきであり、その意思は地方公共団体を通じて実現するという原則です。永住者のように、外国籍を持っている住民であっても、ほかの日本国籍の住民と同じように、地方自治と切り離せない生活を送っている人々にも参政権を付与することは、こうした地方自治の精神から当然のことだと思えます。

理由の二つ目には、外国人に対して地方参政権を付与することは、世界の趨勢であり、時代の要請になっているからです。外国人に参政権を認めている国は、EU加盟国を初め、アジアやオセアニアにも広がっています。OECD加盟の30カ国の中でも26カ国が参政権を認めています。また、国内においても参政権を求める意見書を採択した自治体が964自治体で52.1%に達しています。世論調査でも2009年11月24日の毎日新聞が、賛成59%、反対31%、2010年1月19日の朝日新聞が、賛成60%、反対29%と、いずれも外国人に参政権を付与することに対して、賛成のほうが多くなっています。

以上のような見地から、私はこの陳情に反対します。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告及び少数意見の報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。採決は起立採決といたします。陳第28号について、総務文教委員長報告どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（大王英二君） 起立多数。

よって、陳第28号は採択することに決しました。

---

---

#### 日程第43 陳第26号

○議長（大王英二君） 次に、日程第43、陳第26号を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。

○12番（田中 哲君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第43、陳第26号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出に関する陳情について、審査の結果を御報告申し上げます。

この陳情は、平成21年10月14日付けで提出されたもので、熊本市神水1丁目14-41、熊本県社会保障推進協議会会長 鳥飼香代子氏から提出されたものであり、12月定例会から継続審査となっていた案件でございます。

陳情趣旨は、2008年4月に実施された後期高齢者医療制度は、施行前から多くの国民が反対であったが、負担緩和処置など修正が行われる中で現在実施されている。この制度は、年

齢だけで区切り重い負担と差別医療を押しつける、世界に例を見ないこの医療制度であり、一刻も早く廃止しなければならない制度である。長妻厚労相はマニフェストにも明言していると廃止の方針を明言したが、同時に混乱が起こる可能性があるとして廃止の先延ばしともとれる発言をしている。この制度は放置すればするほど害毒が増す制度であり、よって一刻も早い廃止を求める意見書の提出を求める陳情書でございます。

質疑の中で、新政権が発足し、後期高齢者医療制度廃止は決定しているが、新制度以降のスケジュールはとの問いに、現在、厚生労働大臣主催で後期高齢者医療制度改革会議が設置され、昨年11月30日より4回の会合が開かれ検討されている。現在、具体的に制度や負担割合、医療費の動向もあわせ、データを出して検討がなされている状況で、順調にいけばこの12月から来年1月には報告書が出る。その後、法案化になるが、通常国会に法案が出たとして、それが可決されると、猶予期間を2年ほどおいて、新制度に移行していくというのが、今のところ示されたスケジュールだと理解しているとの説明がございました。

委員の中からは、政府の中で新制度に向けていろいろ検討がなされている。この陳情書のように、一刻も早い廃止となると、高齢者の医療制度を以前の制度に戻すことになるが、それでは保険料の計算とかさまざまな事務が繁雑になる。新政権では新制度を検討中ということや、後期高齢者医療制度は廃止と決まっている、今の政権が行っている状況を見たときに、意見書の提出はそぐわないとの意見が出され、慎重審議の結果、全会一致で不採択といたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので質疑を終了いたします。

ここで、本件については討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。13番議員の発言を許可いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君）（登壇） 陳第26号後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出に関する陳情に賛成の立場から討論を行います。

民主党は、後期高齢者医療制度を速やかに撤廃し、まずは老人保健制度に戻すということを公約にしておりました。ところが、新しい制度をつくる4年先まで撤廃を先送りするという方針に転換しました。しかも、総選挙後公約した国としての保険料の負担軽減策も実行しません。そのため、多くの都道府県でこの4月から保険料が値上げになるという事態が起き、多くの方々の強い怒りが広がっています。

それに加え、4年後につくるという新しい制度についての厚生労働省の試案が報じられました。その試案とは、65歳以上の高齢者を国保に加入させた上で、現役世代とは別勘定にす

るという制度です。そもそも国民が後期高齢者医療制度に激しく反対した最大の理由は、75歳以上を別勘定にして、差別医療を強いることにありました。高齢者だけを別勘定にすれば、際限のない負担増は避けられません。これがうば捨て山という批判となって広がりました。

ところが、75歳を65歳に引き下げて、別勘定にするということが新しい制度の素案として出されました。これはまさに高齢者を差別するうば捨て山の拡大です。このことはさらになる怒りの火種となっています。4年間待たされたあげく、うば捨て山の入山年齢を10歳前倒しさせられるとなったら、これは二重三重に許すわけにはいきません。このようなひどい試案が出てきているもとの、後期高齢者医療制度を速やかに撤廃することはいよいよ急務になっていると思います。

以上のような見地から、私はこの陳情に賛成します。

○議長（大王英二君） 以上で討論を終了します。

それでは採決をいたします。採決は起立採決といたします。陳第26号の委員長報告は不採択でありますので、陳情そのものについて採決をいたします。

お諮りいたします。陳第26号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（大王英二君） 起立少数。

よって、陳第26号は不採択と決しました。

---

---

#### 日程第44 陳第17号

○議長（大王英二君） 次に、日程第44、陳第17号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君）（登壇） 日程第44、陳第17号、国の責任で安心・安全な国土づくりを求める意見書提出に関する陳情について、審査の結果を報告いたします。

本件は、2008年11月21日、八代市萩原町1丁目708-2、国土交通省全建設労働組合八代支部支部長 田形隆一氏から提出されたものであり、当市を含む球磨川流域自治体及び県南地区国道3号線沿線自治体、合計15市町村議会に提出されたものであります。

当委員会では、他市町村の動向も勘案しながら、継続して審査を行ってまいりました。陳情項目は、1、国の責任において安心・安全な国土づくりを進めること。2、住民の安心・安全が脅かされることにつながる国土交通分野における地方分権改革は行わないこと、というものであります。

審査の中では、各委員とも、1点目については同調するものの、2点目の地方分権改革は行わないことについては、最近の国と地方の関係を考えるとき、地方分権の推進という観点から同調しかねるというものであります。

そこで、審査を終了し、採決を行いました。陳第17号に対する採択に賛成の委員の挙手を求めたところ、挙手者なしという結果であり、本件につきましては、当委員会では全会一致で不採択とすることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので質疑を終了いたします。

ここで、本件については討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。13番議員の発言を許可いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君）（登壇） 陳第17号国の責任で安心・安全な国土づくりを求める意見書提出に関する陳情に賛成の立場から討論を行います。

鳩山内閣は、昨年12月、地方分権改革推進計画を決定しました。この計画は自公政権時代の地方分権改革推進委員会の勧告がそのまま盛り込まれたものです。地方分権改革推進委員会は、2008年12月8日、国と地方の役割分担を改変することを求める第二次勧告を決定しました。国土交通省地方整備局など6機関は、企画立案部門を地方振興局に、直轄公共事業の実施部門は地方工務局にそれぞれ統合するとしています。

それに先立つ9月17日、知事会に提示した道路、河川の移譲にあたっての財源問題の考え方では、時限的な措置として現行負担を維持としています。

このように、あくまでも国からの財政支援は時限的措置に限定し、これ以降は自治体の総意と努力に委ねられることとなります。三位一体の改革と同様に、地方分権という言葉を唱えながら、一定の見せ金を出しても、あとは地方への責任へと転嫁しようというものです。このように国が地方分権改革という名目で欺いて、安心・安全な国土づくりを行うという責任を放棄することはやめるべきだと思います。

以上のような見地から、私はこの陳情に賛成します。

○議長（大王英二君） 以上で討論を終了します。

それでは採決をいたします。採決は起立採決といたします。陳第17号の委員長報告は不採択でありますので、陳情そのものについて採決をいたします。

お諮りいたします。陳第17号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（大王英二君） 起立少数。

よって、陳第17号は不採択と決しました。

○議長（大王英二君） 次に、日程第45、球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会委員長長の報告を求めます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。

○17番（山下幸一君）（登壇） それでは、日程第45、球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会の報告をいたします。

3月定例会における特別委員会審査は、第6回目の委員会開催となります。審議事項は、第5回及び第6回、ダムによらない治水を検討をする場において示された球磨川治水対策案についてと、新人吉市洪水ハザードマップの2項目について審議を行っております。

まず、第5回及び第6回、ダムによらない治水を検討する場において示された球磨川治水対策案についてでございますが、今回の第6回に先駆け、去る2月9日、第5回の特別委員会を開催し、国土交通省及び熊本県の担当者の方々にお越しいただき、第5回及び第6回、ダムによらない治水を検討する場において示された球磨川の治水対策案について、会合で実際に使用された資料を用いての説明を受け、その後、市内2カ所、近隣町村1カ所、計3カ所の治水対策箇所の現地視察を行っております。

その際の質疑応答については、時間的なこともあり、十分に言えず、説明を聞きおくという形で終わってございましたので、今回はその第5回の特別委員会審査会を踏まえ、質問事項の取りまとめを行っております。

委員から出された質問事項について主なものを申し上げますと、まず文言、表現についてということで「直ちに実施する対策」における「直ち」とは具体的にどれくらいの時間を想定されているのか。

次に、技術面について、河床掘削、河川改修により、温泉や地下水に影響はないのか。また、影響が懸念されるとすれば、事前調査が必要ではないか。市房ダムの開発について、建築後50年という年月により、コンクリートもかなり劣化している状況の中で、さらに規模拡充という計画が技術的に可能なのか。堤防未整備地区の段階的な築堤について、湧水地的な役目を果たしている上流で築堤を行うと下流域に影響があるのではないかと。最後に、内容について、球磨川の安全度について、河川整備方針には80分の1というふうなうたっているが、それは法的な根拠も含めて現在も生きているのか。また、生きているとすれば、現在行われている治水対策事業は、それを目標にこれまでどおり国土交通省の方針として行われると理解していいのか。現在の河道でどれだけの下流能力があり、それは安全度でいえば何分の1の確立になるのか、等々の多くの質問が出されました。

次回の特別委員会では、まとめました質問事項をもとに、特別委員会の所管事務調査として、国土交通省八代河川国道事務所及び熊本県庁へ出向き、意見交換を行うことといたしております。

次に、新人吉洪水ハザードマップについては、9月定例議会において御報告いたしております。

ますが、前回はまだマップ案ができておらず、平成18年度に作成されたものと比較ということとで説明を受けておりました。それで、今回はマップ案も作成され、各災害対策支部において説明がなされ、地域の方々からの意見聴取もなされておるようでございますので、そういったことも踏まえて執行部より説明を受けました。

洪水ハザードマップは、自分の住む地域の水害に対する危険度を知っていただくとともに、洪水時に住民が自ら避難活動を行うために必要な行動情報を提供することを目的として作成されたもので、今回の更新で積み重ねた主な情報は、1点目、県管理河川のうち市内の13河川の水位想定区域を追加、2点、土砂災害警戒区域・特別警戒区域指定箇所の追加、3点、浸水想定区域に係る災害時要援護者関連施設の表記の三つとなっております。

マップの構成としては、表面、いわゆる表を洪水ハザードマップとして、球磨川及び市内の13河川の氾濫を想定した水位想定区域図と防災拠点施設及び避難所を示したものとなっており、裏面は学校区域ごとに縮尺を大きくし、表面の内容に加えて土砂災害危険箇所、避難方向などを示したものとなっております。

今後のスケジュールとしては、議会の説明を経て、6月に全戸配布し、6月中旬から市民に対して学校区単位で説明会を開催する予定となっているとのことでございます。

委員からは、防災ヘリの着陸箇所の表示をすべきではないか、マップのサイズはあまり大きなものとせず、小学生が見やすくわかりやすいものにすべき、避難経路を表示しないと避難地図の意味がないとの意見のほか、市のホームページへ掲載してほしい、大型のマップを各公民館へ配付してほしいなどの要望が出されました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

---

---

#### 日程第46 公益的施設の適正配置に関する特別委員会委員長の報告

○議長（大王英二君） 次に、日程第46、公益的施設の適正配置に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇） 公益的施設の適正配置に関する特別委員会の審査報告をいたします。

昨年12月2日、第5回特別委員会を開催をした後、状況が急転をしまして、総合病院としては現在地に建てかえることに決断したとのことであり、1月26日開催した第6回特別委員会には、総合病院の作元事務局長が出席され、現在地建てかえに決断した経緯や理由の説明

と、市や議会が病院側の要請に応じて取り組んできたことに対して、陳謝とお礼が述べられました。

それによりますと、総合病院施設の一部が老朽化し、耐震診断で不備を指摘された総合病院を建てかえるに当たって、国の耐震化臨時交付金を使って、現在地でなく別な場所に移転建設する計画を進めてきた。その中で、健康管理センターはまだ新しく、耐震構造もクリアしているので、そのまま残して有効に活用する考えであった。しかし、耐震化臨時交付金は着工期限があり、それをクリアするために市有地への移転を要請してきた。しかし、その後、熊本県は別な場所に移転する場合、現在地はすべて更地にしなければならない。つまり、完全移転が耐震化臨時交付金を受ける必須条件であるとの見解を明白にした。

したがって、総合病院としては、耐震化臨時交付金を受けるためには、現在地に建てかえる以外には選択肢はなく、リスクはわかりながらも、現在地建てかえを決断せざるを得なかったとの報告であります。

それを受けて、特別委員会としては、病院側の要望に応じて、時間的な制約をクリアするために集中的に審査を進めてきましたので、はしごを外されたような感じは否めませんが、総合病院が現在地建てかえを決意されたものであるならば、それを受けとめるとともに、今後、市に対しどのような支援を希望されるのか、病院側の考えを聞きましたが、具体的には駐車場の確保や建ぺい率などを心配しているとのことであり、今後の問題は病院側から正式な要望があってから対応することにいたしました。

なお、審査の中で、診療を続けながら工事を進めるとのことであり、その工程や工事期間はどうなっているのか、患者や利用者への影響はどうなるのか、それに対する対策はどうするのか、移転新築する場合の構想と現在地建て替えの構想の違いはあるのか、完全移転が耐震化交付金を受ける必須条件であることがなぜ後からわかったのか、職員数の削減などはないのか、都市計画区域の見直しはできるのか、関連して建ぺい率、容積率、車線制限、日陰規則などについても議論をしたところでもあります。さらに、耐震化臨時交付金はどのくらい期待をできるのか、そういったやりとりもありました。

続きまして、3月の4日開催をいたしました特別委員会の報告をいたしますが、6月議会のときから緊急な課題であった人吉総合病院の現地建てかえが決定いたしましたので、第7回特別委員会では、現在、市が保有する普通財産、土地の現状と旧中津留美術館跡地について審査をいたしました。

まず、普通財産土地保有の状況は、執行部から提出された資料によりますと、宅地51筆、面積7,302.16平米、田2筆、1,047平米、畑4筆、2,671平米、山林14筆、7万1,732平米、墓地・雑種地8筆、4,546平米、池沼2筆、3,494平米、鉱泉地2筆、9.98平米、合計83筆、9万802.14平米であります。

審査の中では、代替予定地を希望する人はいないのかに対して、打診はあったが、希望に

そわなかった。鉱泉2カ所はどこかに対して、1カ所は東間上町の元須本温泉跡、もう1カ所は下漆田町公民館近くの道路敷地内にあり、いずれも用地買収に伴うものである。もし関係町内から利用についての話があれば対応したい。また、市が保有する土地を買い取る場合、狭い残地であっても測量・登記など、買手負担となり割高になるがという意見に対して、1筆丸ごとならば台帳面積でよろしい。分筆ならば測量費も買手負担となる。今後は、公表して売買するのか、答えとして基本的にはその方針であるなどの質疑があったところであります。

次に、旧中津留美術館跡地は、平成18年9月の定例市議会で予算を決定し、将来の図書館用地として先行取得、建物の一部を児童図書館や市民ギャラリーとして使用すると購入したものであります。その購入価格は、土地面積が3,226.57平米、金額6,400万円、建物面積910.68平米、金額1,585万5,000円、合計7,985万5,000円であります。その財源の内訳は、熊本市町村振興協会配分金が6,163万4,904円、市の一般財源が1,822万96円であります。しかし、購入前に利活用するための必要な調査、必要経費の試算等もないまま購入いたしましたので、取得後の調査でいろいろな問題点が浮上してきました。児童図書館や市民ギャラリーとして使用するには、ユニバーサルデザインにつくられていませんので、段差の解消、地下トイレの改修、ドアや屋根の改修、さらに敷地周辺の安全確保や駐車場の確保などが必要であり、多額な経費を投入しなければなりません。また、売却のため建物の解体をするとなれば、これまた高額な経費が必要になります。購入後の一般質問や決算特別委員会の再度の指摘もあり、執行部としては、平成19年7月、旧中津留美術館検討会を立ち上げ、さらに20年7月には、旧中津留美術館を考える会を設置し検討したものの、結論に至らず、選択肢を行政経営会議に委ねましたが、ここでも各論が平行線であり、混迷し、塩漬け状態のまま現在に至っています。

また一方、図書館建設を目指すということになれば、現在のカルチャーパレスにあります市図書館と広域行政図書館をどうするのか、基本方針を明確にする必要があります。

審査の中で、いろいろな質疑応答がありましたが、その主なものは、現状で売却するとすればどのくらいの金額かに対して、昨年2月依頼したコンサルの鑑定額では、土地は買値の6,400万円に対して、売値は5,700万円、約700万円のマイナスであります。建物では1,585万5,000円に対して、売値は1,360万円、マイナス225万5,000円ということになります。この固定資産税と都市計画税はいくらになるのか、両方で約160万円あります。図書館建設についての教育委員会の考えはどうなっているのか、これに対して、図書館建設について優先順位は下がっている。また、財政事情からしても、ここ数年は無理である。現在の図書館についても負担割合について広域行政議会の中で議論の最中であり、将来の図書館像について、結論・方針が出せない状況にある。教育委員会の基本方針を決めないと議論はできないに対して、申しわけないと思う。図書館についての基本的な考え方を行政経営会議の中で諮って

いけるようにしたい。委員会としては、教育委員会の基本的な考え方、方向性を明示してもらおうよう申し入れることにいたしました。

また、委員から、市庁舎問題についても審議すべきとの意見が出されましたが、庁舎移転問題は財源を含めて幅広く全体的な議論が必要だと判断をいたしましたので、市の方針がある程度まとまってから審査をする。そちらの方が適当であると判断をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの報告に対し質疑はありませんか。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君） 立山委員長にお伺いします。ちょっと、私、聞き漏らしておれば、大変御無礼ですけれども、総合病院関連、耐震化臨時交付金という文言が出てまいりました。これはまだ額とかは、まだ全く未定ということでとらえとってよろしいんですか。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 総合病院が申請をされました事業総額を23億8,000万円ということで出されたようですが、本来ならば、その4分の1を県が、あとの4分の1を国がということになるんですが、熊本県は出さないということでありまして、23億8,000万円の4分の1ということで5億9,500万円ですか、それが今のところ、耐震化交付金としてもらえる限度額である、そういう見通しでございます。

○議長（大王英二君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、公益的施設の適正配置に関する特別委員会委員長の報告は終了いたしました。

---

---

#### 日程第47 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（大王英二君） 次に、日程第47、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。

○17番（山下幸一君）（登壇） 日程第47、人吉球磨広域行政組合議会定例会が3月3日、午前10時から開会され、新たに湯前選出議員、深水俊市議員が紹介され、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の日程においては、議運の委員長より3月3日開会、3月3日は平成21年度各会計の補正予算を採決し、4日から25日までを休会とし、26日に一般質問と残りの議案について採決するとの報告があり、審議に入りました。

審議においては、議案第1号から議案第10号までの10議案を一括して執行部の説明を受け、議案第2号平成21年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第5号）、議案第3号平成

21年度人吉球磨広域行政組合食肉センター特別会計補正予算（第2号）、議案第4号平成21年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1号）、議案第5号平成21年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第4号）までをそれぞれ審議をし、原案どおりすべて可決されております。

なお、残りの議案、平成22年度当初予算及び一般質問は、先に述べましたように、3月26日に審議を行い、採決を行うことになっております。

以上、3月3日の人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告を終わります。

---

---

#### 日程第48 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（大王英二君） 次に、日程第48、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。  
（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。

○6番（村上恵一君）（登壇） 平成22年2月26日、午後2時30分から開会いたしました人吉下球磨消防組合議会定例会の報告を行います。この日は四つの議案が上程されました。

議案第1号は、人吉下球磨消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは再度の育児休業をすることができる特別の事情を、1号を追加したものでございます。

議案第2号は、人吉下球磨消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは個室ビデオ店やカラオケボックス店等のような個室型店舗の避難体制について強化したものでございます。

議案第1号、第2号ともに、全会一致で原案可決しております。

議案第3号平成21年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第2号）についてでございます。歳入歳出予算の総額に127万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,156万円とするものでございます。

歳入についてでございますが、2款使用料及び手数料66万9,000円の増額、また5款組合債で210万円の減額でございます。

歳出におきましては、2款総務費、1項総務管理費で507万2,000円の増額、3款消防費、1日常備消防費、2節給料で153万9,000円の減額、3節職員手当等303万4,000円の減額、11節需用費155万円の減額、3目の消防庁舎建設事業費、附帯工事に950万円を予定しておりましたが、ヘリポートについては五木村で負担していただくということで、工事全体を五木村に依頼し、予算を組み替えて負担金として500万円を五木村へ支出するものでございます。

この議案に対しましても、全会一致で原案可決しております。

議案第4号平成22年度人吉下球磨消防組合一般会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億5,611万7,000円とするもの。前年度比144万2,000円、0.151%の増でございます。

す。

歳入の主なものでございますが、1 款分担金及び負担金 8 億 8,376 万円、4 款諸収入 629 万 1,000 円、5 款組合債 4,450 万円、7 款繰入金 500 万円、8 款繰入金 400 万円などがございます。

歳出は、1 款議会費 99 万 3,000 円、2 款総務費 420 万 6,000 円、3 款消防費 9 億 2,341 万円、4 款公債費 2,550 万 8,000 円、5 款予備費 200 万円。増額の主なものは、3 款消防費のうち、1 目日常備消防費、4 節共済費のうち、共済組合負担金 1,417 万円の増、追加費用の負担金率が 1,000 分の 55.3% から 1,000 分の 71.0 に上げられたことによる増と、長期負担金率の上昇によるものでございます。

2 目消防施設費、18 節備品購入費 6,338 万 6,000 円の増で、東分署高規格救急車の更新及び北分署高規格救急車の配備、事務連絡車の更新に伴う備品購入費の増でございます。

減額の主なものは、3 款消防費のうち、1 目日常備消防費、2 節給料 731 万 7,000 円の減、3 節期末勤勉手当 1,563 万 7,000 円の減、4 款公債費のうち、1 目元金償還金 34 万 2,000 円の減、2 目利子償還金 75 万 5,000 円の減などがございます。

これも全会一致で原案可決しております。

なお、五木村におきまして、現在、頭地代替地に移転建設が行われました北分署の落成式は 3 月の 29 日に行われます。

以上、報告いたします。

---

---

#### 日程第 49 川辺川総合土地改良事業組合議会の報告

○議長（大王英二君） 次に、日程第 49、川辺川総合土地改良事業組合議会の報告を求めます。（「議長、17 番」と呼ぶ者あり）

17 番。

○17 番（山下幸一君）（登壇） 日程第 49、川辺川総合土地改良事業組合議会の報告をいたします。

平成 22 年 2 月 26 日、午前 10 時より、議会が開会され、議長より署名議員の指名、会期日程においては議運の委員長より、本日 1 日限りと報告があり、組合長より諸般の報告がありました。

報告内容については、相良村において、既設導水路活用案に対する下流域水利権者である相良村土地改良区の川村飛行場水路掛り、柳瀬西溝水路掛りの組合員に対する意向調査を平成 21 年 12 月 10 日から開始し、その結果、集計について説明がありました。その中において、現在示されている既設導水路活用案を進めることについて、飛行場用水路掛りで賛同するが 35%、賛同しないが 39%、柳瀬西溝掛りで賛同するが 37%、賛同しないが 33% であり、今後の事業をどうするのか 6 市町村で協議した。

今後については、相良村長より、事業を進めるにはどうしたらいいか提案があり、このま

まの事業形態でいくのか、2地区を除外して進めるのか、いろいろな問題点を整理しながら進めたいという報告がありました。

その後、提出案件について審議が行われ、平成21年度川辺川総合土地改良事業組合一般会計負担金の総額の補正（第1号）について、平成21年度川辺川総合土地改良事業組合一般会計負担金の総額及び負担割合を定めることについて、平成22年度川辺川総合土地改良事業組合一般会計予算についての審議が行われ、可決決定されております。

その後、一般質問が行われ、一般質問については、相良村の飛行場水路掛り及び柳瀬西溝掛りの土地改良組合に対する意思確認について質問がありました。

さらに、国営川辺川総合土地改良事業の促進に関する意見書の提出があり、審議の結果、案件についてはすべて可決決定されております。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） ここで時間の延長をいたします。

暫時休憩いたします。

午後3時35分 休憩

午後3時51分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

---

---

#### 日程の追加について

○議長（大王英二君） この際、お諮りいたします。小中学校の耐震化問題について、立山勝徳議員から緊急質問の申し出がっておりますので、立山議員の緊急質問に同意の上、本日の日程に追加し、発言を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、立山議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、発言を許可することに決定いたしました。

---

---

#### 緊急質問

○議長（大王英二君） 14番議員の発言を許可いたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）  
14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇） 14番の立山ですが、ただいま緊急質問について許可をいただきましたので、質問をいたしたいと思っております。

その前に、まず資料を2種類、開札調書と契約書、お配りいただいたと思っております、よろ

しいでしょうか。

それでは、今回の3月議会の中において、議員あるいは議会として、看過できない事業が2件ほどありました。その一つは、人吉駅前整備工事の大幅な遅れであります。この問題については、先ほど森口経済建設委員長の方からも報告がありましたので割愛をして、もう一つの小中学校の耐震化事業の遅れについて質問をいたしたいと思います。

今から聞くことは、私個人としての質問ではなく、むしろ全議員を代表させてもらったの質問ということで受けとめていただきたいと思います。

昨年3月3日、議会開催日に採決しました国の20年の第二次補正予算、生活防衛のための緊急対策に沿って、公共事業の前倒しを中心とする地域活性化・生活対策臨時交付金事業、これを活用して、小学校の耐震化診断委託料3校分1,835万6,000円、中学校の耐震化補強設計業務委託料1校分676万7,000円が計上されました。そして、開会日当日、原案どおり採決をいたしました。

その審議の際、なぜ開会日採決なのか、笹山議員の質疑に対しまして、井上次長は、これは地域活性化に利するのが大きな目標であり、できるだけ早く成立させて、早期発注を願いたく、経済対策の一助として冒頭の採決をお願いしたいとの答弁でありました。市長もまた、施政方針の中で、緊急な経済対策、雇用対策であることを強調されております。提案どおり、予算は3月3日に可決をされました。

その後の扱いについて、去る3月16日の全員協議会で一定の説明は受けました。そのことも念頭において質問をいたしたいと思います。

まず1点目は、なぜ明許繰越、いわゆる繰り越しを2回も続けなければならなかったのか。1日も早く実働に入るため、開会日採決としながら、入札日は4月21日であります。約49日間の間隔があります。入札がもっと早くできなかったのか、開会日採決の効果が、これではないじゃないかという声があるわけですが、なぜ49日間もブランクがあるのでしょうか、これが1点。

委託期間は、4月の23日あるいは4月27日から翌年22年の2月19日ということで、大体10カ月間の委託期間があるわけでありますが、この10カ月期間の余裕期間でなぜできなかったのか。

以上、1回目の質問です。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

議員からお話がありましたように、この事業は平成21年度に予定しておりました学校耐震化の一連事業でありますものを、国の平成20年度地域活性化・生活対策臨時交付金を活用するために、平成21年3月議会の開会日に繰越明許の御議決をいただいたものでございます。これが1回目の繰り越しとなるわけでございます。

いずれも例年なら十分に間に合う委託業務でございましたが、同じような国の交付金を充

当した二次診断や設計業務が集中するというふうなことが予想されましたので、4月には発注したところでございます。しかし、今年2月に入りまして、市内業者2社から委託期間内の完了が難しいというふうな説明がございまして、委託期間を3月31日までに延長して、何としてでも年度完了を目指して努力していただくようお願いしたところでございました。

しかしながら、3月15日にこの市内業者2社から、関係部署集まりまして状況をお聞きしましたが、構造計算に係る分がどうしても今年度中には間に合わないとのこととございまして、再度の繰り越しが避けられない状況になったというふうな次第でございます。

それから、議会開会日に採決をしていただきながら、入札までの時間がかかったというふうなことでございますけれども、委託業務発注のための設計図や仕様書作成のために詳細な検討を必要としたこと、それと入札を執行するまでの決裁や閲覧期間等の一連の事務手続に日数を要したというふうなことで、4月の入札というふうになったというふうなことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 赤池部長から、今、一定の答弁をいただいたわけですが、構造計算ができないということが、業者の方のほうから遅れた原因ということになりました。当然、この耐震化事業の業務を受けるためには、そのような仕事内容が出てくるというのは、業者側にはちゃんと伝えてあったはずだと思いますが、どうでしょうか。

○総務部長（深水雄二君） お答えします。

今回の発注につきまして、当然、評価委員会と申しますか、それはあるということはおもうわかった上での発注、そしてまた、その業者の方もわかった上での受注と申しますか、指名ということで引き受けられております。

以上、お答えします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） ただいま構造計算等が、その過程において出てくるということは、十分伝えてあるし、受注が十分わかった上でということでもありますから、それはもう当然クリアできるということで受注されたというふうに思うわけですが、そこで、結果としてそれができなかったということになりますと、責任はどこにあるのかという問題が出てまいります。入札条件がきちっとして明記され、十分わかった上で入札を敢行し落札したものであれば、そういった途中の作業経過というのは十分わかつりながら入札に参加されたわけですね。結果としてできなかったということは、逆にいえば、その能力がない人を指名したのかということになりかねないですね。どのような過程で、市内2業者を指名をされたのか、その点については明らかにしていただきたいと思っております。

○総務部長（深水雄二君） お答えいたします。

今回の業務委託の選定基準と申しますか、につきましては、人吉市建設コンサルタント業務等請負業者選定要領の規定に基づきまして、1級建築士で社団法人文教施設協会主催の学校建物の耐震診断、耐震補強設計講習会などの講習受講者がいること、及び実績などを要件として選定しました。

この選定につきましては、この選定基準を満たす地元企業の受注機会の確保をまず第一に考えて、今回の発注をしております。当然、この中ではもう指名基準要領の中での指名基準の中で、技術的な適正とか、業務成績とか、そういうのが入っております、そういうのを勘案して、そして地元の業者をまず第一に考えようということで発注しております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 今、深水部長から一定の受講をした人たちがいること、あるいは過去の実績、そういったものを基準にして選定をしたということではありますが、選定に間違いはなかったということでしょうか。

○総務部長（深水雄二君） お答えします。

選考基準につきましては、今、お答えをいたしたところでございます。結果的に今回の遅延と申しますか、に至ったということにつきましては、選定した出発は間違いでなかったと思っておりますけれども、ここに至ったことにつきましては、今後、いろんなことを検討していく必要があるかなと思っております。

以上、お答えします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 耐震化診断をするに当たっての、途中のいろんな作業経過というのは、十分向こう側に伝えてあった、そしてこの仕事はできるということで指名をして指名入札に参加をしていただいた。結果としてできなかったと。どこに根本的な理由があるというふうに思われているのでしょうか。

○総務部長（深水雄二君） お答えいたします。

根本的な遅延の理由という御質問と考えてお答えします。

今回、実は延長願が出てまいっております。2月19日までということで契約を結んだにもかかわらず、契約の延長を3月31日まで延ばしてほしいと、ということで頑張りますということで、その中での延長の理由の中に、これはもう業者の方の延長理由なのですが、鋭意作業を進めております。しかし、国の耐震化事業が今年度集中し、多くの自治体から同様の業務が発生したため、その構造計算業務が非常に過密になり、工期内に業務を完了することが見込みが立ちませんので、工期の延長をお願いしますというふうな理由を出して、延長願を出されております。

これは一つの向こうの理由でありまして、これが根本的な理由かといいますと、我々の方

やはり契約を結んだ以上は、やっぱり契約期間内にきちっと納めてもらう必要はあったと、そういうふうに考えております。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） ただいまの深水部長の、答弁を聞いてみますと矛盾があるんですね。途中やるべき業務については、構造計算を含めてわかっておった。それは向こうも十分承知の上で入札参加した。市の方も十分能力があるということで落札をしたので受託をさせたということですが、なぜ、にもかかわらずできなかったのかということになりますと、あまりはっきり言いたくないけれどもですよ、執行部の発注がなめられたんじゃないかなと、そういう憶測もできる面があるわけですね。仮にそうであればですよ、私どもとしてもできるだけ事業の発注については、市内の業者の方を優先的に仕事をやってもらって、経験の必要もあるし、また実績の必要もあるわけだからやってほしいということはずっと今まで言ってきました。しかし、こういう形で議会が地元業者に仕事をやらせてほしいという要望は、こういう形で裏切られたということになれば、今後、地元の業者の方に頼みなさいというのが言いづらくなる面があるんですね。私がここで緊急質問をするのも、その点を特に心配するわけですよ。仮に受注量が多くて、こなしきれませんでしたと、そういうのは理由にはならないわけですね。できますから入札しますということを行ったんでしょう。そのところはやっぱり明確にしていけないと、この問題についての解決、前進というのはないのかなあというふうに思いますから、もうこの問題については、これ以上はお尋ねをしませんけれども、なぜなのかということとはきちっとやっぱりとらえておかなきゃならんというふうに思います。

そこで、行政のほうとして、処理の仕方として、事故繰越ということの説明をされました。確かに地方自治法220条の第3項によれば、事故繰越というのを認めているわけですね。そこでお尋ねをしたいんですが、今回の先ほど明らかになりましたように、本当の原因がつまびらかにならないまま、事故繰越ということで処理できるのかという問題があるんですが、その点についてはどのように判断をされますか。

○総務部長（深水雄二君） 事故繰越の関連の質問でございます。お答えいたします。

繰り越しされた歳出の予算を、さらに繰越明許費として次年度に繰り越しをすることはできませんが、繰り越しされた予算の経費の金額が年度内に支出負担行為をし、避け難い事故のために繰り越しされた年度内に支出を終わらなかつたものは、事故繰越としてさらに翌年度に繰り越して使用することができるものとされております。

ただいま申されましたように、地方自治法220条第3項に事故繰越が規定されておまして、繰越明許費、継続費、債務負担行為とともに、単年度予算主義の例外を規定しているものでございます。要件といたしましては、支出負担行為が行われていること、避け難い事故のために年度内の支出が終わらなかつたことの二つが必要でございます。この避け難

い事故でございますが、財務省が平成22年12月15日に公表しました繰越制度の一層の活用に向けた取組みについての説明資料によりますと、暴風、洪水、地震などの異常な天然現象、債務者の契約上の義務違反などとされているところでございます。したがって、今回の場合のように、契約書に定めた期日までに納品がなかったような場合は、事故繰越の要件である避け難い事故に該当するものと解釈しております。

以上、お答えします。

○議長（大王英二君） 暫時休憩いたします。

午後4時15分 休憩

午後4時22分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。深水総務部長。

○総務部長（深水雄二君） 先ほどの立山議員の御質問にお答えした中で誤りがありましたので、訂正させていただきます。

先ほど、財務省が平成22年、私は「12月15日」と申しましたけれども、これは「22年1月15日」の誤りでございます。訂正いたします。申しわけありません。

○議長（大王英二君） どうぞ時間がありますので、答弁が返ってきましたのでもう一度確認していただければ。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君） 先ほど、総務部長の答弁では、財務省の繰越制度に対する説明資料の中で、いろんな事例が挙っているけれども、今回の問題はそのどの項にも該当しないと、そういうふうに取り扱っていいんですか。該当するというのであれば、どの項に該当するのかお尋ねしたいと思います。

○総務部長（深水雄二君） お答えいたします。

今回の件につきましては、財務省が公表しておりますこの説明資料の中で、債務者の契約上の義務違反、これに該当すると考えております。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 契約上の義務違反ということで明確になりましたから、後のほうでそのことについては少しまたお尋ねをしようかなあとと思います。

そこで、事業の進捗状況の報告というのが大体大きな事業にはあるというふうに思いますし、前払制度あたりの適用をする場合には、そういったものが必要ですよ。今回の場合には、その契約業者の方から事業の進捗状況についての工程報告と申しますか、そういったものは全く2月19日までなかったというふうに全協では説明を受けたと思っておりますけれども、そのとおりでしょうか。

○建設部長（山上 茂君） 御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいましたとおり、2月19日まで進捗状況については報告はございませんでした。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 山上部長、申しわけないです。一緒に聞いとけばよかったんですが、その2月19日まで受託業者からの報告はなかったということではありますが、そのときに3月31日までということ延伸をされているわけですね。その後、3月15日にまた市の方から打診をしたところ、年度内完了は困難ですという言葉があった。3月15日まで困難なことはわかりながらも、業者からの説明報告はなかった、これも確認してよろしいでしょうか。

○建設部長（山上 茂君） 2月19日時点で、まず請負業者さんに対しまして、とにかく3月31日まで必ず完了させてほしいというようなお願いをしたわけでございまして、そういったこと言い続けたといいますか、厳しく申し上げたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 厳しく申し上げたということはわかったんですが、3月15日まで、市の方から打診をするまで、向こうの方からは、いわゆる2月19日から3月15日まで、向こうから完了が不可能ですというような、向こうからの発信はなかったということを確認してよろしいでしょうかと言ったんですよ。

○建設部長（山上 茂君） お答えいたします。

すみません。説明が悪うございました。2月19日時点で、請負業者さんのほうから、委託業者さんのほうから、完了がかなり難しいというようなお話がございましたので、私どもとしましては、やはり契約をしっかりと守ってほしいと、納品してほしいというようなことで3月いっぱい完了させてほしいということを強く申し上げたというようなことでございます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 3月15日まで、こちらから打診するまで向こうからは発信がなかったのかということですよ。

○建設部長（山上 茂君） その間は、19日時点でうちの方から強く申し上げたということで、状況を見ていたというようなことでございます。

○議長（大王英二君） 14番、整理します。暫時休憩いたします。

午後4時29分 休憩

---

午後4時32分 開議

○議長（大王英二君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

ここで執行部に申し上げます。質問の趣旨を十二分に理解をし、そしてしっかりとした答弁をしていただくことを求めたいと思います。山上建設部長。

○建設部長（山上 茂君） お答えいたします。

設計業者さんからの連絡等はございませんでした。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 3月31日までに至る状況というのがかなり明確になってきたわけですが、そこでお尋ねをしたいのは、このような状況になった場合に、契約不履行に対するペナルティと申しますか、あるいはこの契約書の中にありますそれぞれの条文に照らして、どういふふうに措置をされるのか、その点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（深水雄二君） お答えいたします。

今回のケースの場合の当社へのペナルティはどういふふうに考えているのかという御質問でございます。お手元に配付をさせていただいております、裏の方にも業務委託契約条項というのがございます。履行遅延の場合の損害金等につきましては、その11条の規定によりまして、請求できるとなっておりますので、今後、業務の完了を待って判断したいと考えております。また、指名停止等の判断につきましても、人吉市工事等請負委託契約に係る指名停止等の措置要領の措置要件というのがありまして、要件の場合は、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるときと、そういういふような該当項目がありまして、その場合の期間としまして、当該認定をした日から2週間以上4か月以内という期間を定めた措置基準をもっております。それに該当するかどうかを、業務が完了しましてから、人吉市工事指名競争入札参加者選定審査会において審議するということになるかと、今考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 私がその点についてこだわったのは、議会の立場としてもそれぞれ地元業者の方に受注をしていただきたい、これは基本的な願いであります。しかし、だからといって、平気で契約を違反をして、私は地元業者だからそのくらいのところは大目に見ろとか、そういうけじめのないような受注関係であっては困ると。ですから、この点については、先ほどから詳しくこの問題を聞いているわけでありまして、なれ合いがあっちゃいかんということなんですね。

それで、なれ合いに関して、ちょっとこれは通告をいたしておりませんでしたけれども、開札調書の、これは104号と105号ですか、1回目入札があって、落札できずに2回目をやったわけですね。私の常識では、こういう場合にはメンバーの入れかえとか何とか、あるのじゃないかなあといういふふうに常識的に考えてきとったんですが、そっくりそのままのメンバーで即2回目を今から始めますということで、これはよろしいんですかね。ちょっと私自身も

その辺についてよくわかりませんのでお願いをします。

○総務部長（深水雄二君） お答えいたします。

2回まではできるということでやっております。

以上、お答えします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 2回まではできると言明をされましたから、それはどの条文を適用しているか、そこを確認しておきたいと思います。

○総務部長（深水雄二君） お答えいたします。

地方自治法の施行令第167条の2第1項第8号により、競争入札に付して、入札者がいないとき、または再度の入札に付し、落札者がいないときを適用して随意契約を執行しております。市の方では、人吉市工事等競争入札心得の告示をしております、その第10条というところに、再度の入札ということで、開札をした場合において、各人の入札のうち、前条の規定による落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができるということでしております。

以上、お答えします。

○議長（大王英二君） 深水総務部長。

○総務部長（深水雄二君） 何回も申しわけございません。

先ほどの答弁の中に、違った答弁をした部分があります。前半の方で、私の方は地方自治法を引出しまして、随意契約云々と申しましたけど、これは落札者がいないときを適用ということで、ここは全然お答えになっておりません部分でした。後半にいたしました人吉市工事等競争入札心得告示をしております、この第10条に再度の入札ができるという項目がありまして、これによって再入札を行っております。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 条例10条によって、再度の入札ができるということについてはわかりましたけれども、それはあくまでもメンバーはそのままにすることができるということでしょうか。

○総務部長（深水雄二君） お答えいたします。

そのままできるということでございます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 時間の都合もありますから、先に進みますが、今回こういうような明許繰越、それから事故繰越というのが重なったんですが、このことによって、今後、いわゆる小中学校の耐震化事業そのものに影響してこないのかという懸念があります。今後の見通しについて明らかにしていただきたいと思います。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

まず、第二中学校でございますけれども、平成22年度に耐震改修工事を行う予定となっております。そのための実施設計の委託でございました。これが5月末までには設計図の納品ができる見込みでございますので、6月に発注すれば、夏休み期間中に行う工事を含めまして、22年度内の工事完了は十分に可能であると考えております。

人吉東小学校でございますが、耐震診断業務委託は完了いたしておりますので、予定どおり耐震化を進めてまいります。

それから、人吉西小学校と中原小学校でございますが、現在の耐震診断業務委託につきましては、5月から6月までには耐震診断の設計図の納品ができるという見込みでございます。それから、耐震補強設計業務の発注となりますが、従来の委託期間からすれば、十分に年度内完了は可能でございます。しかし、今回のような例がございますので、発注前に工期の検討等、関係部署と十分に行った上で受注業者に対しましては、契約工期の厳守を徹底させ、業務施工期間中は業者に対しまして、進捗状況等の報告、確認を十分に行い、確実に工期内の完了をさせるようにしてまいる必要があるというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 今、赤池部長の方から、5月いっぱいぐらいで設計ができあがるならば、工事は可能という見解を示されました。今、世界的に大地震があちこちで頻発をしております。小中学校の安全度を保つためには耐震化事業というのは非常に重要な事業になっていくわけですから、今、答弁をされましたように、必ず今の経済対策の事業にのせることができるように、このチャンスを失ってしまえば、あと耐震化事業の可能性が非常に薄くなっていくというふうに思っていますが、その点についてはどう判断されておりますか。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

今、立山議員からお話がありましたように、こういうふうな経済対策とかの交付金を活用して前倒し前倒しというふうなことで耐震化を進めている状況でございます。この交付金がなくなると、非常に厳しい財政状況の中で進めていく上で、やはり支障も出てくるのではないかとこのように考えております。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 今の答弁のように、この緊急対策事業あるいは耐震化事業の予算が、もらえるときにちゃんとやっぱり準備をして、そして目的を達成しておくということが大切ですから、そういう立場で今後とも努力をしていただきたいというふうに思います。

そこで、この間の全員協議会の中で、耐震化診断を行うにあたっては、当然その建物の設計図というのが必要なのですけれども、それはちゃんとありますかという質問に対して、中原小学校の分がないということですが、その後、この問題についてはどのように対応されているのか。どことどこがなく、どことどこがあるか、その辺を幾つかの校舎棟があ

るわけですから、それに関連してどこがないのか、どこはあるのか、その点についてはっきりしていただきたいと思います。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

まず、中原小学校の設計図がないのは、今回、耐震設計に発注しました普通教室棟1棟の設計書でございます。中原小学校には、このほか管理棟、普通教室棟、特別教室棟、屋内運動場がございますけれども、他の設計書につきましては、今申し上げたところの設計書につきましては、全部確認をしておるところでございます。設計書というのは各学校ごとに保管してございまして、文書保存リストが校舎の各棟と対応していなかったため、今回発注する際に、普通教室の設計図がないことに気づいたところでございます。

市内小中学校の設計図につきましては、全部保管されていることが確認できておりまして、ないのは、この中原小の1棟分だけでございます。今後は確実にチェックをし、確認をしてみたいと存じます。誠に御迷惑をかけて申しわけございません。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 堀教育長の方から、設計図がないのは中原小学校の普通教室棟だけだということで答弁をいただきましたが、そのために、耐震化診断をする場合に、どの程度の支障が出てきたのかわかっておれば答えていただきたいと思います。

それから、中原小学校普通棟だけということになりますが、本来ならば、ちゃんとなければならない設計図ということになります。これは文書保管上は保管規定にしたがって、どういふふうになるのか、その点についてはどなたか説明をいただきたいと思います。

○建設部長（山上 茂君） お答えいたします。

図面がないことによる業務への影響ということでございますけれども、耐震診断業務におきましては、構造計算によって耐震性能があるかどうかを判定いたしますけれども、その構造計算をするためには加重などの各種数値を入力するために、建築時の図面が必要でございます。建築時の図面から構造計算用の図面を作成するわけでございますけれども、図面がない場合には、現地調査により作成する必要がございます。また、コンクリート内部の鉄筋の大きさや間隔が判断できないため、超音波による探査や、実際にコンクリートをはつての鉄筋の確認が必要となってまいります。

現地調査に必要な期間はどれくらいかということでございますけれども、建物の規模にもよりますけれども、今回のような建物であれば、一、二週間程度あれば作成できるのではないかというようなことでございます。また、図面がございまして、建物劣化状況の確認のためには現地調査というのは必要になってまいります。

以上、お答えいたします。

○総務部長（深水雄二君） お答えします。

文書管理についての考え方、その在り方という御質問とっております。現行の文書管理システムにつきましては、平成11年度から13年度にかけて、この文書管理のシステムを作ったものでございます。大きな柱としまして三つございます。統一したルールを構築し、業務情報の共有化を図ること、それから事務室内の書類や物品を大幅に削減し、スペースの有効活用を図ること、それから3番目に円滑な情報公開を実現する基盤とすることと、この大きな三つの柱を掲げまして、平成11年から13年度にかけてしたものでございます。

主な特徴としましては、ボックスファイリング、いわゆる箱の中に入れて文書を管理していくシステムと、あとは相良文書庫を初め、いくつか文書庫をもっておりまして、その書庫の管理をしっかり系統的にやっていくという二つの特徴がございます。そういうことで、こういうようなルールをもってやってきております。当然、図面につきましても、市が保有する文書でございますので、大事な扱いをしてきておるものでございます。保存年限につきましても、橋梁、建物、施設に関するものは30年見直しとしておりまして、いわば実質的に永久保存の取扱いをしておるところでございます。現行の文書管理システムにしましても、七、八年経っているわけですが、一応このルールにつきましては、職員みんな一応共通の認識をもってやってきておりますけれども、これをしっかり運用していくことがもう重要なことと考えておりまして、今後も大事な文書でございます。情報公開の立場から大事な文書でございますので、職員にも再度、今後指導研修もしながら、もう一度基本に立ち返って、このルールに則って文書管理をしっかりしていこうというふうに考えております。

以上、お答えします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 文書管理のやり方についてはわかったんですが、具体的に中原小学校の普通教室棟の設計図面というのは、私の記憶では5年保管とか、10年保管とか、そういうふうに分離をされているかなあというふうに思ってたんですが、すべてが30年保管で、その繰り返しじゃないんじゃないかなあと思っておりますが、具体的に中原小学校の普通教室棟の図面というのは、30年保管に該当する図面であったと、文書であったということになるのでしょうか。

○教育部長（赤池和則君） 30年保存の文書に該当すると思います。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 当然、30年間はなければならないもの、永久保存という考え方にとしまして、30年経ったらまた更新するべきものというふうにしていくべきだと思いますが、とにかく小学生が現役として使っている校舎ですから、その現役として使っている校舎の設計図面がないということは、ある意味から言うならば非常に重大な問題だというふうになりますし、その問題についてはまた内部でそれなりの対応をしてもらおうように申し上げておき

たいと思います。

それでは、時間の都合もございますから、最後に市長に見解をお尋ねしたいというふうに思いますが、ただいまのやりとりの中で、3月3日で予算は可決をしておるのに、4月21日まで入札が遅れてきたということについては、ある程度は私も理解ができました。しかし、その入札が終わって、契約期間の終わりの日であります2月19日まで、一つもやはり受託業者の方から進捗状況の報告もなければ、こちらから聞いて初めてできませんということではないのかと。さらにその2月19日の段階で、また3月31日まで延伸をしておきながら、3月15日にこちらから聞いて初めて年度内の完了は無理ですという答えが返ってきた。こういった対応を見てみますと、受託業者としてのその誠意の問題が問われるんじゃないかなあというふうに、私は思います。そういう状況からして、今後どのように、一方ではできるだけ地元業者に受託をしてほしいということを行いながらも、一方ではその受託業者の方が誠意を見せないということになれば、今まで地元を使いなさいと言ってきた議会の方も困る部分が出てくるわけです。そのことを含めて、今回の事件の内容と今後の対応について、市長の見解をお尋ねして終わりたいと思いますから、よろしく願います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

まず、受託業者とこの市との関係でございます。先ほど部長も答弁させていただきましたとおり、今後、いわゆる受託業者、それが市外、市内を問わず、契約における工期の厳守というものは厳正に図っていかねばならないということをお願いしてございます。それから、先ほどペナルティのお話も出ましたけれども、これに関しましても検討していかねばならない。もう一つ、市といたしましても、さらに業者とは絶えず綿密な連絡をとっておく必要が今後あるのではないかと、このことが一つ受託業者だけではなく、市といたしましても、大きな反省点の一つであろうというふうに思っております。

文書管理の問題といたしましては、その文書管理規則というものが整えてあるものの、その運用面では十分ではなかったということをしつかりと反省をすべきであると思っております。再度、文書管理につきましては、しつかりと研究をいたしまして、正確さを期していかねばならないというふうに感じたところでございます。

今回の事故繰越となりました件を含めまして、工事のみならず、委託関係につきましても、発注も含めまして、工期の進捗状況に細心の注意を払いまして、議員各位並びに関係者の皆様方に御迷惑がかからないよう、今後、執行部といたしましては、真摯に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 最後に、私の意見を申し上げておきたいと思いますが、地元の経済、人吉市の経済を考えた場合に、できるだけたくさんの事業を地元の業者の方に受注していた

だいて、そして目的の完了が十分にでき上がるように願っているわけですから、そういった意味では今回のこの耐震化診断の問題については、ある意味では私どもも期待を裏切られたなど、そういう感じがしないでもありません。できるならば今後地元の業者に頼んだからよかとのできたばいと、そういうような答え、完了が達成できるように、お互いに努力していかなければならないかなというふうに思っていますから、そういう意味で、きょうは議会の同僚議員の仲間の人たちを代表する形で、あえてこの問題を緊急質問として取り上げましたけれども、これを一つの教訓としながら、今後頑張っていただきたいということをお願いをして、終わります。

どうもありがとうございました。

---

---

### 日程の追加について

○議長（大王英二君）　ここでさらに日程の追加についてお諮りいたします。

議第44号平成21年度人吉市一般会計補正予算（第11号）、議第45号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第46号人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、3件を追加し、直ちに議題といたします。

---

---

追加日程　議第44号

追加日程　議第45号

追加日程　議第46号

○議長（大王英二君）　執行部の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇）　ただいま追加提案いたしました議案につきまして御説明を申し上げます。

議第44号平成21年度人吉市一般会計補正予算案（第11号）は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業の追加補正を行うものでございます。地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業につきましては、先ほど一般会計補正予算（第10号）として御議決いただいたところでございますけれども、先般、国から二次配分の額が示され、交付金額が確定いたしましたので、事業の追加をお願いするものでございます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1,240万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を163億484万9,000円とするものでございます。

議第45号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案及び議第46号人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例案は、本日付けで懲戒処分とした職員の不祥事に関しまして、市政及び公務員の信用失墜と市民の皆様にご多大な御迷惑をおかけしましたことにつきまして、市長及び教育長の監督責任を明らかにするため、それぞれの給料月額を減額して支給するため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（深水雄二君）（登壇） 議第44号平成21年度人吉市一般会計補正予算案（第11号）について、補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算案は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の交付決定に伴い、事業の追加を行うものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により御説明をいたします。

第2条繰越明許費の追加変更は、第2表繰越明許費補正により御説明をいたします。

4ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正でございます。追加の10款教育費、2項小学校費の小学校屋上防水改修事業、3項中学校費の中学校屋上防水改修事業及び変更の8款土木費、2項道路橋梁費、交通安全対策事業につきましては、年度内での完了が見込めませんので、繰越明許をお願いするものでございます。

8ページをお願いします。

第1条の内容につきまして、事項別明細書により御説明いたします。歳入でございますが、14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金440万2,000円及び4目教育費国庫補助金800万円の増額は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の交付決定に伴う増額でございます。

9ページをお願いいたします。

歳出でございますが、8款土木費、2項道路橋梁費、6目交通安全対策費500万円の増額は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業といたしまして、老朽化しておりますガードパイプの修繕工事など、交通安全対策関連工事を行うものでございます。

10ページをお願いいたします。

10款教育費、2項小学校費、3目学校建設費70万円の増額は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業といたしまして、東間小学校の屋上防水工事を行うものでございます。

11ページをお願いいたします。

3項中学校費、3目学校建設費830万円の増額は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事

業といたしまして、第一中学校の屋上防水工事などを行うものでございます。

12ページをお願いします。

14款予備費を159万8,000円減額いたしております。

以上で、議第44号についての補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

大変失礼しました。

追加議案のうち、議第45号と議第46号につきまして御説明をさせていただきます。

議第45号は市長の、議第46号は教育長の、それぞれの給料月額を減額させていただくものです。

議第45号で、市長はマニフェストによる10分の2の減額、今議会に議第24号で提案させていただいています10分の1の減額、さらに今回の10分の1の減額ということで、平成22年4月分の給料は10分の4が減額されます。市長給料は月額87万8,000円ですが、マニフェストによる減額で70万2,400円となり、さらに議第24号と議第45号により52万6,800円となります。

議第24号と議第45号との関係ですが、施行日をずらすことにより、議第24号が条例に溶け込んでから議第45号の効力が適用されることとなります。

議第46号で、教育長はマニフェストによる20分の1の減額、さらに今回の10分の1の減額ということで、平成22年4月分の給料は20分の3が減額されます。教育長給料は月額55万8,000円ですが、マニフェストによる減額で53万100円、さらに今回分で4月分給料は47万4,300円となります。

以上、説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（大王英二君） ただいまの説明に対し質疑はありませんか。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君） 議第44号平成21年度人吉市一般会計補正予算の9ページについて質問をいたします。

8款2項6目交通安全対策費、これは経済建設委員会所管の案件でございますが、先ほどガードパイプの修繕工事ということでございました、この500万円。交通安全対策上はいろんなガードレールとかもいろいろあると思うんですけども、その辺のところを少し詳しく市内の安全対策、ちょっと説明願いたいのと、それから熊本市でこのガードパイプについて事故が発生しました。そのことについて、あのような事件を受けて、市としてどのような対応をとられたのか御説明をお願いしたいと思います。

○建設部長（山上 茂君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目のガードパイプ等というのはどういうものかというようなことでございます

けれども、防護柵は一般的技術基準としまして、防護柵の設置基準というのがございまして、それに基づいて設置をされております。このガードパイプと申し上げますのは、この防護柵の一つでございます。車両が道路外あるいは対向車線、または歩道に逸脱することを防止するための車両用防護柵と、歩行者及び自転車の道路外や車道への転落等の防止を目的としまして設置するのが防護柵でございます。

このガードパイプといいますのは、パイプビームと支柱で構成をするものでございます。他の防護柵にはガードレールとか、それからガードケーブルというのがございまして、通常一般的に多く目にするものがガードレールが多いかと存じます。球磨川沿いあたりの国道等につきましましては、河川を観るといようなことで、ガードケーブル等も使われておるようでございます。

それから、熊本市の事故を受けてというようなことでございますけれども、平成22年の2月23日の新聞報道で、熊本市の方で市道のガードパイプが外れて、転落死があったというようなことで、こういった事故が報道されました。記事によりますと、昨年12月、男性が市道沿いのガードパイプに寄りかかった際に、パイプが支柱から外れ、2メートル下の河川に転落、死亡するというような事故でございます。このガードパイプ自体は高さ85センチ程度の支柱に、3本のパイプが横につないであります、支柱内部の金属製のピンで串刺し状態で固定されておるといような仕組みになっております。熊本市の方のお話によりますと、事故後調べたら、その支柱の中のピンが抜けておったという原因のようでございます。

この新聞報道を受けまして、人吉市でもこのような事故があってはならないというようなことで、早速、調査に入ったところでございまして、調査を進めていきます中で、ガードレール等に衝突痕があったり、そういった損傷が見受けられましたので、早急に対応を図りたいというようなことで、今回予算をお願いするものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 11番。

○11番（森口勝之君） 早速対応をされているようでございますが、現時点で結構でございますので、調査内容、それから結果、今後の対策まで含めて現時点で結構ですので、ちょっと教えといてほしいと思います。

○建設部長（山上 茂君） お答えいたします。

調査内容、まず結果についてでございますけれども、現在までの調査に基づきますデータでお答えをさせていただきたいと存じます。市道上に設置をされております防護柵、先ほど申し上げましたガードパイプ、ガードレール等でございますけれども、こういったものがある路線について、防護柵の種類、設置、延長、損傷している区間の延長、それから損傷の概要等の調査を実施いたしております。

調査の範囲につきましては、市道の全路線数634路線、総延長は403キロほどございますの

で、まずは市街地を中心に小学校、中学校、高等学校、それから保育園等へ通じる市道や、それから駅とか、公的な施設等へのアクセス道路等について調査を今進めておるといふようなところでございます。今後、さらに調査区域を拡大していきたいと考えております。

結果につきましては、学校周辺のところで、今集計しておりますけれども、市道の中で防護柵等があります路線は118路線ほどございまして、全体延長は約20キロメートルほどでございます。まず、ガードレールの延長がそのうち15キロほどございまして、その安全確認を行いましたけれども、損傷区間が延長的には約600メートルほどございました。

また、横断防護柵、これは横断歩道以外等で、歩行者が車道を横断しないようなことで設ける防護柵でございますけれども、こういったものが約140メートルほどございまして、損傷箇所はございませんでした。

それから、ガードパイプでございますけれども、これは歩道と民地、あるいは河川との境とか、そういった類に設けてございますけれども、これが約4.5キロほどございまして、そのうち損傷区間が延長で約80メートルほどございました。損傷の内容につきましては、破損や変形、それからボルトの緩み、それからボルトの抜け等が見受けられますけれども、その大半はガードレールの損傷でございます。これは車等がこすった擦過痕がございましたり、変形がございましたりございます。

今後の対策についてでございますけれども、調査の結果、特に危険な箇所については、現在、保安ロープあるいはマーキング等で注意喚起を行うなどの対策を今行っております、今後、路線ごとに通行状況や損傷程度など検証を行いながら、危険度が高い路線から先に補修修繕を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○11番（森口勝之君） 理解できました。終わります。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） 私のほうからは、この教育費の中で、小学校費の中で学校建設費、そして中学校費の中で学校建設費、二つについて、これは東間小と一中だと思っております、その屋根工事、修繕工事、そこらについてお尋ねしておきたいと思っております。

これは、先ほど御説明がありましたように、きめ細かな臨時交付金事業、これは非常にありがたいわけでございます、これはもう歓迎するわけですが、それはそれとしまして、この資料を見ますと、例えば一中の屋根工事あたりも非常に傷んで、まあ言うならば、ひどいなあというような感じがするわけです。これはこういう状況に至っていたのはいつわかつたんでしょうかということが一つ、このクラックも非常に悪いわけですから。それから、現場、いわゆる学校は一中とか東間小ですが、からはこれまでこの状況報告といいますか、それから修繕、これらについて要望等はなかったのかなあと。そしてもう一つ、学校校舎等のこの施設管理、これはどういうことがされているのかと。例えば現場からの報告待ちなのか、そ

れともしっかりした自主的ないろんな対応がなされてきているのか、まずそれについてお尋ねをしたいと思います。

基本的なことですから、よろしくお願い申し上げます。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

学校の現場につきましては、毎年、学校施設修繕及び工事要望書というものを学校のほうから提出をしていただいております。それをまとめまして、うちの方で対応できるものには対応する、そして予算を上げなければいけないものについては予算を上げるというふうなことで対応をしているところがございます。この一中の雨漏りに関しましては、今回の調査まで一回も上がってこなかった、今回初めて上がってきたというふうなことでございます。

以上、お答えいたします。（「施設管理は」と呼ぶ者あり）

そういうふうな要望書をいただきまして、それによって先ほど申しましたように、すぐにうちの方で既決等で対応できるものについての修繕とか何とかには対応していきますし、予算要求しないといけないものについては予算を要求していくというふうなことで、施設管理を行っているというふうなところがございます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） 学校のほうから要望がなかったと、でもこの図面を見ると、非常にこのクラックもひどい状況ですよ。かなりの雨漏りがあったんじゃないかなと。これはきのうきょう、一、二年でできたような問題じゃないと思いますので、やはりこちらのところは現場から上がる上がりではなくて、やはり通常管理状況の中で、やはりしっかりとした対応をしておくべきじゃなかったかなと思います。

そして、何と申しますかね、こういうことは本当は通常のことでは上げられれば、本当は通常の定例会あたりの、いわゆる総務文教委員会の範疇で現地調査をしながらやるわけですね。今回はそういう緊急的な交付金事業等もあったものですから、そういうことも入ったと思うんですけど、今ちょっと部長の答弁では、今後いろいろやっていきますけれども、いかがかなという気がいたします。要するに、だから申し上げておきたいと思います。やっぱりその通常の施設管理というのは、学校現場から上がってくるということだけじゃなくて、やはり自主的に積極的に気をつけてやっておかれるということは、さっきの耐震もあったわけでございます。これはやっぱり耐震関係にも影響すると思うんですよ。そこらのところはしっかりやっていたきたいなと思っておりますので、今後こういうことがないように、現場とも十分協議をして、多分に校長会とか何とかも月1回ぐらいあると思っておりますので、そこでやっぱりしっかりとした対応をしてほしいと思いますから、それを強く要望しておきたいと思っております。

○議長（大王英二君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので質疑を終了します。

お諮りいたします。議第44号、議第45号、議第46号の3件については、委員会付託を省略し採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し採決いたします。

まず、議第44号についてお諮りいたします。本件について原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第44号は原案のとおり可決確定いたしました。

次に、議第45号についてお諮りいたします。本件について原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第45号は原案のとおり可決確定いたしました。

次に、議第46号についてお諮りいたします。本件について原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第46号は原案のとおり可決確定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後5時26分 休憩

午後5時41分 開議

○議長（大王英二君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

---

---

#### 日程第50 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（大王英二君） 次に、日程第50、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。各委員長の申し出に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので採決をいたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定をいたします。

---

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会

(平成22年3月第1回定例会)

事件の番号	件名	理由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件名	理由
議第30号	人吉市民まちづくり応援事業条例の制定について	慎重審査を必要とするため
議第31号	人吉市民まちづくり応援事業審議会設置条例の制定について	慎重審査を必要とするため
議第32号	人吉市男女共同参画推進条例の制定について	慎重審査を必要とするため
議第33号	人吉市男女共同参画推進審議会設置条例の制定について	慎重審査を必要とするため
陳第29号	改正国籍法に関する意見書の提出を求める陳情	慎重審査を必要とするため
陳第30号	多目的運動広場建設に関する陳情	慎重審査を必要とするため
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件名	理由
陳第27号	介護保険制度見直しに関する陳情	慎重審査を必要とするため
陳第32号	休日歯科診療に関する陳情	慎重審査を必要とするため
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関すること	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関すること	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関すること	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

---

---

### 日程の追加について

○議長（大王英二君） ここでさらに日程の追加についてお諮りいたします。

意見第22号子どもたちの命を守るため、ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチン及び子宮頸がんワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書（案）、意見第23号川辺川総合土地改良事業の促進に関する意見書（案）、意見第24号永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書（案）、以上の3件を日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、3件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

---

---

追加日程 意見第22号 子どもたちの命を守るため、ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチン及び子宮頸がんワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書

○議長（大王英二君） まず、意見第22号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。

○3番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、お疲れさまです。提案理由の説明は、意見書（案）の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案 朗読）

---

### 意見第22号

子どもたちの命を守るため、ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチン及び子宮頸がんワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書（案）

細菌性髄膜炎は、乳幼児に重い後遺症を引き起こしたり、死亡に至る恐れが高い感染症で、その原因の75%がヒブ（ヘモフィルスインフルエンザ菌b型）と肺炎球菌によるものです。細菌性髄膜炎は早期診断が困難なこと、発症後の治療には限界があることなどから、罹患前の予防が非常に重要で、ヒブや肺炎球菌による細菌性髄膜炎については乳幼児期のワクチン接種により効果的に予防することが可能です。世界保健機構（WHO）もワクチンの定期予防接種を推奨しており、既に欧米、アジア、アフリカなど100カ国以上で導入され、90カ国以上で定期予防接種とされており、こうした国々では発症率が大幅に減少しています。

日本においては、世界から20年遅れてヒブワクチンが一昨年12月に販売開始となり、小児用肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）も欧米より約10年遅れて昨年10月に国内初承認され、今年2月に販売開始となりました。

医療機関においてワクチンの接種が可能となっても、任意接種であるため費用負担が大きく、公費助成や定期接種化など、子どもたちの命を守るための早急な対策が必要です。

また、女性のがんである子宮頸がんは、ヒトパピローマウィルス（HPV）が原因で、日本で年間約15,000人が発症し、約3,500人が亡くなると推計され、発症・死亡する女性の低年齢化も指摘されています。

子宮頸がんは、がん検診と予防ワクチン接種で、ほぼ100%防げるため、ワクチンは世界中で広く使われており、日本でも12歳女子にワクチンを接種した場合、発症を年間約73.1%減らせると試算されています。

国内では、昨年10月に厚生労働省がワクチンを承認し、12月に発売が開始されました。しかし、接種費用が1回1万円超で、3回の接種が必要なことから、高額な負担を軽減するための公費助成が強く求められています。

そこで、細菌性髄膜炎や、子宮頸がんの予防対策を図るために、政府におかれましては次の事項について、一日も早く実現されますよう強く要望いたします。

#### 記

- 1 ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン接種に対する公費助成を早急に実施すること。
- 2 ワクチンの有効性、安全性を評価した上で、予防接種法を改正し、ヒブや肺炎球菌による重症感染症（髄膜炎、咽頭蓋炎、敗血症）を定期接種対象疾病（一類疾病）に位置付けること。
- 3 子宮頸がんHPV予防ワクチンの接種について公費助成制度を創設すること。
- 4 ワクチンの安定供給のための手立てを講ずること。
- 5 ワクチン接種の有効性について啓発を推進し、ワクチン接種の普及促進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月25日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫様
厚生労働大臣	長妻昭様

意見第22号

子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチン及び子宮頸がん

ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書案の提出について  
地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第1項の規定により提出します。  
平成22年3月25日

人吉市議会議長 大王英二様

提出者 人吉市議会議員

田中哲	松岡隼人
笹山欣悟	簗毛正勝
三倉美千子	立山勝徳
山下幸一	村上恵一
仲村勝治	川野精一
井上光浩	森口勝之
西信八郎	本村令斗
福屋法晴	永山芳宏
下田代勝	松田茂
豊永貞夫	

---

以上でございます。

○議長（大王英二君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

お諮りいたします。意見第22号については、委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決をいたします。

意見第22号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、意見第22号は原案のとおり可決いたしました。

---

追加日程 意見第23号 国営川辺川総合土地改良事業の促進に関する意見書

○議長（大王英二君） 次に、意見第23号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。

○17番（山下幸一君）（登壇） お疲れさまです。提案理由の説明は、意見書の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案 朗読）

---

意見第23号

国営川辺川総合土地改良事業の促進に関する意見書（案）

国営川辺川総合土地改良事業は、球磨北部地域における将来の農業振興の基礎となる水源の確保と基盤整備を目指し、関係7市町村（現6市町村）で広域的な連携のもと、事業を推進してまいりました。

当事業は、安定したかんがい用水の確保により、農業生産性の向上と担い手の育成、広域的な営農団地の形成等、地域にとって不可欠な事業であり、農家の期待も極めて大きいものであります。しかしながら、平成15年5月16日福岡高裁において、国側敗訴の控訴審判決が言い渡されました。

現在、計画見直しによる新利水計画について、関係者間で協議がなされておりますが、川辺川ダムに水源を依存しない案である「既設導水路活用案」が、安くて安定した水を一日でも早く農家に届けるという地域の要望に沿ったものとなっております。

特に受益地区内におきまして暫定水源を活用したモデル事業が進められており、農家からも本格的な水源確保が強く望まれております。

以上のことから、国、県におかれましては、この事業を完遂するため、農家及び関係市町村と連携を図り、国営川辺川総合土地改良事業の促進により、国営事業及び関連事業の推進を図っていただきますよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月25日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

内閣総理大臣	鳩山由紀夫様
副総理・財務・経済財政担当大臣	菅直人様
農林水産大臣	赤松広隆様
熊本県知事	蒲島郁夫様

---

意見第23号

国営川辺川総合土地改良事業の促進に関する意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成22年3月25日

人吉市議会議長 大王英二様

提出者 人吉市議会議員

簀毛正勝	田中哲
井上光浩	松岡隼人
下田代勝	豊永貞夫
川野精一	三倉美千子
仲村勝治	永山芳宏
森口勝之	松田茂
西信八郎	福屋法晴
村上恵一	笹山欣悟
立山勝徳	山下幸一

---

以上でございます。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大王英二君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

ここで、本件については討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。

13番議員の発言を許可いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君）（登壇） 意見第23号国営川辺川総合土地改良事業の促進に関する意見書案に反対の立場から討論を行います。

国営川辺川総合土地改良事業をめぐる状況については、議第12号での討論で述べさせていただきました。

このような状況の中で、人吉市議会がこの意見書案を採択することは、水利権に対する認識不足を露呈するとともに、土地改良事業の精神を踏みにじり、大幅にふえる負担金を農家に押しつけようとするものです。

さらには、本当に水が必要なところへ水を届けることが大切ですが、そのような地域の実情に合った利水事業をおくらせてしまうことにもなります。

このような状況をしっかりと認識し、人吉市議会の見識が疑われないようにすべきだと思います。

以上のような思いを述べ反対討論とします。

○議長（大王英二君） 以上で討論を終了します。

お諮りいたします。意見第23号については、委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決いたします。採決は起立採決といたします。

意見第23号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（大王英二君） 起立多数。

よって、意見第23号は原案のとおり可決いたしました。

---

追加日程 意見第24号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書

○議長（大王英二君） 次に、意見第24号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。

○1番（松岡隼人君）（登壇） 提案理由の説明は、意見書案の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案 朗読）

---

意見第24号

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書（案）

我が国には、永住権を持つ外国人が約91万人生活しており、地域に密接な関係を持つに至っていることから、これら外国人に対し地方公共団体の意思決定に参加させるべきであるとして、これまでしばしば、永住外国人に対する地方参政権付与について議論がなされてきたところである。

現在、政府与党は、永住外国人への地方参政権を付与する法案を、国会に提出し成立を目指す動きがある。

しかし、日本国憲法は、第15条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また、第93条第2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定しており、さらに、同項中の「住民」の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所判例は、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味する者と解するのが相当である」としていることから、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは、憲法上問題があると言わざるを得

ない。

また、先進8カ国（G8）を見ても、ロシアを除く7カ国は、国として永住外国人に地方参政権を付与していない。

一方、国籍法は、第4条において、「日本国民でない者は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる」と規定しており、永住外国人が、憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法の定める帰化によるべきものとする。

よって、国におかれては、永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月25日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫様
総務大臣	原口一博様
法務大臣	千葉景子様
外務大臣	岡田克也様

意見第24号

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書（案）の提出について  
地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成22年3月25日

人吉市議会議長 大王英二様

提出者 人吉市議会議員

川野精一	森口勝之
箕毛正勝	松田茂
井上光浩	下田代勝
西信八郎	山下幸一
田中哲	仲村勝治
三倉美千子	永山芳宏
福屋法晴	村上恵一

以上です。

○議長（大王英二君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

お諮りいたします。意見第24号については、委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決いたします。採決は起立採決といたします。

意見第24号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（大王英二君） 起立多数。

よって、意見第24号は原案のとおり可決いたしました。

---

---

○議長（大王英二君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

ここで、あえて執行部に申し上げます。

本3月定例議会におきましては、特に一般質問、質疑、また委員会付託、委員会審査、そして本日の緊急質問等にありますように、議案上程のあり方、そして議会議決後の予算の執行、また管理体制等について、さまざまに議論をされております。また、多くの課題も残っております。

上程されます議案は、市民生活の向上はもとより、将来の人吉市の指針となるものであります。そのことをしっかりと受け止めていただき、法にかなない、理にかなない、そして情にかなう、そういった提案の在り方、また執行体制をやっていただくことを、議長としてあえて申し上げさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

---

#### 発言の申し出

○議長（大王英二君） ここで、3月31日付けで退職されます職員の方から挨拶の申し出があつておりますので、これを許可いたします。

○市民部長（浦川康徳君）（登壇） こんにちは。皆様方には、大変お疲れのところ、また貴重な時間を、私たち退職者にごあいさつの機会を与えていただき、誠にありがとうございます。

私、昭和47年4月17日、当時の管財課に臨時補助員として入庁以来38年間、大過なく定年

退職の日を迎えることができますのも、これも一重に歴代の市長を初め、歴代の議員の皆様方、先輩、同僚、後輩職員の皆様方、そして38年の間、所属いたしましたそれぞれの部署でいろんな場面でかかわっていただきましたすべての皆様方の御指導・御鞭撻・御支援のおかげと深く感謝いたしております。

この38年間、多くの方々に支えられ、見守られながら、このように恵まれた環境の中で、楽しく仕事ことができましたこと、本当に幸せ者だと思っております。このことに対しましても、重ねて心から御礼申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。

退職後は、第二の人生に向かって歩き始めますが、皆様には引き続き御厚情賜りますようよろしくお願いいたします。

最後に、本市のますますの発展と、田中市長初め、議員の皆様、職員の皆様方の今後ますますの御健勝・御活躍を祈念申し上げごあいさつとさせていただきます。

長い間、本当にありがとうございました。（拍手）

○健康福祉部長（尾方 篤君）（登壇） あいさつの時間をいただき、誠にありがとうございます。

まずもって、42年間勤務をさせていただきましたことにつきまして、議会を初め、市長並びに職員の方々、それに市民の皆様方に厚く厚く御礼を申し上げたいというふうに思っております。

42年間の中にはいろいろなことがありましたが、家庭をもち、子どもも成長しまして、孫も授かり、曲がりなりにも現在の生活ができたことに感謝を申し上げたいと思います。

昭和43年に4月に入庁をいたしました。学生服に自転車通勤、日給500円、ラーメンが70円という時代でしたが、何かしら心の中にはいつもほのぼのとした気持ちがあったように記憶をいたしております。

市民課に配属になり、商工観光、税務、福祉、環境、最終的には福祉関係が長かったように思います。市の行政に私が何をなし得たのか顧みますと、ただただお詫びの言葉と懲戒処分が残っただけと思っております。

議会での答弁も5年間経験をさせていただきましたが、毎回毎回、身がやせ細る思いでございました。しかし、議員各位、それに職員の方々の後押しをしていただき、どうにか職責を全うすることができました。

4月からは自由の身になります。川柳で申し上げますと、「朝起きて 役所に行くのが一仕事」というような心境から解き放たれて、ひたすらメタボリックシンドロームに向けて邁進をしたいというふうに考えております。

また、毎朝、妻と二人で、人吉市元職員綱領を唱和をし、GNPに向かって過ごしていきたいというふうに考えております。

今後、自治体経営は非常に厳しい状況が続くことは明らかでございます。議員の皆さん初

め、執行部の方々が健康で笑顔あふれる人吉のまちづくりに、また市政発展のために御活躍をいただきますよう御祈念を申し上げまして、退任のあいさつとさせていただきます。

長い間、大変御世話になりました。（拍手）

○**経済部長（井上修二君）**（登壇） 大変お疲れのところ、退職にあたり、あいさつの機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

私、昭和52年に入庁し、役所生活33年間のうち、26年以上の長きにわたり、財政関係の仕事に従事させていただきました。この間、70年代不況、バブル経済、そしてバブル崩壊、市町村合併問題、三位一体の改革と、世の中がめまぐるしく変化してきた時代の中において、永田市長をはじめ、福永市長、そして田中市長のもとで、財政運営に対する考え方や、行政に関し自分の考え方を持てるまでに育てていただくなど、数多くのことを御教授いただきましたことに対しまして、この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。

また、長き財政生活においては、予算、決算並びに中期財政計画の見通しなど、数多くの苦労もございましたが、それ以上にやり遂げたことによる達成感というもの、仕事をより楽しいものとさせていただいたという思いでございます。これも一重に議員の皆様を初め、諸先輩、そして職員の皆様の温かい御支援と御指導のたまものであったと感謝を申し上げます。

退職後は、貝原益軒の養生訓にあります「心は楽しむべき 身は労すべし」という言葉どおり、精神的にリラックスして楽しみ、のんびりとするのではなく、体をしっかりと動かして、健康に留意したいと存じます。

最後になりますが、今年には本市にとりまして、大変重要な年と考えます。今、何をなすべきか、議員の皆様を初め、市長並びに職員の皆様の御活躍を心から御祈念いたしまして、退職のあいさつとさせていただきます。

長い間、大変御世話になりました。ありがとうございます。（拍手）

○**道路河川課長（有田健一君）**（登壇） 議員の皆様には、大変お疲れのところ、また貴重な時間をいただき、あいさつの機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

私は、34年間、人吉市職員としまして奉職をさせていただきました。思い起こしますと、公共下水道の整備や市営団地の建設が盛んに行われているころ入庁し、以来、下水道、上水道を初め、一般土木の業務を皆様の力をお借りしながら携わったことが思い出されます。その間、大過なく過ごさせていただきましたのも、議員の皆様を初め、市長、職員の皆様、市民の皆様の御指導・御支援のたまものでございます。心より感謝の気持ちを申し上げます。

これからは、第二、第三の人生を切り開き、楽しく精いっぱい過ごしてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、皆様方の御健勝と御活躍を御祈念申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

本当に長い間、ありがとうございました。（拍手）

○農業委員会事務局長（靄崎晴美君）（登壇） 皆さん、こんばんはでよろしいのでしょうか。

それでは、議員の皆様方には大変お疲れのところ、あいさつの機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、私、3月31日をもちまして、33年間奉職させていただきました市役所を退職することになりました。

顧みますと、農林業関係の業務一筋に携わらせていただきましたことを大変光栄に思っております。非常に農林業情勢が厳しい中、何と申しますか、後ろ髪を引かれる思いもありますが、また辞めてからでも協力はできるんだという気持ちは持っていきたいと考えております。勤める間、その間、それぞれの立場におきまして、多くの方々と巡り会い、そしていろいろ経験をさせていただきました。このことはひとえに議員の皆様方、市長、職員の皆様、市民の皆様方の御指導のたまものと心から感謝申し上げます。

このような場で申し上げることは適切ではないかと思いますが、私たちの同期であった、平成11年6月に志半ばに病に倒れ他界しました中村哲男君、通称てっちゃんへ、みんな無事に健康で退職することができることを伝えると、きっと天空のかなたで喜んでくれることと思います。「よかったなあ。少しはゆっくりしないよ」との声が聞こえてきそうな気がします。

今後は、一市民として、健康に留意しつつ、自分にできることで市政発展のために協力してまいりたいと考えております。

最後になりましたが、人吉市のますますの発展と議員の皆様方を初め、市長、職員の皆様、市民の皆様の御健勝と御活躍を御祈念申し上げまして、退職のあいさつとさせていただきます。

長い間、本当にありがとうございました。（拍手）

○経済部次長（蓑毛幸一君）（登壇） 皆様には、大変お疲れのところ、あいさつの機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

この度、39年6カ月の奉職をもって、3月31日付けで退職することになりました。

振り返ってみますと、建設部時代は、鹿目に通じます市道の整備計画、駒井田町のJR線とのアンダー計画変更と着工、大橋の国土交通省協議、そして経済部時代には、圃場整備、川辺川利水、そしてかんがい配水など多くの事業に携わらせていただきました。その時々におきまして、逃げたくなるような悩みや苦しみもございました。しかし、今に至りますと、そのことが貴重な体験となり、知識となり、普通得ることのできない人生上における宝のような感じさえもいたしておるところでございます。

この間、議員の皆様を初め、市長、職員の皆様、そして市民の皆様の御支援・御指導・御

鞭撻のお陰をもちまして、現在を迎えることができました。心からお礼を申し上げます。

今後は、新しいなりわいを身につけるための学びを行いながら、一市民として微力ではございますけれども、地域活動などのお役に立つよう努めてまいりたいと思っております。

最後になりましたが、皆様方の御健勝と御活躍を心からお祈り申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。

長い間、ありがとうございました。（拍手）

○議長（大王英二君） 3月31日をもって、退職されます職員の皆様、本当に長い間、大変御苦労さまでした。

---

○議長（大王英二君） 以上をもって、平成22年第1回人吉市議会定例会を閉会いたします。  
どうもお疲れさまでした。

午後6時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 大 王 英 二

人吉市議会議員 松 岡 隼 人

人吉市議会議員 井 上 光 浩